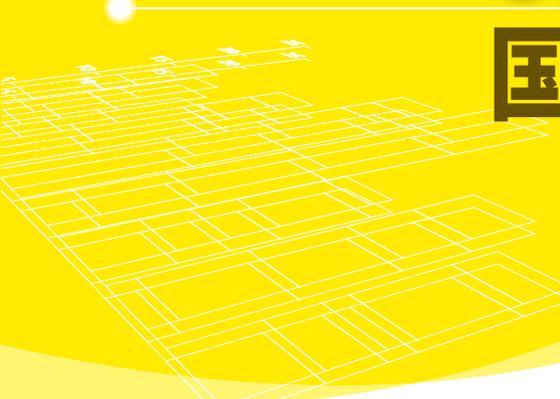




# Databook of International 2018 Labour Statistics

データブック

## 国際労働比較



Economy  
and Business •  
Worklife and Welfare  
• Population and Labour  
Force • Employment Structure •  
Unemployment, Unemployment Insurance and Employment  
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and  
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and  
Occupational Accidents • Education and Human Resources  
Development **JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA  
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA  
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.**



●データブック●  
**国際労働比較**

**Databook of International Labour Statistics**

2018

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
**Japan Institute for Labour Policy and Training**

# は し が き

IoT、AI、ビッグデータなどデジタルライゼーションの動向に関心が集まっています。これまで遠い未来のことと思われていた世界が急に身近に感じられるようになりました。技術革新に伴う雇用の展望に関しては、楽観論、悲観論を交えて見方はさまざまですが、労働をとりまく世界も新たな時代を迎えつつあるように感じます。一方で、シェアリング・エコノミーなどの新しいビジネスモデルの出現は、従来の法的枠組みでは対応できない問題を顕在化させました。特にアジア等における新興諸国においては、従来先進工業国がたどってきた発展プロセスを経ず、一足飛びに最新のビジネスモデルを導入する動きが見て取れます。産業構造の急激な変化は、就業構造に今後どのような影響を与えていくのでしょうか。

わが国では政府主導による働き方改革の議論が始まっています。未来の社会を担う子どもたちのためにも、持続可能なよりよい社会の構築を目指した議論が望まれるところです。そのためには、正確かつ客観的なデータに基づく議論が必要となります。

本書は、こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえ、政策課題の共通化がますます進む労働問題、雇用問題について、日本と諸外国の実態がわかりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年刊として、すでに18年にわたり刊行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等国际機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努力しています。また、数値統計情報だけでなく、各国の主要な政策・制度を比較するのに便利な国際比較制度表に注力しているのも近年の特徴です。必要な時にいつでもご活用いただける統計集を目指し、本書の改善に引き続き努めて参る所存です。

今後ともご愛読のほど、よろしくお願いたします。

平成30年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
調査部長 天瀬 光二

## 凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下の通り。
  - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
  - 該当数値がないことを示す。
  - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、資料出所として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域・組織名の略号である。

国・地域名	略号	ユーロ圏	EU (加盟年)	OECD (加盟年)
Australia	AUS	—	—	○ (1971)
Austria	AUT	○ (1999)	EU-15 (1995)	○ (1961)
Belgium	BEL	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Brazil	BRA	—	—	—
Cambodia	KHM	—	—	—
Canada	CAN	—	—	○ (1961)
Chile	CHL	—	—	○ (2010)
China	CHN	—	—	—
Croatia	HRV	—	EU-28 (2013)	—
Czech Republic	CZE	—	EU-21 (2004)	○ (1995)
Denmark	DNK	—	EU-15 (1973)	○ (1961)
Estonia	EST	○ (2011)	EU-21 (2004)	○ (2010)
Finland	FIN	○ (1999)	EU-15 (1995)	○ (1969)
France	FRA	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Germany	DEU	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Greece	GRC	○ (2001)	EU-15 (1981)	○ (1961)
Hong Kong	HKG	—	—	—
Hungary	HUN	—	EU-21 (2004)	○ (1996)
Iceland	ISL	—	—	○ (1961)
India	IND	—	—	—

国・地域名	略号	ユーロ圏	EU (加盟年)	OECD (加盟年)
Indonesia	IDN	—	—	—
Ireland	IRL	○ (1999)	EU-15 (1973)	○ (1961)
Israel	ISR	—	—	○ (2010)
Italy	ITA	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1962)
Japan	JPN	—	—	○ (1964)
Korea, Republic of	KOR	—	—	○ (1996)
Latvia	LVA	○ (2014)	EU-28 (2004)	○ (2016)
Lithuania	LTU	○ (2015)	EU-28 (2004)	—
Luxembourg	LUX	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
Malaysia	MYS	—	—	—
Mexico	MEX	—	—	○ (1994)
Netherlands	NLD	○ (1999)	EU-15 (1958)	○ (1961)
New Zealand	NZL	—	—	○ (1973)
Norway	NOR	—	—	○ (1961)
Philippines	PHL	—	—	—
Poland	POL	—	EU-21 (2004)	○ (1996)
Portugal	PRT	○ (1999)	EU-15 (1986)	○ (1961)
Russian Federation	RUS	—	—	—
Singapore	SGP	—	—	—
Slovakia	SVK	○ (2009)	EU-21 (2004)	○ (2000)
Slovenia	SVN	○ (2007)	EU-21 (2004)	○ (2010)
Spain	ESP	○ (1999)	EU-15 (1986)	○ (1961)
Sweden	SWE	—	EU-15 (1995)	○ (1961)
Switzerland	CHE	—	—	○ (1961)
Taiwan	TWN	—	—	—
Thailand	THA	—	—	—
Turkey	TUR	—	—	○ (1961)
United Kingdom	UK	—	EU-15 (1973)	○ (1961)
United States	USA	—	—	○ (1961)
Viet Nam	VNM	—	—	—

(注) EU-28 は上記以外にブルガリア、キプロス、マルタ、ルーマニアを含む。ユーロ圏はキプロス、マルタを含む。ラトビアは2016年7月にOECD加盟。

# 目 次

## 1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの名目国内総生産（GDP）	27
第1-4表	一人当たりの国民所得	28
第1-5表	雇用者報酬	29
第1-6表	経済活動別国内総生産	30
第1-7表	国内総生産の構成（支出側、名目）	32
第1-8表	国内総生産の構成（生産側、名目）	33
第1-9表	国民貯蓄率	34
第1-10表	鉱工業生産指数	35
第1-11表	経常収支・貿易収支	36
第1-12表	対内直接投資額（フロー）	37
第1-13表	対外直接投資額（フロー）	38
第1-14表	為替レート	39
第1-15表	生産者物価指数	40
第1-16表	消費者物価指数	41
第1-17表	購買力平価	42
第1-18表	物価水準（GDPベース）	42
第1-19表	内外価格差及び購買力平価	43
第1-20表	労働生産性水準	44
第1-21表	労働分配率	45
第1-22表	時間当たり労働生産性上昇率	46

## 2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2-2	人口増加率	50
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2-4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	(参考表) 日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口 (15歳未満人口)	57
第2-4表	生産年齢人口 (15~64歳人口)	58
第2-5表	老年人口 (65歳以上人口)	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	(参考表) 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率 (15~64歳)	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口 (ストック)	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者 (インフロー)	83
第2-16表	外国人労働力人口 (ストック)	84

### 3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	99
第3-3表	産業別雇用者数	100
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	120

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-12表	従業員の勤続年数	123
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-14表	高齢者の退職年齢	125
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	126
第3-16表	公共職業安定業務	127
第3-17表	労働者派遣事業	128
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	133

#### 4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	137
4-2	失業率（各国公表値）	138
4-3	長期失業者の割合	139
第4-1表	調整失業率	140
第4-2表	失業率（各国公表値）	141
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	142
第4-4表	年齢階級別失業率	145
第4-5表	長期失業者の割合	146
第4-6表	失業期間別構成比	147
第4-7表	失業者の定義	148
第4-8表	失業保険制度	150
第4-9表	失業給付受給者数	154
第4-10表	雇用調整速度	155
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	156
第4-12表	高齢者の就業促進施策	160
第4-13表	解雇法制	163

#### 5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	169
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	170
5-3	年齢階級別賃金格差	171
5-4	勤続年数別賃金格差	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174
第5-3表	産業別賃金	176

第5-4表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	177
第5-5表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	177
第5-6表	単位労働費用	178
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	179
第5-8表	労働費用（製造業）	180
第5-9表	労働費用費目別構成（製造業）	181
第5-10表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	182
第5-11表	男女間賃金・勤続年数格差	183
第5-12表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	183
第5-13表	年齢階級別賃金格差	184
第5-14表	勤続年数別賃金格差	186
第5-15表	規模間賃金格差	188
第5-16表	所得のジニ係数	188
第5-17表	五分位階級所得割合	189
第5-18表	相対的貧困率 （参考表）日本の相対的貧困率	190
第5-19表	最低賃金制度	191
第5-20表	最低賃金額の推移	199

## 6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	203
6-2	年間休日数	204
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	205
第6-2表	週労働時間	207
第6-3表	長時間労働の割合（就業者）	209
第6-4表	年間休日数	210
第6-5表	法定祝日	211
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	212

## 7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	223
7-2	労働争議による労働損失日数	224
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	225
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	226
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	227
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	229

第7-5表	労働災害の度数率	231
-------	----------	-----

## 8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育への進学率（大学型高等教育機関）	235
第8-1表	高等教育への進学率	236
第8-2-1表	日本の学校系統図	238
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	239
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	240
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	241
第8-2-5表	フランスの学校系統図	242
第8-2-6表	中国の学校系統図	243
第8-2-7表	韓国の学校系統図	244
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	245
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	246

## 9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	259
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	260
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	261
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	262
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	263
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	264
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	265
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	266
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	267
第9-5表	国民負担率（対国民所得比）	267
第9-6表	公的社会支出（対GDP比）及びその内訳	268
第9-7表	GDPに占める労働市場政策への公的支出	269
第9-8表	公的年金等制度	270
第9-9表	企業年金等制度	273
第9-10表	社会保障負担料率	275
第9-11表	公的扶助制度・支援政策等	276
第9-12表	育児休業制度	283
第9-13表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	286
第9-14表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	288
第9-15表	障害者雇用対策	289

第9-16表	一日当たり生活時間配分	292
第9-17表	生活・社会・文化水準	293
第9-18-1表	生活時間（正規雇用者）	294
第9-18-2表	生活時間（非正規雇用者）	295
第9-18-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	296
第9-19表	ジェンダー不平等指標（GII）	297

## 参考

労働統計機関一覧	301
付表 ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について	306

# TABLE OF CONTENTS

## 1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates	26
Table 1-3	Nominal GDP per capita	27
Table 1-4	National income per capita	28
Table 1-5	Compensation of employees	29
Table 1-6	GDP by economic activity	30
Table 1-7	GDP by expenditure approach	32
Table 1-8	GDP by production approach	33
Table 1-9	National savings rates	34
Table 1-10	Industrial production indices	35
Table 1-11	Current account and trade balance	36
Table 1-12	FDI Inward flows	37
Table 1-13	FDI Outward flows	38
Table 1-14	Exchange rates	39
Table 1-15	Producer price indices	40
Table 1-16	Consumer price indices	41
Table 1-17	Purchasing power parities (PPPs)	42
Table 1-18	Comparative price levels	42
Table 1-19	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)	43
Table 1-20	Labour productivity levels	44
Table 1-21	Labour share	45
Table 1-22	Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	46

## 2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan	55
Table 2-2	Population growth rates	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy	64
Table 2-9	Total fertility rates	65

Table 2-10	Labour force .....	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group .....	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old .....	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group .....	78
Table 2-14	Stock of foreign population .....	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers .....	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force .....	84

### 3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity .....	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment .....	99
Table 3-3	Employees by economic activity .....	100
Table 3-4	Total employment by occupation and sex .....	107
Table 3-5	Occupational composition of employment .....	115
Table 3-6	Employment by professional status .....	116
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment .....	117
Table 3-8	Women's share in part-time employment .....	119
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment .....	120
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group .....	121
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce .....	122
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group .....	123
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old .....	124
Table 3-14	Retirement age .....	125
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates .....	126
Table 3-16	Public employment security services .....	127
Table 3-17	Temporary employment agency services .....	128
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age .....	133

#### 4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	140
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	141
Table 4-3	Unemployment by age group	142
Table 4-4	Unemployment rates by age group	145
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	146
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	147
Table 4-7	Definitions of unemployed	148
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	150
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	154
Table 4-10	Employment adjustment speed	155
Table 4-11	Reemployment support programs, employment adjustment subsidies	156
Table 4-12	Measures to promote the employment for older persons	160
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal	163

#### 5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	173
Table 5-2	Wages, manufacturing	174
Table 5-3	Wages by economic activity	176
Table 5-4	Annual hourly earnings indices, manufacturing	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	177
Table 5-6	Unit labour costs	178
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	179
Table 5-8	Labour costs, manufacturing	180
Table 5-9	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing	181
Table 5-10	Indices of hourly compensation costs in manufacturing	182
Table 5-11	Gender wage and job tenure gap	183
Table 5-12	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	183
Table 5-13	Wage gap by age group	184
Table 5-14	Wage gap by length of service	186
Table 5-15	Wage gap by establishment size	188
Table 5-16	Gini coefficients of income inequality	188
Table 5-17	Income share by quintiles	189
Table 5-18	Percentage of people with an income below 50% of median income	190
	Reference table: Japan's relative poverty rates	190
Table 5-19	Minimum wage-fixing mechanisms	191
Table 5-20	Changes in the minimum wage	199

## 6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment .....	205
Table 6-2	Hours of work per week .....	207
Table 6-3	Proportion of workers working 49 hours or more per week .....	209
Table 6-4	Number of annual holidays .....	210
Table 6-5	Legal holidays .....	211
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangements .....	212

## 7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics) ..	225
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database .....	226
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked .....	227
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost .....	229
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents .....	231

## 8. Education and Human Resources Development

Table 8-1	Entry rates into tertiary education .....	236
Table 8-2-1	School system, Japan .....	238
Table 8-2-2	School system, USA .....	239
Table 8-2-3	School system, UK .....	240
Table 8-2-4	School system, Germany .....	241
Table 8-2-5	School system, France .....	242
Table 8-2-6	School system, China .....	243
Table 8-2-7	School system, Republic of Korea .....	244
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training .....	245
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth .....	246

## 9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side .....	260
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose .....	261
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose .....	262
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan) .....	263
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households) .....	264

Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households) .....	265
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households) .....	266
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs .....	267
Table 9-5	Tax and social security burden as a percentage of national income ...	267
Table 9-6	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP .....	268
Table 9-7	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP .....	269
Table 9-8	Public pension schemes .....	270
Table 9-9	Corporate pension schemes .....	273
Table 9-10	Employer-employee social security rates .....	275
Table 9-11	Public assistance systems .....	276
Table 9-12	Childcare leave schemes .....	283
Table 9-13	Financial support for childcare, including child benefits .....	286
Table 9-14	Childcare services (availability of childcare facilities for preschool children) .....	288
Table 9-15	Employment measures for the disabled .....	289
Table 9-16	Main structure of daily average time use .....	292
Table 9-17	Indicators of national power and social infrastructure .....	293
Table 9-18-1	Workday/Holiday time use (regular employees) .....	294
Table 9-18-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees) .....	295
Table 9-18-3	Workday/Holiday time use (employees) .....	296
Table 9-19	Gender Inequality Index .....	297

# 国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

## 1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

## 2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金についても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

## 3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものともみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

#### 4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

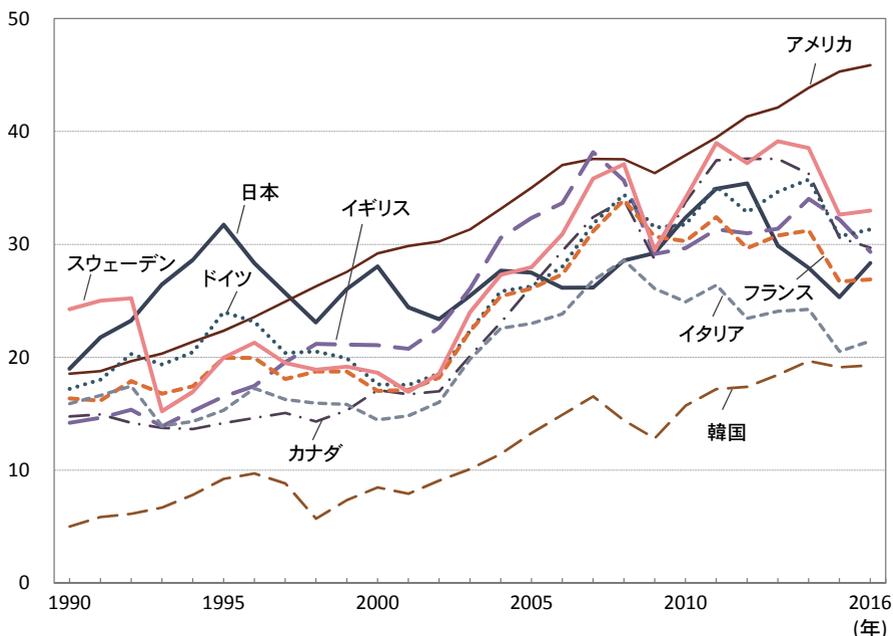
# 1. 經濟・經營

**Economy and Business**



## 1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-4表 一人当たりの国民所得」(p.28)を参照。

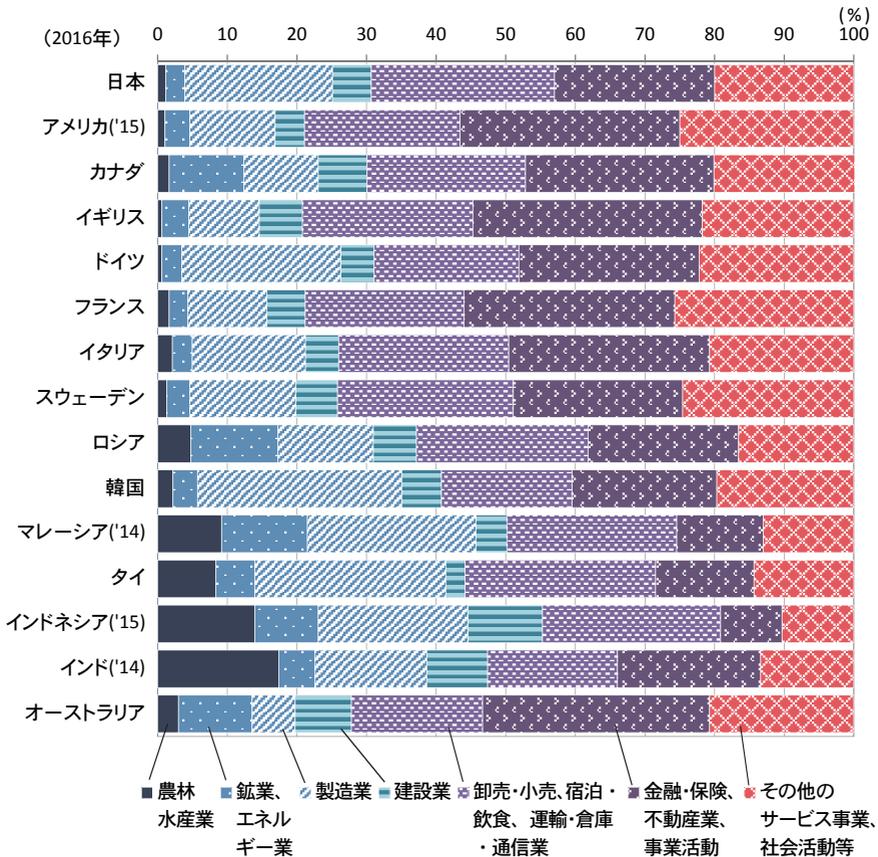
国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかで最高水準で推移した。

1998~2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記9か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年にアメリカ、スウェーデン、カナダに次ぐ第4位の水準に回復した後、2013年以降は円安の影響で再び減少していたが、2016年は上昇に転じた。

1 経済・経営

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

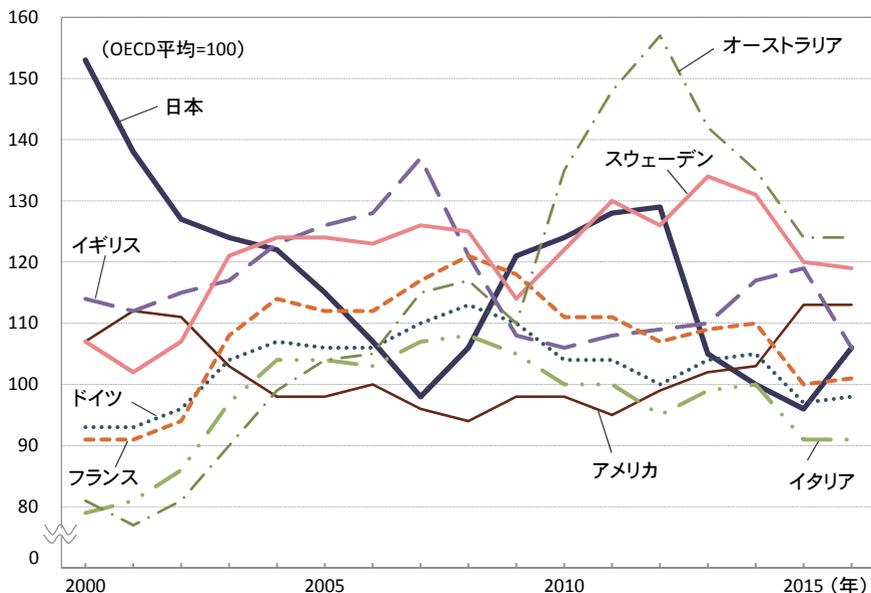


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-6表 経済活動別国内総生産」(p.30)を参照。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ベティール・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアなどの発展途上国をみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

## 1-3 物価水準（GDPベース）



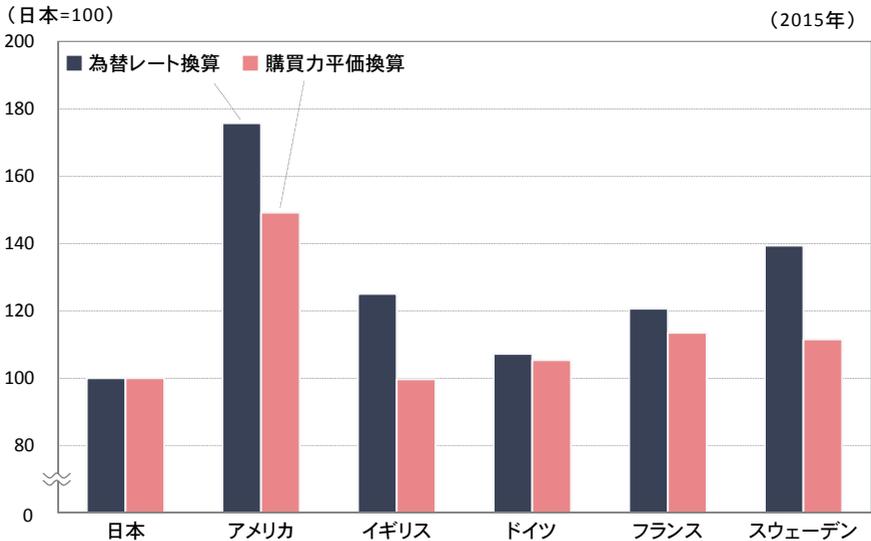
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-18表 物価水準(GDPベース)」(p.42)を参照。

上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。2000年代初めに主要国の中で最も高かった我が国の物価水準は下がり続け、2007年には当時のアメリカ並みの低水準を記録した。2012年にかけて上昇した後は再び下がり、2015年にはイタリアに次ぐ低さとなった。2016年は4年ぶりに上昇している。

ここで使用した物価水準は、基準時点(2014年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。例えば、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となる。この購買力平価と為替レートの比が大きいくほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフにあらわされている。

# 1 経済・経営

## 1-4 労働生産性水準



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-20表 労働生産性水準」(p.44)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

日本の購買力平価換算での労働生産性水準は、上記6か国中、イギリスを除く各国の水準より低い。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点はいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産  
Table 1-1: Nominal GDP

	2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016
(各国通貨, 原則100億単位)	(in national currency, 10 Billion)						
日本(兆/Trillion)	JPN	524	500	495	503	514	532
アメリカ	USA	1,309	1,496	1,616	1,669	1,743	1,812
カナダ	CAN	142	166	182	190	199	204
イギリス	UK	139	158	169	175	184	189
ドイツ	DEU	230	258	276	283	293	304
フランス	FRA	177	200	209	212	215	p 219
イタリア	ITA	149	160	161	160	162	p 168
スウェーデン	SWE	291	352	368	377	394	420
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	Euro Area	846	955	984	993	1,016	1,052
ロシア	RUS	* 2,328	* 4,988	6,816	7,313	7,920	8,323
中国	CHN	1,892	4,107	5,410	5,970	6,472	* 7,463
香港	HKG	141	178	204	214	226	* 249
韓国(兆/Trillion)	KOR	920	1,265	1,377	1,429	1,486	p 1,637
シンガポール	SGP	21	32	36	38	39	* 41
マレーシア	MYS	56	82	97	102	111	* 123
タイ	THA	761	1,081	1,236	1,292	1,320	* 1,437
インドネシア(10兆/10Trillion)	IDN	302	686	862	955	1,057	* 1,241
フィリピン	PHL	568	900	1,056	1,154	1,263	* 1,448
インド(兆/Trillion)	IND	37	78	99	112	124	137
オーストラリア	AUS	100	141	153	160	162	166
ニュージーランド	NZL	16	20	22	23	24	* 27
ブラジル	BRA	217	389	481	533	578	* 627
(USドル換算, 100億)	(in U.S. dollars, 10 Billion)						
日本	JPN	476	570	620	516	485	439
アメリカ	USA	1,309	1,496	1,616	1,669	1,743	1,812
カナダ	CAN	117	161	182	184	180	156
イギリス	UK	252	244	266	274	302	289
ドイツ	DEU	286	342	354	375	389	338
フランス	FRA	220	265	268	281	285	p 243
イタリア	ITA	185	213	207	213	215	183
スウェーデン	SWE	39	49	54	58	57	50
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	Euro Area	1,052	1,265	1,264	1,319	1,348	1,166
ロシア	RUS	* 82	* 164	221	230	206	137
中国	CHN	231	607	857	964	1,053	* 1,123
香港	HKG	18	23	26	28	29	* 32
韓国	KOR	90	109	122	131	141	p 141
シンガポール	SGP	13	24	29	30	31	* 30
マレーシア	MYS	15	26	31	32	34	* 30
タイ	THA	19	34	40	42	41	* 41
インドネシア	IDN	31	76	92	92	89	* 93
フィリピン	PHL	10	20	25	27	28	* 30
インド	IND	83	171	183	186	204	209
オーストラリア	AUS	76	130	159	154	146	125
ニュージーランド	NZL	11	15	18	19	20	* 18
ブラジル	BRA	89	221	246	247	246	* 180

\*…推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在

その他の国及び為替レート:IMF Database (<http://data.imf.org/>) 2017年12月現在

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2015年1月1日現在, 19か国が参加。

## 1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
(名目/nominal)									
日本	JPN	0.6	2.2	-1.8	0.7	1.7	2.1	3.5	1.2
アメリカ	USA	6.7	3.8	3.7	4.1	3.3	4.4	4.0	2.8
カナダ	CAN	6.4	6.0	6.5	3.0	4.1	4.9	0.2	2.0
イギリス	UK	5.8	3.3	3.5	3.1	4.0	4.8	2.8	3.8
ドイツ	DEU	1.3	4.9	4.8	2.0	2.5	3.8	3.8	3.3
フランス	FRA	3.6	3.1	3.0	1.3	1.4	1.5	p 2.2	p 1.6
イタリア	ITA	2.9	2.0	2.1	-1.5	-0.5	1.1	1.9	1.7
スウェーデン	SWE	3.6	7.0	3.9	0.8	2.3	4.4	6.7	4.9
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	Euro Area	3.6	2.8	2.6	0.4	1.0	2.2	3.5	2.6
ロシア	RUS	* 26.9	* 19.3	20.9	13.1	7.3	8.3	5.1	3.4
中国	CHN	16.3	17.4	18.3	11.3	10.3	8.4	8.0	* 6.8
香港	HKG	7.2	7.1	8.9	5.3	5.0	5.7	6.1	* 3.9
韓国	KOR	5.0	9.9	5.3	3.4	3.8	4.0	5.3	p 4.7
シンガポール	SGP	9.9	15.2	7.5	4.2	4.8	3.1	4.5	* 0.5
マレーシア	MYS	10.3	11.6	11.0	6.5	4.9	8.6	4.6	* 6.3
タイ	THA	9.5	11.9	4.6	9.3	4.6	2.2	3.6	* 5.1
インドネシア	IDN	20.8	14.2	14.1	10.0	10.8	10.7	9.1	* 7.6
フィリピン	PHL	10.9	12.2	7.8	8.8	9.3	9.5	5.4	* 8.7
インド	IND	13.9	20.2	12.2	13.8	13.0	10.8	9.9	11.0
オーストラリア	AUS	8.1	8.9	5.8	2.5	4.0	1.6	2.4	5.7
ニュージーランド	NZL	5.4	4.7	4.8	2.0	6.8	4.1	4.1	* 5.5
ブラジル	BRA	10.9	16.6	12.6	10.0	10.7	8.4	3.8	* 4.4
(実質/real)									
日本	JPN	1.7	4.2	-0.1	1.5	2.0	0.4	1.4	0.9
アメリカ	USA	3.3	2.5	1.6	2.2	1.7	2.6	2.9	1.5
カナダ	CAN	3.2	3.1	3.1	1.7	2.5	2.9	1.0	1.4
イギリス	UK	3.1	1.7	1.5	1.5	2.1	3.1	2.3	1.8
ドイツ	DEU	0.7	4.1	3.7	0.5	0.5	1.9	1.7	1.9
フランス	FRA	1.6	2.0	2.1	0.2	0.6	0.9	p 1.1	p 1.2
イタリア	ITA	0.9	1.7	0.6	-2.8	-1.7	0.1	1.0	0.9
スウェーデン	SWE	2.8	6.0	2.7	-0.3	1.2	2.6	4.5	3.2
ユーロ圏 <sup>1)</sup>	Euro Area	1.7	2.1	1.6	-0.9	-0.2	1.3	2.1	1.8
ロシア	RUS	* 6.4	* 4.5	4.3	3.7	1.8	0.7	-2.8	-0.2
中国	CHN	11.3	10.6	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9	* 6.7
香港	HKG	7.4	6.8	4.8	1.7	3.1	2.8	2.4	* 2.0
韓国	KOR	3.9	6.5	3.7	2.3	2.9	3.3	2.8	p 2.8
シンガポール	SGP	7.5	15.2	6.2	3.9	5.0	3.6	1.9	* 2.0
マレーシア	MYS	5.0	7.5	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0	* 4.2
タイ	THA	4.2	7.5	0.8	7.2	2.7	0.9	2.9	* 3.2
インドネシア	IDN	5.7	6.4	6.2	6.0	5.6	5.0	4.9	* 5.0
フィリピン	PHL	4.8	7.6	3.7	6.7	7.1	6.1	6.1	* 6.9
インド	IND	9.3	10.3	6.6	5.5	6.4	7.5	8.0	7.1
オーストラリア	AUS	2.8	2.5	3.9	2.6	2.6	2.4	2.8	2.0
ニュージーランド	NZL	3.3	1.0	2.7	2.5	1.9	p 3.1	p 3.3	* 3.1
ブラジル	BRA	3.2	7.5	4.0	1.9	3.0	0.5	-3.8	* -3.6

\*…推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年12月現在その他の国:IMF(2017.11) *World Economic Outlook, October 2017*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2015年1月1日現在, 19か国が参加。

第1-3表 一人当たりの名目国内総生産 (GDP)

Table 1-3: Nominal GDP per capita

	2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
(各国通貨, 原則1,000単位)	(in national currency, thousands)								
日本	JPN	4,102	3,907	3,844	3,879	3,949	4,039	4,186	4,242
アメリカ	USA	44.2	48.3	49.7	51.4	52.7	54.7	56.4	57.6
カナダ	CAN	43.9	48.9	51.5	52.5	54.0	56.0	55.6	56.1
イギリス	UK	22.9	25.2	25.8	26.5	27.3	28.4	29.0	29.9
ドイツ	DEU	28.3	32.1	33.7	34.3	35.0	36.2	37.3	38.1
フランス	FRA	28.1	30.8	31.5	31.8	32.1	32.4	p 33.0	p 33.3
イタリア	ITA	25.6	26.8	27.3	26.7	26.5	26.7	27.2	27.7
スウェーデン	SWE	322.0	375.3	387.0	387.1	392.7	406.0	428.6	443.9
ロシア	RUS	*162.2	*349.2	*421.7	*476.7	*510.4	*551.1	*568.9	*588.2
中国	CHN	14.3	30.8	36.3	39.9	43.7	47.1	50.1	—
香港	HKG	206.5	251.9	272.1	284.1	296.5	311.6	328.1	—
韓国(100万, million Won)	KOR	19.1	25.5	26.7	27.4	28.3	29.3	30.7	p 32.0
シンガポール	SGP	49.7	63.5	66.9	68.0	70.1	71.4	73.7	*73.2
マレーシア	MYS	20.5	28.7	31.4	32.9	33.7	36.0	37.1	—
タイ	THA	116.9	160.5	167.2	181.8	189.2	192.3	198.6	—
インドネシア	IDN	12.5	28.9	32.4	35.1	38.4	41.9	45.1	*48.0
(100万, million Rupiah)	PHL	66.6	97.2	103.1	109.4	117.5	126.2	130.4	*139.0
フィリピン	IND	33.1	64.8	71.8	80.7	*90.2	*98.6	—	—
インド	AUS	48.7	63.3	65.9	66.4	68.0	68.2	68.8	*71.7
オーストラリア	NZL	39.3	46.6	48.5	49.2	52.1	53.4	54.5	*56.3
ニュージーランド	BRA	11.7	19.9	22.2	24.2	26.5	28.5	29.3	*30.4
ブラジル	(in U.S. dollars, thousands)								
(USドル換算, 1,000ドル)	JPN	37.2	44.5	48.2	48.6	40.5	38.1	34.6	39.0
日本	USA	44.2	48.3	49.7	51.4	52.7	54.7	56.4	57.6
アメリカ	CAN	36.3	47.4	52.1	52.5	52.4	50.6	43.5	42.3
カナダ	UK	41.7	38.9	41.4	41.8	42.7	46.8	44.3	40.3
イギリス	DEU	35.2	42.6	46.8	44.1	46.5	48.0	41.3	42.2
ドイツ	FRA	34.9	40.7	43.8	40.9	42.6	43.0	p 36.5	p 36.9
フランス	ITA	31.8	35.5	37.9	34.4	35.1	35.4	30.2	30.7
イタリア	SWE	43.1	52.1	59.6	57.1	60.3	59.2	50.8	51.8
スウェーデン	RUS	*5.7	*11.5	14.4	*15.5	*16.0	*14.4	*9.3	*8.8
ロシア	CHN	1.7	4.5	5.6	6.3	7.1	7.7	8.0	—
中国	HKG	26.6	32.4	35.0	36.6	38.2	40.2	42.3	—
香港	KOR	18.6	22.1	24.1	24.2	25.9	27.8	27.1	p 27.5
韓国	SGP	29.9	46.6	53.2	54.4	56.0	56.3	53.6	*53.0
シンガポール	MYS	5.4	8.9	10.3	10.7	10.7	11.0	9.5	—
マレーシア	THA	2.9	5.1	5.5	5.9	6.2	5.9	5.8	—
タイ	IDN	1.3	3.2	3.7	3.7	3.7	3.5	3.4	*3.6
インドネシア	PHL	1.2	2.2	2.4	2.6	2.8	2.8	2.9	*2.9
フィリピン	IND	0.8	1.4	1.5	1.5	*1.5	*1.6	—	—
インド	AUS	37.2	58.1	67.9	68.7	65.7	61.4	51.7	*53.3
オーストラリア	NZL	27.7	33.6	38.3	39.9	42.7	44.3	38.0	*39.2
ニュージーランド	BRA	4.8	11.3	13.3	12.4	12.3	12.1	8.8	*8.7
ブラジル	* …推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value								

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「国民経済計算確報」,総務省(2017.4)「人口推計(各年10月1日現在)」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年12月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2017年12月現在

人口・為替レート:IMF Database (<http://data.imf.org/>) 2017年12月現在

第1-4表 一人当たりの国民所得<sup>1)</sup>

Table 1-4: National income per capita

	2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
(各国通貨, 原則1,000単位)	(in national currency, thousands)								
日本	JPN	3,031	2,841	2,788	2,824	2,915	2,958	3,065	3,084
アメリカ	USA	35.0	37.9	39.5	41.3	42.1	43.9	45.3	45.9
カナダ	CAN	31.9	34.8	37.0	37.6	38.7	40.1	39.1	39.4
イギリス	UK	17.8	19.2	19.6	19.6	20.1	20.7	21.1	21.7
ドイツ	DEU	21.1	24.0	25.3	25.6	26.1	26.9	27.7	28.3
フランス	FRA	21.0	22.9	23.3	23.1	23.2	23.5	p 24.1	p 24.3
イタリア	ITA	18.5	18.8	19.0	18.3	18.1	18.3	18.5	19.4
スウェーデン	SWE	209.0	245.7	253.0	251.9	254.8	264.4	275.3	282.5
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	*158.4	*338.1	408.6	461.0	492.4	534.2	565.1	584.0
中国 <sup>2)</sup>	CHN	14.2	30.7	36.0	39.8	43.4	47.1	49.7	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	207.6	257.2	279.5	288.2	302.2	318.0	334.2	349.3
韓国(100万, million)	KOR	13.6	18.2	19.0	19.6	20.2	20.7	21.6	p 22.4
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	46.4	63.1	65.1	65.5	67.8	69.5	70.4	70.8
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	18.8	27.8	30.6	31.7	32.6	34.8	36.1	—
タイ <sup>2)</sup>	THA	111.6	153.8	163.1	173.5	177.1	182.3	188.3	—
インドネシア <sup>2)</sup> (100万, million)	IDN	11.9	29.1	32.4	35.2	38.4	41.8	46.0	48.4
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	79.0	117.2	123.5	131.9	142.8	152.9	157.8	167.3
インド	IND	27.4	54.4	58.4	65.1	72.4	78.9	—	—
オーストラリア	AUS	33.8	45.0	47.8	47.9	48.5	48.3	47.9	50.2
ニュージーランド	NZL	26.4	31.7	33.2	33.7	36.0	p 36.7	p 52.2	*54.0
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	11.3	19.3	21.6	23.7	26.2	27.9	28.7	29.8
(USD換算, 1,000ドル)	(in U.S. dollars, thousands)								
日本	JPN	27.5	32.4	34.9	35.4	29.9	27.9	25.3	28.3
アメリカ	USA	35.0	37.9	39.5	41.3	42.1	43.9	45.3	45.9
カナダ	CAN	26.3	33.8	37.4	37.6	37.6	36.3	30.6	29.7
イギリス	UK	32.3	29.7	31.3	31.0	31.4	34.0	32.2	29.4
ドイツ	DEU	26.3	31.8	35.1	32.8	34.7	35.7	30.7	31.3
フランス	FRA	26.1	30.3	32.4	29.7	30.8	31.2	26.7	26.9
イタリア	ITA	23.0	24.9	26.4	23.5	24.1	24.3	20.5	21.4
スウェーデン	SWE	28.0	34.1	39.0	37.2	39.1	38.5	32.6	33.0
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	*5.6	*11.1	13.9	14.9	15.5	13.9	9.3	8.7
中国 <sup>2)</sup>	CHN	1.7	4.5	5.6	6.3	7.0	7.7	8.0	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	26.7	33.1	35.9	37.2	39.0	41.0	43.1	45.0
韓国	KOR	13.3	15.7	17.2	17.4	18.5	19.7	19.1	p 19.3
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	27.9	46.3	51.7	52.4	54.2	54.9	51.2	51.3
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	5.0	8.6	10.0	10.3	10.3	10.6	9.2	—
タイ <sup>2)</sup>	THA	2.8	4.9	5.4	5.6	5.8	5.6	5.5	—
インドネシア <sup>2)</sup>	IDN	1.2	3.2	3.7	3.7	3.7	3.5	3.4	3.6
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	1.4	2.6	2.9	3.1	3.4	3.4	3.5	3.5
インド	IND	0.6	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	—	—
オーストラリア	AUS	25.8	41.2	49.3	49.6	46.8	43.6	36.0	37.3
ニュージーランド	NZL	18.6	22.8	26.2	27.3	29.6	p 30.4	p 36.4	*37.6
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	4.6	11.0	12.9	12.1	12.2	11.9	8.6	8.5

\*…推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2017年12月現在人口・為替レート:IMF Database (<http://data.imf.org/>) 2018年1月現在

(注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を指し, 市場価格表示の国民所得より, 純間接税(=生産・輸輸入品に課される税-補助金を差し引いたもの)を使用。

2) 一人当たりの国民総所得(GNI)。固定資本減耗と純間接税を含む。

第1-5表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016
(各国通貨, 原則100億単位)								
							(in national currency, 10 Billion)	
日本(兆/Trillion)	JPN	257	252	253	255	259	262	269
アメリカ	USA	710	797	862	885	927	972	999
カナダ	CAN	69	84	92	96	100	103	104
イギリス	UK	69	82	85	88	90	93	97
ドイツ	DEU	115	128	139	143	148	154	160
フランス	FRA	90	104	109	111	113	p 114	p 116
イタリア	ITA	57	64	64	64	64	65	67
スウェーデン	SWE	131	160	176	181	188	197	206
ロシア	RUS	* 900	* 2,186	3,020	3,379	3,739	3,809	4,078
中国	CHN	930	1,976	2,641	2,980	3,268	3,554	—
香港	HKG	67	88	103	107	—	—	—
韓国(兆/Trillion)	KOR	401	536	599	629	661	699	—
シンガポール	SGP	8	13	14	15	17	17	—
タイ	THA	233	323	378	401	426	449	—
フィリピン	PHL	151	206	235	—	—	—	—
インド <sup>1)</sup>	IND	1,014	2,287	2,964	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	48	67	74	77	79	81	83
ニュージーランド	NZL	7	9	10	10	10	—	—
ブラジル	BRA	84	162	206	231	252	—	—
(USドル換算, 100億)								
							(in U.S. dollars, 10 Billion)	
日本	JPN	233	287	318	261	244	216	247
アメリカ	USA	710	797	862	885	927	972	999
カナダ	CAN	57	81	92	93	90	80	79
イギリス	UK	125	127	134	138	148	142	131
ドイツ	DEU	143	170	178	190	197	171	177
フランス	FRA	112	138	140	147	149	p 126	p 128
イタリア	ITA	71	85	83	85	85	72	74
スウェーデン	SWE	18	22	26	28	27	23	24
ロシア	RUS	* 32	* 72	98	106	97	63	61
中国	CHN	113	292	418	481	532	571	—
香港	HKG	9	11	13	14	—	—	—
韓国	KOR	39	46	53	57	63	62	—
シンガポール	SGP	5	9	12	12	13	13	—
タイ	THA	6	10	12	13	13	13	—
フィリピン	PHL	3	5	6	—	—	—	—
インド <sup>1)</sup>	IND	23	50	55	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	36	61	77	74	71	61	62
ニュージーランド	NZL	5	6	8	8	p 9	—	—
ブラジル	BRA	35	92	105	107	107	—	—

\* …推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国・ロシア・中国・ブラジル:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)

2017年12月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在為替レート:IMF Database (<http://data.imf.org/>) 2017年12月現在

(注) 1) 4月から3月の会計年度。

## 1 経済・経営

第1-6表 経済活動別国内総生産  
Table 1-6: GDP by economic activity

	年	経済活動計 <sup>1)a)</sup>	農林水産業 <sup>b)</sup>	鉱業、エネルギー業 <sup>c)</sup>	製造業 <sup>d)</sup>	
(in national currency)						
(各国通貨)						
日本(1000億)	JPN	2016	5,343	62	147	1,133
アメリカ(100億)	USA	2015	1,746	18	62	214
カナダ(10億) <sup>2)</sup>	CAN	2016	1,684	28	181	180
イギリス(10億)	UK	2016	* 1,750	11	68	177
ドイツ(10億)	DEU	2016	2,832	17	80	649
フランス(10億)	FRA	2016	p 1,992	p 33	p 53	p 227
イタリア(10億)	ITA	2016	1,509	32	43	245
スウェーデン(10億)	SWE	2016	3,894	51	128	595
ロシア(100億)	RUS	2016	7,751	367	971	1,064
中国(100億)	CHN	2016	7,441	660	2,479	
香港(10億)	HKG	2015	2,326	2	35	27
韓国(1兆)	KOR	2016	p 1,486	p 33	p 52	p 436
マレーシア(10億)	MYS	2014	1,058	97	131	256
タイ(100億)	THA	2016	1,437	120	81	394
インドネシア(10兆)	IDN	2015	1,118	156	102	241
フィリピン(100億)	PHL	2012	1,056	125	50	217
インド <sup>3)</sup> (1000億)	IND	2014	1,147	200	59	185
オーストラリア <sup>3)</sup> (10億)	AUS	2016	1,628	49	172	101
ニュージーランド <sup>2)3)</sup> (1億)	NZL	2015	2,070	129	99	226
ブラジル(10億)	BRA	2014	4,973	250	279	597
(per total gross value added, %)						
(構成比)						
日本	JPN	2016	100.0	1.2	2.8	21.2
アメリカ	USA	2015	100.0	1.1	3.6	12.3
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	2016	100.0	1.7	10.7	10.7
イギリス	UK	2016	* 100.0	0.6	3.9	10.1
ドイツ	DEU	2016	100.0	0.6	2.8	22.9
フランス	FRA	2016	p 100.0	p 1.6	p 2.7	p 11.4
イタリア	ITA	2016	100.0	2.1	2.9	16.3
スウェーデン	SWE	2016	100.0	1.3	3.3	15.3
ロシア	RUS	2016	100.0	4.7	12.5	13.7
中国	CHN	2016	100.0	8.9	33.3	
香港	HKG	2015	100.0	0.1	1.5	1.1
韓国	KOR	2016	p 100.0	p 2.2	p 3.5	p 29.3
マレーシア	MYS	2014	100.0	9.2	12.3	24.2
タイ	THA	2016	100.0	8.3	5.6	27.4
インドネシア	IDN	2015	100.0	14.0	9.1	21.5
フィリピン	PHL	2012	100.0	11.8	4.7	20.5
インド <sup>3)</sup>	IND	2014	100.0	17.4	5.2	16.1
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	2016	100.0	3.0	10.6	6.2
ニュージーランド <sup>2)3)</sup>	NZL	2015	100.0	6.2	4.8	10.9
ブラジル	BRA	2014	100.0	5.0	5.6	12.0

\* …推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」  
OECD諸国,ロシア,ブラジル:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在  
中国,香港:国家统计局(2017.9)「中国統計年鑑2017」  
その他の国:UN Data (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在

- (注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り,名目価格)。  
2) 固定基準年方式による価格。  
3) 年度の数値。

		建設業 <sup>e)</sup>	卸売・小売、宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 <sup>f)</sup>	金融・保険、不動 産業、事業活動 <sup>g)</sup>	その他のサービス事 業、社会活動等 <sup>h)</sup>
(各国通貨)					(in national currency)
日本(1000億)	JPN	297	1,407	1,229	1,068
アメリカ(100億)	USA	73	391	551	436
カナダ(10億) <sup>2)</sup>	CAN	118	383	456	341
イギリス(10億)	UK	108	429	577	381
ドイツ(10億)	DEU	135	588	733	630
フランス(10億)	FRA	p 110	p 454	p 604	p 512
イタリア(10億)	ITA	72	369	435	313
スウェーデン(10億)	SWE	233	984	947	957
ロシア(100億)	RUS	478	1,911	1,677	1,283
中国(100億)	CHN	495	1,177	1,103	1,528
香港(10億)	HKG	108	837	663	655
韓国(1兆)	KOR	p 85	p 279	p 309	p 292
マレーシア(10億)	MYS	47	258	131	138
タイ(100億)	THA	40	393	203	206
インドネシア(10兆)	IDN	119	286	98	115
フィリピン(100億)	PHL	62	273	200	130
インド <sup>3)</sup> (1000億)	IND	100	214	236	153
オーストラリア <sup>3)</sup> (10億)	AUS	131	307	531	337
ニュージーランド <sup>2)3)</sup> (1億)	NZL	128	441	654	389
ブラジル(10億)	BRA	307	1,198	1,184	1,158
(構成比)					(per total gross value added, %)
日本	JPN	5.6	26.3	23.0	20.0
アメリカ	USA	4.2	22.4	31.6	25.0
カナダ <sup>2)</sup>	CAN	7.0	22.7	27.1	20.2
イギリス	UK	6.2	24.5	32.9	21.8
ドイツ	DEU	4.8	20.8	25.9	22.2
フランス	FRA	p 5.5	p 22.8	p 30.3	p 25.7
イタリア	ITA	4.8	24.4	28.9	20.7
スウェーデン	SWE	6.0	25.3	24.3	24.6
ロシア	RUS	6.2	24.7	21.6	16.6
中国	CHN	6.7	15.8	14.8	20.5
香港	HKG	4.6	36.0	28.5	28.2
韓国	KOR	p 5.7	p 18.8	p 20.8	p 19.7
マレーシア	MYS	4.4	24.4	12.4	13.0
タイ	THA	2.8	27.4	14.1	14.4
インドネシア	IDN	10.7	25.6	8.8	10.3
フィリピン	PHL	5.9	25.9	18.9	12.3
インド <sup>3)</sup>	IND	8.8	18.7	20.6	13.4
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	8.1	18.9	32.6	20.7
ニュージーランド <sup>2)3)</sup>	NZL	6.2	21.3	31.6	18.8
ブラジル	BRA	6.2	24.1	23.8	23.3

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-7表 国内総生産の構成（支出側、名目、2016年）

Table 1-7: GDP by expenditure approach, 2016 (at current prices)

	国内 総生産 <sup>a)</sup>	政府最終 消費支出 <sup>b)</sup>	民間最終 消費支出 <sup>c)</sup>	在庫 変動 <sup>d)</sup>	総固定資 本形成 <sup>e)</sup>	財貨・サービス		
						輸出 <sup>f)</sup>	輸入 <sup>g)</sup>	
(各国通貨、原則10億)	(in national currency, at current prices, billion)							
日本(1000億)	JPN	5,384	1,065	2,999	1	1,268	868	816
アメリカ(100億)	USA	1,862	266	1,282	4	363	221	274
カナダ	CAN	2,036	430	1,184	0	472	630	680
イギリス	UK	1,963	370	1,292	9	324	555	595
ドイツ	DEU	3,144	615	1,674	-26	630	1,450	1,199
フランス	FRA	p 2,229	p 527	p 1,233	p 23	p 489	p 652	p 696
イタリア	ITA	1,681	315	1,023	-1	287	501	444
スウェーデン	SWE	4,405	1,152	1,950	31	1,060	1,950	1,737
ロシア(100億)	RUS	8,604	1,555	4,427	296	1,717	2,212	1,769
中国 <sup>1)</sup> (100億)	CHN	6,855	948	2,648	111	3,020	1,514	1,274
韓国(1兆)	KOR	p 1,637	p 249	p 798	p -8	p 486	p 692	p 580
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	1,157	152	626	-13	303	820	732
タイ <sup>1)</sup> (100億)	THA	1,367	237	702	-33	337	945	786
インドネシア(10兆)	IDN	1,241	117	715	21	404	237	227
フィリピン(100億)	PHL	1,448	161	1,065	-4	356	405	535
インド <sup>2)</sup> (1000億)	IND	1,249	137	719	41	384	286	323
オーストラリア	AUS	1,755	325	997	3	421	373	362
ニュージーランド	NZL	* 266	* 49	* 153	—	* 62	* 70	* 69
ブラジル	BRA	6,267	1,265	4,012	-59	1,027	783	760
(対GDP比、%)	(per GDP, %)							
日本	JPN	100.0	19.8	55.7	0.0	23.5	16.1	15.1
アメリカ	USA	100.0	14.3	68.8	0.2	19.5	11.9	14.7
カナダ	CAN	100.0	21.1	58.2	0.0	23.2	31.0	33.4
イギリス	UK	100.0	18.8	65.8	0.5	16.5	28.3	30.3
ドイツ	DEU	100.0	19.6	53.3	-0.8	20.0	46.1	38.1
フランス	FRA	p 100.0	p 23.6	p 55.3	p 1.0	p 22.0	p 29.3	p 31.2
イタリア	ITA	100.0	18.8	60.8	-0.1	17.1	29.8	26.4
スウェーデン	SWE	100.0	26.1	44.3	0.7	24.1	44.3	39.4
ロシア	RUS	100.0	18.1	51.5	3.4	20.0	25.7	20.6
中国 <sup>1)</sup>	CHN	100.0	13.8	38.6	1.6	44.0	22.1	18.6
韓国	KOR	p 100.0	p 15.2	p 48.8	p -0.5	p 29.7	p 42.2	p 35.4
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	100.0	13.1	54.1	-1.1	26.2	70.9	63.3
タイ <sup>1)</sup>	THA	100.0	17.3	51.4	-2.4	24.7	69.1	57.5
インドネシア	IDN	100.0	9.4	57.7	1.7	32.6	19.1	18.3
フィリピン	PHL	100.0	11.1	73.6	-0.3	24.6	28.0	36.9
インド <sup>2)</sup>	IND	100.0	10.9	57.6	3.3	30.8	22.9	25.9
オーストラリア	AUS	100.0	18.5	56.8	0.2	24.0	21.3	20.6
ニュージーランド	NZL	* 100.0	* 18.4	* 57.4	—	* 23.1	* 26.4	* 26.1
ブラジル	BRA	100.0	20.2	64.0	-0.9	16.4	12.5	12.1

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Imports of goods and services; p) Provisional value; \*) Estimated value;

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア、中国:OECD Database“National Accounts”2018年2月現在

その他:UN data(<http://data.un.org/>) 2018年2月現在

(注) p…暫定値、\*…推計値。

1) 2015年の数値。

2) 2014年の数値。

第1-8表 国内総生産の構成（生産側、名目、2016年）

Table 1-8: GDP by production approach, 2016 (at current prices)

		国内 総生産 <sup>a)</sup>	雇用者 報酬 <sup>b)</sup>	営業余剰・混 合所得(純) <sup>c)</sup>	固定資本 減耗 <sup>d)</sup>	純間接 税 <sup>1) e)</sup>
(各国通貨, 原則10億)		(in national currency, at current prices, billion)				
日本(1000億)	JPN	5,384	2,690	1,053	1,199	420
アメリカ(100億)	USA	1,862	999	464	292	123
カナダ	CAN	2,036	1,044	408	352	230
イギリス	UK	1,963	969	503	250	240
ドイツ	DEU	3,144	1,598	685	552	308
フランス	FRA	p 2,229	p 1,160	p 376	p 402	p 292
イタリア	ITA	1,681	670	503	299	209
スウェーデン	SWE	4,405	2,065	715	709	916
ロシア <sup>2)</sup> (100億)	RUS	8,323	3,809	2,601	986	927
韓国 <sup>2)</sup> (1兆/trillion)	KOR	1,564	699	* 401	* 306	159
タイ <sup>2)</sup> (100億)	THA	1,367	449	549	228	141
フィリピン <sup>3)</sup> (100億)	PHL	1,056	235	495	113	71
インド <sup>3)</sup> (100億)	IND	9,560	2,964	5,401	1,016	732
オーストラリア	AUS	1,755	830	434	309	175
ニュージーランド <sup>4)</sup>	NZL	p 242	p 104	p 73	p 33	p 32
(構成比, %)		(per GDP, %)				
日本	JPN	100.0	50.0	19.6	22.3	7.8
アメリカ	USA	100.0	53.7	24.9	15.7	6.6
カナダ	CAN	100.0	51.3	20.1	17.3	11.3
イギリス	UK	100.0	49.4	25.6	12.7	12.2
ドイツ	DEU	100.0	50.8	21.8	17.6	9.8
フランス	FRA	p 100.0	p 52.0	p 16.9	p 18.0	p 13.1
イタリア	ITA	100.0	39.9	29.9	17.8	12.5
スウェーデン	SWE	100.0	46.9	16.2	16.1	20.8
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	100.0	45.8	31.2	11.8	11.1
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	100.0	44.7	* 25.6	* 19.5	10.2
タイ <sup>2)</sup>	THA	100.0	32.9	40.1	16.7	10.3
フィリピン <sup>3)</sup>	PHL	100.0	22.2	46.9	10.7	6.7
インド <sup>3)</sup>	IND	100.0	31.0	56.5	10.6	7.7
オーストラリア	AUS	100.0	47.3	24.8	17.6	10.0
ニュージーランド <sup>4)</sup>	NZL	p 100.0	p 43.1	p 30.1	p 13.8	p 13.1

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies; p) Provisional value; \*) Estimated value;

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts”2018年2月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2018年2月現在

(注) p…暫定値, \* …推計値。

- 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税(控除)補助金。
- 2) 2015年の数値。
- 3) 2012年の数値。
- 4) 2014年の数値。

## 1 経済・経営

第1-9表 国民貯蓄率<sup>1)</sup>

Table 1-9: National savings rates

		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	8.3	1.9	0.6	0.5	1.3	2.0	5.3	5.8
アメリカ	USA	3.2	-1.0	-0.1	2.3	2.9	4.0	4.3	2.7
カナダ	CAN	12.0	3.8	6.1	5.8	6.5	7.2	3.5	2.4
イギリス	UK	3.5	0.2	1.2	-0.8	-1.0	-0.4	0.0	0.7
ドイツ	DEU	7.7	9.1	11.6	10.3	10.0	11.3	12.2	12.2
フランス	FRA	7.0	3.0	3.8	2.1	1.7	2.0	p 3.3	p 2.9
イタリア	ITA	5.6	-0.4	-0.3	-1.0	-0.6	0.8	0.9	2.3
スウェーデン	SWE	15.9	15.0	14.9	13.6	12.9	13.7	15.2	16.4
ロシア	RUS	* 22.8	19.7	22.9	20.6	16.4	16.4	18.0	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	33.1	30.5	29.2	26.7	25.3	24.9	24.6	25.8
韓国	KOR	19.7	20.3	19.3	18.4	18.5	18.5	20.0	p 20.2
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	47.1	53.1	51.8	50.3	50.1	50.8	48.7	47.6
マレーシア <sup>2)</sup>	MYS	39.8	36.4	36.6	33.8	—	—	—	—
タイ	THA	15.4	18.0	18.9	16.2	14.2	13.2	13.9	—
インドネシア	IDN	—	21.3	21.6	20.0	19.2	18.6	20.2	21.1
フィリピン	PHL	18.9	25.9	24.4	23.5	24.8	25.6	24.6	—
インド <sup>3)</sup>	IND	25.5	25.9	26.2	25.3	24.5	24.4	—	—
オーストラリア	AUS	6.7	9.1	10.4	9.4	8.4	6.2	3.3	5.4
ニュージーランド	NZL	4.6	3.2	3.8	3.7	7.0	7.0	7.3	—
ブラジル <sup>2)</sup>	BRA	17.8	18.5	19.0	18.4	18.5	16.3	14.7	14.1

\* …推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」  
 OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在  
 その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在

- (注) 1) 国民貯蓄率=(純貯蓄/純国民可処分所得)×100  
 2) 国民貯蓄率=(粗貯蓄/粗国民可処分所得)×100  
 3) 各年度(4月～3月)の値。

第1-10表 鉱工業生産指数  
Table 1-10: Industrial production indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	104.3	106.1	100.0	97.1	97.7	96.9	98.7	98.1	97.6
アメリカ	USA	101.5	105.9	100.0	103.1	106.1	108.2	111.6	110.8	109.4
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	83.6	94.7	100.0	103.3	105.1	107.7	110.5	111.7	113.3
イギリス	UK	112.2	107.8	100.0	99.3	96.6	96.0	97.4	98.7	99.7
ドイツ	DEU	88.9	95.0	100.0	107.0	106.2	106.1	107.5	109.1	110.3
フランス	FRA	114.4	111.5	100.0	102.4	100.2	99.4	98.5	100.4	100.9
イタリア	ITA	117.0	112.4	100.0	100.3	94.2	91.4	90.3	92.0	93.2
オランダ	NLD	89.7	93.7	100.0	99.3	98.7	99.3	96.4	93.2	95.0
デンマーク	DNK	110.7	116.3	100.0	101.8	101.9	102.4	103.2	104.5	108.1
スウェーデン	SWE	98.7	107.3	100.0	105.9	103.7	95.8	94.0	97.5	99.1
ロシア	RUS	69.2	91.5	100.0	105.0	108.5	109.0	110.8	112.3	113.8
韓国	KOR	53.4	71.8	100.0	105.9	106.8	106.8	107.8	107.8	108.8
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	57.8	70.9	100.0	107.6	108.0	109.8	112.7	116.8	121.1
マレーシア	MYS	78.8	100.0	100.0	102.4	106.7	110.3	116.0	121.2	126.2
インドネシア <sup>2)</sup>	IDN	74.3	88.3	100.0	104.1	108.3	—	—	—	—
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	108.7	103.2	100.0	101.1	108.9	124.1	133.1	136.4	152.3
インド	IND	47.9	64.0	100.0	104.8	105.5	106.2	108.1	111.6	111.9
オーストラリア	AUS	91.0	96.7	100.0	100.4	103.2	104.3	108.5	109.7	111.1
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	91.0	102.8	100.0	97.6	97.6	98.6	101.1	98.3	97.7
ブラジル	BRA	74.7	87.1	100.0	100.4	98.1	100.1	97.1	89.1	83.3
対前年比(%) percentage change		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	5.4	1.4	15.0	-2.9	0.7	-0.9	2.0	-0.6	-0.5
アメリカ	USA	3.9	3.3	5.5	3.1	2.9	2.0	3.1	-0.7	-1.2
カナダ <sup>1)</sup>	CAN	5.5	3.2	3.2	3.3	1.8	2.4	2.6	1.1	1.4
イギリス	UK	1.9	-0.7	3.3	-0.7	-2.7	-0.7	1.5	1.3	1.1
ドイツ	DEU	5.6	3.3	12.0	7.0	-0.8	-0.1	1.4	1.5	1.2
フランス	FRA	2.5	-0.3	4.4	2.4	-2.2	-0.8	-0.9	2.0	0.4
イタリア	ITA	3.1	-1.8	6.9	0.3	-6.1	-3.0	-1.2	1.9	1.3
オランダ	NLD	5.4	0.3	7.6	-0.7	-0.5	0.6	-2.9	-3.3	2.0
デンマーク	DNK	6.9	2.8	2.0	1.8	0.2	0.4	0.8	1.2	3.5
スウェーデン	SWE	5.7	2.5	9.4	5.9	-2.1	-7.6	-1.8	3.7	1.6
ロシア	RUS	9.7	5.0	7.3	5.0	3.3	0.4	1.7	1.3	1.3
韓国	KOR	16.9	6.3	16.3	5.9	0.9	-0.1	0.9	0.1	0.9
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	—	9.5	29.7	7.6	0.4	1.7	2.7	3.6	3.7
マレーシア	MYS	19.1	4.0	0.1	2.4	4.2	3.4	5.1	4.5	4.1
インドネシア <sup>2)</sup>	IDN	11.7	1.3	4.6	4.1	4.1	—	—	—	—
フィリピン <sup>2)</sup>	PHL	14.2	1.0	23.2	1.1	7.7	13.9	7.3	2.5	11.7
インド	IND	7.4	7.9	9.7	4.8	0.7	0.6	1.8	3.2	0.3
オーストラリア	AUS	5.1	1.1	1.3	0.4	2.8	1.1	4.1	1.1	1.3
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	3.6	0.1	3.7	-2.4	0.0	1.0	2.5	-2.7	-0.6
ブラジル	BRA	6.6	2.8	10.2	0.4	-2.3	2.1	-3.0	-8.3	-6.4

資料出所 IMF Database “International Financial Statistics”2017年9月現在

(注) 1) 季節調整値。  
2) 製造業のみ。

第1-11表 経常収支・貿易収支

Table 1-11: Current account and trade balance

		(1億USD/100 million U.S. dollars)						
経常収支 Current account		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	1,701	2,209	601	464	364	1,341	1,873
アメリカ	USA	-7,454	-4,420	-4,465	-3,664	-3,921	-4,630	-4,812
カナダ	CAN	219	-582	-657	-594	-436	-531	-512
イギリス	UK	-302	-668	-971	-1,199	-1,397	-1,226	-1,155
ドイツ	DEU	1,317	1,930	2,489	2,524	2,882	2,882	2,892
フランス	FRA	-1	-220	-329	-244	-315	-49	-227
イタリア	ITA	-170	-731	-78	208	395	261	477
オランダ	NLD	416	618	895	855	786	662	648
デンマーク	DNK	111	182	187	242	312	276	248
スウェーデン	SWE	236	292	304	305	265	233	237
ロシア	RUS	844	675	713	334	575	689	250
中国	CHN	1,324	2,378	2,154	1,482	2,360	3,042	1,964
韓国	KOR	127	289	508	811	844	1,059	987
シンガポール	SGP	281	554	503	512	608	538	565
マレーシア	MYS	200	256	163	112	148	90	-
タイ	THA	-76	115	-16	-48	153	321	-
インドネシア	IDN	3	51	-244	-291	-275	-175	-163
フィリピン	PHL	20	72	69	114	108	73	6
インド	IND	-103	-545	-915	-491	-273	-225	-
オーストラリア	AUS	-433	-447	-645	-479	-423	-580	-329
ニュージーランド	NZL	-80	-34	-69	-59	-64	-55	-52
ブラジル	BRA	140	-758	-741	-748	-1,042	-594	-235
貿易収支 Trade balance		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	1,070	1,085	-535	-896	-998	-73	512
アメリカ	USA	-7,828	-6,487	-7,412	-7,022	-7,522	-7,626	-7,499
カナダ	CAN	506	-94	-133	-79	35	-180	-198
イギリス	UK	-1,276	-1,508	-1,752	-1,890	-2,016	-1,829	-1,812
ドイツ	DEU	1,961	2,137	2,574	2,824	3,029	2,896	3,010
フランス	FRA	-192	-635	-696	-566	-542	-267	-302
イタリア	ITA	-7	-291	214	480	625	562	672
オランダ	NLD	632	800	915	1,001	1,008	845	869
デンマーク	DNK	73	91	85	119	151	151	177
スウェーデン	SWE	259	204	219	186	175	135	118
ロシア	RUS	1,162	1,470	1,917	1,806	1,889	1,485	900
中国	CHN	1,301	2,464	3,116	3,590	4,350	5,762	4,941
韓国	KOR	323	479	494	828	889	1,223	1,204
シンガポール	SGP	477	620	712	750	817	828	828
マレーシア	MYS	330	384	366	306	346	281	-
タイ	THA	34	267	1	1	173	268	-
インドネシア	IDN	176	310	87	58	70	140	154
フィリピン	PHL	-121	-169	-189	-177	-173	-233	-341
インド	IND	-323	-1,292	-2,017	-1,626	-1,440	-1,369	-
オーストラリア	AUS	-143	113	-83	73	22	-188	-68
ニュージーランド	NZL	-30	20	1	11	10	-14	-19
ブラジル	BRA	449	184	173	3	-66	177	450

資料出所 The World Bank (2017.8) "World Development Indicators"

第1-12表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Inward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	8,323	2,776	-1,252	1,732	2,304	10,612	-2,250	11,388
アメリカ	USA	314,007	104,773	198,049	199,034	201,393	171,601	348,402	391,104
カナダ	CAN	66,795	25,692	28,400	43,111	69,391	59,062	41,512	33,721
イギリス	UK	115,304	182,928	58,200	55,446	51,676	44,821	33,003	253,826
ドイツ	DEU	198,279	47,450	65,643	28,181	15,573	3,954	33,312	9,528
フランス	FRA	27,497	33,234	13,890	16,062	34,270	2,669	46,991	28,352
イタリア	ITA	13,375	23,291	9,178	93	24,273	23,223	19,331	28,955
オランダ	NLD	63,855	39,047	-7,184	25,013	51,105	53,307	68,751	91,956
ベルギー	BEL	88,739	34,370	43,231	6,516	25,125	-8,958	21,244	33,103
ルクセンブルク	LUX		4,645	39,129	143,003	10,481	-10,534	16,001	26,857
スウェーデン	SWE	23,433	11,516	97	16,257	4,125	4,031	6,202	19,584
スペイン	ESP	39,575	25,020	39,873	25,696	37,436	25,655	11,910	18,659
ロシア	RUS	2,651	14,375	31,668	30,188	53,397	29,152	11,858	37,668
中国	CHN	40,715	72,406	114,734	121,080	123,911	128,500	135,610	133,700
香港	HKG	54,582	34,058	70,541	70,180	74,294	113,038	174,353	108,126
台湾	TWN	4,928	1,625	2,492	3,207	3,598	2,839	2,413	8,333
韓国	KOR	11,509	13,643	9,497	9,496	12,767	9,274	4,104	10,827
シンガポール	SGP	15,515	18,090	55,076	56,236	64,685	73,987	70,579	61,597
マレーシア	MYS	3,788	4,065	9,060	9,239	12,115	10,877	11,121	9,926
タイ	THA	3,410	7,975	14,555	9,135	15,493	4,809	5,700	1,554
インドネシア	IDN	-4,550	8,336	13,771	19,138	18,817	21,811	16,641	2,658
フィリピン	PHL	2,240	1,854	1,298	2,449	2,430	5,740	4,937	7,912
インド	IND	3,588	7,622	27,417	24,196	28,199	34,582	44,064	44,486
オーストラリア	AUS	14,191	-28,294	36,443	59,552	56,303	40,328	19,477	48,190
ニュージーランド	NZL	1,347	1,205	-62	3,659	1,862	2,529	-337	2,292
ブラジル	BRA	32,779	15,066	83,749	76,098	53,060	73,086	64,267	58,680
メキシコ	MEX	18,382	26,018	27,263	21,061	47,537	27,508	33,181	26,739

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2017年9月現在

第1-13表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-13: FDI Outward flows

		(100万ドル/million U.S. dollars)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	31,557	45,781	56,263	122,549	135,749	129,038	128,654	145,242
アメリカ	USA	142,626	15,369	277,779	318,196	303,432	292,283	303,177	299,003
カナダ	CAN	44,678	27,538	34,723	55,864	57,381	60,466	67,037	66,403
イギリス	UK	232,744	88,560	48,092	20,700	40,484	-148,303	-82,138	-12,614
ドイツ	DEU	57,086	74,543	125,451	62,164	42,271	99,519	93,283	34,558
フランス	FRA	161,948	68,057	48,155	35,440	20,369	49,783	44,373	57,328
イタリア	ITA	6,686	39,362	32,685	8,007	25,134	26,316	20,279	22,794
オランダ	NLD	75,634	119,688	63,944	17,935	69,704	63,606	138,016	173,658
ベルギー	BEL		32,658	-8,312	33,821	29,484	-2,701	30,356	18,269
ルクセンブルク	LUX	86,362	8,211	23,253	89,806	20,229	7,633	50,449	31,643
スウェーデン	SWE	40,907	28,633	20,730	29,371	30,274	9,161	14,937	22,851
スペイン	ESP	58,213	41,829	37,844	-3,982	12,823	36,325	44,489	41,789
ロシア	RUS	3,152	16,747	41,116	28,423	70,685	64,203	27,090	27,272
中国	CHN	916	12,261	68,811	87,804	107,844	123,120	127,560	183,100
香港	HKG	54,079	27,003	86,247	83,411	80,773	124,092	71,821	62,460
台湾	TWN	6,701	6,028	11,574	13,137	14,285	12,711	14,709	17,843
韓国	KOR	4,842	8,330	28,280	30,632	28,360	28,039	23,760	27,274
シンガポール	SGP	6,848	12,553	35,407	19,443	43,597	52,217	31,405	23,888
マレーシア	MYS	2,026	3,076	13,399	17,143	14,107	16,369	9,899	5,601
タイ	THA	-20	311	7,940	10,497	11,679	5,575	1,687	13,229
インドネシア	IDN	-	3,065	2,664	5,422	6,647	7,077	5,937	-12,463
フィリピン	PHL	125	189	616	1,692	3,647	6,754	5,540	3,698
インド	IND	514	2,985	15,947	8,486	1,679	11,783	7,572	5,120
オーストラリア	AUS	2,864	-35,783	19,804	7,891	1,441	306	-1,672	6,012
ニュージーランド	NZL	610	-1,339	716	-433	530	471	90	-44
ブラジル	BRA	2,282	2,517	22,060	-5,301	-1,180	2,230	3,092	-12,434
メキシコ	MEX	-	6,474	15,145	23,071	12,877	6,977	10,733	-787

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2017年9月現在

第1-14表 為替レート

Table 1-14: Exchange rates

		(対USドル当たり/per U.S. dollar)								
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016	
日本	JPN	107.77	110.22	87.78	79.79	97.60	105.94	121.04	108.79	(円 Yen)
カナダ	CAN	1.4851	1.2118	1.0302	0.9992	1.0298	1.1061	1.2791	1.3254	(カナダドル Canadian dollars)
イギリス	UK	0.6609	0.5500	0.6472	0.6330	0.6397	0.6077	0.6545	0.7406	(ポンド Pounds)
ユーロ圏	Euro Area	1.0854	0.8041	0.7550	0.7783	0.7532	0.7537	0.9017	0.9040	(ユーロ Euros)
デンマーク	DNK	8.0831	5.9969	5.6241	5.7925	5.6163	5.6125	6.7279	6.7317	(デンマーククローネ Danish krone)
スウェーデン	SWE	9.1622	7.4731	7.2075	6.7750	6.5140	6.8608	8.4348	8.5620	(スウェーデンクローナ Swedish krona)
ロシア	RUS	28.129	28.284	30.368	30.840	31.837	38.378	60.938	67.056	(ルーブル Rubles)
中国	CHN	8.2785	8.1943	6.7703	6.3123	6.1958	6.1434	6.2275	6.6445	(元 Yuan)
香港	HKG	7.7912	7.7773	7.7692	7.7564	7.7560	7.7541	7.7518	7.7623	(香港ドル Hong Kong dollars)
韓国	KOR	1,131	1,024	1,156	1,126	1,095	1,053	1,131	1,160	(ウォン Won)
シンガポール	SGP	1.7240	1.6644	1.3635	1.2497	1.2513	1.2671	1.3748	1.3815	(シンガポールドル Singapore dollars)
マレーシア	MYS	3.8000	3.7871	3.2211	3.0888	3.1509	3.2729	3.9055	4.1483	(リングギット Ringgit)
タイ	THA	40.112	40.220	31.686	31.083	30.726	32.480	34.248	35.296	(バーツ Baht)
インドネシア	IDN	8,422	9,705	9,090	9,387	10,461	11,865	13,389	13,308	(ルピア Rupiah)
フィリピン	PHL	44.192	55.085	45.110	42.229	42.446	44.395	45.503	47.492	(フィリピンペソ Philippine Pesos)
インド	IND	44.942	44.100	45.726	53.437	58.598	61.030	64.152	67.195	(ルピー Rupees)
ベトナム	VNM	14,168	15,859	18,613	20,828	20,933	21,148	21,698	21,935	(ドン Dong)
カンボジア	KHM	3,841	4,093	4,185	4,033	4,027	4,038	4,068	4,059	(リエル Riel)
オーストラリア	AUS	1.7248	1.3095	1.0902	0.9658	1.0358	1.1094	1.3311	1.3452	(オーストラリアドル Australian dollars)
ニュージーランド	NZL	2.2011	1.4203	1.3878	1.2343	1.2194	1.2054	1.4340	1.4365	(ニュージーランドドル New Zealand dollars)
ブラジル	BRA	1.8294	2.4344	1.7592	1.9531	2.1561	2.3530	3.3269	3.4913	(レアル Reals)
メキシコ	MEX	9.456	10.898	12.636	13.169	12.772	13.292	15.848	18.664	(メキシコペソ Mexican Pesos)

資料出所 IMF Database "International Financial Statistics" 2017年12月現在

(注) この為替レートは、年平均レートである。

## 1 経済・経営

第1-15表 生産者物価指数

Table 1-15: Producer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	99.5	97.2	100.0	101.5	100.6	101.8	105.1	102.7	99.3
アメリカ	USA	71.8	85.2	100.0	108.8	109.4	110.1	111.1	103.1	100.3
カナダ	CAN	90.0	94.2	100.0	106.9	108.1	108.6	111.3	110.3	110.1
イギリス	UK	84.3	87.0	100.0	104.8	107.0	108.4	108.4	106.6	107.0
ドイツ	DEU	82.6	91.2	100.0	105.3	107.0	106.9	105.8	103.9	102.1
フランス	FRA	86.7	92.9	100.0	104.6	107.0	107.0	105.5	103.8	101.5
イタリア	ITA	79.7	88.0	100.0	104.8	108.5	107.4	105.8	103.0	101.0
スウェーデン	SWE	78.4	86.4	100.0	102.8	102.4	99.7	100.7	99.8	98.2
ロシア	RUS	27.3	61.7	100.0	117.7	125.7	129.9	137.8	154.8	161.2
中国	CHN	80.3	88.2	100.0	106.0	104.2	102.2	100.3	95.1	—
韓国	KOR	79.1	86.9	100.0	106.7	107.5	105.7	105.2	101.0	99.1
マレーシア	MYS	69.0	82.4	100.0	109.6	109.7	107.8	110.4	102.2	101.1
タイ	THA	60.6	76.5	100.0	105.5	106.6	106.9	107.0	102.6	101.4
フィリピン	PHL	59.6	92.9	100.0	100.9	100.4	92.8	91.9	85.8	81.6
オーストラリア	AUS	75.9	86.7	100.0	103.4	102.9	104.0	107.2	107.5	106.9
ニュージーランド	NZL	73.6	82.4	100.0	104.0	104.4	106.8	105.0	103.6	105.3
対前年比(%) percentage change		2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	0.0	1.7	-0.1	1.5	-0.9	1.3	3.2	-2.3	-3.4
アメリカ	USA	5.8	7.3	6.8	8.8	0.6	0.6	0.9	-7.2	-2.7
カナダ	CAN	4.3	1.6	1.5	6.9	1.1	0.4	2.5	-0.8	-0.2
イギリス	UK	1.4	1.9	2.7	4.8	2.1	1.3	0.0	-1.7	0.4
ドイツ	DEU	3.3	4.3	1.5	5.3	1.6	-0.1	-1.0	-1.9	-1.7
フランス	FRA	4.4	3.0	2.5	4.6	2.3	0.0	-1.4	-1.6	-2.2
イタリア	ITA	6.0	4.0	3.0	4.8	3.6	-1.1	-1.5	-2.7	-1.9
スウェーデン	SWE	8.9	5.2	1.4	2.8	-0.3	-2.6	1.0	-0.9	-1.7
ロシア	RUS	46.5	20.6	12.2	17.7	6.8	3.3	6.1	12.4	4.2
中国	CHN	2.8	4.9	5.5	6.0	-1.7	-1.9	-1.9	-5.2	—
韓国	KOR	2.0	2.1	3.8	6.7	0.7	-1.6	-0.5	-4.0	-1.8
マレーシア	MYS	3.1	6.9	5.6	9.6	0.1	-1.7	2.5	-7.5	-1.1
タイ	THA	3.9	9.1	9.4	5.5	1.0	0.3	0.1	-4.1	-1.2
フィリピン	PHL	12.5	9.1	-5.0	0.9	-0.5	-7.6	-0.9	-6.6	-4.9
オーストラリア	AUS	7.1	6.0	1.9	3.4	-0.5	1.1	3.1	0.3	-0.6
ニュージーランド	NZL	8.3	5.4	3.9	4.0	0.4	2.3	-1.7	-1.4	1.7

資料出所 IMF Database “International Financial Statistics”2017年8月現在

中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年8月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

第1-16表 消費者物価指数  
Table 1-16: Consumer price indices

指数(2010年=100) index, Y2010=100		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	102.7	100.4	100.0	99.7	99.7	100.0	102.8	103.6	103.5
アメリカ	USA	79.0	89.6	100.0	103.2	105.3	106.8	108.6	108.7	110.1
カナダ	CAN	81.9	91.9	100.0	102.9	104.5	105.5	107.5	108.7	110.2
イギリス	UK	81.3	87.3	100.0	104.5	107.4	110.2	111.8	111.8	112.6
ドイツ	DEU	85.7	92.5	100.0	102.1	104.1	105.7	106.7	106.9	107.4
フランス	FRA	84.4	92.7	100.0	102.1	104.1	105.0	105.5	105.6	105.8
イタリア	ITA	80.7	91.0	100.0	102.7	105.9	107.2	107.4	107.5	107.3
スウェーデン	SWE	86.2	92.7	100.0	103.0	103.9	103.8	103.6	103.6	104.6
ロシア	RUS	30.8	61.4	100.0	108.4	114.0	121.6	131.2	151.5	162.2
中国	CHN	81.0	86.6	100.0	105.4	108.2	111.0	113.3	114.9	117.2
韓国	KOR	73.1	86.2	100.0	104.0	106.3	107.7	109.1	109.8	110.9
シンガポール	SGP	85.3	88.0	100.0	105.3	110.0	112.6	113.8	113.2	112.6
マレーシア	MYS	80.5	87.7	100.0	103.2	104.9	107.1	110.5	112.8	115.2
タイ	THA	77.4	86.6	100.0	103.8	106.9	109.3	111.4	110.4	110.6
インドネシア	IDN	44.0	68.7	100.0	105.4	109.9	116.9	124.4	132.3	137.0
フィリピン	PHL	63.7	78.7	100.0	104.6	108.0	111.2	115.8	117.4	119.5
インド	IND	54.2	65.8	100.0	108.9	119.0	132.0	140.8	147.7	155.0
オーストラリア	AUS	74.4	86.4	100.0	103.3	105.1	107.7	110.4	112.0	113.5
ニュージーランド	NZL	77.6	87.0	100.0	104.4	105.4	106.7	107.7	108.1	109.2
ブラジル	BRA	52.5	79.6	100.0	106.6	112.4	119.4	126.9	138.4	150.5
対前年比(%) percentage change		2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	-0.7	-0.3	-0.7	-0.3	-0.1	0.3	2.8	0.8	-0.1
アメリカ	USA	3.4	3.4	1.6	3.2	2.1	1.5	1.6	0.1	1.3
カナダ	CAN	2.7	2.2	1.8	2.9	1.5	0.9	1.9	1.1	1.4
イギリス	UK	0.8	2.0	3.3	4.5	2.8	2.6	1.5	0.1	0.6
ドイツ	DEU	1.5	1.5	1.1	2.1	2.0	1.5	0.9	0.2	0.5
フランス	FRA	1.7	1.7	1.5	2.1	2.0	0.9	0.5	0.0	0.2
イタリア	ITA	2.5	2.0	1.5	2.7	3.0	1.2	0.2	0.0	-0.1
スウェーデン	SWE	1.0	0.5	1.2	3.0	0.9	0.0	-0.2	0.0	1.0
ロシア	RUS	20.8	12.7	6.9	8.4	5.1	6.7	7.8	15.5	7.0
中国	CHN	0.3	1.8	3.3	5.4	2.6	2.6	2.0	1.4	2.0
韓国	KOR	2.3	2.8	2.9	4.0	2.2	1.3	1.3	0.7	1.0
シンガポール	SGP	1.4	0.4	2.8	5.3	4.5	2.4	1.0	-0.5	-0.5
マレーシア	MYS	1.5	3.0	1.7	3.2	1.6	2.1	3.2	2.1	2.1
タイ	THA	1.6	4.5	3.2	3.8	3.0	2.2	1.9	-0.9	0.2
インドネシア	IDN	3.7	10.5	5.1	5.4	4.3	6.4	6.4	6.4	3.5
フィリピン	PHL	4.0	6.5	3.8	4.6	3.2	3.0	4.1	1.4	1.8
インド	IND	4.0	4.2	12.0	8.9	9.3	10.9	6.6	4.9	4.9
オーストラリア	AUS	4.5	2.7	2.8	3.3	1.8	2.4	2.5	1.5	1.3
ニュージーランド	NZL	3.0	3.0	2.3	4.4	0.9	1.3	0.9	0.3	1.1
ブラジル	BRA	7.0	6.9	5.0	6.6	5.4	6.2	6.3	9.0	8.7

資料出所 IMF Database "International Financial Statistics" 2017年8月現在

## 第1-17表 購買力平価

Table 1-17: Purchasing power parities (PPPs)

		(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)									
		消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP								
			2016年	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	108.7	155.0	129.6	111.6	104.3	101.3	102.5	102.6	102.0	
アメリカ	USA	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
カナダ	CAN	1.36	1.23	1.21	1.22	1.24	1.22	1.24	1.25	1.27	
イギリス	UK	0.79	0.71	0.71	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.69	
ドイツ	DEU	0.83	0.94	0.87	0.80	0.79	0.77	0.77	0.77	0.78	
フランス	FRA	0.87	0.93	0.92	0.85	0.84	0.81	0.80	0.80	0.80	
イタリア	ITA	0.82	0.81	0.86	0.77	0.75	0.74	0.74	0.73	0.72	
スウェーデン	SWE	9.42	9.17	9.48	9.01	8.65	8.60	8.75	8.92	8.98	
ロシア	RUS	26.88	7.30	12.74	15.82	18.46	19.42	21.28	23.98	25.33	
中国	CHN	3.86	2.71	2.82	3.31	3.52	3.55	3.52	3.47	3.50	
韓国	KOR	1,041	747	789	841	855	869	871	891	894	
インド	IND	19.74	10.34	11.28	14.65	16.00	16.72	17.00	17.00	17.54	
オーストラリア	AUS	1.55	1.31	1.39	1.50	1.54	1.45	1.46	1.46	1.47	
ニュージーランド	NZL	1.62	1.44	1.54	1.50	1.50	1.45	1.44	1.44	1.45	

\* PPPs for private consumption in 2016

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates”2017年9月現在

## 第1-18表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-18: Comparative price levels

		(OECD ave.=100)									
		消費物価水準 Price levels for expenditure	GDP物価水準 <sup>1)</sup> Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels								
			2014年	2000	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	99	153	115	124	129	105	100	96	106	
アメリカ	USA	103	107	98	98	99	102	103	113	113	
カナダ	CAN	115	88	98	116	123	121	115	111	109	
イギリス	UK	117	114	126	106	109	110	117	119	106	
ドイツ	DEU	105	93	106	104	100	104	105	97	98	
フランス	FRA	110	91	112	111	107	109	110	100	101	
イタリア	ITA	100	79	104	100	95	99	100	91	91	
スウェーデン	SWE	131	107	124	122	126	134	131	120	119	
ロシア	RUS	57	28	44	51	59	62	57	44	43	
韓国	KOR	85	70	75	71	75	81	85	89	87	
オーストラリア	AUS	135	81	104	135	157	142	135	124	124	
ニュージーランド	NZL	123	70	106	105	119	120	123	114	115	

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年9月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) GDP購買力平価を為替レートで除したものの。

## 第1-19表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-19: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 <sup>1)</sup> / comparative price levels		(倍/times)				
		2010年度/FY	2011	2012	2014	2016
アメリカ	USA	1.66	1.82	1.82	1.51	1.53
ドイツ	DEU	1.52	1.52	1.67	1.30	1.62
中国	CHN	3.73	3.68	3.38	2.40	2.75
韓国	KOR	2.48	2.44	2.47	1.74	2.02

購買力平価/PPPs		(円/各国通貨 <sup>2)</sup> (yen/national currency)				
		2010年度/FY	2011	2012	2014	2016
アメリカ	USA	142.43	141.54	143.25	157.37	157.07
ドイツ	DEU	168.61	167.11	164.29	178.81	184.94
中国	CHN	47.35	44.54	41.93	40.47	42.18
韓国	KOR	0.180	0.175	0.172	0.177	0.185

資料出所 経済産業省(2017.3)「2016年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、韓国=ウォン。

調査対象品目: 工業製品等212品目、産業向けサービス58品目。(2016年度7~9月調査)

為替レート: 各年度7~9月における平均為替レート。

用語解説: 内外価格差とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

購買力平価とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格(円)と海外での価格(現地通貨)との比率をいう。

算出方法: 
$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円/現地通貨)}}{\text{為替レート(円/現地通貨)}}$$

## 1 経済・経営

第1-20表 労働生産性水準<sup>1)</sup> (2015年)

Table 1-20: Labour productivity levels, 2015

(日本/Japan =100)

為替レート換算 at current exchange rates	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス UK	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
国民経済生産性 <sup>a)</sup>	100.0	175.7	125.0	107.2	120.6	139.3
農林水産業 <sup>b)</sup>	100.0	413.5	246.1	160.4	280.8	291.4
鉱業・エネルギー業 <sup>c)</sup>	100.0	121.5	142.3	82.3	98.8	114.7
製造業 <sup>d)</sup>	100.0	155.7	115.3	103.9	105.5	131.2
建設業 <sup>e)</sup>	100.0	152.5	151.1	118.1	139.7	154.8
卸売・小売・宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 <sup>f)</sup>	100.0	166.5	119.2	104.6	129.2	176.9
金融・不動産業、 事業活動 <sup>g)</sup>	100.0	185.6	103.9	87.4	105.6	116.0
その他のサービス業、 社会活動等 <sup>2)h)</sup>	100.0	171.9	124.6	104.7	119.2	125.8
換算レート (JPN = 1)		121.04 (Yen/US\$)	184.93 (Yen/Pound)	134.25 (Yen/Euro)	134.25 (Yen/Euro)	14.35 (Yen/SEK)
購買力平価換算 at PPP rates						
国民経済生産性 <sup>a)</sup>	100.0	149.2	99.6	105.3	113.4	111.5
農林水産業 <sup>b)</sup>	100.0	351.0	196.1	157.5	264.1	233.2
鉱業・エネルギー業 <sup>c)</sup>	100.0	103.1	113.4	80.8	93.0	91.8
製造業 <sup>d)</sup>	100.0	132.2	91.8	102.1	99.2	105.0
建設業 <sup>e)</sup>	100.0	129.5	120.4	116.0	131.4	123.9
卸売・小売・宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 <sup>f)</sup>	100.0	141.4	95.0	102.7	121.5	141.6
金融・不動産業、 事業活動 <sup>g)</sup>	100.0	157.5	82.8	85.9	99.3	92.8
その他のサービス業、 社会活動等 <sup>2)h)</sup>	100.0	145.9	99.2	102.9	112.1	100.7
換算レート (JPN = 1)		102.76 (Yen/US\$)	147.34 (Yen/Pound)	131.86 (Yen/Euro)	126.27 (Yen/Euro)	11.48 (Yen/SEK)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「平成28年度国民経済計算確報」  
その他の国, 為替, 購買力平価:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在

- (注) 1) 労働生産性水準は, 為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。  
国民経済生産性=粗付加価値の国内総生産/総就業者数  
経済活動別労働生産性=経済活動別国内総生産/経済活動別就業者数  
2) 公共事業・防衛, 教育, 医療・福祉, その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

第1-21表 労働分配率  
Table 1-21: Labour share

		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
労働分配率 <sup>1)</sup>									
日本	JPN	48.0	49.1	50.2	49.9	48.9	48.6	47.5	48.4
アメリカ	USA	53.7	52.7	52.4	51.9	51.8	51.8	52.3	52.7
カナダ	CAN	50.0	51.4	50.9	51.6	51.4	51.0	52.3	52.0
イギリス	UK	48.9	51.4	50.4	50.8	51.1	50.2	50.4	50.6
ドイツ	DEU	49.4	48.7	48.3	49.2	49.4	49.6	49.7	50.0
フランス	FRA	50.1	51.0	50.7	51.6	51.6	51.7	p 51.2	p 51.2
イタリア	ITA	38.2	40.1	39.9	39.9	39.8	39.4	39.7	39.8
スウェーデン	SWE	44.4	44.2	45.3	46.6	47.0	46.8	46.3	46.4
ロシア	RUS	* 39.6	* 45.2	45.1	45.7	47.9	48.8	47.0	48.7
中国	CHN	50.0	48.0	48.7	49.0	50.5	50.7	52.1	—
香港	HKG	47.4	48.6	48.3	49.7	49.0	—	—	—
韓国	KOR	44.0	42.3	42.5	43.1	43.7	44.4	44.5	—
シンガポール	SGP	42.0	39.3	40.3	41.6	42.3	43.5	44.8	—
タイ	THA	32.1	31.2	30.9	32.1	33.2	34.0	34.6	—
フィリピン	PHL	22.4	19.0	18.3	18.4	—	—	—	—
インド	IND	27.7	29.7	30.6	30.1	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	49.9	49.3	49.3	49.5	49.3	49.6	50.1	48.6
ニュージーランド	NZL	45.7	45.9	45.3	45.6	44.2	p 44.9	—	—
ブラジル	BRA	40.4	42.9	43.3	43.7	43.8	44.4	—	—
労働分配率 <sup>2)</sup>									
日本	JPN	66.4	69.6	71.1	70.3	68.6	68.8	67.3	68.7
アメリカ	USA	68.5	67.9	67.2	66.4	66.4	66.3	66.8	67.4
カナダ	CAN	67.6	70.9	69.5	70.9	70.8	70.2	73.2	73.2
イギリス	UK	64.2	68.0	67.1	68.0	68.6	67.5	67.8	67.9
ドイツ	DEU	66.7	66.6	65.9	67.6	67.8	68.0	68.1	68.4
フランス	FRA	70.6	72.5	72.7	74.6	75.0	74.8	p 73.5	p 73.8
イタリア	ITA	53.0	57.2	57.2	58.6	58.0	57.5	58.0	56.9
スウェーデン	SWE	69.2	69.2	70.6	73.1	73.8	73.1	72.5	73.1
韓国	KOR	61.2	59.6	60.0	61.0	61.8	62.9	63.3	—
インド	IND	33.2	35.0	37.2	36.9	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	69.6	67.2	66.4	67.3	67.8	68.9	70.7	67.8
ニュージーランド	NZL	63.4	64.1	63.3	63.8	61.2	p 62.3	—	—

\* …推計値/estimated value, p…暫定値/provisional value

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算確報」  
OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在  
その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在

(注) 1) 雇用者報酬(Compensation of employees)/国民総所得(Gross national income)×100  
2) 雇用者報酬(Compensation of employees)/要素費用表示の国民所得(National income at factor cost)×100

第1-22表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-22: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates

		(%)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	2.9	1.5	3.3	0.9	2.1	0.0	1.5	* 0.4
アメリカ	USA	2.8	2.0	2.8	0.2	0.2	0.6	0.7	0.2
カナダ	CAN	3.0	2.4	1.1	-0.1	1.4	2.5	-0.2	0.6
イギリス	UK	3.3	0.9	2.1	-0.5	0.3	0.3	1.7	-0.4
ドイツ	DEU	2.5	1.5	2.5	0.6	0.8	0.8	0.7	1.3
フランス	FRA	2.6	0.8	1.4	0.2	1.3	0.8	0.8	1.0
イタリア	ITA	2.8	0.6	2.2	-0.3	0.9	0.2	0.3	-0.7
オランダ	NLD	3.3	2.5	2.1	-0.2	0.7	0.7	1.7	0.2
ベルギー	BEL	0.8	1.1	2.2	-0.2	0.7	1.1	1.2	0.1
デンマーク	DNK	2.3	1.4	3.9	1.9	0.8	1.4	0.5	0.5
スウェーデン	SWE	3.6	2.6	3.3	-0.1	0.9	1.1	3.0	0.5
フィンランド	FIN	4.3	1.8	3.3	-1.6	0.6	0.0	0.1	1.6
ノルウェー	NOR	3.9	1.0	0.6	0.8	0.7	0.6	1.4	0.3
ロシア	RUS	5.5	5.2	3.7	2.5	2.1	0.3	-3.5	-0.1
スペイン	ESP	0.5	0.4	2.3	2.0	1.4	0.3	0.4	0.6
韓国	KOR	3.8	4.3	5.6	1.6	1.7	2.4	1.1	2.3
オーストラリア	AUS	1.0	0.4	1.6	2.5	1.7	0.7	2.7	* 0.7
ニュージーランド	NZL	3.0	-0.1	-1.0	3.6	-1.9	-0.8	1.7	* -0.2

\*…推計値/Estimated value

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年2月現在

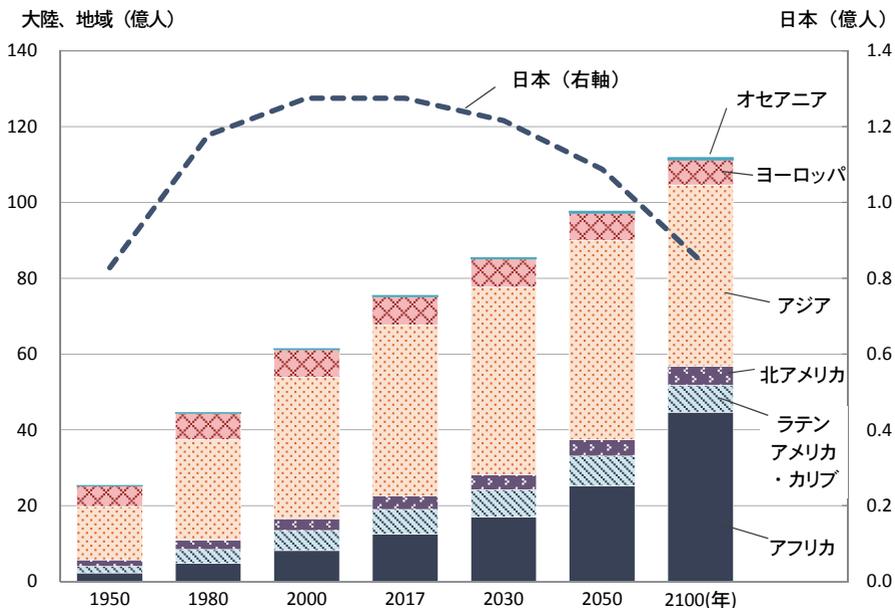
(注) OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率をあらわしている。

## 2. 人口・労働力人口

### **Population and Labour Force**



## 2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降は増加率が低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年に70億人を超えた。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2017年改訂版(本書の資料出所)によると、2015年半ばに73億人であった世界人口は、中位推計で2030年に85億人、2050年に97億人に増加し、2100年には111億人に達する見通しである。

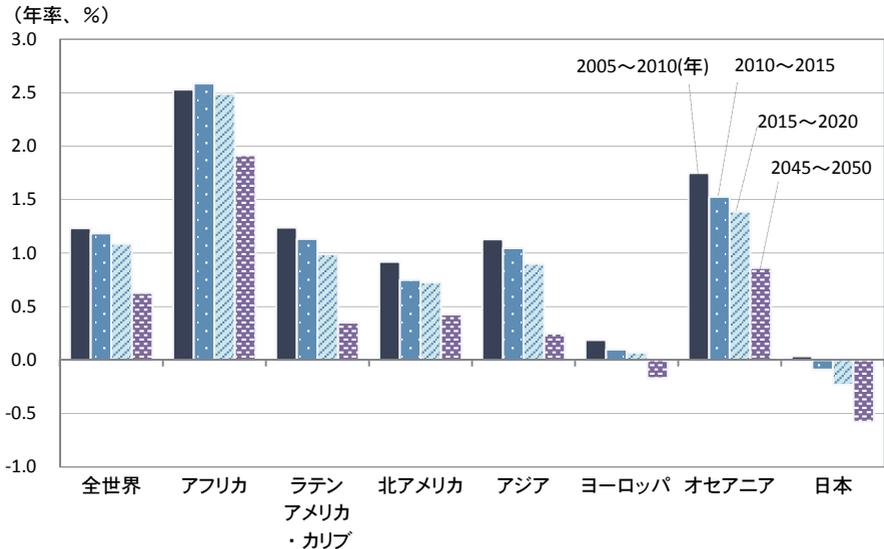
このうちアフリカの人口は2017年の13億人から2050年には25億人へと倍増する勢いである。2017年に世界の人口の60%をインド、中国の属するアジアが占めているが、2050年にもその割合は54%へと低下する。これに代わり、アフリカの割合が17%から26%へと高まる。

日本の人口は2017年の1億2,700万人から2050年に1億900万人、2100年には8,500万人へと減少すると推計されている。

2017~2050年の人口の増加は、ウガンダ、エチオピア、コンゴ民主共和国、タンザニア、ナイジェリアのアフリカ諸国に加え、アメリカ合衆国、インド、インドネシア、パキスタンの9か国に集中する見込みとなっている。

## 2 人口・労働力人口

### 2-2 人口増加率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

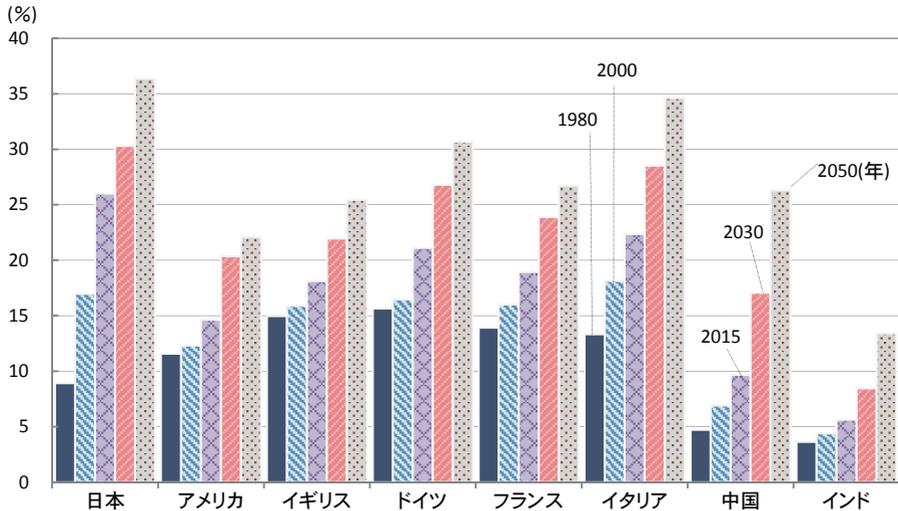
国連の『2017年版世界人口予測』によると、全世界の人口は、2015年の73億人から、2030年に85億人、2050年には97億人に達し、この35年間に約24億人増加すると予測（中位推計）されている。

世界の人口増加率は寿命の伸長に伴って上昇し、1965～1970年には年率2.05%のピークに達した。その後、人口増加の速度は、主に先進地域における出生率の低下によって減速した。2005～2010年は1.23%に低下し、2045～2050年には0.63%まで落ち込むと予測されている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域の人口増加率は2010～15年に年率0.10%、2015～20年に0.07%と低水準を続けた後はマイナスとなり、2045～50年は-0.17%になる見通しとなっている。日本の増加率はこれを上回るスピードで低下し、2010～15年に-0.09%、2015～20年に-0.23%とマイナスを続け、2045～50年には-0.58%となる見込みである。

アジア地域、北アメリカ地域及びラテンアメリカ・カリブ地域の増加率も2015年以降はいずれもゼロ%台にとどまる。世界の人口増加の中心となるのはアフリカ地域で、2010～15年に2.59%、2015～20年に2.49%、2025～30年に2.25%と2%台の増加率で推移すると予測されている。

## 2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



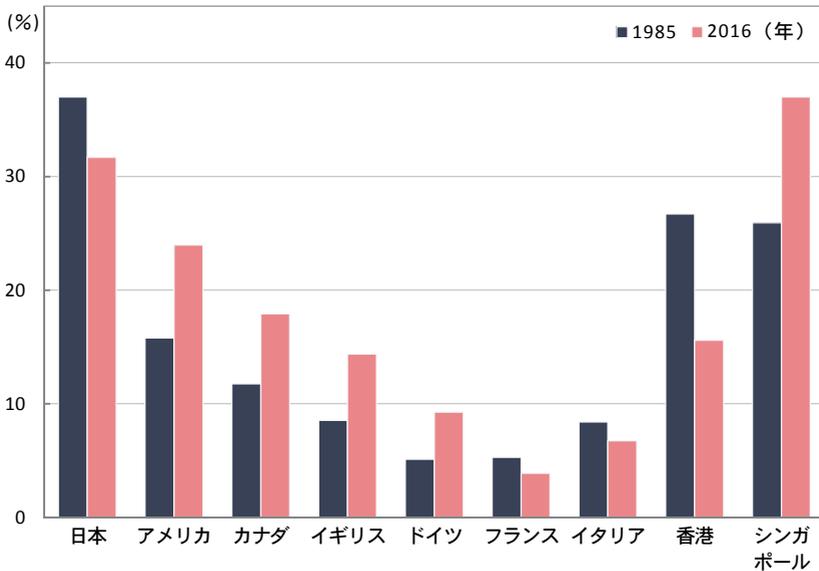
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長によって高齢化が進展し、総人口に占める65歳以上の人口の割合（老年人口比率）が増加している。国連の『2017年版世界人口予測』によると、全世界の老年人口比率は、2015年の8.3%から2050年には15.8%に増加すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、老年人口比率は2015年の17.6%から2050年には26.6%へと増加する。日本の高齢化はさらに急速で、2015年に26.0%であった老年人口比率が、2050年には36.4%に達する見通しである。2015年、2030年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口比率の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い発展途上地域でも、今後、高齢化が急速に進展すると予測されており、2015年は6.4%に過ぎない老年人口比率が、2050年には14.2%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

## 2 人口・労働力人口

### 2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄，資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

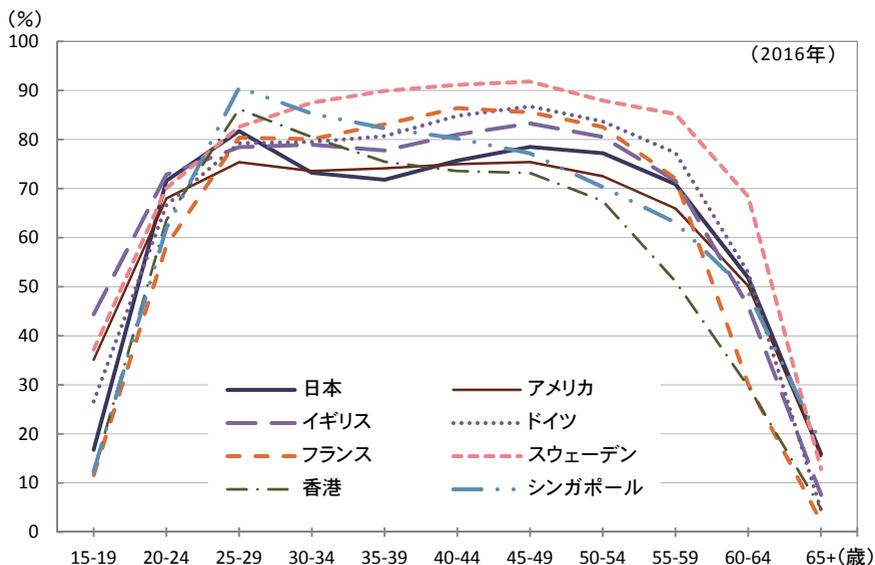
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけでなく、地域性・国民性の違いなども反映したものとといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	5.3	8.4	26.7	25.9
2016	31.7	24.0	17.9	14.4	9.3	3.9	6.7	15.6	37.0

## 2-5 年齢階級別女性労働力率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2016年には81.5%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

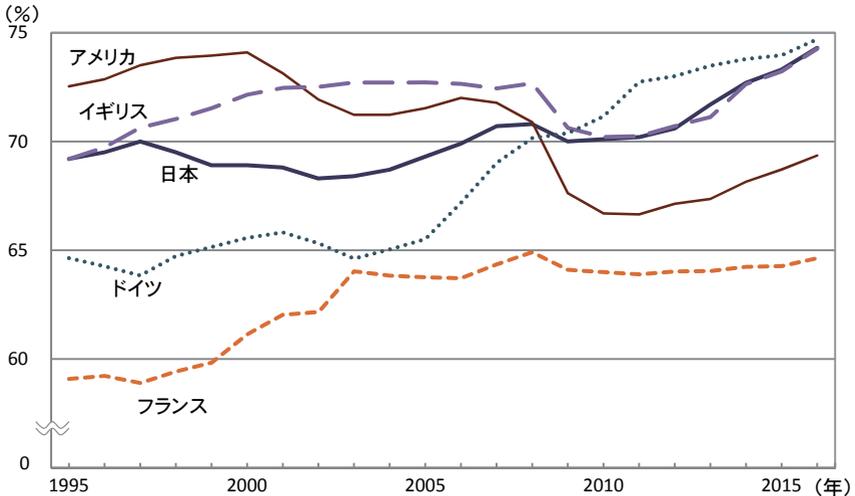
(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65～(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2016	17.0	71.5	81.5	73.0	72.0	75.7	78.3	77.0	71.0	51.8	16.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

## 2 人口・労働力人口

### 2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15~64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15~64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75% (20~64歳) に引上げることを戦略目標に掲げている(2016年時点で71.1%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働力化すると低下する。EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を採ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2016年の日本の就業率は男女計が74.3%で、イギリス(74.3%)、ドイツ(74.7%)と同水準であり、アメリカ(69.4%)、フランス(64.6%)を上回っている。しかし、男女別にみると、日本の男性の就業率は82.5%と、最高水準であるものの、女性は66.0%と低水準である。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p.78)」参照)。

## 第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		(百万人/millions)							
		1950年	1980	2000	2015	2017	2030	2050	2100
全世界	World	2,536	4,458	6,145	7,383	7,550	8,551	9,772	11,184
アフリカ	Africa	229	480	818	1,194	1,256	1,704	2,528	4,468
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	169	364	526	632	646	718	780	712
北アメリカ	Northern America	173	254	313	356	361	395	435	499
アジア	Asia	1,404	2,642	3,730	4,420	4,504	4,947	5,257	4,780
ヨーロッパ	Europe	549	694	727	741	742	739	716	653
オセアニア	Oceania	13	23	31	40	41	48	57	72
日本	JPN	83	118	128	128	127	122	109	85
アメリカ	USA	159	230	282	320	324	355	390	447
カナダ	CAN	14	25	31	36	37	41	45	52
イギリス	UK	51	56	59	65	66	71	75	81
ドイツ	DEU	70	78	81	82	82	82	79	71
フランス	FRA	42	54	60	64	65	68	71	74
イタリア	ITA	47	56	57	60	59	58	55	48
スウェーデン	SWE	7	8	9	10	10	11	12	13
ロシア	RUS	103	138	146	144	144	141	133	124
中国	CHN	554	994	1,283	1,397	1,410	1,441	1,364	1,021
香港	HKG	2	5	7	7	7	8	8	8
韓国	KOR	19	38	47	51	51	53	50	39
シンガポール	SGP	1	2	4	6	6	6	7	5
マレーシア	MYS	6	14	23	31	32	37	42	42
タイ	THA	21	47	63	69	69	70	65	48
インドネシア	IDN	70	147	212	258	264	296	322	306
フィリピン	PHL	19	47	78	102	105	125	151	173
インド	IND	376	697	1,053	1,309	1,339	1,513	1,659	1,517
ベトナム	VNM	25	54	80	94	96	106	115	108
オーストラリア	AUS	8	15	19	24	24	28	33	42
ニュージーランド	NZL	2	3	4	5	5	5	6	6
ブラジル	BRA	54	121	175	206	209	225	233	190

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2017年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

(千人/thousands)							
2015年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
127,095	126,838	126,532	126,177	125,773	125,325	124,836	124,310
2023	2024	2025	2030	2035	2040	2045	2050
123,751	123,161	122,544	119,125	115,216	110,919	106,421	101,923

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所(2017.4)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

(注) 中位推計値。各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)。

## 2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)							
		1965～ 1970年	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050	2095～ 2100
全世界	World	2.05	1.25	1.23	1.19	1.09	0.87	0.63	0.11
アフリカ	Africa	2.56	2.46	2.53	2.59	2.49	2.25	1.92	0.66
ラテンアメリカ・カリブ									
Latin America, and the Caribbean		2.57	1.32	1.24	1.13	0.99	0.71	0.35	-0.38
北アメリカ	Northern America	1.02	0.92	0.92	0.75	0.73	0.66	0.43	0.17
アジア	Asia	2.45	1.22	1.13	1.05	0.90	0.60	0.25	-0.31
ヨーロッパ	Europe	0.68	0.09	0.19	0.10	0.07	-0.08	-0.17	-0.11
オセアニア	Oceania	2.31	1.44	1.75	1.53	1.39	1.13	0.86	0.23
日本	JPN	1.28	0.13	0.03	-0.09	-0.23	-0.44	-0.58	-0.33
アメリカ	USA	0.96	0.91	0.90	0.72	0.71	0.66	0.42	0.16
カナダ	CAN	1.70	0.99	1.13	1.02	0.90	0.72	0.46	0.18
イギリス	UK	0.49	0.45	0.98	0.65	0.58	0.43	0.32	0.08
ドイツ	DEU	0.60	0.05	-0.19	0.20	0.20	-0.07	-0.21	-0.13
フランス	FRA	0.76	0.54	0.58	0.45	0.39	0.31	0.16	0.07
イタリア	ITA	0.70	0.52	0.31	-0.08	-0.13	-0.18	-0.28	-0.16
スウェーデン	SWE	0.78	0.35	0.76	0.78	0.72	0.52	0.40	0.23
ロシア	RUS	0.57	-0.38	-0.07	0.10	-0.01	-0.29	-0.25	-0.06
中国	CHN	2.65	0.59	0.57	0.54	0.39	0.03	-0.33	-0.49
香港	HKG	2.09	0.49	0.57	0.62	0.82	0.56	0.09	0.15
韓国	KOR	2.16	0.55	0.34	0.42	0.36	0.18	-0.32	-0.33
シンガポール	SGP	1.97	2.75	2.44	1.74	1.40	0.59	0.09	-0.49
マレーシア	MYS	2.52	2.03	1.83	1.78	1.35	1.04	0.54	-0.19
タイ	THA	2.95	0.77	0.54	0.43	0.22	-0.02	-0.38	-0.59
インドネシア	IDN	2.71	1.39	1.35	1.25	1.06	0.75	0.36	-0.26
フィリピン	PHL	2.94	2.02	1.66	1.64	1.51	1.27	0.87	-0.03
インド	IND	2.13	1.66	1.46	1.23	1.10	0.83	0.38	-0.38
ベトナム	VNM	2.74	0.98	0.96	1.12	1.00	0.67	0.34	-0.20
オーストラリア	AUS	2.45	1.19	1.78	1.46	1.30	1.00	0.78	0.29
ニュージーランド	NZL	1.41	1.38	1.10	1.09	0.93	0.71	0.41	0.01
ブラジル	BRA	2.65	1.29	1.03	0.91	0.75	0.46	0.10	-0.52

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2015～2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）  
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

(1) 実数/De facto population aged 0-14		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	2,779	1,885	1,717	1,663	1,610	1,484	1,366
アメリカ	USA	5,213	6,119	6,226	6,147	6,171	6,467	6,704
カナダ	CAN	559	589	563	574	606	628	671
イギリス	UK	1,183	1,122	1,109	1,150	1,208	1,205	1,223
ドイツ	DEU	1,455	1,278	1,097	1,072	1,084	1,119	1,022
フランス	FRA	1,196	1,119	1,160	1,177	1,168	1,143	1,172
イタリア	ITA	1,239	821	837	817	781	720	721
スウェーデン	SWE	163	164	155	169	180	188	194
ロシア	RUS	2,977	2,671	2,132	2,422	2,619	2,422	2,312
中国	CHN	35,481	31,604	24,269	24,707	24,875	22,168	19,070
香港	HKG	124	112	84	81	96	115	101
韓国	KOR	1,289	977	798	703	680	690	583
シンガポール	SGP	65	84	88	86	85	81	72
マレーシア	MYS	545	774	785	767	776	812	707
タイ	THA	1,869	1,510	1,290	1,235	1,136	975	849
インドネシア	IDN	6,059	6,491	7,025	7,192	7,183	6,925	6,404
フィリピン	PHL	2,043	3,001	3,177	3,278	3,400	3,577	3,611
インド	IND	27,344	36,577	38,027	37,514	36,766	35,618	31,286
ベトナム	VNM	2,222	2,542	2,095	2,161	2,256	2,192	1,939
オーストラリア	AUS	370	398	421	448	489	520	567
ニュージーランド	NZL	86	88	90	92	95	95	94
ブラジル	BRA	4,645	5,280	4,901	4,636	4,424	4,069	3,418

(2) 対全人口比率/Proportion aged 0-14 among the total population		(% )						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	23.6	14.8	13.4	13.0	12.7	12.2	12.6
アメリカ	USA	22.7	21.7	20.2	19.2	18.6	18.2	17.2
カナダ	CAN	22.8	19.2	16.5	16.0	16.1	15.5	14.9
イギリス	UK	21.0	19.0	17.5	17.6	17.9	17.1	16.2
ドイツ	DEU	18.6	15.7	13.6	13.1	13.1	13.6	12.9
フランス	FRA	22.1	18.8	18.4	18.3	17.8	16.8	16.6
イタリア	ITA	22.0	14.3	14.0	13.7	13.2	12.4	13.1
スウェーデン	SWE	19.6	18.4	16.5	17.3	17.8	17.6	16.7
ロシア	RUS	21.6	18.2	14.9	16.8	18.2	17.2	17.4
中国	CHN	35.7	24.6	17.8	17.7	17.5	15.4	14.0
香港	HKG	25.3	16.9	11.9	11.2	12.7	14.4	12.2
韓国	KOR	33.9	20.6	16.1	13.9	13.2	13.1	11.5
シンガポール	SGP	27.0	21.5	17.3	15.5	14.3	12.7	11.0
マレーシア	MYS	39.5	33.4	27.9	25.0	23.6	22.1	16.9
タイ	THA	39.4	24.0	19.2	18.0	16.4	14.0	13.0
インドネシア	IDN	41.1	30.7	29.0	27.9	26.4	23.4	19.9
フィリピン	PHL	43.1	38.5	33.9	32.2	31.0	28.5	23.9
インド	IND	39.2	34.7	30.9	28.7	26.6	23.5	18.9
ベトナム	VNM	40.9	31.7	23.7	23.1	22.9	20.6	16.9
オーストラリア	AUS	25.3	20.9	19.0	18.8	19.3	18.4	17.1
ニュージーランド	NZL	27.2	22.7	20.5	20.0	19.6	18.3	16.5
ブラジル	BRA	38.3	30.1	24.9	22.5	20.7	18.0	14.7

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 2 人口・労働力人口

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

(1) 実数/De facto population aged 15-64		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	7,954	8,702	8,246	7,806	7,470	6,990	5,557
アメリカ	USA	15,107	18,605	20,634	21,162	21,464	21,781	23,642
カナダ	CAN	1,664	2,098	2,370	2,440	2,465	2,487	2,658
イギリス	UK	3,602	3,836	4,171	4,205	4,248	4,303	4,397
ドイツ	DEU	5,150	5,529	5,331	5,373	5,342	4,898	4,471
フランス	FRA	3,458	3,887	4,082	4,048	4,043	4,024	4,002
イタリア	ITA	3,651	3,869	3,912	3,803	3,716	3,434	2,881
スウェーデン	SWE	533	571	613	616	627	646	685
ロシア	RUS	9,409	10,147	10,310	10,026	9,538	8,916	8,028
中国	CHN	59,232	87,851	100,284	101,478	100,217	97,360	81,486
香港	HKG	336	481	528	533	522	476	445
韓国	KOR	2,360	3,421	3,627	3,700	3,663	3,322	2,683
シンガポール	SGP	165	279	374	403	419	406	364
マレーシア	MYS	785	1,454	1,887	2,125	2,281	2,514	2,786
タイ	THA	2,692	4,374	4,832	4,905	4,912	4,639	3,793
インドネシア	IDN	8,161	13,666	16,051	17,309	18,470	20,190	21,330
フィリピン	PHL	2,544	4,544	5,807	6,428	7,003	8,116	10,032
インド	IND	39,806	64,095	78,777	86,013	92,493	102,878	112,345
ベトナム	VNM	2,926	4,971	6,173	6,565	6,788	7,119	7,058
オーストラリア	AUS	954	1,273	1,494	1,575	1,638	1,760	2,005
ニュージーランド	NZL	198	253	290	302	310	319	342
ブラジル	BRA	7,015	11,361	13,454	14,320	14,920	15,420	14,524

(2) 対全人口比率/Proportion aged 15-64 among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	67.5	68.2	64.1	61.0	59.1	57.5	51.1
アメリカ	USA	65.7	66.0	66.9	66.1	64.8	61.4	60.7
カナダ	CAN	67.8	68.3	69.3	67.9	65.6	61.2	59.1
イギリス	UK	64.0	65.1	65.9	64.3	63.1	61.0	58.3
ドイツ	DEU	65.8	67.8	65.9	65.8	64.7	59.6	56.4
フランス	FRA	64.0	65.2	64.8	62.8	61.5	59.3	56.7
イタリア	ITA	64.7	67.5	65.5	63.9	62.8	59.1	52.3
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	65.3	63.1	61.9	60.3	58.9
ロシア	RUS	68.2	69.3	72.0	69.7	66.3	63.4	60.5
中国	CHN	59.6	68.5	73.8	72.6	70.4	67.6	59.7
香港	HKG	68.3	72.1	75.1	73.6	69.2	59.6	53.9
韓国	KOR	62.0	72.2	73.2	73.1	71.1	63.0	53.2
シンガポール	SGP	68.2	71.2	73.6	72.8	70.7	64.0	55.4
マレーシア	MYS	56.9	62.7	67.1	69.2	69.4	68.3	66.8
タイ	THA	56.8	69.5	71.9	71.4	70.8	66.6	58.0
インドネシア	IDN	55.3	64.6	66.2	67.0	67.8	68.3	66.3
フィリピン	PHL	53.7	58.3	62.0	63.2	63.8	64.7	66.3
インド	IND	57.1	60.9	64.0	65.7	66.9	68.0	67.7
ベトナム	VNM	53.8	61.9	69.8	70.2	69.0	67.0	61.6
オーストラリア	AUS	65.1	66.8	67.5	66.2	64.5	62.3	60.4
ニュージーランド	NZL	63.0	65.5	66.4	65.4	64.0	61.2	59.9
ブラジル	BRA	57.9	64.8	68.4	69.5	69.8	68.4	62.4

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over		(万人/ten thousands)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	1,050	2,166	2,892	3,329	3,569	3,684	3,957
アメリカ	USA	2,656	3,474	4,004	4,684	5,508	7,224	8,613
カナダ	CAN	231	386	485	581	689	947	1,166
イギリス	UK	842	937	1,051	1,185	1,278	1,550	1,918
ドイツ	DEU	1,225	1,342	1,662	1,725	1,829	2,202	2,432
フランス	FRA	752	954	1,060	1,221	1,362	1,623	1,887
イタリア	ITA	752	1,040	1,224	1,331	1,416	1,658	1,907
スウェーデン	SWE	136	154	171	191	206	237	283
ロシア	RUS	1,420	1,822	1,873	1,941	2,222	2,717	2,933
中国	CHN	4,675	8,865	11,422	13,518	17,363	24,590	35,889
香港	HKG	31	73	91	110	137	207	280
韓国	KOR	157	340	530	656	808	1,259	1,780
シンガポール	SGP	11	29	46	65	89	147	221
マレーシア	MYS	50	91	139	180	230	355	680
タイ	THA	178	412	598	725	893	1,349	1,895
インドネシア	IDN	529	996	1,176	1,315	1,569	2,445	4,421
フィリピン	PHL	152	254	388	465	567	844	1,486
インド	IND	2,528	4,633	6,294	7,378	9,061	12,802	22,267
ベトナム	VNM	290	516	580	631	792	1,317	2,466
オーストラリア	AUS	141	235	297	356	413	544	747
ニュージーランド	NZL	31	46	57	68	79	107	135
ブラジル	BRA	456	888	1,325	1,640	2,042	3,059	5,327

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population		(%)						
		1980年	2000	2010	2015	2020	2030	2050
日本	JPN	8.9	17.0	22.5	26.0	28.2	30.3	36.4
アメリカ	USA	11.6	12.3	13.0	14.6	16.6	20.4	22.1
カナダ	CAN	9.4	12.6	14.2	16.1	18.3	23.3	25.9
イギリス	UK	15.0	15.9	16.6	18.1	19.0	22.0	25.4
ドイツ	DEU	15.6	16.5	20.5	21.1	22.2	26.8	30.7
フランス	FRA	13.9	16.0	16.8	18.9	20.7	23.9	26.7
イタリア	ITA	13.3	18.1	20.5	22.4	23.9	28.5	34.6
スウェーデン	SWE	16.3	17.3	18.2	19.6	20.3	22.1	24.4
ロシア	RUS	10.3	12.4	13.1	13.5	15.5	19.3	22.1
中国	CHN	4.7	6.9	8.4	9.7	12.2	17.1	26.3
香港	HKG	6.4	11.0	13.0	15.2	18.1	25.9	33.9
韓国	KOR	4.1	7.2	10.7	13.0	15.7	23.9	35.3
シンガポール	SGP	4.7	7.3	9.0	11.7	15.0	23.2	33.6
マレーシア	MYS	3.6	3.9	4.9	5.9	7.0	9.7	16.3
タイ	THA	3.7	6.5	8.9	10.6	12.9	19.4	29.0
インドネシア	IDN	3.6	4.7	4.8	5.1	5.8	8.3	13.8
フィリピン	PHL	3.2	3.3	4.1	4.6	5.2	6.7	9.8
インド	IND	3.6	4.4	5.1	5.6	6.6	8.5	13.4
ベトナム	VNM	5.3	6.4	6.6	6.7	8.1	12.4	21.5
オーストラリア	AUS	9.6	12.3	13.4	15.0	16.3	19.3	22.5
ニュージーランド	NZL	9.8	11.8	13.1	14.6	16.3	20.4	23.6
ブラジル	BRA	3.8	5.1	6.7	8.0	9.5	13.6	22.9

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2020年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2017年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2017

年齢階級 Age group	(千人/thousands)							
	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス UK	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	62,256	65,228	160,593	163,866	18,172	18,452	32,655	33,527
0～4歳/Age	2,718	2,575	10,085	9,639	994	943	2,049	1,951
5～9	2,832	2,684	10,583	10,120	1,031	985	2,072	1,979
10～14	2,884	2,734	10,699	10,240	983	934	1,879	1,794
15～19	3,018	2,864	10,811	10,383	1,047	990	1,886	1,801
20～24	3,112	2,958	11,616	11,135	1,247	1,192	2,089	2,000
25～29	3,318	3,160	11,780	11,314	1,277	1,254	2,241	2,190
30～34	3,725	3,552	11,092	10,838	1,271	1,275	2,246	2,256
35～39	4,095	3,941	10,316	10,275	1,234	1,246	2,136	2,153
40～44	4,902	4,724	9,957	10,036	1,181	1,188	2,081	2,107
45～49	4,741	4,618	10,220	10,157	1,184	1,178	2,222	2,282
50～54	4,124	4,052	10,826	10,753	1,338	1,329	2,304	2,377
55～59	3,822	3,783	10,767	11,043	1,367	1,365	2,089	2,149
60～64	4,006	4,058	9,565	10,199	1,168	1,201	1,766	1,828
65～69	4,529	4,811	7,908	8,776	991	1,036	1,741	1,840
70～74	3,909	4,451	5,706	6,716	742	803	1,462	1,593
75～79	2,857	3,585	3,853	4,735	488	572	1,038	1,205
80～84	2,018	2,977	2,522	3,389	330	428	728	933
85～89	1,138	2,149	1,474	2,384	199	307	420	640
90～	508	1,552	812	1,735	101	225	206	449
65～(再掲)	14,958	19,526	22,275	27,735	2,850	3,371	5,595	6,660

年齢階級 Age group								
	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	40,435	41,679	31,949	33,031	28,929	30,431	4,960	4,951
0～4歳/Age	1,845	1,750	1,960	1,864	1,261	1,187	303	287
5～9	1,804	1,712	2,029	1,932	1,415	1,333	306	289
10～14	1,858	1,767	2,030	1,935	1,453	1,375	283	269
15～19	2,069	1,947	1,980	1,891	1,436	1,363	259	243
20～24	2,321	2,173	1,915	1,833	1,475	1,403	331	313
25～29	2,634	2,512	1,959	1,881	1,537	1,474	362	348
30～34	2,682	2,606	2,058	1,984	1,631	1,581	327	312
35～39	2,488	2,431	2,016	1,942	1,860	1,821	307	294
40～44	2,475	2,426	2,125	2,074	2,221	2,194	320	311
45～49	3,140	3,077	2,198	2,184	2,404	2,414	345	334
50～54	3,559	3,477	2,156	2,181	2,367	2,424	330	320
55～59	3,189	3,175	2,019	2,115	2,107	2,197	299	294
60～64	2,624	2,756	1,879	2,027	1,816	1,945	271	273
65～69	2,112	2,278	1,854	2,027	1,732	1,912	285	293
70～74	1,891	2,108	1,358	1,486	1,440	1,663	258	268
75～79	1,824	2,257	946	1,133	1,188	1,488	173	192
80～84	1,180	1,663	761	1,092	884	1,249	106	138
85～89	522	946	462	823	476	838	62	99
90～	215	620	245	625	227	569	34	73
65～(再掲)	7,745	9,872	5,626	7,187	5,947	7,719	917	1,063

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	66,917	77,072	726,320	683,197	3,387	3,978	25,510	25,472
0～4歳/Age	4,896	4,631	45,577	39,555	153	143	1,156	1,074
5～9	4,349	4,142	45,273	38,828	150	139	1,164	1,095
10～14	3,753	3,579	42,957	36,969	134	127	1,241	1,140
15～19	3,244	3,088	41,664	36,446	164	154	1,521	1,390
20～24	3,893	3,693	47,858	42,542	215	219	1,858	1,662
25～29	5,798	5,623	63,897	58,974	229	273	1,776	1,572
30～34	6,259	6,188	59,075	55,738	232	331	1,866	1,717
35～39	5,432	5,610	48,168	45,739	230	346	1,947	1,849
40～44	4,957	5,263	55,813	53,069	233	336	2,092	1,993
45～49	4,133	4,538	63,610	61,501	239	328	2,214	2,141
50～54	4,532	5,268	56,892	55,137	280	346	2,112	2,103
55～59	4,795	5,998	43,404	41,937	309	329	1,995	2,041
60～64	4,114	5,799	39,778	39,126	259	267	1,537	1,634
65～69	2,754	4,245	30,619	30,974	201	209	1,123	1,212
70～74	1,413	2,622	18,394	19,005	125	124	833	984
75～79	1,270	2,951	12,148	13,085	94	99	583	807
80～84	861	2,214	7,127	8,613	78	95	330	591
85～89	347	1,111	3,011	4,168	43	66	121	315
90～	119	510	1,057	1,792	20	48	43	152
65～	6,763	13,652	72,356	77,637	561	640	3,033	4,061

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,821	2,888	16,325	15,299	33,665	35,373	132,898	131,093
0～4歳/Age	138	128	1,367	1,277	1,890	1,789	12,650	12,075
5～9	143	138	1,284	1,214	2,068	1,952	12,136	11,688
10～14	157	151	1,307	1,240	2,187	2,072	12,144	11,525
15～19	177	169	1,437	1,356	2,386	2,279	11,795	11,104
20～24	194	187	1,611	1,481	2,475	2,413	11,218	10,730
25～29	188	184	1,671	1,494	2,293	2,281	10,816	10,492
30～34	188	196	1,515	1,354	2,287	2,300	10,556	10,536
35～39	204	222	1,217	1,093	2,525	2,613	10,012	10,061
40～44	224	237	1,014	940	2,702	2,888	9,357	9,261
45～49	225	233	887	867	2,749	2,986	8,482	8,399
50～54	231	231	806	761	2,591	2,822	7,163	7,239
55～59	225	223	699	658	2,280	2,520	5,851	5,958
60～64	188	189	548	536	1,797	2,042	4,399	4,302
65～69	143	149	408	415	1,267	1,506	2,775	2,971
70～74	86	96	259	274	881	1,096	1,733	2,133
75～79	53	65	159	177	623	822	1,075	1,453
80～84	35	47	92	106	385	553	496	766
85～89	16	27	35	42	192	295	184	299
90～	7	16	10	13	87	143	56	102
65～	339	399	963	1,027	3,435	4,416	6,320	7,723

## 2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成 (2017年) (続き)

Table 2-6: Population by sex and age group, 2017 (cont.)

(千人/thousands)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		ベトナム VNM		オーストラリア AUS	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	52,801	52,117	693,959	645,221	47,278	48,262	12,181	12,270
0～4歳/Age	5,976	5,635	63,007	56,750	4,072	3,673	808	766
5～9	5,660	5,424	65,918	59,167	3,933	3,558	813	772
10～14	5,450	5,130	67,137	60,082	3,518	3,278	764	725
15～19	5,297	4,964	65,720	58,936	3,397	3,216	756	724
20～24	5,024	4,837	63,024	56,810	4,156	3,978	840	797
25～29	4,438	4,341	59,875	54,826	4,490	4,381	901	877
30～34	3,829	3,779	55,894	51,854	4,130	4,105	911	906
35～39	3,457	3,408	49,561	46,360	3,697	3,728	827	828
40～44	3,089	3,044	43,399	40,900	3,388	3,435	814	823
45～49	2,745	2,738	38,057	36,140	3,088	3,135	793	810
50～54	2,351	2,388	33,087	31,720	2,760	2,876	777	789
55～59	1,899	1,992	28,056	27,209	2,343	2,590	742	763
60～64	1,424	1,561	22,943	22,548	1,733	2,052	653	680
65～69	968	1,147	15,982	16,425	992	1,313	589	609
70～74	584	771	10,121	11,052	564	859	461	481
75～79	345	514	6,463	7,462	419	718	320	346
80～84	184	298	3,550	4,293	315	628	217	261
85～89	64	115	1,553	1,887	181	422	127	184
90～	17	33	613	802	103	317	66	130
65～	2,163	2,876	38,282	41,921	2,574	4,257	1,780	2,010

年齢階級 Age group	ニュージーランド NZL		ブラジル BRA	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,314	2,392	102,855	106,433
0～4歳/Age	156	148	7,586	7,242
5～9	165	156	7,599	7,283
10～14	156	149	8,056	7,748
15～19	159	151	8,687	8,394
20～24	175	163	8,747	8,522
25～29	169	163	8,694	8,574
30～34	147	155	8,847	8,852
35～39	132	144	8,319	8,459
40～44	142	157	7,238	7,527
45～49	150	165	6,476	6,919
50～54	154	166	5,940	6,492
55～59	146	156	5,020	5,603
60～64	126	134	3,987	4,579
65～69	114	120	2,977	3,562
70～74	90	96	2,005	2,544
75～79	60	68	1,336	1,848
80～84	38	47	791	1,216
85～89	23	32	380	678
90～	11	22	170	391
65～	336	385	7,660	10,240

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。出生率・死亡率とも中位で推移した場合。

## 第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1980～ 1985	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	23.6	12.8	8.9	8.7	8.4	8.1	7.7	8.1
アメリカ	USA	24.1	15.3	14.0	13.8	12.5	12.7	12.5	11.5
カナダ	CAN	27.4	14.6	10.5	11.1	10.9	10.5	9.9	9.8
イギリス	UK	15.1	12.8	11.4	12.6	12.4	12.1	11.1	10.9
ドイツ	DEU	15.7	10.7	8.8	8.4	8.5	8.9	8.8	8.5
フランス	FRA	19.1	14.1	12.7	12.7	12.1	11.7	11.3	10.9
イタリア	ITA	18.2	10.9	9.4	9.5	8.6	8.2	8.1	8.4
スウェーデン	SWE	15.4	11.3	10.8	11.9	12.0	12.3	11.5	11.4
ロシア	RUS	26.9	16.7	9.8	11.3	13.0	12.4	10.2	12.0
中国	CHN	42.0	21.6	12.5	12.6	12.6	11.6	9.5	9.1
香港	HKG	39.1	15.3	8.4	9.0	10.5	11.1	9.6	8.4
韓国	KOR	39.7	20.1	10.5	9.3	8.9	8.9	8.8	7.4
シンガポール	SGP	46.4	17.0	11.3	10.1	9.3	8.7	7.9	6.6
マレーシア	MYS	43.4	31.1	19.4	17.6	17.2	17.0	14.8	11.4
タイ	THA	42.5	24.2	13.6	12.4	11.3	10.0	9.1	8.2
インドネシア	IDN	42.7	31.7	22.0	21.3	20.2	18.4	15.9	13.2
フィリピン	PHL	48.6	35.7	28.8	25.9	24.1	22.9	20.4	16.4
インド	IND	43.6	35.5	25.3	22.9	20.0	18.7	16.3	12.5
ベトナム	VNM	39.8	31.4	16.9	17.3	17.4	16.2	13.4	11.7
オーストラリア	AUS	23.0	15.6	12.8	13.8	13.3	12.8	11.5	11.2
ニュージーランド	NZL	25.6	15.8	14.2	14.9	13.7	13.1	12.1	10.8
ブラジル	BRA	43.9	31.0	18.7	16.2	15.0	13.8	11.7	9.5

死亡率/Crude death rates		(千人当たり/per 1,000 population)							
		1950～ 1955年	1980～ 1985	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2025～ 2030	2045～ 2050
日本	JPN	9.1	6.1	7.9	8.8	9.9	10.8	12.6	14.2
アメリカ	USA	9.6	8.8	8.5	8.2	8.2	8.4	8.8	10.2
カナダ	CAN	8.5	7.0	7.2	7.2	7.3	7.5	8.1	10.5
イギリス	UK	11.7	11.7	10.2	9.4	9.0	9.0	9.2	10.3
ドイツ	DEU	11.1	12.2	10.3	10.4	10.9	11.3	11.9	13.5
フランス	FRA	12.8	10.2	9.0	8.6	8.8	9.0	9.4	11.0
イタリア	ITA	9.9	9.8	9.7	9.7	10.2	10.6	11.5	13.7
スウェーデン	SWE	9.7	11.0	10.5	9.9	9.5	9.1	9.1	9.8
ロシア	RUS	11.0	11.3	16.0	14.9	13.4	13.6	13.8	14.8
中国	CHN	22.5	6.6	6.3	6.5	7.0	7.5	9.0	13.2
香港	HKG	7.6	5.1	5.5	5.9	6.4	6.9	7.9	11.6
韓国	KOR	16.9	6.6	5.3	5.2	5.5	6.1	7.7	12.6
シンガポール	SGP	9.0	4.8	4.5	4.5	4.7	5.1	6.8	11.7
マレーシア	MYS	14.5	5.6	4.4	4.7	4.7	5.0	5.8	7.9
タイ	THA	15.5	6.8	7.0	7.2	7.5	8.1	9.5	13.5
インドネシア	IDN	21.4	9.2	7.4	7.2	7.1	7.2	7.9	10.4
フィリピン	PHL	13.3	7.8	6.0	6.0	6.4	6.5	6.9	8.2
インド	IND	26.8	12.7	8.4	7.8	7.3	7.4	7.8	9.5
ベトナム	VNM	14.6	7.2	5.5	5.6	5.8	5.8	6.3	8.7
オーストラリア	AUS	9.3	7.3	6.7	6.6	6.6	6.7	7.0	8.4
ニュージーランド	NZL	9.1	8.1	7.1	6.8	6.9	7.0	7.5	9.6
ブラジル	BRA	15.5	8.4	5.9	5.9	5.9	6.3	7.1	9.6

資料出所 UN(2017.6) World Population Prospects: The 2017 Revision

(注) 国連による推計。2015年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 2 人口・労働力人口

## 第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

		2000～2005年		2005～2010		2010～2015		(歳/years old) 2015～2020	
		男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
日本	JPN	78.3	85.2	79.2	86.0	80.0	86.4	80.7	87.2
アメリカ	USA	74.5	79.7	75.6	80.6	76.5	81.3	77.3	81.9
カナダ	CAN	77.2	82.1	78.4	83.0	79.7	83.8	80.7	84.4
イギリス	UK	76.1	80.6	77.5	81.8	79.0	82.8	80.0	83.5
ドイツ	DEU	75.6	81.5	77.0	82.4	77.9	82.9	79.0	83.6
フランス	FRA	75.8	83.1	77.4	84.3	78.8	85.0	79.9	85.7
イタリア	ITA	77.3	83.1	78.8	84.1	79.9	84.7	81.1	85.4
スウェーデン	SWE	77.9	82.3	79.0	83.1	80.0	83.7	81.0	84.4
ロシア	RUS	58.6	72.0	61.0	73.7	64.7	75.9	65.6	76.8
中国	CHN	71.7	74.7	73.2	76.3	74.2	77.2	75.0	78.1
香港	HKG	78.5	84.5	79.5	85.5	80.5	86.4	81.2	87.2
韓国	KOR	73.6	80.6	76.0	82.7	77.9	84.4	79.3	85.4
シンガポール	SGP	76.7	81.8	78.7	83.7	80.1	84.5	81.3	85.3
マレーシア	MYS	71.2	75.4	71.6	76.1	72.6	77.1	73.4	77.9
タイ	THA	67.7	74.9	69.8	76.6	70.8	78.4	71.9	79.3
インドネシア	IDN	64.9	68.5	65.6	69.8	66.6	70.7	67.4	71.7
フィリピン	PHL	64.4	70.8	64.8	71.5	65.4	72.1	66.0	72.9
インド	IND	62.7	64.4	64.7	66.5	66.2	69.1	67.4	70.5
ベトナム	VNM	68.9	78.7	69.7	79.7	70.7	80.3	71.9	81.1
オーストラリア	AUS	77.8	82.8	79.2	83.8	80.2	84.4	81.3	85.0
ニュージーランド	NZL	76.8	81.3	78.3	82.3	79.5	83.1	80.5	83.7
ブラジル	BRA	67.3	75.0	69.2	76.7	71.0	78.4	72.2	79.4

資料出所 UN (2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による推計。2015～2020年は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

## 参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

		完全生命表/Complete life table				簡易生命表/Abridged life table					
		1995年	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2016	
男性/Male		76.38	77.72	78.56	79.55	80.75	79.44	79.94	80.21	80.50	80.98
女性/Female		82.85	84.60	85.52	86.30	86.99	85.90	86.41	86.61	86.83	87.14

資料出所 厚生労働省(2017.7)「平成28年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命関数)によって表したものの。

第2-9表 合計特殊出生率<sup>1)</sup>

Table 2-9: Total fertility rates

		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
日本	JPN	2.96	1.48	1.37	1.30	1.34	1.41	1.48	1.53	1.70
アメリカ	USA	3.31	2.03	2.00	2.04	2.05	1.88	1.89	1.89	1.91
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.64	1.61	1.56	1.56	1.66
イギリス	UK	2.18	1.78	1.74	1.66	1.87	1.88	1.87	1.87	1.86
ドイツ	DEU	2.13	1.30	1.35	1.35	1.36	1.43	1.47	1.51	1.63
フランス	FRA	2.75	1.71	1.76	1.88	1.98	1.98	1.97	1.97	1.95
イタリア	ITA	2.36	1.27	1.22	1.30	1.42	1.43	1.49	1.54	1.69
スウェーデン	SWE	2.24	2.01	1.56	1.67	1.89	1.90	1.91	1.91	1.93
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.70	1.75	1.79	1.87
中国	CHN	6.03	1.90	1.51	1.55	1.58	1.60	1.63	1.66	1.75
香港	HKG	4.44	1.26	1.06	0.95	1.04	1.20	1.33	1.42	1.68
韓国	KOR	5.65	1.68	1.50	1.21	1.17	1.23	1.32	1.40	1.63
シンガポール	SGP	6.61	1.73	1.57	1.35	1.26	1.23	1.26	1.28	1.37
マレーシア	MYS	6.35	3.44	3.13	2.45	2.22	2.11	2.01	1.93	1.74
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.60	1.56	1.53	1.46	1.41	1.59
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.53	2.50	2.45	2.32	2.21	1.90
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.30	3.05	2.88	2.74	2.21
インド	IND	5.90	3.83	3.48	3.14	2.80	2.44	2.30	2.19	1.86
ベトナム	VNM	5.40	3.23	2.25	1.92	1.93	1.96	1.95	1.93	1.90
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.79	1.77	1.95	1.89	1.83	1.80	1.76
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.04	1.97	1.93	1.80
ブラジル	BRA	6.10	2.72	2.47	2.13	1.86	1.78	1.70	1.65	1.63

資料出所 UN(2017.6) *World Population Prospects: The 2017 Revision*

(注) 国連による中位推計値。

1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
アメリカ	USA	2.06	2.06	1.93	1.89	1.88	1.86	1.86	1.84	1.82
カナダ	CAN	1.49	1.54	1.63	1.61	1.61	1.59	—	—	—
イギリス	UK	1.64	1.76	1.92	1.91	1.92	1.83	*1.81	*1.80	—
ドイツ	DEU	1.38	1.34	1.39	1.39	1.41	1.42	1.47	1.50	—
フランス	FRA	1.89	1.94	2.03	2.01	2.01	1.99	2.01	1.96	—
イタリア	ITA	1.26	1.34	1.46	1.44	1.43	1.39	1.37	1.35	—
オランダ	NLD	1.72	1.71	1.79	1.76	1.72	1.68	1.71	1.66	—
ベルギー	BEL	1.67	1.76	1.86	1.81	1.79	1.75	1.74	1.70	—
デンマーク	DNK	1.77	1.80	1.87	1.75	1.73	1.67	1.69	1.71	—
スウェーデン	SWE	1.54	1.77	1.98	1.90	1.91	1.89	1.88	1.85	—
香港	HKG	1.03	0.96	1.13	1.20	1.29	1.13	1.24	1.20	1.21
韓国	KOR	1.47	1.08	1.23	1.24	1.30	1.19	1.21	1.24	1.17
シンガポール	SGP	1.60	1.26	1.15	1.20	1.29	1.19	1.25	1.24	1.20
オーストラリア	AUS	1.77	1.85	1.95	1.92	1.93	1.88	1.79	1.79	1.79

資料出所 日本:厚生労働省(2017.12)「平成29年人口動態統計の年間推計」 \*…推計値

アメリカ:疾病管理予防センター(CDC)(2017.6) *National Vital Statistics Reports*

カナダ:統計局 (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2017年9月現在

欧州:Eurostat Database (<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2018年2月現在

香港:香港統計局 (<http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>) 2017年9月現在

韓国:韓国統計庁 (<http://kosis.kr/>) 2017年9月現在

シンガポール:シンガポール統計局(2017.8) *Yearbook of Statistics Singapore 2017*

オーストラリア:Australian Bureau of Statistics(2017.12) *Births, Australia 2016*

## 2 人口・労働力人口

## 第2-10表 労働力人口

Table 2-10: Labour force

		(千人/thousands)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	66,510	66,320	65,960	65,650	65,930	66,090	66,250	66,730
(65歳~/years old~)		5,040	5,850	5,840	6,100	6,510	6,980	7,460	7,860
アメリカ	USA	149,321	153,886	153,615	154,973	155,388	155,923	157,131	159,191
(65~)		5,278	6,717	7,111	7,727	8,115	8,358	8,802	9,272
カナダ	CAN	17,292	18,450	18,619	18,810	19,038	19,125	19,278	19,440
(65~)		319	511	552	608	663	712	740	783
イギリス	UK	30,133	31,560	31,868	32,129	32,347	32,639	32,765	33,275
(65~)		590	845	906	967	1,051	1,126	1,159	1,222
ドイツ	DEU	41,040	41,783	41,228	41,330	41,694	41,944	42,161	43,127
(65~)		521	670	749	813	899	972	1,044	1,112
フランス	FRA	27,305	28,236	28,249	28,491	28,613	28,670	28,726	28,812
(65~)		111	154	198	239	245	267	305	342
イタリア	ITA	24,284	24,583	24,660	25,257	25,259	25,515	25,498	25,768
(65~)		351	380	387	425	443	476	501	526
オランダ	NLD	8,347	8,760	8,758	8,893	8,965	8,927	8,933	8,966
(65~)		91	143	143	179	190	220	214	212
スウェーデン	SWE	4,707	4,948	5,016	5,060	5,115	5,184	5,223	5,277
(65~74)		77	124	132	153	155	182	184	180
ロシア	RUS	73,581	75,478	75,779	75,676	75,529	75,428	76,588	76,636
(65~72)		1,264	840	841	824	863	855	928	—
香港 <sup>2)</sup>	HKG	3,528	3,627	3,702	3,782	3,857	3,851	3,891	3,911
(65~)		44	51	56	64	74	85	90	104
韓国	KOR	23,743	24,749	25,099	25,501	25,873	26,536	26,912	27,247
(65~)		1,361	1,587	1,661	1,821	1,927	2,045	2,086	2,180
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	1,744	2,047	2,080	2,119	2,138	2,185	2,232	2,257
(65~)		32	61	76	86	99	118	120	131
タイ <sup>2)</sup>	THA	35,280	38,149	38,257	38,729	39,134	38,454	38,279	38,312
(60~)		2,331	2,999	2,953	3,170	3,314	3,628	3,682	3,887
インドネシア <sup>2)</sup>	IDN	105,802	115,998	120,426	121,820	123,171	125,317	128,302	127,672
(60~)		8,388	8,946	9,017	9,207	9,480	10,099	10,824	11,169
フィリピン	PHL	33,587	37,382	38,577	38,965	39,499	39,515	41,342	41,975
(65~)		1,436	1,507	1,508	1,505	1,522	1,502	1,564	1,790
オーストラリア	AUS	10,404	11,628	11,815	11,973	12,137	12,278	12,509	12,660
(65~)		193	322	346	385	403	426	435	463
ニュージーランド	NZL	2,165	2,308	2,340	2,346	2,375	2,446	2,501	2,598
(65~)		55	91	105	114	123	132	141	155
ブラジル	BRA	94,578	—	100,440	101,536	102,517	105,875	104,834	—
(65~)		2,960	—	3,164	3,390	3,475	3,968	3,752	—

資料出所 日本:総務省(2018.1)「労働力調査(長期時系列)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年12月現在その他の国:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年12月現在, 各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義, 調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

上段: 原則15歳以上。アメリカ, イギリスは16歳以上, イタリアの2009年以降は16歳以上, スウェーデンの2008年以前は16~74歳迄, 2009年以降は15~74歳迄を対象。

下段: 原則65歳以上。タイ及びインドネシアは60歳以上を対象。

1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 香港は第2四半期, シンガポールは6月, タイは第1四半期, インドネシアは2月の数値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2016年）  
Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2016

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本 <sup>1)</sup>									JPN
15-19	6,050	3,110	2,940	1,050	550	500	17.4	17.7	17.0
20-24	6,130	3,150	2,980	4,350	2,210	2,130	71.0	70.2	71.5
25-29	6,410	3,280	3,140	5,640	3,080	2,560	88.0	93.9	81.5
30-34	7,290	3,700	3,590	6,160	3,540	2,620	84.5	95.7	73.0
35-39	8,180	4,150	4,030	6,880	3,980	2,900	84.1	95.9	72.0
40-44	9,740	4,930	4,810	8,390	4,750	3,640	86.1	96.3	75.7
45-49	9,130	4,610	4,520	7,970	4,420	3,540	87.3	95.9	78.3
50-54	7,950	3,990	3,960	6,850	3,800	3,050	86.2	95.2	77.0
55-59	7,550	3,760	3,790	6,190	3,500	2,690	82.0	93.1	71.0
60-64	8,220	4,050	4,170	5,410	3,240	2,160	65.8	80.0	51.8
65-69	10,220	4,950	5,270	4,500	2,710	1,780	44.0	54.7	33.8
70-74	7,440	3,470	3,980	1,890	1,140	750	25.4	32.9	18.8
75~	16,800	6,530	10,270	1,470	880	580	8.8	13.5	5.6
15-64	76,650	38,720	37,930	58,870	33,070	25,800	76.8	85.4	68.0
65~	34,460	14,940	19,520	7,860	4,740	3,120	22.8	31.7	16.0
計(15~)	111,110	53,660	57,450	66,730	37,810	28,920	60.1	70.5	50.3
アメリカ <sup>2)</sup>									USA
16-19	16,714	8,475	8,239	5,890	2,996	2,894	35.2	35.4	35.1
20-24	21,720	10,897	10,823	15,314	7,954	7,360	70.5	73.0	68.0
25-29	22,266	11,068	11,198	18,101	9,661	8,440	81.3	87.3	75.4
30-34	21,282	10,503	10,779	17,420	9,490	7,930	81.9	90.4	73.6
35-39	20,394	10,016	10,378	16,785	9,093	7,692	82.3	90.8	74.1
40-44	19,422	9,497	9,925	16,035	8,593	7,442	82.6	90.5	75.0
45-49	20,703	10,142	10,561	16,910	8,947	7,963	81.7	88.2	75.4
50-54	21,694	10,585	11,109	16,999	8,943	8,056	78.4	84.5	72.5
55-59	21,804	10,557	11,247	15,584	8,168	7,416	71.5	77.4	65.9
60-64	19,504	9,310	10,194	10,881	5,770	5,111	55.8	62.0	50.1
65-69	16,672	7,841	8,831	5,366	2,894	2,472	32.2	36.9	28.0
70-74	11,764	5,412	6,352	2,254	1,287	967	19.2	23.8	15.2
75~	19,599	8,195	11,404	1,652	961	691	8.4	11.7	6.1
16-64	205,503	101,050	104,453	149,919	79,615	70,304	73.0	78.8	67.3
65~	48,035	21,448	26,587	9,272	5,142	4,130	19.3	24.0	15.5
計(16~)	253,538	122,498	131,040	159,191	84,757	74,434	62.8	69.2	56.8

資料出所 日本:総務省統計局(2017.3)「労働力調査(基本集計)」(2015年国勢調査基準)  
OECD諸国及びロシア、ブラジル:OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年12月現在  
香港:香港統計局(2017.10)「香港統計年刊2017」  
タイ:国家統計庁 (<http://www.nso.go.th/>) 2017年12月現在  
フィリピン:労働雇用統計局(2017.11) *Gender Statistics on Labor and Employment 2017*  
シンガポール・インドネシア:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年12月現在

(注) 注記がない限り、15歳以上の人口を対象。

- 1) 国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは除く。自衛隊及び収監施設の収容者は含む。実数の千人単位は非公表のため、全て0とした。
- 2) 16歳以上を対象。軍人、施設人口、外国の外交官、海外居住の米国人は含まない。プエルトリコ、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島、アメリカ領サモアを除く。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2016年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
カナダ <sup>3)</sup>									CAN
15-19	2,000	1,028	972	981	487	494	49.0	47.3	50.8
20-24	2,386	1,220	1,166	1,815	940	875	76.1	77.0	75.0
25-29	2,440	1,219	1,221	2,090	1,080	1,010	85.7	88.6	82.8
30-34	2,469	1,224	1,246	2,146	1,133	1,013	86.9	92.6	81.4
35-39	2,376	1,171	1,205	2,068	1,083	985	87.0	92.4	81.8
40-44	2,324	1,163	1,162	2,046	1,080	966	88.0	92.9	83.2
45-49	2,335	1,156	1,179	2,044	1,058	986	87.5	91.5	83.6
50-54	2,685	1,350	1,334	2,263	1,187	1,076	84.3	87.9	80.6
55-59	2,606	1,297	1,309	1,965	1,035	930	75.4	79.8	71.0
60-64	2,264	1,117	1,147	1,241	689	552	54.8	61.7	48.1
65-69	1,941	947	994	510	302	207	26.2	31.9	20.9
70-74	1,445	683	762	190	116	74	13.1	16.9	9.7
75~	2,315	999	1,316	84	53	30	3.6	5.3	2.3
15-64	23,886	11,946	11,940	18,657	9,770	8,887	78.1	81.8	74.4
65~	5,701	2,630	3,071	783	471	312	13.7	17.9	10.1
計(15~)	29,587	14,576	15,011	19,440	10,242	9,199	65.7	70.3	61.3
イギリス <sup>4)</sup>									UK
15-19	2,991	1,531	1,460	1,291	643	649	43.2	42.0	44.4
20-24	4,218	2,142	2,076	3,171	1,659	1,513	75.2	77.5	72.9
25-29	4,473	2,244	2,229	3,830	2,081	1,749	85.6	92.7	78.5
30-34	4,365	2,164	2,201	3,778	2,041	1,738	86.6	94.3	79.0
35-39	4,131	2,048	2,082	3,541	1,921	1,620	85.7	93.8	77.8
40-44	4,142	2,045	2,097	3,593	1,893	1,700	86.7	92.6	81.0
45-49	4,578	2,250	2,328	3,997	2,058	1,939	87.3	91.5	83.3
50-54	4,587	2,253	2,334	3,889	2,009	1,880	84.8	89.2	80.6
55-59	4,023	1,981	2,042	3,061	1,599	1,462	76.1	80.7	71.6
60-64	3,501	1,712	1,789	1,901	1,077	824	54.3	62.9	46.0
65-69	3,604	1,747	1,857	772	455	317	21.4	26.0	17.0
70-74	2,810	1,339	1,471	301	193	108	10.7	14.4	7.3
75~	4,992	2,148	2,844	150	104	46	3.0	4.8	1.6
15-64	41,009	20,370	20,638	32,053	16,981	15,072	78.2	83.4	73.0
65~	11,406	5,234	6,172	1,222	752	470	10.7	14.4	7.6
計(15~)	52,414	25,604	26,810	33,275	17,733	15,542	63.5	69.3	58.0

3) フルタイムの軍人、施設人口を除く。

4) 16歳以上を対象。職業軍人を含み、徴集兵を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ドイツ <sup>5)</sup>									DEU
15-19	4,115	2,157	1,958	1,195	673	522	29.0	31.2	26.7
20-24	4,389	2,276	2,113	2,996	1,588	1,407	68.3	69.8	66.6
25-29	5,319	2,775	2,544	4,397	2,381	2,017	82.7	85.8	79.3
30-34	5,199	2,640	2,559	4,486	2,451	2,035	86.3	92.8	79.5
35-39	5,019	2,533	2,487	4,391	2,383	2,007	87.5	94.1	80.7
40-44	5,010	2,528	2,482	4,476	2,370	2,106	89.4	93.8	84.8
45-49	6,378	3,203	3,175	5,759	3,004	2,755	90.3	93.8	86.8
50-54	7,015	3,519	3,496	6,159	3,234	2,925	87.8	91.9	83.7
55-59	6,136	3,045	3,091	5,050	2,661	2,390	82.3	87.4	77.3
60-64	5,307	2,595	2,712	3,111	1,676	1,435	58.6	64.6	52.9
65-69	4,506	2,168	2,338	699	421	278	15.5	19.4	11.9
70-74	3,820	1,782	2,038	252	165	87	6.6	9.2	4.3
75~	8,560	3,551	5,009	150	110	40	1.8	3.1	0.8
15-64	53,887	27,271	26,616	42,019	22,420	19,599	78.0	82.2	73.6
65~	16,897	7,501	9,396	1,112	695	416	6.6	9.3	4.4
計(15~)	70,780	34,777	36,004	43,127	23,119	20,007	60.9	66.5	55.6
フランス <sup>6)</sup>									FRA
15-19	3,774	1,926	1,849	533	318	215	14.1	16.5	11.7
20-24	3,476	1,732	1,745	2,165	1,147	1,019	62.3	66.2	58.4
25-29	3,745	1,840	1,905	3,211	1,679	1,532	85.7	91.3	80.4
30-34	3,913	1,907	2,006	3,388	1,782	1,607	86.6	93.4	80.1
35-39	3,974	1,954	2,020	3,523	1,844	1,679	88.7	94.4	83.1
40-44	4,219	2,089	2,129	3,818	1,978	1,840	90.5	94.7	86.4
45-49	4,302	2,123	2,179	3,829	1,965	1,864	89.0	92.5	85.5
50-54	4,313	2,109	2,204	3,713	1,893	1,820	86.1	89.8	82.6
55-59	4,102	1,987	2,115	3,117	1,594	1,524	76.0	80.2	72.1
60-64	3,892	1,853	2,039	1,173	559	614	30.1	30.2	30.1
65-69	3,804	1,792	2,012	248	146	102	6.5	8.1	5.1
70-74	2,539	1,171	1,368	70	38	32	2.8	3.3	2.3
75~	5,365	2,143	3,222	23	14	9	0.4	0.7	0.3
15-64	39,709	19,520	20,190	28,471	14,758	13,713	71.7	75.6	67.9
65~	11,708	5,106	6,602	342	199	143	2.9	3.9	2.2
計(15~)	51,417	24,626	26,791	28,812	14,956	13,856	56.0	60.7	51.7

5) 国内居住者を対象。軍人を含む。

6) 海外県、軍人を除く。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2016年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア <sup>7)</sup>									ITA
15-19	2,876	1,486	1,391	193	120	74	6.7	8.1	5.3
20-24	3,027	1,557	1,470	1,377	800	577	45.5	51.4	39.3
25-29	3,246	1,643	1,604	2,234	1,256	977	68.8	76.5	60.9
30-34	3,515	1,762	1,752	2,715	1,541	1,173	77.2	87.5	67.0
35-39	4,048	2,025	2,024	3,258	1,838	1,420	80.5	90.8	70.1
40-44	4,751	2,364	2,387	3,843	2,166	1,677	80.9	91.6	70.3
45-49	4,913	2,430	2,483	3,881	2,200	1,680	79.0	90.5	67.7
50-54	4,754	2,335	2,420	3,609	2,077	1,532	75.9	89.0	63.3
55-59	4,100	1,989	2,111	2,716	1,592	1,123	66.2	80.0	53.2
60-64	3,639	1,752	1,888	1,417	873	545	38.9	49.8	28.9
65-69	3,642	1,738	1,904	340	237	103	9.3	13.6	5.4
70-74	2,857	1,327	1,531	105	82	23	3.7	6.2	1.5
75~	6,685	2,657	4,028	78	66	11	1.2	2.5	0.3
15-64	38,871	19,342	19,529	25,243	14,464	10,779	64.9	74.8	55.2
65~	13,187	5,722	7,465	526	386	140	4.0	6.7	1.9
計(15~)	52,056	25,063	26,993	25,768	14,850	10,917	49.5	59.3	40.4
オランダ									NLD
15-19	1,012	517	496	618	305	312	61.0	59.1	63.0
20-24	1,053	532	521	791	400	391	75.1	75.2	75.1
25-29	1,070	538	532	936	481	455	87.5	89.4	85.5
30-34	1,009	506	504	889	471	418	88.1	93.2	82.9
35-39	1,000	498	503	877	464	412	87.7	93.3	82.0
40-44	1,086	539	547	945	496	448	87.0	92.1	82.0
45-49	1,271	636	635	1,113	587	525	87.5	92.3	82.7
50-54	1,267	636	632	1,069	574	495	84.4	90.3	78.4
55-59	1,169	583	585	907	503	404	77.6	86.2	69.0
60-64	1,051	523	528	611	363	248	58.1	69.3	47.0
65-69	1,021	506	515	141	102	39	13.8	20.1	7.7
70-74	759	369	390	47	36	11	6.2	9.8	2.7
75~	1,222	516	706	24	21	3	2.0	4.1	0.4
15-64	10,988	5,507	5,481	8,754	4,645	4,109	79.7	84.4	75.0
65~	3,002	1,391	1,611	212	159	53	7.1	11.4	3.3
計(15~)	13,990	6,898	7,092	8,966	4,804	4,161	64.1	69.6	58.7

7) 16歳以上を対象。軍人を含む。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
スウェーデン <sup>8)</sup>									SWE
15-19	523	272	251	174	80	94	33.2	29.4	37.2
20-24	644	332	312	465	246	218	72.2	74.2	70.1
25-29	696	357	340	595	314	281	85.4	88.1	82.6
30-34	629	324	305	571	304	267	90.7	93.8	87.5
35-39	612	313	299	568	298	269	92.7	95.4	89.9
40-44	649	330	319	606	314	291	93.3	95.3	91.2
45-49	660	335	325	614	315	299	93.0	94.1	91.8
50-54	656	334	323	596	312	284	90.7	93.4	88.0
55-59	581	293	288	509	263	245	87.6	90.0	85.2
60-64	561	280	281	402	210	192	71.6	74.8	68.4
65-69	581	287	294	131	74	57	22.5	25.9	19.2
70-74	530	260	270	49	33	16	9.2	12.7	5.9
15-64	6,212	3,168	3,044	5,097	2,657	2,440	82.0	83.9	80.2
65-74	1,111	547	564	180	107	73	16.2	19.6	12.8
計(15-74)	7,323	3,715	3,608	5,277	2,764	2,513	72.1	74.4	69.6
ロシア <sup>9)</sup>									RUS
15-19	6,826	3,494	3,332	612	379	233	9.0	10.9	7.0
20-24	9,295	4,746	4,549	5,450	3,067	2,383	58.6	64.6	52.4
25-29	12,620	6,380	6,240	11,164	6,108	5,056	88.5	95.7	81.0
30-34	12,094	6,043	6,050	10,880	5,803	5,077	90.0	96.0	83.9
35-39	10,884	5,326	5,558	9,987	5,085	4,902	91.8	95.5	88.2
40-44	10,122	4,908	5,213	9,433	4,657	4,776	93.2	94.9	91.6
45-49	9,141	4,353	4,788	8,461	4,076	4,385	92.6	93.6	91.6
50-54	10,955	5,057	5,898	9,607	4,556	5,052	87.7	90.1	85.7
55-59	10,876	4,775	6,101	7,088	3,801	3,287	65.2	79.6	53.9
60-64	9,262	3,814	5,448	2,985	1,501	1,483	32.2	39.4	27.2
65-72	8,152	3,081	5,071	969	437	531	11.9	14.2	10.5
15-64	102,074	48,898	53,176	75,667	39,032	36,635	74.1	79.8	68.9
計(15-72)	110,226	51,979	58,247	76,636	39,470	37,166	69.5	75.9	63.8

8) 市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴集兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

9) 定住人口。15歳から72歳までを対象。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2016年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
香港									HKG
15-19	341	177	164	43	23	20	12.6	12.9	12.3
20-24	445	220	225	276	133	143	62.2	60.7	63.6
25-29	510	228	283	454	211	243	89.2	92.9	86.2
30-34	577	233	344	499	222	276	86.7	96.0	80.5
35-39	571	228	343	478	219	259	84.0	96.8	75.5
40-44	570	235	335	470	223	246	82.8	95.9	73.6
45-49	567	240	327	463	225	238	82.1	94.2	73.2
50-54	643	293	350	500	264	236	78.1	90.8	67.5
55-59	623	307	316	409	248	161	66.0	81.5	51.1
60-64	495	244	251	221	147	74	44.9	60.5	29.7
65~	1,163	543	620	109	81	28	9.9	15.6	4.8
15-64	5,343	2,404	2,939	3,811	1,915	1,896	71.3	79.6	64.5
計(15~)	6,506	2,947	3,559	3,920	1,996	1,924	61.1	68.6	54.8
韓国 <sup>10)</sup>									KOR
15-19	3,006	1,527	1,478	266	124	142	8.9	8.1	9.6
20-24	3,077	1,426	1,652	1,589	654	935	51.6	45.8	56.6
25-29	3,345	1,759	1,585	2,565	1,376	1,189	76.7	78.2	75.0
30-34	3,649	1,885	1,763	2,835	1,736	1,099	77.7	92.1	62.3
35-39	3,911	1,989	1,922	2,990	1,875	1,115	76.5	94.3	58.0
40-44	4,100	2,079	2,021	3,275	1,968	1,308	79.9	94.7	64.7
45-49	4,279	2,151	2,128	3,509	2,019	1,490	82.0	93.9	70.0
50-54	4,193	2,118	2,075	3,327	1,937	1,391	79.4	91.5	67.0
55-59	3,987	1,988	1,999	2,902	1,725	1,178	72.8	86.8	58.9
60-64	2,940	1,438	1,502	1,809	1,073	736	61.5	74.6	49.0
65-69	2,280	1,053	1,227	1,052	613	439	46.1	58.2	35.8
70-74	1,816	787	1,029	605	338	267	33.3	42.9	25.9
75~	2,833	1,082	1,751	524	282	242	18.5	26.0	13.8
15-64	36,486	18,360	18,126	25,067	14,486	10,581	68.7	78.9	58.4
65~	6,930	2,923	4,007	2,180	1,232	948	31.5	42.2	23.7
計(15~)	43,415	21,282	22,133	27,247	15,718	11,529	62.8	73.9	52.1

10) 国内居住者(軍人及び囚人を除く)。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
シンガポール <sup>11)</sup>									SGP
15-19	248	127	120	37	22	15	15.3	18.0	12.4
20-24	260	135	125	162	84	77	62.3	62.6	62.0
25-29	265	131	133	239	118	121	90.3	90.0	90.6
30-34	269	126	142	244	122	121	90.8	97.0	85.3
35-39	289	138	150	259	135	124	89.7	97.8	82.3
40-44	304	143	160	268	139	128	88.2	97.2	80.2
45-49	301	144	156	260	139	120	86.3	96.3	77.2
50-54	322	158	163	262	147	114	81.4	92.9	70.3
55-59	299	148	151	226	131	95	75.8	88.7	63.1
60-64	261	130	131	164	100	64	62.8	76.9	48.8
65~	497	222	274	131	82	49	26.5	37.0	18.0
15-64	2,818	1,380	1,431	2,121	1,137	979	75.3	82.4	68.4
計(15~)	3,318	1,607	1,711	2,257	1,224	1,033	68.0	76.2	60.4
タイ <sup>12)</sup>									THA
15-19	4,660	2,361	2,300	880	576	304	18.9	24.4	13.2
20-24	4,953	2,493	2,461	3,200	1,829	1,371	64.6	73.4	55.7
25-29	4,766	2,398	2,368	4,170	2,263	1,907	87.5	94.3	80.6
30-34	4,816	2,402	2,414	4,311	2,306	2,005	89.5	96.0	83.1
35-39	5,246	2,576	2,669	4,644	2,441	2,203	88.5	94.7	82.5
40-49	10,878	5,264	5,614	9,563	5,017	4,546	87.9	95.3	81.0
50-59	9,465	4,508	4,957	7,657	4,134	3,522	80.9	91.7	71.1
60~	10,688	4,810	5,878	3,887	2,294	1,592	36.4	47.7	27.1
計(15~)	55,472	26,812	28,660	38,312	20,860	17,453	69.1	77.8	60.9
インドネシア									IDN
15-19	22,154	11,331	10,823	5,813	3,527	2,286	26.2	31.1	21.1
20-24	21,560	10,906	10,653	14,298	8,710	5,588	66.3	79.9	52.4
25-29	20,904	10,509	10,394	15,414	9,800	5,613	73.7	93.3	54.0
30-34	20,490	10,206	10,283	15,364	9,775	5,588	75.0	95.8	54.4
35-39	19,927	9,929	9,998	15,492	9,510	5,982	77.8	95.8	59.8
40-44	18,579	9,332	9,246	14,770	8,989	5,781	79.5	96.3	62.5
45-49	16,622	8,335	8,286	13,236	7,991	5,244	79.6	95.9	63.3
50-54	14,144	7,048	7,096	11,046	6,578	4,468	78.1	93.3	63.0
55-59	11,412	5,718	5,693	8,357	5,044	3,312	73.2	88.2	58.2
60-64	8,361	4,226	4,134	5,247	3,237	2,009	62.8	76.6	48.6
65~	14,191	6,453	7,738	5,626	3,528	2,097	39.6	54.7	27.1
15-64	174,153	87,540	86,606	119,037	73,161	45,871	68.4	83.6	53.0
計(15~)	188,348	93,999	94,349	124,666	76,693	47,973	66.2	81.6	50.8

11) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。6月の数値。

12) 2016年第1四半期の数値。

## 2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2016年)(続き)  
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
フィリピン									PHL
15-19	10,714	5,507	5,208	2,681	1,758	923	25.0	31.9	17.7
20-24	8,955	4,583	4,373	5,721	3,543	2,178	63.9	77.3	49.8
25-34	15,114	7,706	7,408	11,284	7,196	4,089	74.7	93.4	55.2
35-44	12,088	6,120	5,968	9,601	5,853	3,748	77.4	93.2	61.2
45-54	9,739	4,873	4,866	7,733	4,554	3,179	79.4	93.5	65.3
55-64	6,617	3,224	3,393	4,483	2,587	1,896	67.7	80.2	55.9
65~	5,080	2,173	2,908	1,857	1,030	827	36.6	47.4	28.4
15-64	63,227	32,013	31,216	41,503	25,491	16,013	65.6	79.6	51.3
計(15~)	68,311	34,184	34,127	43,361	26,521	16,840	63.5	77.6	49.3
オーストラリア <sup>13)</sup>									AUS
15-19	1,484	760	724	793	387	406	53.4	51.0	56.0
20-24	1,669	853	816	1,315	698	616	78.8	81.8	75.6
25-29	1,768	883	885	1,469	794	676	83.1	89.9	76.4
30-34	1,773	881	892	1,478	816	661	83.3	92.6	74.1
35-39	1,607	799	808	1,338	737	601	83.2	92.2	74.3
40-44	1,615	798	817	1,366	722	645	84.6	90.4	79.0
45-49	1,605	791	814	1,354	704	651	84.4	88.9	80.0
50-54	1,539	758	781	1,262	656	607	82.0	86.5	77.6
55-59	1,478	726	753	1,084	576	508	73.3	79.4	67.5
60-64	1,315	645	669	738	409	328	56.1	63.4	49.1
65-69	1,181	582	599	311	186	125	26.3	31.9	20.9
70~	2,501	1,139	1,362	152	100	52	6.1	8.8	3.8
15-64	15,854	7,895	7,959	12,197	6,499	5,699	76.9	82.3	71.6
65~	3,682	1,721	1,961	463	285	177	12.6	16.6	9.0
計(15~)	19,536	9,615	9,920	12,660	6,784	5,876	64.8	70.6	59.2

13) 国内居住の定住人口。軍人を除く。

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			労働力人口 (千人) Labour force (thousands)			労働力率 (%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ニュージーランド <sup>14)</sup>									NZL
15-19	318	163	154	145	75	71	45.7	45.6	45.8
20-24	348	181	167	271	149	122	78.0	82.4	73.2
25-29	337	169	168	283	154	129	84.0	91.4	76.6
30-34	298	144	154	254	136	118	85.3	94.8	76.4
35-39	278	133	145	237	125	112	85.4	94.3	77.2
40-44	300	143	157	265	134	131	88.5	93.8	83.6
45-49	317	151	166	281	140	141	88.8	92.8	85.2
50-54	316	152	163	274	138	136	87.0	90.8	83.4
55-59	294	142	152	243	124	119	82.6	87.0	78.5
60-64	256	124	132	189	101	88	73.9	81.3	67.0
65-69	231	113	118	100	57	42	43.2	50.8	35.9
70-74	168	81	87	38	22	15	22.4	27.7	17.5
75~	264	120	145	18	12	6	6.7	9.7	4.2
15-64	3,060	1,501	1,558	2,443	1,276	1,167	79.9	85.0	74.9
65~	663	313	350	155	91	64	23.4	29.2	18.2
計(15~)	3,723	1,815	1,908	2,598	1,367	1,231	69.8	75.3	64.5
ブラジル <sup>15)</sup>									BRA
15-19	17,479	8,911	8,568	7,062	4,139	2,924	40.4	46.4	34.1
20-24	15,591	7,955	7,636	11,646	6,660	4,986	74.7	83.7	65.3
25-29	15,276	7,526	7,749	12,463	6,943	5,519	81.6	92.3	71.2
30-34	16,281	7,899	8,382	13,570	7,404	6,166	83.4	93.7	73.6
35-39	15,758	7,564	8,194	13,174	7,128	6,046	83.6	94.2	73.8
40-44	14,536	6,981	7,555	11,910	6,491	5,420	81.9	93.0	71.7
45-49	13,607	6,492	7,115	10,773	5,928	4,845	79.2	91.3	68.1
50-54	12,988	6,073	6,915	9,552	5,266	4,287	73.5	86.7	62.0
55-59	10,902	5,039	5,864	6,760	3,937	2,823	62.0	78.1	48.1
60-64	9,163	4,127	5,036	4,171	2,578	1,593	45.5	62.5	31.6
65-69	7,204	3,267	3,937	2,070	1,344	726	28.7	41.1	18.4
70~	13,007	5,551	7,456	1,682	1,132	550	12.9	20.4	7.4
15-64	141,581	68,567	73,014	101,082	56,474	44,608	71.4	82.4	61.1
65~	20,211	8,819	11,393	3,752	2,476	1,276	18.6	28.1	11.2
計(15~)	161,792	77,386	84,406	104,834	58,950	45,884	64.8	76.2	54.4

14) 軍人、施設人口を除く。

15) 10歳以上の国内居住者(施設人口を除く)を対象。9月の数値。

## 2 人口・労働力人口

## 第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	68.9	69.3	70.1	70.2	70.6	71.7	72.7	73.3	74.3
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	74.1	71.5	66.7	66.6	67.1	67.4	68.1	68.7	69.4
カナダ	CAN	70.9	72.4	71.5	71.8	72.1	72.4	72.3	72.5	72.6
イギリス <sup>2)</sup>	UK	72.2	72.7	70.2	70.2	70.7	71.1	72.6	73.2	74.3
ドイツ	DEU	65.6	65.5	71.2	72.7	73.0	73.5	73.8	74.0	74.7
フランス	FRA	61.1	63.8	64.0	63.9	64.0	64.0	64.2	64.3	64.6
イタリア <sup>3)</sup>	ITA	53.9	57.5	56.8	56.8	56.6	55.5	55.7	56.3	57.2
オランダ	NLD	72.1	71.5	74.7	74.9	75.1	74.3	73.9	74.1	74.8
ベルギー	BEL	60.5	61.1	62.0	61.9	61.8	61.8	61.9	61.8	62.3
デンマーク	DNK	76.3	75.9	73.3	73.1	72.6	72.5	72.8	73.5	74.9
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	74.3	74.0	72.1	73.6	73.8	74.4	74.9	75.5	76.2
フィンランド	FIN	67.5	68.5	68.3	69.2	69.5	68.5	68.9	68.7	69.2
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	77.9	75.2	75.4	75.3	75.8	75.5	75.3	74.9	74.4
ギリシャ	GRC	56.5	59.6	59.1	55.1	50.8	48.8	49.4	50.8	52.0
スペイン <sup>2)</sup>	ESP	57.4	64.5	59.7	58.8	56.5	55.6	56.8	58.7	60.5
ロシア	RUS	63.3	66.3	67.3	68.0	69.0	68.8	69.3	69.3	70.0
韓国	KOR	61.5	63.7	63.3	63.9	64.2	64.4	65.3	65.7	66.1
オーストラリア	AUS	69.1	71.5	72.4	72.7	72.3	72.0	71.6	72.2	72.4
ニュージーランド	NZL	70.3	74.2	72.2	72.5	72.0	72.8	74.2	74.3	75.6

(男性/Male)		(%)								
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	81.0	80.4	80.0	80.1	80.3	80.8	81.5	81.8	82.5
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	80.6	77.6	71.1	71.4	72.3	72.6	73.5	74.2	74.8
カナダ	CAN	76.2	76.6	74.1	74.8	74.9	75.2	75.2	75.6	75.4
イギリス <sup>2)</sup>	UK	78.9	78.9	75.2	75.4	75.9	75.9	77.6	77.9	79.1
ドイツ	DEU	72.9	71.4	76.1	77.6	77.9	78.0	78.1	78.0	78.5
フランス	FRA	68.1	69.3	68.3	68.2	68.1	67.9	67.7	67.5	68.0
イタリア <sup>3)</sup>	ITA	68.2	69.7	67.5	67.3	66.3	64.7	64.7	65.5	66.5
オランダ	NLD	81.2	78.7	80.0	79.8	79.7	78.7	78.6	79.0	79.6
ベルギー	BEL	69.5	68.3	67.4	67.1	66.9	66.4	65.8	65.5	66.5
デンマーク	DNK	80.8	79.8	75.6	75.9	75.2	75.0	75.8	76.6	77.7
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	76.3	76.2	74.5	75.8	75.6	76.3	76.6	77.0	77.5
フィンランド	FIN	70.5	70.5	69.7	70.9	70.9	69.2	69.8	69.7	70.8
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	81.7	78.3	77.4	77.2	77.7	77.4	77.1	76.6	75.8
ギリシャ	GRC	71.5	73.4	70.3	65.4	60.1	57.9	58.0	59.3	61.0
スペイン <sup>2)</sup>	ESP	72.7	76.3	65.7	64.2	61.1	60.1	61.6	64.0	65.8
ロシア	RUS	67.6	69.8	71.6	72.4	73.6	73.6	74.3	74.4	75.2
韓国	KOR	73.1	75.0	73.9	74.5	74.9	74.9	75.7	75.7	75.8
オーストラリア	AUS	76.9	78.5	78.6	78.7	78.1	77.6	77.1	77.5	77.5
ニュージーランド	NZL	77.8	81.3	78.2	78.3	77.4	78.3	79.7	79.6	80.7

(女性/Female)		(%)									
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	56.7	58.1	60.1	60.2	60.7	62.4	63.6	64.6	66.0	
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	67.8	65.6	62.4	62.0	62.2	62.3	63.0	63.4	64.0	
カナダ	CAN	65.6	68.2	68.8	68.9	69.2	69.7	69.4	69.4	69.7	
イギリス <sup>2)</sup>	UK	65.6	66.7	65.3	65.2	65.6	66.4	67.8	68.6	69.5	
ドイツ	DEU	58.1	59.6	66.1	67.8	68.1	69.0	69.5	69.9	70.8	
フランス	FRA	54.3	58.4	59.8	59.7	60.1	60.4	60.9	61.1	61.4	
イタリア <sup>3)</sup>	ITA	39.6	45.4	46.1	46.5	47.1	46.5	46.8	47.2	48.1	
オランダ	NLD	62.7	64.1	69.4	69.9	70.4	69.9	69.1	69.2	70.1	
ベルギー	BEL	51.5	53.8	56.5	56.7	56.8	57.2	57.9	58.0	58.1	
デンマーク	DNK	71.6	71.9	71.1	70.4	70.0	70.0	69.8	70.4	72.0	
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	72.2	71.8	69.7	71.3	71.8	72.5	73.2	74.0	74.8	
フィンランド	FIN	64.5	66.5	66.9	67.5	68.2	67.8	67.9	67.7	67.6	
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	74.0	72.0	73.3	73.4	73.8	73.5	73.4	73.0	72.8	
ギリシャ	GRC	41.7	46.0	48.0	45.0	41.7	39.9	41.1	42.5	43.3	
スペイン <sup>2)</sup>	ESP	42.0	52.5	53.5	53.3	51.8	51.0	52.0	53.4	55.1	
ロシア	RUS	59.3	63.1	63.3	64.0	64.7	64.4	64.8	64.6	65.2	
韓国	KOR	50.0	52.5	52.6	53.1	53.5	53.9	54.9	55.7	56.2	
オーストラリア	AUS	61.3	64.6	66.1	66.7	66.6	66.4	66.1	66.8	67.4	
ニュージーランド	NZL	63.1	67.4	66.5	67.1	66.8	67.7	69.1	69.2	70.7	

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2017年7月現在

日本:総務省統計局(2017.1)「労働力調査(長期時系列)」

- (注) 1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。  
 2) 16～64歳の値。  
 3) 2008年より最低年齢が15歳から16歳へ引き上げ。  
 4) 2007年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。  
 5) 2006年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。

## 2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2016年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2016

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本									JPN
15-19	6,050	3,110	2,940	1,010	530	480	16.7	17.0	16.3
20-24	6,130	3,150	2,980	4,110	2,080	2,030	67.0	66.0	68.1
25-29	6,410	3,280	3,140	5,380	2,930	2,450	83.9	89.3	78.0
30-34	7,290	3,700	3,590	5,930	3,400	2,530	81.3	91.9	70.5
35-39	8,180	4,150	4,030	6,660	3,850	2,810	81.4	92.8	69.7
40-44	9,740	4,930	4,810	8,160	4,620	3,540	83.8	93.7	73.6
45-49	9,130	4,610	4,520	7,770	4,310	3,460	85.1	93.5	76.5
50-54	7,950	3,990	3,960	6,680	3,700	2,980	84.0	92.7	75.3
55-59	7,550	3,760	3,790	6,030	3,400	2,630	79.9	90.4	69.4
60-64	8,220	4,050	4,170	5,230	3,110	2,120	63.6	76.8	50.8
65-69	10,220	4,950	5,270	4,380	2,620	1,760	42.9	52.9	33.4
70-74	7,440	3,470	3,980	1,870	1,120	750	25.1	32.3	18.8
75~	16,800	6,530	10,270	1,460	880	580	8.7	13.5	5.6
15-64	76,650	38,720	37,930	56,950	31,930	25,020	74.3	82.5	66.0
65~	34,460	14,940	19,520	7,700	4,620	3,080	22.3	30.9	15.8
計(15~)	111,110	53,660	57,450	64,650	36,550	28,100	58.2	68.1	48.9
アメリカ									USA
16-19	16,714	8,475	8,239	4,965	2,484	2,481	29.7	29.3	30.1
20-24	21,720	10,897	10,823	14,027	7,212	6,815	64.6	66.2	63.0
25-29	22,266	11,068	11,198	17,089	9,104	7,985	76.7	82.3	71.3
30-34	21,282	10,503	10,779	16,634	9,081	7,553	78.2	86.5	70.1
35-39	20,394	10,016	10,378	16,121	8,759	7,362	79.0	87.5	70.9
40-44	19,422	9,497	9,925	15,441	8,283	7,158	79.5	87.2	72.1
45-49	20,703	10,142	10,561	16,299	8,637	7,662	78.7	85.2	72.5
50-54	21,694	10,585	11,109	16,422	8,651	7,771	75.7	81.7	70.0
55-59	21,804	10,557	11,247	15,031	7,860	7,171	68.9	74.5	63.8
60-64	19,504	9,310	10,194	10,493	5,550	4,943	53.8	59.6	48.5
65-69	16,672	7,841	8,831	5,167	2,781	2,386	31.0	35.5	27.0
70-74	11,764	5,412	6,352	2,165	1,241	924	18.4	22.9	14.5
75~	19,599	8,195	11,404	1,584	926	658	8.1	11.3	5.8
16-64	205,503	101,050	104,453	142,522	75,621	66,901	69.4	74.8	64.0
65~	48,035	21,448	26,587	8,916	4,948	3,968	18.6	23.1	14.9
計(16~)	253,538	122,498	131,040	151,438	80,569	70,869	59.7	65.8	54.1
カナダ									CAN
15-19	2,000	1,028	972	806	391	415	40.3	38.0	42.7
20-24	2,386	1,220	1,166	1,623	825	798	68.0	67.6	68.5
25-29	2,440	1,219	1,221	1,934	987	947	79.3	81.0	77.6
30-34	2,469	1,224	1,246	2,013	1,056	957	81.5	86.3	76.8
35-39	2,376	1,171	1,205	1,956	1,024	933	82.3	87.4	77.4
40-44	2,324	1,163	1,162	1,931	1,015	916	83.1	87.3	78.9
45-49	2,335	1,156	1,179	1,933	997	936	82.8	86.2	79.4
50-54	2,685	1,350	1,334	2,135	1,112	1,024	79.5	82.3	76.7
55-59	2,606	1,297	1,309	1,848	968	881	70.9	74.6	67.3
60-64	2,264	1,117	1,147	1,154	636	518	51.0	57.0	45.1
65-69	1,941	947	994	484	284	200	24.9	30.0	20.1
70-74	1,445	683	762	182	110	72	12.6	16.1	9.5
75~	2,315	999	1,316	82	52	30	3.5	5.2	2.3
15-64	23,886	11,946	11,940	17,333	9,009	8,323	72.6	75.4	69.7
65~	5,701	2,630	3,071	747	445	301	13.1	16.9	9.8
計(15~)	29,587	14,576	15,011	18,080	9,455	8,625	61.1	64.9	57.5

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イギリス									UK
16-19	2,991	1,531	1,460	1,028	497	531	34.4	32.5	36.4
20-24	4,218	2,142	2,076	2,846	1,461	1,385	67.5	68.2	66.7
25-29	4,473	2,244	2,229	3,643	1,986	1,657	81.4	88.5	74.3
30-34	4,365	2,164	2,201	3,626	1,971	1,655	83.1	91.1	75.2
35-39	4,131	2,048	2,082	3,429	1,875	1,555	83.0	91.5	74.7
40-44	4,142	2,045	2,097	3,468	1,832	1,636	83.7	89.6	78.0
45-49	4,578	2,250	2,328	3,863	1,985	1,878	84.4	88.2	80.6
50-54	4,587	2,253	2,334	3,772	1,945	1,826	82.2	86.3	78.3
55-59	4,023	1,981	2,042	2,953	1,532	1,421	73.4	77.3	69.6
60-64	3,501	1,712	1,789	1,829	1,029	800	52.2	60.1	44.7
65-69	3,604	1,747	1,857	758	449	309	21.0	25.7	16.6
70-74	2,810	1,339	1,471	296	191	105	10.5	14.3	7.2
75~	4,992	2,148	2,844	150	104	46	3.0	4.8	1.6
16-64	41,009	20,370	20,638	30,457	16,112	14,345	74.3	79.1	69.5
65~	11,406	5,234	6,172	1,204	744	460	10.6	14.2	7.5
計(16~)	52,414	25,604	26,810	31,661	16,856	14,805	60.4	65.8	55.2
ドイツ									DEU
15-19	4,115	2,157	1,958	1,100	618	482	26.7	28.7	24.6
20-24	4,389	2,276	2,113	2,796	1,466	1,330	63.7	64.4	63.0
25-29	5,319	2,775	2,544	4,164	2,239	1,925	78.3	80.7	75.7
30-34	5,199	2,640	2,559	4,275	2,329	1,946	82.2	88.2	76.0
35-39	5,019	2,533	2,487	4,209	2,279	1,930	83.9	90.0	77.6
40-44	5,010	2,528	2,482	4,321	2,282	2,039	86.3	90.3	82.2
45-49	6,378	3,203	3,175	5,591	2,911	2,680	87.7	90.9	84.4
50-54	7,015	3,519	3,496	5,955	3,120	2,835	84.9	88.6	81.1
55-59	6,136	3,045	3,091	4,872	2,562	2,310	79.4	84.1	74.7
60-64	5,307	2,595	2,712	2,974	1,596	1,377	56.0	61.5	50.8
65-69	4,506	2,168	2,338	699	421	278	15.5	19.4	11.9
70-74	3,820	1,782	2,038	252	165	87	6.6	9.2	4.3
75~	8,560	3,551	5,009	150	110	40	1.8	3.1	0.8
15-64	53,887	27,271	26,616	40,256	21,401	18,855	74.7	78.5	70.8
65~	16,897	7,501	9,396	1,112	695	416	6.6	9.3	4.4
計(15~)	70,784	34,772	36,012	41,367	22,096	19,271	58.4	63.5	53.5
フランス									FRA
15-19	3,774	1,926	1,849	364	220	144	9.7	11.4	7.8
20-24	3,476	1,732	1,745	1,683	884	799	48.4	51.1	45.8
25-29	3,745	1,840	1,905	2,796	1,459	1,337	74.7	79.3	70.2
30-34	3,913	1,907	2,006	3,042	1,609	1,432	77.7	84.4	71.4
35-39	3,974	1,954	2,020	3,224	1,694	1,530	81.1	86.7	75.7
40-44	4,219	2,089	2,129	3,553	1,839	1,714	84.2	88.0	80.5
45-49	4,302	2,123	2,179	3,552	1,816	1,736	82.6	85.6	79.6
50-54	4,313	2,109	2,204	3,467	1,766	1,701	80.4	83.7	77.2
55-59	4,102	1,987	2,115	2,902	1,473	1,429	70.7	74.1	67.6
60-64	3,892	1,853	2,039	1,086	509	577	27.9	27.5	28.3
65-69	3,804	1,792	2,012	241	143	98	6.3	8.0	4.9
70-74	2,539	1,171	1,368	70	38	32	2.7	3.2	2.3
75~	5,365	2,143	3,222	23	14	9	0.4	0.7	0.3
15-64	39,709	19,520	20,190	25,669	13,270	12,399	64.6	68.0	61.4
65~	11,708	5,106	6,602	334	195	138	2.8	3.8	2.1
計(15~)	51,417	24,626	26,791	26,002	13,465	12,537	50.6	54.7	46.8

## 2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2016年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2016 (cont.)

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア									ITA
15-19	2,876	1,486	1,391	83	53	30	2.9	3.6	2.2
20-24	3,027	1,557	1,470	894	531	363	29.5	34.1	24.7
25-29	3,246	1,643	1,604	1,745	1,007	737	53.7	61.3	46.0
30-34	3,515	1,762	1,752	2,330	1,339	991	66.3	76.0	56.5
35-39	4,048	2,025	2,024	2,909	1,667	1,242	71.9	82.3	61.4
40-44	4,751	2,364	2,387	3,486	1,996	1,490	73.4	84.4	62.4
45-49	4,913	2,430	2,483	3,543	2,020	1,522	72.1	83.1	61.3
50-54	4,754	2,335	2,420	3,356	1,932	1,424	70.6	82.8	58.8
55-59	4,100	1,989	2,111	2,552	1,488	1,064	62.2	74.8	50.4
60-64	3,639	1,752	1,888	1,344	818	525	36.9	46.7	27.8
65-69	3,642	1,738	1,904	331	232	99	9.1	13.3	5.2
70-74	2,857	1,327	1,531	105	82	23	3.7	6.2	1.5
75～	6,685	2,657	4,028	78	66	11	1.2	2.5	0.3
15-64	38,871	19,342	19,529	22,241	12,853	9,388	57.2	66.5	48.1
65～	13,187	5,722	7,465	517	380	136	3.9	6.6	1.8
計(15～)	52,058	25,063	26,994	22,758	13,233	9,525	43.7	52.8	35.3
オランダ									NLD
15-19	1,012	517	496	531	260	271	52.4	50.3	54.6
20-24	1,053	532	521	726	365	361	68.9	68.6	69.2
25-29	1,070	538	532	886	456	430	82.9	84.8	80.9
30-34	1,009	506	504	851	454	397	84.3	89.8	78.8
35-39	1,000	498	503	840	449	391	84.0	90.2	77.8
40-44	1,086	539	547	902	478	424	83.1	88.7	77.5
45-49	1,271	636	635	1,062	567	496	83.6	89.0	78.1
50-54	1,267	636	632	1,018	550	468	80.3	86.5	74.1
55-59	1,169	583	585	852	477	376	72.9	81.8	64.1
60-64	1,051	523	528	556	329	228	53.0	62.8	43.2
65-69	1,021	506	515	134	97	37	13.1	19.2	7.2
70-74	759	369	390	45	35	10	6.0	9.5	2.7
75～	1,222	516	706	24	21	3	2.0	4.1	0.4
15-64	10,988	5,507	5,481	8,223	4,383	3,841	74.8	79.6	70.1
65～	3,002	1,391	1,611	204	153	50	6.8	11.0	3.1
計(15～)	13,990	6,898	7,092	8,427	4,536	3,891	60.2	65.8	54.9
スウェーデン									SWE
15-19	523	272	251	118	52	66	22.5	19.2	26.1
20-24	644	332	312	400	207	193	62.1	62.4	61.8
25-29	696	357	340	549	289	260	78.8	80.9	76.5
30-34	629	324	305	537	285	253	85.3	87.9	82.7
35-39	612	313	299	537	284	252	87.7	90.9	84.3
40-44	649	330	319	577	299	278	88.8	90.6	87.0
45-49	660	335	325	586	300	286	88.8	89.5	88.0
50-54	656	334	323	569	297	272	86.7	89.1	84.3
55-59	581	293	288	483	248	235	83.2	84.7	81.7
60-64	561	280	281	379	196	183	67.7	70.1	65.2
65-69	581	287	294	128	73	55	22.0	25.3	18.8
70-74	530	260	270	48	32	15	9.0	12.4	5.7
75～	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	6,212	3,168	3,044	4,735	2,457	2,278	76.2	77.5	74.8
65-74	1,111	547	564	175	105	71	15.8	19.2	12.5
計(15-74)	7,323	3,715	3,608	4,910	2,562	2,348	67.1	69.0	65.1

年齢階級 Age group	人口 (千人) Population (thousands)			就業者数 (千人) Total employment (thousands)			就業率 (%) Employment/population ratios			
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F	
<b>韓国</b>										KOR
15-19	3,006	1,527	1,478	240	110	129	8.0	7.2	8.7	
20-24	3,077	1,426	1,652	1,417	582	835	46.0	40.8	50.6	
25-29	3,345	1,759	1,585	2,329	1,226	1,102	69.6	69.7	69.5	
30-34	3,649	1,885	1,763	2,726	1,665	1,062	74.7	88.3	60.2	
35-39	3,911	1,989	1,922	2,914	1,828	1,086	74.5	91.9	56.5	
40-44	4,100	2,079	2,021	3,201	1,931	1,270	78.1	92.9	62.8	
45-49	4,279	2,151	2,128	3,439	1,980	1,459	80.4	92.0	68.6	
50-54	4,193	2,118	2,075	3,258	1,891	1,367	77.7	89.3	65.9	
55-59	3,987	1,988	1,999	2,828	1,677	1,151	70.9	84.4	57.6	
60-64	2,940	1,438	1,502	1,753	1,031	723	59.6	71.7	48.1	
65-69	2,280	1,053	1,227	1,025	595	431	45.0	56.5	35.1	
70-74	1,816	787	1,029	592	331	261	32.6	42.0	25.4	
75~	2,833	1,082	1,751	514	277	237	18.1	25.6	13.5	
15-64	36,486	18,360	18,126	24,105	13,920	10,185	66.1	75.8	56.2	
65~	6,930	2,923	4,007	2,130	1,202	929	30.7	41.1	23.2	
計(15~)	43,415	21,282	22,133	26,235	15,122	11,113	60.4	71.1	50.2	
<b>オーストラリア</b>										AUS
15-19	1,484	760	724	655	313	342	44.1	41.2	47.2	
20-24	1,669	853	816	1,186	622	564	71.1	72.9	69.1	
25-29	1,768	883	885	1,386	750	636	78.4	84.9	71.9	
30-34	1,773	881	892	1,412	784	628	79.6	89.0	70.4	
35-39	1,607	799	808	1,281	712	569	79.7	89.1	70.4	
40-44	1,615	798	817	1,307	695	611	80.9	87.1	74.8	
45-49	1,605	791	814	1,297	675	623	80.8	85.2	76.5	
50-54	1,539	758	781	1,212	631	581	78.7	83.2	74.4	
55-59	1,478	726	753	1,041	553	489	70.4	76.2	64.9	
60-64	1,315	645	669	703	386	318	53.5	59.7	47.5	
65-69	1,181	582	599	305	182	124	25.9	31.2	20.6	
70~	2,501	1,139	1,362	150	99	51	6.0	8.7	3.8	
15-64	15,854	7,895	7,959	11,480	6,120	5,361	72.4	77.5	67.4	
65~	3,682	1,721	1,961	455	280	175	12.4	16.3	8.9	
計(15~)	19,536	9,615	9,920	11,936	6,400	5,536	61.1	66.6	55.8	
<b>ニュージーランド</b>										NZL
15-19	318	163	154	116	59	56	36.4	36.3	36.5	
20-24	348	181	167	246	135	111	70.7	74.7	66.3	
25-29	337	169	168	265	145	120	78.8	86.1	71.4	
30-34	298	144	154	243	131	111	81.5	91.2	72.4	
35-39	278	133	145	230	122	108	82.8	92.1	74.2	
40-44	300	143	157	257	131	126	85.6	91.6	80.2	
45-49	317	151	166	273	137	136	86.3	90.6	82.3	
50-54	316	152	163	265	134	131	84.0	87.8	80.5	
55-59	294	142	152	235	120	116	79.9	84.0	76.1	
60-64	256	124	132	183	98	86	71.7	78.9	64.9	
65-69	231	113	118	98	57	42	42.6	50.2	35.4	
70-74	168	81	87	37	22	15	22.2	27.4	17.2	
75~	264	120	145	18	12	6	6.7	9.6	4.2	
15-64	3,060	1,501	1,558	2,313	1,212	1,101	75.6	80.7	70.7	
65~	663	313	350	153	90	63	23.1	28.8	18.0	
計(15~)	3,723	1,815	1,908	2,466	1,302	1,164	66.2	71.7	61.0	

資料出所 日本:総務省統計局(2017.3)「労働力調査(基本集計)」(2015年国勢調査基準)  
 その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "LFS by sex and age" 2017年7月現在

## 2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

		(千人/thousands)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
(外国人人口/foreign population)									
日本 <sup>1)</sup>	JPN	1,907	2,087	2,047	2,034	2,066	2,122	2,232	2,383
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	6,756	6,754	6,931	7,214	7,634	8,153	9,108	10,039
フランス <sup>3)</sup>	FRA	3,501	3,705	3,774	3,863	3,966	4,078	—	—
イギリス <sup>4)</sup>	UK	3,035	4,524	4,785	4,788	4,941	5,154	5,592	5,951
アメリカ <sup>5)</sup>	USA	21,160	22,461	22,226	22,115	22,016	22,263	22,426	—
韓国 <sup>6)</sup>	KOR	485	919	982	933	986	1,092	1,143	1,162
シンガポール <sup>7)</sup>	SGP	798	1,305	1,394	1,494	1,554	1,599	1,632	1,674
(%)									
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
(外国人人口割合/% of total population)									
日本	JPN	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.8	1.9
ドイツ	DEU	8.2	8.3	8.6	9.0	9.5	10.0	11.1	—
フランス	FRA	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	6.4	—	—
イギリス	UK	5.0	7.2	7.6	7.5	7.7	8.0	8.6	9.1
アメリカ	USA	7.2	7.3	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	—
韓国	KOR	1.0	1.9	2.0	1.9	2.0	2.2	2.2	2.3
シンガポール <sup>7)</sup>	SGP	18.7	25.7	26.9	28.1	28.8	29.2	29.5	29.8

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数(90日以内の短期滞在等を除く)。2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

資料出所:法務省入国管理局(2017.3)「2016年度在留外国人統計」

2) 人口登録による外国人総数。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる *étrangers* を指す。これとは別に *immigrés* (外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仏国籍取得者を含むもの) の概念も使われることがあり、2014年で約584万8千人である。

資料出所:INSEE

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住者数)。

資料出所:UK Office for National Statistics, OECD International Migration Database, John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版5) 外国籍保有者。*Current Population Survey* による補完推計値。参考として、2015年における外国生まれの人口は4,329万人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。在外同胞(2016年は368,862人)を除く数値。

資料出所:韓国統計情報ウェブサイト, 韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」

7) 外国人人口は、永住権保有者を除く。永住権保持者は2016年で524,616人。12か月以上シンガポールを離れている者は、総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）<sup>1)</sup>  
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>2)</sup>	JPN	125.4	52.5	51.7	63.5	63.9	67.1	78.0	84.5
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	67.1	39.8	40.6	31.5	31.7	21.9	21.9	—
フランス <sup>4)</sup>	FRA	19.8	29.6	31.2	—	—	—	—	—
（恒久的） <sup>a)</sup>		(9.4)	(22.9)	(24.1)	—	—	—	—	—
（一時的） <sup>b)</sup>		(10.4)	(6.7)	(7.1)	—	—	—	—	—
イギリス <sup>5)</sup>	UK	103.8	76.0	65.7	75.0	85.2	90.4	89.2	91.9
アメリカ <sup>6)</sup>	USA								
（永住） <sup>c)</sup>		246.9	148.3	139.3	144.0	161.1	151.6	144.0	137.9
（一時滞在） <sup>d)</sup>		180.6	171.8	185.6	198.6	219.8	230.8	245.8	260.8

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status; employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。ほかに、技能実習での就労が認められており、2016年で106,131人が新規に入国許可されている。

資料出所: 法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所: 連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所: 内務省 *Immigration et présence étrangère en France* (各年版), OECD *International Migration Outlook 2011*

5) 労働許可付与者。2005年は、高度人材移民プログラムによる許可数を含む。2010年以降は専門技術(Tier2)に高度技術(Tier1)の国外取得分を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない(参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2016年で2,824件)。

資料出所: John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住: 永住目的で入国する者のうち、雇用査証が発給された者。

一時滞在: 一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者: 一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTAカテゴリー。但し、H2A(農業季節労働)、H2B・H2R(その他サービスタラバ臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成員への発給数を除く。)の発給総数。

資料出所: Office of Immigration Statistics, U.S. Department of Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), U.S. Department of State, *Report of the VISA Office* (一時滞在)

## 2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		(千人/thousands)								
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
(外国人労働者(ストック))/stock of foreign labour force)										
日本 <sup>1)</sup>	JPN	723	650	686	682	718	788	908	1,084	
ドイツ <sup>2)</sup>	DEU	3,823	3,289	—	—	—	—	—	—	
フランス <sup>3)</sup>	FRA	1,392	1,540	—	—	—	—	—	—	
イギリス <sup>4)</sup>	UK	1,504	2,393	2,558	2,557	2,652	2,876	3,160	3,425	
アメリカ <sup>5)</sup>	USA	22,422	—	—	—	—	—	—	—	
韓国 <sup>6)</sup>	KOR	129	507	540	463	479	547	560	539	
(Incl. illegal)		(199)	(558)	(595)	(530)	(549)	(617)	(625)	(598)	
シンガポール <sup>7)</sup>	SGP	713	1,089	1,157	1,242	1,305	1,346	1,378	1,415	

		(%)								
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)										
日本	JPN	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6	
ドイツ	DEU	9.3	9.4	—	—	—	—	—	—	
フランス	FRA	5.2	5.8	—	—	—	—	—	—	
イギリス	UK	5.0	7.6	8.0	8.0	8.2	8.8	9.6	10.3	
アメリカ	USA	15.2	—	—	—	—	—	—	—	
韓国	KOR	0.5	2.0	2.2	1.8	1.8	2.1	2.1	2.0	
(Incl. illegal)		(0.8)	(2.3)	(2.4)	(2.1)	(2.1)	(2.3)	(2.3)	(2.2)	
シンガポール	SGP	27.5	34.7	35.7	37.0	37.9	38.1	38.2	38.5	

資料出所 各国注を参照。

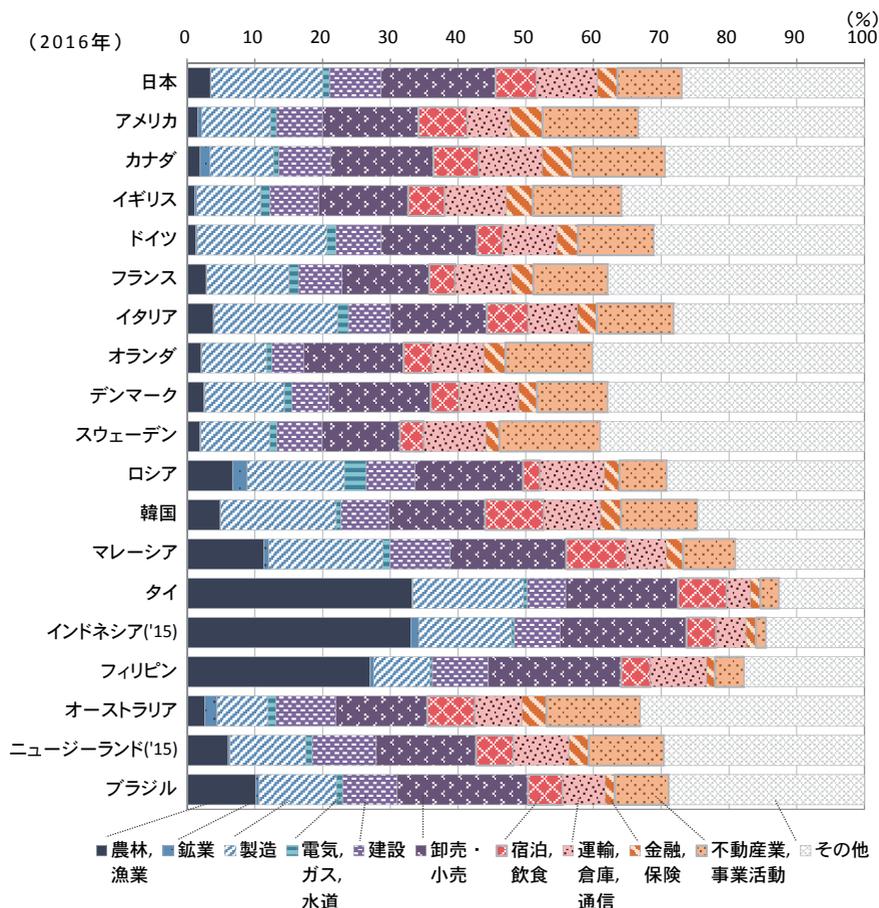
- (注) 1) 2005年は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数(厚生労働省推計値)。2010年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く)。なお、2017年10月末現在の外国人労働者数は1,278,670人。
- 2) 2010年の欄は2009年の数値。資料出所:連邦統計局
- 3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。2010年の欄は2009年の数値。
- 4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。なお、2017年の外国人労働者数は355万2千人。
- 5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。
- 6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者の計)。( )内の数値は、不法残留者を含む。資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」
- 7) 外国人労働力人口は、永住権保有者を除く。2005年の欄は2006年の数値。なお、2017年の外国人労働者数は138万7千人。資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

### 3. 就業構造

#### **Employment Structure**



### 3-1 就業者の産業別構成比

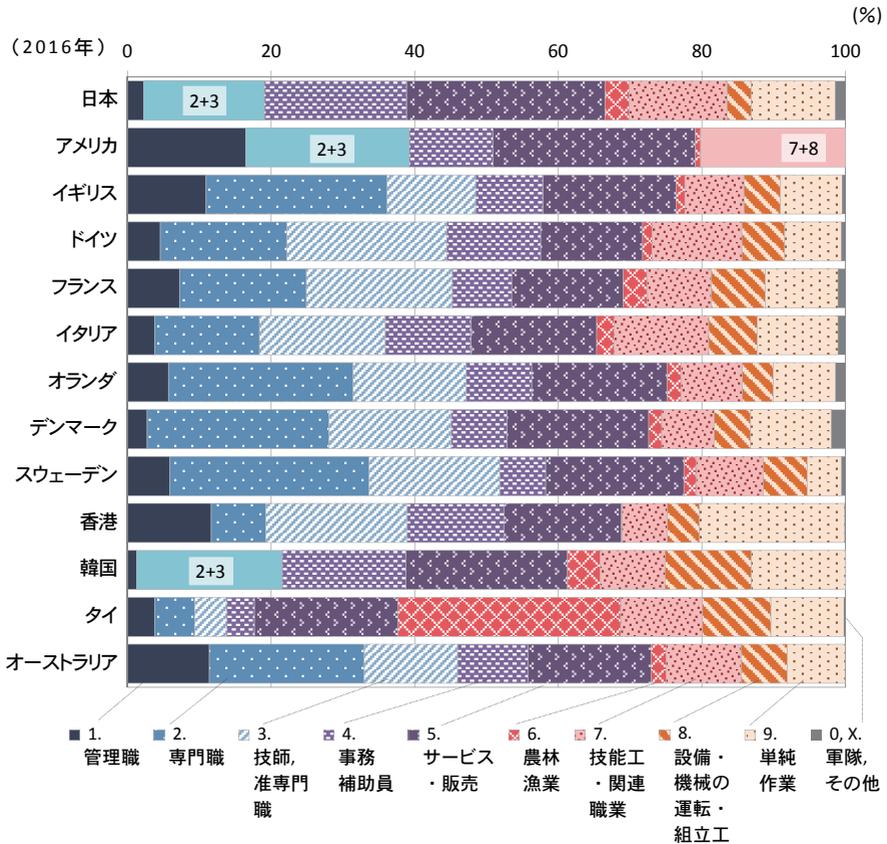


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2016年)」(p.99)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売」「宿泊、飲食」「金融、保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7~8割に及んでいる。一方で、タイ、インドネシア、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3割程度となっている。

### 3 就業構造

#### 3-2 就業者の職業別構成比

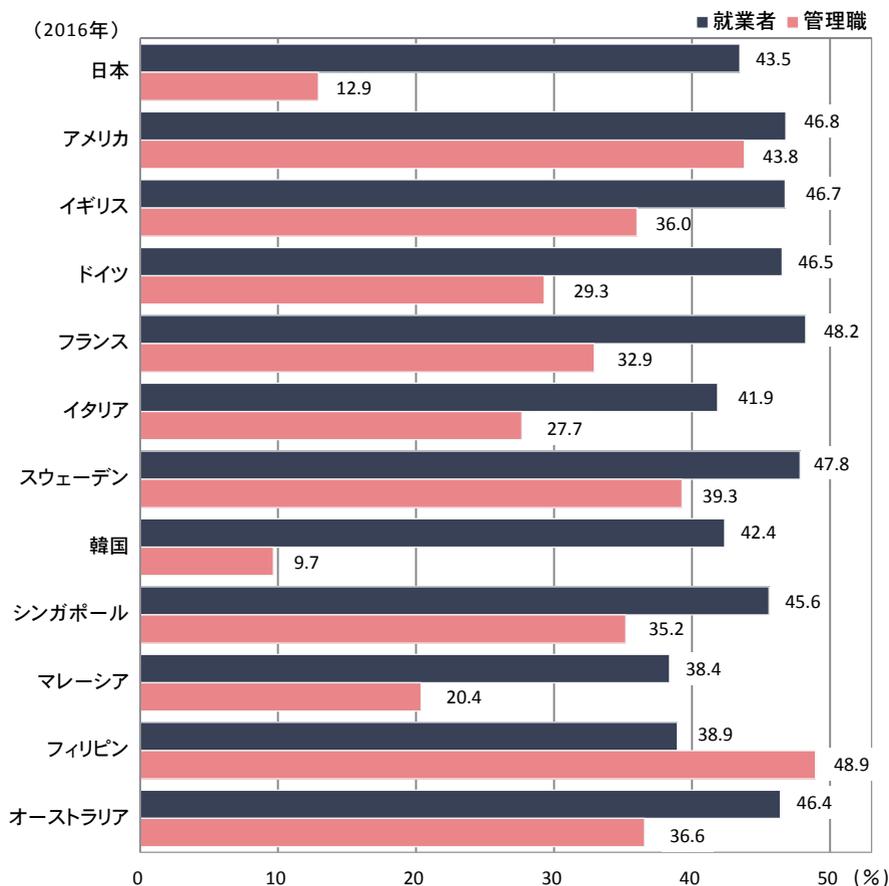


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比(2016年)」(p.115)を参照。

国際標準職業分類 (ISCO) は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版 (ISCO-88) は、第二版 (ISCO-68) とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版 (ISCO-08) が採択された。

日本は他国と比べて「事務補助員」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師, 准専門職」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

## 3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



▶▶ グラフの数値は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)を基に算出。

例えば日本の2016年は、下記のとおり。

女性の就業者割合(%)：ISCO 08区分「計」の2,810万人(女)÷6,465万人(男女計)×100

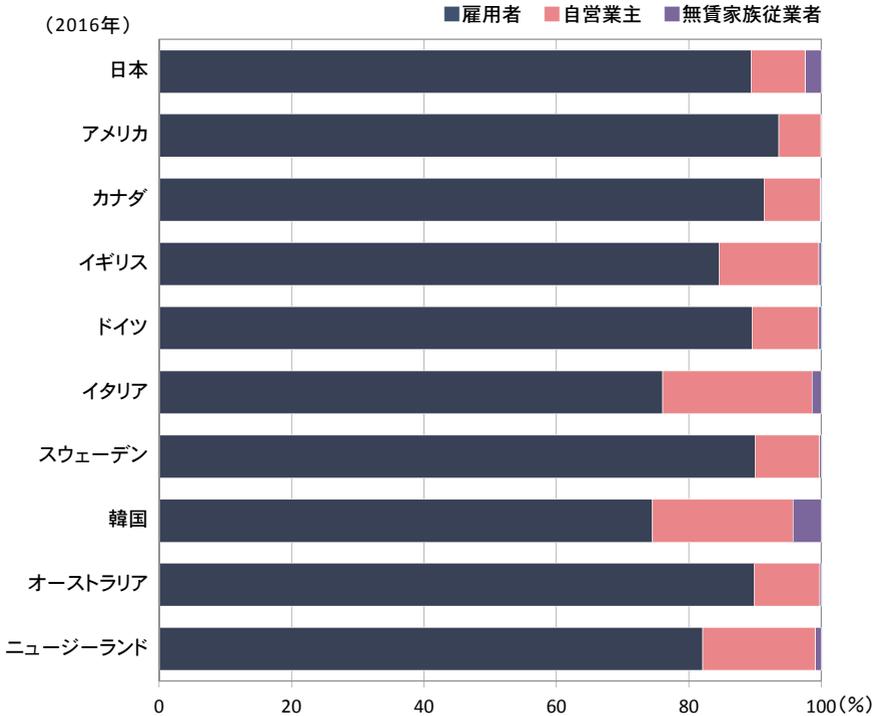
女性の管理職割合(%)：ISCO 08区分「1」の19万人(女)÷147万人(男女計)×100

全就業者に占める女性の割合は、フランス(48.2%)、スウェーデン(47.8%)、アメリカ(46.8%)、イギリス(46.7%)などの欧米諸国に比べて、日本(43.5%)、韓国(42.4%)、フィリピン(38.9%)、マレーシア(38.4%)などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本(12.9%)と韓国(9.7%)が、アメリカ(43.8%)、スウェーデン(39.3%)、フランス(32.9%)などの欧米諸国のほか、フィリピン(48.9%)、シンガポール(35.2%)などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

### 3 就業構造

#### 3-4 就業者の従業上の地位別構成比

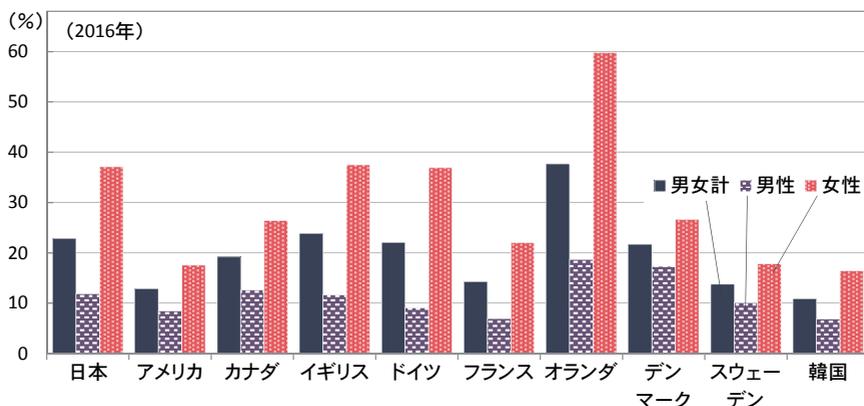


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.116)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用していないにもかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

## 3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2016年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国のなかで短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(37.7%)で、とりわけ女性の割合が59.8%と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱却に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列で見ると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴い、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2016年における短時間労働者の割合は22.8%と、全体としてはオランダを下回り、イギリス、ドイツ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、カナダ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別で見ると、女性の短時間労働者が37.1%となっている。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

日本 <sup>1)</sup> JPN				アメリカ <sup>2)3)</sup> USA				(千人/thousands)			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.4				ISIC-rev.4			
2005年		2010		2016		2005		2010		2016	
計	63,560	計	62,980	64,400	計	141,730	139,064	151,436			
A	2,820	A	2,550	2,220	A	2,197	2,206	2,460			
B	30	B	30	30	B	624	731	792			
C	11,420	C	10,600	10,670	C	16,253	14,081	15,408			
D/E	350	D/E	340	620	D/E	1,176	1,253	1,319			
F	5,680	F	5,040	4,920	F	11,197	9,077	10,328			
G	10,840	G	10,620	10,880	G	22,657	20,919	21,423			
H	3,200	H	3,520	3,710	H	6,184	5,880	6,693			
I	3,810	I	3,860	3,890	I	9,306	9,564	10,952			
J	1,750	J	1,970	2,070	J	3,402	3,149	2,855			
K	1,570	K	1,630	1,900	K	7,035	6,605	7,241			
L	1,010	L	1,100	940	L	3,168	2,745	3,163			
M	2,070	M	1,980	2,200	M	8,584	9,115	11,228			
N/R	3,140	N	2,850	3,030	N	5,709	6,138	7,097			
O	2,290	O	2,230	2,350	O/U	6,530	6,983	6,857			
P	2,810	P	2,890	3,070	P	12,264	13,155	13,674			
Q	5,530	Q	6,560	8,080	Q	16,910	18,907	20,589			
S/T	4,470	R	—	750	R	2,765	2,966	3,241			
X	770	S/T	4,560	2,050	S	4,956	4,922	5,391			
		U	—	20	T	812	667	724			
		X	650	1,010	X	—	—	—			

カナダ <sup>2)</sup> CAN				イギリス UK				(千人/thousands)			
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3				ISIC-rev.4			
2005年		2010		2016		2005		2010		2016	
計	16,124	16,964	18,080	計	28,739	計	29,125	31,628			
A	438	379	352	A	382	A	352	354			
B	213	252	264	B	13	B	103	115			
C	2,203	1,711	1,695	C	109	C	2,865	2,991			
D/E	124	141	137	D	3,792	D	176	186			
F	1,022	1,242	1,385	E	177	E	195	221			
G	2,569	2,683	2,746	F	2,289	F	2,216	2,294			
H	796	814	907	G	4,361	G	4,010	4,166			
I	1,001	1,098	1,213	H	1,212	H	1,454	1,611			
J/R	728	763	782	I	1,971	I	1,428	1,708			
K	703	765	808	J	1,236	J	1,012	1,264			
L	281	309	319	K	3,284	K	1,179	1,245			
M	1,041	1,216	1,394	L	2,026	L	281	354			
N	650	692	766	M	2,571	M	1,874	2,281			
O	836	921	927	N	3,521	N	1,340	1,511			
P	1,102	1,166	1,270	O	1,583	O	1,907	1,907			
Q	1,723	2,042	2,339	P	123	P	3,100	3,310			
S/T	692	771	775	Q	12	Q	3,832	4,126			
U	—	—	—	X	77	R	757	825			
X	—	—	—			S	730	873			
						T	64	70			
						U	41	50			
						X	210	168			

※各産業の分類基準(ISIC)・記号については、国際標準産業分類(p.98)を参照のこと。  
 (注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は本表末尾(p.98)を参照。

- 1) 2016年は旧基準の既公表値。詳細はp.306付表を参照。
- 2) ISICの区分と厳密には異なる独自の分類基準に基づくもの。
- 3) 16歳以上を対象。

ドイツ DEU			フランス FRA			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		
計	36,362	計	37,993	41,267	計	24,984	計	25,731	26,584
A	857	A	626	540	A	887	A	745	754
B	6	B	93	85	B	18	B	25	28
C	122	C	7,580	7,904	C	42	C	3,373	3,231
D	8,017	D	345	323	D	4,015	D	215	175
E	316	E	207	229	E	218	E	185	192
F	2,396	F	2,530	2,759	F	1,643	F	1,900	1,699
G	5,253	G	5,162	5,823	G	3,334	G	3,360	3,428
H	1,293	H	1,781	2,017	H	852	H	1,345	1,463
I	1,949	I	1,424	1,579	I	1,592	I	970	1,022
J	1,305	J	1,212	1,260	J	755	J	736	740
K	3,520	K	1,306	1,300	K	2,544	K	861	865
L	2,823	L	262	216	L	2,422	L	303	359
M	2,092	M	1,894	2,345	M	1,796	M	1,277	1,526
N	4,059	N	1,976	2,064	N	3,038	N	924	1,042
O	2,141	O	2,779	2,882	O	1,116	O	2,573	2,431
P	180	P	2,335	2,688	P	604	P	1,751	1,995
Q	33	Q	4,613	5,283	Q	16	Q	3,369	3,868
X	—	R	537	558	X	93	R	344	446
		S	1,096	1,167			S	725	656
		T	204	227			T	603	300
		U	30	19			U	21	19
		X	—	—			X	125	344

イタリア ITA			オランダ <sup>4)</sup> NLD			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		
計	22,407	計	22,527	22,758	計	8,111	計	8,370	8,427
A	908	A	849	884	A	256	A	233	175
B	33	B	35	33	B	1	B	9	11
C	39	C	4,196	4,149	C	8	C	801	802
D	4,785	D	113	126	D	1,056	D	34	33
E	162	E	211	235	E	44	E	35	33
F	1,889	F	1,889	1,404	F	478	F	456	398
G	3,383	G	3,305	3,242	G	1,148	G	1,095	1,242
H	1,049	H	1,057	1,085	H	320	H	392	374
I	1,230	I	1,166	1,395	I	494	I	338	357
J	637	J	523	562	J	270	J	294	272
K	2,358	K	656	649	K	972	K	217	264
L	1,436	L	138	141	L	567	L	63	66
M	1,537	M	1,416	1,459	M	547	M	477	578
N	1,548	N	832	991	N	1,240	N	300	445
O	1,093	O	1,405	1,262	O	316	O	542	483
P	303	P	1,537	1,543	P	4	P	571	561
Q	17	Q	1,638	1,831	Q	1	Q	1,360	1,293
X	—	R	262	324	X	387	R	172	169
		S	762	667			S	176	181
		T	522	763			T	4	4
		U	13	15			U	3	* 2
		X	—	—			X	800	686

4) \*は信頼性の低い数値。

## 3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

デンマーク <sup>4)</sup> DNK			スウェーデン <sup>4)</sup> SWE			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2016		2005	2010	2016	
計	2,752	計	2,706	2,840	計	4,336	計	4,524	4,910
A	84	A	65	71	A	99	A	95	92
B	3	B	* 3	5	B	1	B	9	9
C	3	C	341	332	C	7	C	545	501
D	444	D	16	15	D	664	D	23	29
E	16	E	13	15	E	26	E	19	21
F	194	F	158	157	F	257	F	302	328
G	404	G	397	426	G	543	G	553	564
H	70	H	126	128	H	120	H	243	243
I	177	I	88	121	I	271	I	154	173
J	89	J	112	120	J	81	J	175	207
K	256	K	87	77	K	595	K	96	98
L	164	L	27	34	L	245	L	64	75
M	218	M	140	156	M	475	M	349	425
N	477	N	89	107	N	705	N	197	232
O	144	O	158	152	O	232	O	271	324
P	4	P	231	254	P	2	P	488	562
Q	1	Q	518	491	Q	1	Q	700	745
X	4	R	61	72	X	12	R	112	118
		S	69	75			S	115	131
		T	6	—			T	* 1	—
		U	* 2	—			U	* 1	—
		X	* 1	28			X	12	31

フィンランド <sup>4)</sup> FIN			ノルウェー <sup>4)</sup> NOR			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2016		2005	2010	2016	
計	2,401	計	2,447	2,448	計	2,283	計	2,501	2,638
A	114	A	108	94	A	60	A	64	55
B	2	B	7	6	B	15	B	46	57
C	6	C	362	327	C	36	C	237	218
D	436	D	15	17	D	265	D	18	17
E	19	E	11	12	E	16	E	13	13
F	158	F	172	178	F	159	F	180	206
G	301	G	298	290	G	350	G	346	360
H	77	H	156	141	H	71	H	140	139
I	172	I	83	85	I	152	I	69	72
J	47	J	95	101	J	51	J	92	98
K	276	K	49	51	K	231	K	52	47
L	110	L	21	24	L	131	L	24	23
M	169	M	150	163	M	190	M	138	160
N	366	N	100	109	N	458	N	93	113
O	136	O	117	111	O	95	O	150	173
P	8	P	174	173	P	2	P	208	227
Q	1	Q	379	409	Q	0	Q	530	539
X	5	R	55	63	X	1	R	52	59
		S	75	75			S	47	54
		T	8	10			T	3	1
		U	* 1	—			U	* 0	—
		X	12	8			X	* 1	9

ロシア <sup>5)</sup> RUS				中国 <sup>6)</sup> CHN				
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4				
	2005年	2010	2016			2010	2016	
計	68,338	69,933	72,392	計	737,400	計	761,050	776,030
A	6,757	5,302	4,736	A	324,872			
B	172	115	126	B	5,585	一次産業/Primary Industry		
C	1,223	1,405	1,579	C	83,074	(A)	279,305	214,960
D	12,405	10,646	10,390	D/E	3,873	二次産業/Secondary Industry		
E	2,000	2,296	2,335	F	38,930	(B to F)	218,421	223,500
F	4,569	5,053	5,201	G/I	49,691	三次産業/Tertiary Industry		
G	10,355	10,894	11,539	H/J	20,839	(G to X)	263,323	337,570
H	1,298	1,371	1,835	K	3,398			
I	6,287	6,522	6,873	L	1,184			
J	970	1,331	1,599	M	1,627			
K	4,078	4,512	5,068	N	10,937			
L	4,908	5,668	5,352	O/U	10,747			
M	6,284	6,579	6,782	P/R	15,651			
N	4,745	5,528	5,824	Q	4,932			
O	2,251	2,680	3,118	S/X	62,454			
P	25	22	24					
Q	3	1	4					
X	—	—	—					

香港 <sup>7)</sup> HKG				韓国 KOR				
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年	2010	2015		2005	2010	2016	
計	3,373	3,474	3,781	計	22,856	計	23,829	26,235
A	—	—	—	A	1,747	A	1,566	1,286
B	—	—	—	B	68	B	21	18
C	230	133	114	C	17	C	4,028	4,481
D/E	—	—	—	D	4,234	D	78	89
F	272	265	317	E	71	E	65	96
G	326	847	822	F	1,814	F	1,753	1,844
H	854	317	323	G	3,748	G	3,580	3,728
I	235	258	284	H	2,058	H	1,280	1,412
J	50	105	131	I	1,429	I	1,889	2,277
K	182	206	242	J	746	J	668	785
L	123	146	155	K	2,037	K	808	796
M	( 204 )	( 289 )	201	L	791	L	517	570
N	( 204 )	( 289 )	154	M	1,568	M	883	1,101
O	114	111	111	N	646	N	1,023	1,292
P	247	185	218	O	1,727	O	960	993
Q	80	163	193	P	130	P	1,799	1,845
R	( 431 )	52	59	Q	24	Q	1,153	1,851
S	( 431 )	102	110	X	—	R	380	405
T	( 431 )	—	—			S	1,216	1,271
U	—	—	—			T	150	69
X	27	295	349			U	13	16
						X	—	—

5) 15歳から72歳までを対象。

6) 中国全土における16歳以上を対象。各年12月末の数値。2003年以降は産業大分類の統計がないため、3分類にて掲載。

7) 2005年は第4四半期の数値で、一部の産業区分は国際分類とは異なる。

## 3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数 (続き)

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

シンガポール <sup>8)</sup> SGP				マレーシア <sup>9)</sup> MYS				(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4					
2005年		2010		2015		2005		2010		2016	
計	1,647	計	3,063	2,148	計	10,045	計	11,777	14,163		
A/B/ C/E/X	[ 18 ]	A/B/ D/E/X	—	[ 23 ]	A	1,355	A	1,674	1,609		
D	275	C	542	239	B	115	B	57	96		
F	82	F	388	110	C	36	C	1,972	2,390		
G	304	G	407	364	D	1,989	D	52	77		
H	103	H	197	188	E	57	E	64	76		
I	228	I	185	139	F	904	F	1,121	1,251		
J	102	J	93	84	G	1,620	G	1,865	2,428		
K	207	K	173	167	H	672	H	541	630		
L/M/N/ O/P/Q	[ 329 ]	L	79	55	I	545	I	857	1,260		
		M	180	167	J	247	J	165	208		
		N	157	112	K	459	K	305	346		
		O/P	204	291	L	729	L	57	82		
		Q	92	106	M	607	M	271	361		
		R	—	37	N	213	N	349	657		
		S/T/U	[ 346 ]	67	O	235	O	779	748		
					P	261	P	773	928		
					Q	2	Q	278	570		
					X	—	R	90	80		
							S	181	230		
							T	321	124		
							U	4	—		
							X	—	—		

タイ <sup>10)</sup> THA				インドネシア <sup>11)</sup> IDN				(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4					
2005年		2010		2016		2005		2010		2015	
計	36,302	38,037	計	38,263	計	93,958	107,806	計	117,833		
A	15,008	14,119	A	12,705	A	39,765	40,360	A	38,936		
B	441	428	B	66	B	1,544	1,799	B	1,365		
C	40	41	C	6,243	C	904	1,221	C	16,151		
D	5,350	5,350	D	127	D	11,952	13,438	D	212		
E	107	107	E	80	E	194	221	E	278		
F	1,853	2,356	F	2,167	F	4,565	5,218	F	7,961		
G	5,297	6,236	G	6,349	G	16,695	18,028	G	21,955		
H	2,300	2,654	H	1,134	H	1,161	4,267	H	4,622		
I	1,076	1,108	I	2,743	I	5,652	5,718	I	5,166		
J	340	367	J	206	J	556	880	J	574		
K	652	765	K	558	K	585	808	K	1,735		
L	1,096	1,488	L	179	L	2,587	3,305	L	292		
M	1,122	1,246	M	330	M	2,871	4,442	M	421		
N	611	701	N	563	N	650	1,024	N	1,045		
O	719	810	O	1,555	O	1,449	4,513	O	4,034		
P	242	234	P	1,134	P	2,703	2,440	P	5,748		
Q	2	3	Q	698	Q	* 3	* 2	Q	1,505		
X	48	25	R	255	X	114	113	R	439		
			S	815				S	2,638		
			T	243				T	2,745		
			U	4				U	* 0		
			X	101				X	—		

8) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

9) 15歳から64歳までを対象。

10) 2005、2016年は第3四半期の数値。

11) 8月の数値。

フィリピン <sup>4)</sup> PHL			オーストラリア <sup>2)</sup> AUS			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.4					
	2005年	2010		2016		2005	2010	2016	
計	32,313	36,035	計	40,838	計	9,853	10,991	11,996	
A	10,234	10,488	A	11,039	A	353	355	314	
B	1,394	1,468	B	219	B	119	187	217	
C	123	199	C	3,381	C	1,021	979	906	
D	3,077	3,033	D	91	D/E	99	141	138	
E	117	150	E	67	F	843	999	1,061	
F	1,708	2,017	F	3,366	G	1,535	1,594	1,616	
G	6,147	7,034	G	8,009	H	495	571	625	
H	861	1,063	H	3,020	I	683	737	847	
I	2,451	2,723	I	1,769	J	237	211	209	
J	341	400	J	364	K	371	394	430	
K	734	1,146	K	512	L	177	192	213	
L	1,481	1,847	L	188	M	683	842	1,018	
M	978	1,176	M	211	N	352	383	437	
N	375	451	N	1,363	O	607	688	759	
O	775	914	O	2,181	P	713	840	959	
P	1,517	1,926	P	1,302	Q	990	1,232	1,546	
Q	1	2	Q	500	R	171	190	227	
X	—	—	R	357	S	404	455	474	
			S	2,883	T	—	—	—	
			T	* 1	U	—	—	—	
			U	* 3	X	—	—	—	
			X	—					

ニュージーランド NZL				ブラジル <sup>4)12)</sup> BRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2015		2005	2011		2016
計	2,085	計	2,180	2,357	計	87,189	93,493	計	89,504
A	146	A	149	143	A	17,387	14,208	A	9,110
B	3	B	7	7	B	444	474	B	410
C	4	C	252	264	C	318	376	C	10,228
D	287	D	10	14	D	12,336	11,787	D	205
E	8	E	7	9	E	359	346	E	593
F	163	F	179	223	F	5,642	7,814	F	7,234
G	362	G	345	347	G	15,503	16,660	G	17,266
H	100	H	92	101	H	3,187	4,570	H	4,464
I	121	I	122	130	I	3,967	5,108	I	4,586
J	65	J	73	92	J	1,007	1,218	J	1,193
K	234	K	63	69	K	4,937	6,899	K	1,225
L	129	L	28	29	L	4,267	5,081	L	553
M	166	M	138	137	M	4,684	5,074	M	2,964
N	189	N	83	97	N	2,977	3,553	N	3,652
O	102	O	115	116	O	3,301	3,538	O	5,105
P	3	P	190	201	P	6,666	6,653	P	6,029
Q	—	Q	224	254	Q	7	4	Q	4,266
X	5	R	41	49	X	198	130	R	887
		S	52	62				S	3,312
		T	3	2				T	6,182
		U	—	—				U	* 5
		X	8	13				X	23

12) 各年9月の数値。10歳以上を対象。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)		国際標準産業分類(ISIC)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	
計	産業計	計	産業計
A	農業, 狩猟業及び林業	A	農業・林業及び漁業
B	漁業	B	鉱業及び採石業
C	鉱業及び採石業	C	製造業
D	製造業	D	電気・ガス・蒸気及び空調供給業
E	電気, ガス, 水供給業	E	水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F	建設業	F	建設業
G	卸売・小売業並びに自動車, オートバイ及び個人・家庭用品修理業	G	卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
H	ホテル及びレストラン	H	運輸・保管業
I	運輸業・倉庫業及び通信業	I	宿泊・飲食サービス業
J	金融仲介業	J	情報通信業
K	不動産業, 物品賃貸業及び事業サービス業	K	金融・保険業
L	公務及び国防・義務的社会保障事業	L	不動産業
M	教育	M	専門・科学・技術サービス業
N	保健衛生及び社会事業	N	管理・支援サービス業
O	その他の共同体, 社会及び個人サービス業	O	公務及び国防・義務的社会保障事業
P	雇い主のいる個人世帯	P	教育
Q	治外法権機関及び団体	Q	保健衛生及び社会事業
X	分類不能	R	芸術・娯楽及びレクリエーション
		S	その他のサービス業
		T	雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動
		U	治外法権機関及び団体
		X	分類不能

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.3:

A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) Education; N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households; Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

ISIC-Rev.4:

A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

資料出所 欧州:Eurostat Database (<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2018年1月現在  
 その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 及び各国統計局ウェブサイト等

第3-2表 就業者の産業別構成比（2016年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2016

		(%)										
		農林、 漁業 a)	鉱業 b)	製造 業 c)	電気、 ガス、 水道 d)	建設 e)	卸売・ 小売 f) g)	宿泊、 飲食 h)	運輸、 倉庫、 通信 i)	金融、 保険 j)	不動産 業、事 業活動 k)	その他 l)
日本	JPN	3.4	0.0	16.6	1.0	7.6	16.9	6.0	9.0	3.0	9.6	26.9
アメリカ	USA	1.6	0.5	10.2	0.9	6.8	14.1	7.2	6.3	4.8	14.2	33.3
カナダ	CAN	1.9	1.5	9.4	0.8	7.7	15.2	6.7	9.3	4.5	13.7	29.4
イギリス	UK	1.1	0.4	9.5	1.3	7.3	13.2	5.4	9.1	3.9	13.1	35.8
ドイツ	DEU	1.3	0.2	19.2	1.3	6.7	14.1	3.8	7.9	3.2	11.2	31.1
フランス	FRA	2.8	0.1	12.2	1.4	6.4	12.9	3.8	8.3	3.3	11.0	37.8
イタリア	ITA	3.9	0.1	18.2	1.6	6.2	14.2	6.1	7.2	2.9	11.4	28.1
オランダ	NLD	2.1	0.1	9.5	0.8	4.7	14.7	4.2	7.7	3.1	12.9	40.1
デンマーク	DNK	2.5	0.2	11.7	1.1	5.5	15.0	4.2	8.7	2.7	10.5	37.8
スウェーデン	SWE	1.9	0.2	10.2	1.0	6.7	11.5	3.5	9.2	2.0	14.9	38.9
フィンランド	FIN	3.9	0.3	13.4	1.2	7.3	11.9	3.5	9.9	2.1	12.1	34.7
ノルウェー	NOR	2.1	2.2	8.3	1.1	7.8	13.7	2.7	9.0	1.8	11.2	40.2
ロシア	RUS	6.7	2.2	14.4	3.2	7.2	15.9	2.5	9.5	2.2	7.0	29.2
香港 <sup>4)</sup>	HKG	—	—	3.0	—	8.4	21.8	7.5	12.0	6.4	13.5	27.5
韓国	KOR	4.9	0.1	17.1	0.7	7.0	14.2	8.7	8.4	3.0	11.3	24.6
シンガポール <sup>4)5)</sup>	SGP	1.1	—	11.1	—	5.1	17.0	6.5	12.6	7.8	15.5	23.3
マレーシア	MYS	11.4	0.7	16.9	1.1	8.8	17.1	8.9	5.9	2.4	7.8	18.9
タイ	THA	33.2	0.2	16.3	0.5	5.7	16.6	7.2	3.5	1.5	2.8	12.6
インドネシア <sup>4)</sup>	IDN	33.0	1.2	13.7	0.4	6.8	18.6	4.4	4.4	1.5	1.5	14.5
フィリピン	PHL	27.0	0.5	8.3	0.4	8.2	19.6	4.3	8.3	1.3	4.3	17.7
オーストラリア	AUS	2.6	1.8	7.6	1.2	8.8	13.5	7.1	6.9	3.6	13.9	33.1
ニュージーランド <sup>4)</sup>	NZL	6.1	0.3	11.2	1.0	9.4	14.7	5.5	8.2	2.9	11.1	29.6
ブラジル	BRA	10.2	0.5	11.4	0.9	8.1	19.3	5.1	6.3	1.4	8.0	28.8

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified;

資料出所及び各国の注は第3-1表 (p.92～98) に準ずる。

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

- 1) 自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を含む。
- 2) 賃貸業及び事業サービス業、又は専門・科学・技術サービス、管理・支援サービス業を含む。
- 3) 公務及び国防・義務的社会保障事業、教育、保健衛生及び社会事業、その他コミュニティ、社会及び個人サービス業、雇用者を持つ一般世帯、治外法権機関及び団体、分類不能な業種・生産活動を含む。
- 4) 2015年の数値。
- 5) 農林漁業の欄は鉱業、電気、ガス、水道業を含む。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 <sup>1)</sup> JPN				アメリカ <sup>2)</sup> USA				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016			
計	53,930	計	54,630	57,290	計	134,051	130,361	144,306		
A	360	A	590	620	A	—	—	—		
B	70	B	30	30	B	628	705	677		
C	30	C	10,200	10,180	C	14,227	11,528	12,348		
D	10,850	D/E	640	610	D	509	506	506		
E	350	F	4,050	4,010	E	45	47	50		
F	4,580	G	9,670	9,950	F	7,336	5,518	6,711		
G	10,240	H	3,510	3,580	G	21,044	19,893	21,687		
H	2,600	I	3,160	3,320	H	4,361	4,191	4,989		
I	3,650	J	1,880	1,990	I	10,923	11,135	13,386		
J	1,510	K	1,870	1,870	J	3,061	2,707	2,772		
K	6,310	L	710	810	K	6,063	5,761	6,142		
L	2,290	M	1,510	1,710	L	2,134	1,934	2,143		
M	2,590	N	3,800	2,730	M	8,784	9,314	11,117		
N	5,150	O	2,240	2,340	N	8,170	7,414	9,018		
O	2,880	P	2,610	2,810	O/U	21,804	22,490	22,223		
P	—	Q	6,200	7,760	P	2,836	3,155	3,560		
Q	—	R	740	700	Q	14,840	16,820	19,056		
X	450	S/T	1,520	1,540	R	1,892	1,913	2,235		
		U	20	20	S	5,395	5,331	5,685		
		X	370	700	T	—	—	—		
					X	—	—	—		

カナダ CAN				イギリス UK				(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2016		2005		2010	2016		
計	14,602	15,390	16,529	計	24,962	計	24,966	26,686		
A	243	219	222	A	178	A	143	169		
B	18	14	12	B	4	B	94	104		
C	209	249	262	C	103	C	2,676	2,753		
D	2,171	1,680	1,666	D	3,557	D	168	173		
E	123	141	137	E	174	E	186	211		
F	834	1,030	1,176	F	1,427	F	1,344	1,345		
G	2,639	2,776	2,874	G	3,892	G	3,615	3,744		
H	962	1,060	1,177	H	1,087	H	1,198	1,316		
I	1,074	1,078	1,137	I	1,722	I	1,281	1,545		
J	663	719	760	J	1,180	J	860	1,044		
K	1,589	1,783	2,033	K	2,589	K	1,106	1,132		
L	833	918	925	L	2,003	L	231	285		
M	1,557	1,116	1,219	M	2,471	M	1,391	1,666		
N	1,557	1,866	2,144	N	3,275	N	1,085	1,163		
O	596	692	742	O	1,202	O	1,879	1,854		
P	31	46	42	P	56	P	2,909	3,033		
Q	3	2	2	Q	11	Q	3,529	3,800		
X	0	0	0	X	31	R	587	599		
						S	493	571		
						T	42	37		
						U	41	48		
						X	111	96		

(注) 国際標準産業分類(ISIC)の記号については、rev.3及び4は第3-1表末尾(p.98)を、rev.2は本表末尾(p.106)を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所及び注は、本表末尾(p.106)に記載。

ドイツ DEU			フランス FRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016	
計	31,866	計	33,597	計	22,266	計	22,774	23,442
A	431	A	285	A	279	A	246	292
B	5	B	92	B	10	B	24	26
C	119	C	7,261	C	42	C	3,191	3,085
D	7,597	D	338	D	3,794	D	213	173
E	310	E	199	E	218	E	179	187
F	1,937	F	2,054	F	1,318	F	1,484	1,306
G	4,487	G	4,533	G	2,846	G	2,863	2,959
H	1,012	H	1,666	H	650	H	1,281	1,378
I	1,793	I	1,175	I	1,525	I	776	841
J	1,148	J	1,024	J	732	J	669	659
K	2,729	K	1,154	K	2,253	K	825	819
L	2,823	L	200	L	2,420	L	257	299
M	1,966	M	1,311	M	1,776	M	1,019	1,193
N	3,642	N	1,729	N	2,770	N	839	941
O	1,674	O	2,779	O	928	O	2,572	2,427
P	159	P	2,184	P	600	P	1,711	1,913
Q	32	Q	4,189	Q	16	Q	3,041	3,489
X	—	R	356	X	91	R	277	348
		S	852			S	564	487
		T	188			T	602	300
		U	30			U	21	19
		X	—			X	117	301

イタリア ITA			オランダ <sup>3)</sup> NLD			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016	
計	16,426	計	16,833	計	7,104	計	7,113	7,010
A	415	A	397	A	133	A	101	73
B	16	B	32	B	1	B	9	11
C	35	C	3,607	C	8	C	750	748
D	4,053	D	108	D	996	D	34	32
E	155	E	195	E	42	E	34	32
F	1,170	F	1,169	F	386	F	332	271
G	1,862	G	1,957	G	1,001	G	956	1,059
H	665	H	904	H	275	H	358	341
I	1,033	I	795	I	465	I	288	295
J	527	J	409	J	257	J	238	205
K	1,320	K	551	K	791	K	207	217
L	1,417	L	61	L	561	L	52	52
M	1,462	M	594	M	525	M	332	354
N	1,305	N	702	N	1,157	N	272	374
O	671	O	1,392	O	231	O	538	476
P	303	P	1,445	P	3	P	535	497
Q	17	Q	1,399	Q	1	Q	1,256	1,160
X	—	R	143	X	272	R	111	100
		S	437			S	113	104
		T	522			T	3	3
		U	13			U	3	* —
		X	—			X	593	607

## 3 就業構造

## 第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク <sup>3)</sup> DNK			スウェーデン <sup>3)</sup> SWE			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		
計	2,507	計	2,460	2,582	計	3,869	計	4,028	4,419
A	42	A	34	40	A	37	A	35	35
B	2	B	* 3	5	B	0	B	8	8
C	3	C	326	320	C	6	C	509	473
D	425	D	16	15	D	626	D	23	29
E	16	E	12	15	E	25	E	18	20
F	160	F	126	129	F	203	F	237	262
G	362	G	357	391	G	458	G	478	501
H	62	H	116	119	H	98	H	221	226
I	164	I	78	109	I	246	I	126	150
J	88	J	101	105	J	79	J	155	178
K	214	K	85	75	K	488	K	92	93
L	163	L	24	30	L	245	L	55	64
M	215	M	107	119	M	470	M	270	332
N	454	N	76	94	N	690	N	181	216
O	128	O	157	152	O	184	O	270	323
P	4	P	227	246	P	2	P	479	553
Q	1	Q	497	469	Q	1	Q	682	730
X	4	R	53	64	X	10	R	89	94
		S	56	62			S	87	103
		T	5	* -			T	* 1	* -
		U	* 2	* -			U	* 1	* -
		X	* 1	20			X	10	30

フィンランド <sup>3)</sup> FIN			ノルウェー <sup>3)</sup> NOR			(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		
計	2,097	計	2,120	2,105	計	2,110	計	2,308	2,454
A	35	A	33	30	A	18	A	22	25
B	1	B	6	6	B	12	B	45	57
C	5	C	341	304	C	35	C	229	212
D	412	D	15	17	D	257	D	18	17
E	18	E	11	11	E	16	E	13	13
F	122	F	132	132	F	137	F	152	179
G	258	G	258	254	G	332	G	328	344
H	66	H	131	121	H	67	H	126	126
I	150	I	71	73	I	139	I	65	67
J	45	J	86	92	J	50	J	87	93
K	239	K	47	49	K	206	K	51	46
L	110	L	17	19	L	131	L	20	20
M	166	M	120	121	M	188	M	117	140
N	350	N	87	94	N	439	N	87	105
O	106	O	117	111	O	79	O	150	172
P	7	P	170	169	P	1	P	204	222
Q	1	Q	362	386	Q	0	Q	511	520
X	5	R	43	49	X	1	R	41	45
		S	53	52			S	39	44
		T	8	10			T	2	* -
		U	* 1	* -			U	* 0	* -
		X	11	8			X	* 1	7

ロシア <sup>4)</sup> RUS				中国 <sup>5)</sup> CHN			(千人/thousands)				
ISIC-rev.3				ISIC-rev.4							
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		2005	2010	2016
計	63,029	65,157	66,968	計	114,040	130,515	178,881				
A	4,118	3,417	2,746	A	4,463	3,757	2,632				
B	138	104	106	B	5,092	5,620	4,909				
C	1,220	1,401	1,574	C	32,109	36,372	48,938				
D	12,153	10,302	10,061	D/E	2,999	3,105	3,876				
E	1,995	2,288	2,325	F	9,266	12,675	27,247				
F	4,366	4,805	4,760	G	5,440	5,351	8,750				
G	8,787	9,481	10,176	H	6,139	6,311	8,495				
H	1,255	1,322	1,763	I	1,812	2,092	2,697				
I	5,991	6,136	6,354	J	1,301	1,858	3,641				
J	968	1,322	1,586	K	3,593	4,701	6,652				
K	3,982	4,342	4,815	L	1,465	2,116	4,317				
L	4,908	5,668	5,352	M	2,277	2,923	4,196				
M	6,259	6,555	6,743	N	2,185	3,101	4,884				
N	4,716	5,488	5,763	O/U	14,212	16,474	19,422				
O	2,138	2,498	2,810	P	14,832	15,818	17,292				
P	25	19	23	Q	5,089	6,325	8,670				
Q	3	1	4	R	1,225	1,314	1,508				
X	—	—	—	S/T	539	602	754				
				X	—	—	—				

香港 <sup>6)</sup> HKG				韓国 KOR				(千人/thousands)			
ISIC-rev.2		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2015		2005	2010	2016		2005	2010	2016
計	2,504	計	2,529	2,797	計	15,185	計	16,971	19,546		
1	—	A	—	—	A	141	A	175	132		
2	0	B	0	0	B	21	B	19	18		
3	167	C	119	100	C	16	C	3,440	3,974		
4	8	D	8	8	D	3,603	D	77	87		
5	54	E	3	3	E	70	E	58	88		
6	1,024	F	55	95	F	1,347	F	1,362	1,422		
7	184	G	807	816	G	1,900	G	2,015	2,214		
8	464	H	160	177	H	1,114	H	697	778		
9	447	I	249	283	I	889	I	1,136	1,439		
0	156	J	88	105	J	698	J	608	707		
		K	192	220	K	1,663	K	778	762		
		L	111	129	L	791	L	338	381		
		M	143	168	M	1,269	M	752	957		
		N	164	195	N	594	N	971	1,221		
		O	—	—	O	921	O	960	993		
		P	166	192	P	127	P	1,440	1,495		
		Q	149	177	Q	24	Q	1,077	1,767		
		R	45	51	X	—	R	234	270		
		S	69	77			S	673	757		
		T	—	—			T	146	58		
		U	—	—			U	13	16		
		X	—	—			X	—	—		

## 3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数 (続き)

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール <sup>7)</sup> SGP				マレーシア <sup>8)</sup> MYS		(千人/thousands)		
ISIC-rev.4				ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2006年	2011	2015		2005		2010	2016
計	1,526	1,699	1,847	計	7,583	計	8,813	10,534
A/B/ D/E/X	[ 21 ]	[ 22 ]	[ 22 ]	A	544	A	695	773
C	285	274	221	B	31	B	54	93
F	75	79	87	C	35	C	1,761	2,051
G	242	239	304	D	1,819	D	52	77
H	125	139	131	E	56	E	58	68
I	102	111	117	F	693	F	839	933
J	69	79	76	G	1,054	G	1,226	1,565
K	91	125	149	H	387	H	424	489
L	30	29	38	I	435	I	511	724
M	82	105	143	J	234	J	148	194
N	72	89	99	K	403	K	275	301
O/P	208	249	274	L	721	L	46	67
Q	66	83	99	M	588	M	221	301
R	[ 59 ]	31	34	N	193	N	306	551
S/T/U	[ 59 ]	47	52	O	187	O	775	748
				P	203	P	746	890
				Q	2	Q	246	377
				X	—	R	76	67
						S	115	132
						T	238	124
						U	4	—
						X	—	—

タイ <sup>9)</sup> THA			インドネシア <sup>10)</sup> IDN					(千人/thousands)	
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		
	2005年	2010		2015		2005	2010		2015
計	15,749	16,943	計	18,355	計	35,888	42,901	計	57,733
A	2,416	2,259	A	1,695	A	7,197	8,202	A	8,598
B	107	89	B	71	B	515	571	B	1,029
C	39	37	C	5,140	C	535	772	C	11,400
D	4,327	4,182	D	104	D	8,422	7,818	D	202
E	106	106	E	71	E	167	197	E	184
F	1,595	1,960	F	1,731	F	3,891	4,396	F	7,235
G	1,860	2,129	G	2,378	G	3,343	3,972	G	6,699
H	628	719	H	604	H	484	1,010	H	2,390
I	498	533	I	848	I	1,877	2,202	I	1,676
J	317	352	J	210	J	538	841	J	486
K	463	565	K	510	K	420	523	K	1,692
L	1,081	1,488	L	133	L	2,572	3,260	L	204
M	1,102	1,230	M	275	M	2,817	4,177	M	314
N	559	648	N	459	N	536	824	N	771
O	373	377	O	1,611	O	838	2,052	O	4,034
P	241	233	P	1,156	P	1,688	2,011	P	5,603
Q	2	27	Q	638	Q	3	2	Q	1,342
X	35	* 0	R	136	X	38	61	R	307
			S	280				S	1,197
			T	232				T	2,360
			U	62				U	* 0
			X	—				X	—

フィリピン <sup>3)</sup> PHL				オーストラリア AUS				(千人/thousands)	
ISIC-rev.4				ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2016		2005	2010	2016		
計	16,188	19,515	25,034	計	8,590	9,705	10,726		
A	2,335	2,830	3,547	A	181	180	190		
B	346	426	184	B	116	186	221		
C	2,144	2,190	2,670	C	1,000	981	909		
D	21	39	90	D	54	74	77		
E	129	115	66	E	43	63	56		
F	33	60	3,297	F	572	724	801		
G	1,560	1,895	3,123	G	1,514	1,587	1,628		
H	1,877	2,349	1,608	H	421	492	546		
I	585	752	1,196	I	619	679	796		
J	1,211	1,260	291	J	303	322	364		
K	380	517	490	K	353	379	412		
L	29	24	141	L	117	128	156		
M	2,074	2,783	175	M	474	570	690		
N	970	1,166	1,339	N	328	343	382		
O	—	—	2,181	O	591	683	764		
P	323	405	1,288	P	682	800	899		
Q	—	—	455	Q	925	1,155	1,423		
R	493	615	319	R	148	175	200		
S	1,504	1,925	2,560	S	145	180	194		
T	—	—	* 1	T	0	4	3		
U	* 1	—	* 3	U	1	1	1		
X	165	156	—	X	—	0	—		

ニュージーランド NZL				ブラジル <sup>3) 11)</sup> BRA				(千人/thousands)	
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3		ISIC-rev.4			
	2005年		2010	2016		2005	2011		2016
計	1,702	計	1,803	2,021	計	54,709	63,592	計	61,046
A	72	A	84	90	A	4,845	4,110	A	3,356
B	1	B	7	4	B	67	68	B	382
C	4	C	228	219	C	245	359	C	7,723
D	254	D	10	12	D	8,991	9,347	D	203
E	8	E	6	6	E	358	343	E	436
F	106	F	120	156	F	2,766	4,197	F	3,295
G	305	G	301	317	G	8,772	10,547	G	10,619
H	89	H	79	87	H	1,766	2,902	H	2,761
I	105	I	102	122	I	2,646	3,638	I	2,620
J	60	J	58	72	J	930	1,154	J	951
K	164	K	58	64	K	3,698	5,366	K	1,101
L	127	L	14	17	L	4,256	5,077	L	294
M	159	M	100	112	M	4,409	4,835	M	1,770
N	175	N	63	77	N	2,490	3,133	N	3,214
O	67	O	110	124	O	1,777	1,809	O	5,095
P	2	P	180	205	P	6,666	6,653	P	5,735
Q	—	Q	206	233	Q	7	4	Q	3,659
X	4	R	33	37	X	17	50	R	522
		S	40	45				S	1,177
		T	3	1				T	6,116
		U	1	—				U	* 5
		X	—	13				X	* 3

### 3 就業構造

#### 第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

##### 国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-rev.2	
1 農業・林業及び漁業	6 卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業
2 鉱業及び採石業	7 運輸・通信業
3 製造業	8 金融・保険業, 不動産業並びに事業サービス業
4 電気, ガス, 水供給業	9 地域社会及び個人サービス業
5 建設業	0 分類不能

※ISIC-rev.3, rev.4については, 第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

##### International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

###### ISIC-Rev.2:

1) Agriculture, hunting, forestry and fishing; 2) Mining and quarrying; 3) Manufacturing; 4) Electricity, gas and water; 5) Construction; 6) Wholesale and retail trade and restaurants and hotels; 7) Transport, storage and communication; 8) Financing, insurance, real estate and business services; 9) Community, social and personal services; 0) Activities not adequately defined;

ISIC-Rev.3 and ISIC-Rev.4: See note for Table.3-1 (p.98).

資料出所 アメリカ: BLS“CES Database” (<http://www.bls.gov/ces/>) 2018年1月現在  
カナダ: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by activities and status”  
2018年1月現在

欧州: Eurostat Database (<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2018年1月現在

中国: 国家統計局 (2017.9) 「中国統計年鑑2017」

タイ (2005年): 国家統計局 (2016) *The Labor Force Survey Whole Kingdom Quarter 3*

その他: ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2018年1月現在

- (注)
- 2016年及び2010年は旧基準の既公表値。詳細はp.306付表を参照。
  - 16歳以上が対象。産業計は農林漁業を除く。一部の産業については, 国際標準産業分類とは異なる。
  - \*印は信頼性の低い数値。
  - 15歳から72歳までが対象。2005年は11月調査。
  - 16歳以上が対象。各年12月の数値。民間企業を除く都市部企業の登録雇用者を対象。分類Gは自動車, オートバイ及び個人・家庭用品修理業を除く。
  - 2005年の分類4, 7, 9は国際標準分類の産業と異なる。12月の数値。
  - 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。
  - 15歳から64歳迄が対象。
  - 各年第3四半期の数値。
  - 各年8月の値。2005年は賃金俸給者, ブルーカラー及び生産労働者を対象。
  - 各年9月。10歳以上が対象。

## 第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

国際標準職業分類/International Standard Classification of Occupations

ISCO-88		ISCO-08	
1	立法議員, 上級行政官, 管理的職業従事者	1	管理職
2	専門的職業従事者	2	専門職
3	技術者, 準専門的職業従事者	3	技師, 准専門職
4	事務的職業従事者	4	事務補助員
5	サービス職業従事者, 店舗及び市場での販売従事者	5	サービス・販売従事者
6	熟練の農林漁業従事者	6	農林漁業従事者
7	熟練職業及び関連職業従事者	7	技能工及び関連職業の従事者
8	装置・機械操作員及び組立工	8	設備・機械の運転・組立工
9	初級の職業	9	単純作業の従事者
0	軍隊	0	軍人
X	分類不能, 無回答	X	分類不能, 無回答

Classification of "ISCO-88": 1) Legislators, senior officials and managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerks; 5) Service workers and shop and market sales workers; 6) Skilled agricultural and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces; x) Not elsewhere classified or No response;

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified or No response;

日本 <sup>1)</sup> JPN		(千人/thousands)									
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	63,560	37,230	26,330	計 T	62,980	36,430	26,560	計 T	64,650	36,550	28,100
1	1,890	1,710	190	1	1,620	1,450	180	1	1,470	1,280	190
2/3	9,370	5,060	4,310	2/3	9,620	5,190	4,420	2/3	10,850	5,770	5,090
4	12,470	4,860	7,610	4	12,370	5,010	7,350	4	12,820	5,180	7,640
5/0	16,490	8,810	7,680	5/0	17,690	8,950	8,750	5/0	17,870	8,570	9,310
6	2,790	1,650	1,140	6	2,530	1,550	970	6	2,170	1,400	770
7/8	16,200	12,680	3,520	7	9,250	6,610	2,640	7	8,800	6,240	2,550
9	3,660	2,060	1,600	8	2,240	2,160	80	8	2,180	2,130	50
X	690	400	280	9	7,120	5,210	1,930	9	7,570	5,470	2,110
				X	540	300	240	X	920	510	390

アメリカ <sup>2)</sup> USA		(千人/thousands)									
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	141,730	75,973	65,757	計 T	139,064	73,359	65,705	計 T	151,436	80,568	70,868
1	20,450	11,761	8,689	1	20,938	11,945	8,993	1	24,941	14,019	10,922
2/3	28,795	12,588	16,207	2/3	30,805	13,125	17,680	2/3	34,498	14,827	19,671
4	19,529	4,829	14,700	4	18,047	4,716	13,331	4	17,691	4,936	12,755
5	39,566	18,244	21,323	5	40,020	18,355	21,665	5	42,659	19,713	22,947
6	976	756	220	6	987	755	231	6	1,096	852	244
7/8	32,412	27,796	4,617	7/8	28,266	24,462	3,804	7/8	30,551	26,222	4,329
9	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。資料出所は本表末尾(p.114)を参照。

- 2010年以降の分類7は生産工程従事者, 分類8は輸送・機械運転従事者, 分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。
- 分類9は, 6及び7/8に含まれる。16歳以上を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ CAN				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2014		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F
計 T	16,170	8,595	7,575	計 T	16,964	8,852	8,113	計 T	17,802	9,328	8,474
1	1,482	950	532	1	1,556	984	572	1	1,452	936	516
2	2,737	1,289	1,448	2	3,089	1,464	1,625	2	3,334	1,540	1,793
3	2,395	979	1,416	3	2,775	1,079	1,696	3	2,998	1,145	1,853
4	2,228	501	1,727	4	2,211	509	1,702	4	2,168	554	1,614
5	2,285	840	1,445	5	2,549	926	1,623	5	2,732	996	1,736
6	392	298	94	6	357	272	85	6	346	260	86
7	1,664	1,516	148	7	1,715	1,571	144	7	1,817	1,666	152
8	1,612	1,304	309	8	1,418	1,182	236	8	1,532	1,280	252
9	1,347	899	448	9	1,294	865	429	9	1,423	951	472
0	6	4	2	0	—	—	—	0	—	—	—

イギリス <sup>3)</sup> UK				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2016		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	28,739	15,489	13,250	計 T	29,125	15,527	13,598	計 T	31,628	16,842	14,786
1	4,222	2,773	1,449	1	4,456	2,866	1,590	1	3,463	2,216	1,247
2	3,923	2,220	1,703	2	4,439	2,429	2,010	2	7,970	4,157	3,812
3	3,597	1,740	1,857	3	3,775	1,760	2,015	3	3,906	1,863	2,043
4	4,033	852	3,181	4	3,665	871	2,795	4	2,971	945	2,027
5	4,779	1,304	3,475	5	5,106	1,455	3,651	5	5,860	1,830	4,030
6	309	277	32	6	349	305	45	6	381	327	54
7	2,746	2,647	99	7	2,467	2,375	92	7	2,606	2,441	165
8	1,946	1,674	273	8	1,719	1,507	212	8	1,609	1,424	185
9	3,027	1,878	1,148	9	2,957	1,812	1,145	9	2,718	1,525	1,194
0	90	83	7	0	88	84	* 4	0	88	82	* 6
X	67	40	26	X	104	63	41	X	55	33	22

ドイツ DEU				(千人/thousands)							
ISCO	2005年			ISCO	2010			ISCO	2016		
88	計 T	男 M	女 F	88	計 T	男 M	女 F	08	計 T	男 M	女 F
計 T	36,362	19,964	16,398	計 T	37,993	20,423	17,570	計 T	41,267	22,065	19,203
1	1,976	1,419	556	1	2,198	1,540	658	1	1,884	1,333	552
2	5,269	3,211	2,058	2	5,803	3,425	2,378	2	7,279	4,042	3,237
3	7,810	3,283	4,528	3	8,340	3,365	4,975	3	9,180	3,966	5,214
4	4,493	1,467	3,026	4	4,536	1,477	3,059	4	5,403	1,892	3,511
5	4,378	1,107	3,272	5	4,708	1,165	3,543	5	5,858	2,175	3,683
6	684	469	215	6	673	470	203	6	544	442	102
7	5,562	5,031	531	7	5,432	4,923	509	7	5,165	4,590	575
8	2,598	2,186	413	8	2,531	2,167	364	8	2,461	2,111	350
9	2,855	1,284	1,571	9	3,102	1,457	1,645	9	3,254	1,315	1,939
0	221	212	9	0	180	169	11	0	186	169	18
X	514	295	219	X	490	264	226	X	54	31	23

3) \*印は、統計上信頼度の低い数値。

フランス<sup>3)</sup> FRA (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	24,984	13,360	11,625	計 T	25,731	13,520	12,210	計 T	26,584	13,761	12,823
1	2,014	1,257	757	1	2,262	1,391	870	1	1,925	1,291	634
2	3,339	1,873	1,466	2	3,643	2,027	1,616	2	4,699	2,288	2,411
3	4,408	2,160	2,248	3	4,830	2,299	2,531	3	5,405	2,709	2,696
4	3,091	756	2,335	4	2,946	769	2,177	4	2,201	526	1,675
5	3,143	846	2,297	5	3,367	906	2,461	5	4,134	1,425	2,709
6	984	724	260	6	917	699	218	6	878	677	201
7	2,965	2,717	248	7	2,806	2,569	237	7	2,379	2,140	239
8	2,308	1,828	480	8	2,153	1,761	392	8	1,998	1,609	389
9	2,357	871	1,486	9	2,512	847	1,665	9	2,688	899	1,789
0	326	293	33	0	278	245	33	0	183	150	33
X	48	34	14	X	16	* 8	* 8	X	96	48	48

イタリア ITA (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	22,407	13,601	8,806	計 T	22,527	13,375	9,152	計 T	22,758	13,233	9,525
1	1,991	1,344	647	1	1,766	1,186	580	1	861	622	238
2	2,216	1,210	1,006	2	2,268	1,225	1,042	2	3,324	1,540	1,784
3	4,399	2,333	2,065	3	4,554	2,349	2,205	3	3,987	2,451	1,536
4	2,683	1,059	1,624	4	2,860	1,130	1,729	4	2,724	982	1,742
5	2,342	979	1,363	5	2,550	1,052	1,498	5	3,974	1,597	2,378
6	543	404	139	6	519	402	117	6	550	426	125
7	3,720	3,220	500	7	3,603	3,185	418	7	3,003	2,720	283
8	2,070	1,663	407	8	1,794	1,484	310	8	1,538	1,262	276
9	2,190	1,138	1,052	9	2,354	1,110	1,245	9	2,562	1,403	1,159
0	253	250	3	0	258	251	7	0	236	231	5

オランダ<sup>3)</sup> NLD (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	8,111	4,483	3,628	計 T	8,370	4,526	3,844	計 T	8,427	4,536	3,891
1	783	583	200	1	914	653	262	1	481	359	122
2	1,534	823	711	2	1,666	885	782	2	2,168	1,139	1,029
3	1,477	717	760	3	1,498	690	807	3	1,329	648	680
4	1,030	324	706	4	964	292	672	4	767	297	470
5	1,108	341	768	5	1,185	357	828	5	1,587	502	1,084
6	122	90	32	6	126	93	33	6	168	137	31
7	744	707	37	7	687	654	32	7	717	664	54
8	478	428	51	8	449	402	48	8	362	322	40
9	733	394	339	9	719	390	329	9	732	386	346
0	37	34	3	0	31	28	3	0	17	16	* -
X	63	42	21	X	130	81	48	X	99	66	33

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク <sup>3)</sup> DNK				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	2,752	1,470	1,283	計 T	2,706	1,415	1,292	計 T	2,840	1,503	1,337	
1	201	152	49	1	128	99	29	1	78	56	22	
2	429	244	185	2	463	256	206	2	718	325	394	
3	578	231	347	3	636	274	362	3	485	266	219	
4	271	73	198	4	258	73	185	4	221	66	154	
5	414	103	311	5	479	134	344	5	560	210	350	
6	66	54	13	6	57	48	10	6	52	44	8	
7	298	283	15	7	245	234	12	7	208	194	14	
8	179	142	37	8	143	120	23	8	144	125	19	
9	301	172	129	9	286	167	120	9	320	180	141	
0	14	14	0	0	11	10	* 1	0	11	10	* -	
X	1	1	1	X	* 0	* 0	* 0	X	44	28	16	

スウェーデン <sup>3)</sup> SWE				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	4,336	2,275	2,062	計 T	4,524	2,394	2,130	計 T	4,910	2,562	2,348	
1	213	145	68	1	245	168	77	1	288	175	113	
2	833	412	421	2	888	440	448	2	1,364	572	792	
3	865	422	443	3	962	462	500	3	893	502	392	
4	397	115	282	4	362	117	244	4	315	118	196	
5	805	202	603	5	842	224	617	5	945	317	628	
6	97	75	23	6	92	70	23	6	87	64	23	
7	416	393	23	7	438	413	25	7	456	424	31	
8	438	374	64	8	411	348	63	8	301	258	43	
9	257	124	133	9	269	138	131	9	235	109	126	
0	10	10	0	0	10	10	* 1	0	16	15	* -	
X	5	3	1	X	5	3	* 2	X	11	7	4	

フィンランド <sup>3)</sup> FIN				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	2,401	1,243	1,158	計 T	2,447	1,259	1,188	計 T	2,448	1,267	1,182	
1	236	166	70	1	256	178	78	1	81	54	28	
2	407	203	204	2	473	239	233	2	586	306	280	
3	405	166	239	3	405	160	245	3	463	199	264	
4	164	33	131	4	157	37	119	4	143	35	108	
5	383	80	304	5	389	76	313	5	479	140	339	
6	109	73	36	6	103	65	38	6	81	57	24	
7	289	262	27	7	268	244	24	7	263	245	18	
8	203	168	34	8	190	160	30	8	189	161	28	
9	193	83	110	9	191	86	104	9	149	59	90	
0	9	9	0	0	10	9	* 0	0	9	9	* -	
X	2	1	1	X	8	4	* 4	X	5	* -	* 3	

ノルウェー<sup>3)</sup> NOR (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,283	1,204	1,078	計 T	2,501	1,315	1,186	計 T	2,638	1,387	1,251
1	151	105	46	1	147	97	51	1	210	130	79
2	269	150	119	2	352	192	160	2	714	290	424
3	556	260	297	3	621	283	338	3	448	264	184
4	164	57	107	4	170	63	107	4	154	62	92
5	539	156	383	5	605	189	416	5	537	173	364
6	65	51	14	6	56	45	11	6	49	38	12
7	248	235	13	7	252	241	10	7	246	233	13
8	170	144	26	8	177	154	23	8	154	134	19
9	111	38	73	9	111	43	68	9	99	43	57
0	9	8	1	0	6	6	* 1	0	27	20	7
X	1	1	0	X	4	2	* 2	X	—	—	—

ロシア<sup>4)</sup> RUS (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	68,169	34,549	33,620	計 T	69,933	35,566	34,367	計 T	72,392	37,200	35,191
1	4,750	2,898	1,853	1	5,617	3,448	2,168	1	5,090	2,950	2,139
2	11,519	4,401	7,118	2	13,287	5,060	8,226	2	17,211	6,327	10,883
3	9,673	3,084	6,589	3	10,767	3,502	7,264	3	9,441	3,752	5,689
4	2,110	205	1,905	4	2,044	213	1,830	4	2,248	352	1,896
5	9,504	2,810	6,693	5	9,996	2,991	7,005	5	11,102	3,421	7,681
6	3,309	1,544	1,765	6	2,462	1,254	1,207	6	2,486	1,225	1,260
7	10,901	8,265	2,637	7	9,644	7,677	1,966	7	9,386	7,765	1,620
8	8,739	7,604	1,135	8	8,645	7,711	934	8	9,114	8,078	1,036
9	7,660	3,736	3,924	9	7,468	3,705	3,763	9	6,310	3,326	2,984

香港 HKG (千人/thousands)

ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	3,337	1,823	1,514	計 T	3,474	1,834	1,641	計 T	3,787	1,922	1,865
1	312	228	85	1	347	241	107	1	442	298	143
2	229	152	77	2	232	146	86	2	287	176	110
3	618	355	263	3	679	377	302	3	747	396	351
4	545	144	400	4	557	153	404	4	510	140	370
5	525	256	269	5	547	258	289	5	619	258	361
6	8	5	3	6	3	3	1	6	3	2	1
7	266	256	10	7	244	236	8	7	240	229	10
8	225	201	24	8	196	185	11	8	169	164	4
9	609	225	384	9	670	236	434	9	766	255	511

4) 15～72歳を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 KOR				(千人/ thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016						
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F				
計 T	22,856	13,330	9,526	計 T	23,829	13,915	9,914	計 T	26,235	15,122	11,114				
1	574	529	45	1	562	509	53	1	331	298	32				
2	1,839	979	860	2/3	4,571	2,542	2,030	2/3	5,323	2,769	2,555				
3	2,363	1,599	764	4	3,739	1,971	1,768	4	4,519	2,353	2,166				
4	3,269	1,615	1,654	5	5,367	2,213	3,155	5	5,903	2,489	3,414				
5	5,625	2,107	3,518	6	1,441	853	588	6	1,199	736	463				
6	1,708	943	765	7	2,238	1,913	325	7	2,365	2,044	321				
7	2,436	2,048	388	8	2,695	2,366	329	8	3,158	2,765	393				
8	2,563	2,214	349	9	3,215	1,548	1,667	9	3,437	1,668	1,769				
9	2,479	1,297	1,183												

シンガポール <sup>5)</sup> SGP				(千人/ thousands)											
ISCO 08	2004年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016						
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F				
計 T	1,632	961	671	計 T	1,963	1,107	856	計 T	2,165	1,178	987				
1	238	172	66	1	335	220	115	1	325	211	114				
2	246	145	102	2	383	218	165	2	413	221	192				
3	265	144	121	3	310	167	143	3	455	232	223				
4	219	48	171	4	241	51	190	4	241	58	183				
5	206	106	100	5	239	114	126	5	268	120	148				
6/X	71	69	2	6/X	69	67	2	6/X	72	70	2				
7	97	89	8	7	87	78	9	7	79	70	9				
8	165	123	43	8	154	126	28	8	152	132	20				
9	124	65	59	9	146	67	79	9	161	66	95				

マレーシア <sup>6)</sup> MYS				(千人/ thousands)											
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016						
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F				
計 T	10,045	6,471	3,575	計 T	11,777	7,549	4,228	計 T	14,163	8,729	5,434				
1	777	579	198	1	861	647	214	1	658	524	134				
2	555	316	239	2	717	381	336	2	1,755	788	967				
3	1,267	784	483	3	1,664	1,013	651	3	1,453	995	458				
4	992	314	678	4	1,139	343	796	4	1,163	309	853				
5	1,484	833	651	5	1,951	1,105	846	5	3,176	1,569	1,607				
6	1,269	936	332	6	1,421	1,080	341	6	872	675	197				
7	1,146	985	160	7	1,242	1,072	170	7	1,570	1,272	298				
8	1,428	1,023	404	8	1,385	1,035	349	8	1,669	1,321	348				
9	1,128	699	429	9	1,398	874	524	9	1,844	1,275	569				

5) 6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者を対象。

6) 15～64歳を対象。

タイ <sup>7)</sup> THA								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	36,302	19,470	16,832	計 T	38,692	20,909	17,783	計 T	38,263	20,741	17,522
1	2,382	1,695	687	1	1,239	904	335	1	1,441	974	467
2	1,472	625	847	2	1,640	669	971	2	2,130	861	1,269
3	1,466	715	751	3	1,555	734	820	3	1,698	797	901
4	1,351	469	883	4	1,530	473	1,058	4	1,498	441	1,057
5	4,868	1,696	3,172	5	6,715	2,609	4,107	5	7,650	3,084	4,566
6	13,893	7,627	6,266	6	14,793	8,288	6,504	6	11,862	6,791	5,071
7	3,772	2,516	1,256	7	4,217	3,015	1,201	7	4,361	3,205	1,156
8	2,911	2,019	892	8	2,914	2,065	849	8	3,651	2,568	1,083
9	4,147	2,090	2,057	9	4,073	2,144	1,930	9	3,895	1,987	1,908
X	40	19	21	X	16	7	9	X	78	35	43

フィリピン PHL								(千人/thousands)			
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	32,312	19,909	12,403	計 T	36,034	21,921	14,113	計 T	40,838	24,937	15,900
1	3,784	1,613	2,170	1	4,978	2,353	2,625	1	6,926	3,536	3,390
2	1,394	442	952	2	1,685	530	1,154	2	2,066	708	1,357
3	858	413	444	3	953	458	495	3	1,343	700	642
4	1,454	508	945	4	2,003	753	1,250	4	2,326	931	1,395
5	3,005	1,499	1,506	5	3,837	1,891	1,946	5	6,032	2,885	3,146
6	6,161	5,293	867	6	5,746	4,903	843	6	5,079	4,164	915
7	2,887	2,147	739	7	2,792	2,213	579	7	3,112	2,635	477
8	2,446	2,227	218	8	2,258	2,039	218	8	2,351	2,036	314
9	10,175	5,636	4,538	9	11,621	6,651	4,970	9	11,499	7,245	4,254
0	145	127	18	0	155	125	30	0	98	92	6
X	—	—	—	X	—	—	—	X	—	—	—

オーストラリア <sup>8)</sup> AUS								(千人/thousands)			
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	9,853	5,425	4,428	計 T	10,991	6,004	4,987	計 T	11,950	6,404	5,545
1	1,036	680	356	1	1,226	804	422	1	1,362	863	498
2	1,854	907	947	2	2,212	1,039	1,173	2	2,578	1,166	1,411
3	1,158	566	592	3	1,397	648	749	3	1,553	724	828
4	1,256	337	920	4	1,160	270	890	4	1,174	282	892
5	1,619	533	1,086	5	1,765	552	1,213	5	2,047	648	1,398
6	279	214	65	6	291	227	64	6	250	201	48
7	1,185	1,118	67	7	1,263	1,203	60	7	1,252	1,190	62
8	681	554	127	8	742	633	108	8	766	663	103
9	781	514	267	9	935	628	307	9	964	663	300
0	3	3	0	0	—	—	—	0	0	0	0
X	—	—	—	X	0	0	0	X	0	0	—

7) 各年第3四半期の数値。

8) 15～74歳が対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド <sup>9)</sup> NZL								(千人/thousands)			
ISCO 08	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,082	1,120	962	計 T	2,157	1,144	1,013	計 T	2,466	1,302	1,164
1	333	225	108	1	357	241	116	1	458	303	155
2	399	186	213	2	491	225	266	2	578	250	328
3	280	217	64	3	277	225	53	3	304	240	64
4	281	78	203	4	268	54	215	4	291	69	223
5	383	137	246	5	388	137	250	5	433	152	281
6	—	—	—	6	—	—	—	6	—	—	—
7/8	135	100	34	7/8	120	104	16	7/8	137	121	16
9	270	176	93	9	246	153	93	9	253	160	93
X	3	2	2	X	10	5	5	X	12	6	6

ブラジル <sup>10)</sup> BRA								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2011			ISCO 08	2016		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	87,189	50,494	36,696	計 T	93,493	54,078	39,415	計 T	89,504	51,201	38,303
1	4,459	2,879	1,580	1	4,159	2,645	1,515	1	4,636	2,798	1,838
2	5,201	2,116	3,085	2	7,750	2,973	4,777	2	9,295	3,702	5,592
3	6,447	3,390	3,057	3	6,547	3,588	2,959	3	7,456	4,024	3,431
4	6,848	2,843	4,005	4	7,709	3,080	4,629	4	6,727	2,585	4,141
5	12,326	5,375	6,952	5	16,746	6,878	9,868	5	19,068	8,334	10,733
6	17,397	11,560	5,837	6	14,205	9,817	4,388	6	5,634	4,454	1,179
7	10,302	8,911	1,391	7	11,652	10,561	1,091	7	12,354	10,394	1,959
8	8,076	5,909	2,167	8	8,731	6,735	1,995	8	7,302	6,273	1,029
9	15,474	6,897	8,578	9	15,224	7,097	8,126	9	16,171	7,852	8,318
0	631	600	31	0	715	670	44	0	840	767	72
X	25	12	13	X	58	33	25	X	17	12	5

9) 独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密にはISCO-08区分とは異なる。

10) 2011年以前は10歳以上が対象。各年9月の数値。

資料出所 日本: 総務省統計局 (2017.1) 「労働力調査(長期時系列)」

欧州: Eurostat Database (<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>) 2018年1月現在

その他: ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 及び各国政府ウェブサイト等

第3-5表 就業者の職業別構成比（2016年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2016

ISCO-08分類		1 管理職	2 専門職	3 技師、 准専門 職	4 事務 補助員	5 サービ ス・販 売従 事者	6 農林 漁業 従事者	7 技能工 及び 関連 職業の 従事者	8 設備・ 機械の 運転・ 組立工	9 単純 作業の 従事者
日本	JPN	2.3	16.8		19.8	27.6	3.4	13.6	3.4	11.7
アメリカ	USA	16.5	22.8		11.7	28.2	0.7	20.2		—
カナダ <sup>1) 2)</sup>	CAN	8.2	18.7	16.8	12.2	15.3	1.9	10.2	8.6	8.0
イギリス	UK	10.9	25.2	12.4	9.4	18.5	1.2	8.2	5.1	8.6
ドイツ	DEU	4.6	17.6	22.2	13.1	14.2	1.3	12.5	6.0	7.9
フランス	FRA	7.2	17.7	20.3	8.3	15.5	3.3	9.0	7.5	10.1
イタリア	ITA	3.8	14.6	17.5	12.0	17.5	2.4	13.2	6.8	11.3
オランダ	NLD	5.7	25.7	15.8	9.1	18.8	2.0	8.5	4.3	8.7
デンマーク	DNK	2.7	25.3	17.1	7.8	19.7	1.8	7.3	5.1	11.3
スウェーデン	SWE	5.9	27.8	18.2	6.4	19.2	1.8	9.3	6.1	4.8
フィンランド	FIN	3.3	23.9	18.9	5.8	19.6	3.3	10.8	7.7	6.1
ノルウェー	NOR	7.9	27.1	17.0	5.8	20.4	1.9	9.3	5.8	3.8
ロシア	RUS	7.0	23.8	13.0	3.1	15.3	3.4	13.0	12.6	8.7
香港	HKG	11.7	7.6	19.7	13.5	16.3	0.1	6.3	4.5	20.2
韓国	KOR	1.3	20.3		17.2	22.5	4.6	9.0	12.0	13.1
シンガポール	SGP	15.0	19.1	21.0	11.1	12.4	3.3	3.7	7.0	7.4
マレーシア	MYS	4.6	12.4	10.3	8.2	22.4	6.2	11.1	11.8	13.0
タイ	THA	3.8	5.6	4.4	3.9	20.0	31.0	11.4	9.5	10.2
フィリピン	PHL	17.0	5.1	3.3	5.7	14.8	12.4	7.6	5.8	28.2
オーストラリア	AUS	11.4	21.6	13.0	9.8	17.1	2.1	10.5	6.4	8.1
ニュージーランド <sup>3)</sup>	NZL	18.6	23.4	12.3	11.8	17.6	—	5.6		10.2
ブラジル	BRA	5.2	10.4	8.3	7.5	21.3	6.3	13.8	8.2	18.1

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

(注) 資料出所及び各国の注は第3-4表 (p.107～114) に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1～9を合算しても100(就業者計)にはならない。

1) ISCO-88による職業分類。項目名は第3-4表 (p.107) を参照。

2) 2014年の数値。

3) 独自基準による職業分類 (ANZSCO 1.2) であり、厳密には国際標準職業分類とは異なる。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

(千人/thousands)

		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers			
		2005年	2010	2016	2005	2010	2016	2005	2010	2016	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	53,930	55,000	57,500	6,500	5,820	5,300	2,820	1,900	1,540	
アメリカ	USA	131,143	129,267	141,744	10,464	9,681	9,604	122	117	88	
カナダ	CAN	14,602	15,390	16,529	1,496	1,557	1,528	26	18	24	
イギリス	UK	24,929	24,929	26,632	3,638	3,979	4,763	96	94	117	
ドイツ	DEU	31,849	33,569	36,892	4,077	4,180	4,145	419	217	157	
フランス <sup>2)</sup>	FRA	22,263	22,770	23,435	2,477	2,815	3,034	242	142	106	
イタリア	ITA	16,424	16,829	17,305	5,566	5,329	5,138	415	366	310	
オランダ	NLD	7,101	7,108	7,000	961	1,204	1,379	44	52	38	
デンマーク	DNK	2,507	2,460	2,582	223	239	235	22	8	22	
スウェーデン	SWE	3,869	4,028	4,419	453	484	478	15	11	13	
フィンランド	FIN	2,097	2,120	2,105	291	314	331	13	14	13	
ノルウェー	NOR	2,110	2,308	2,454	163	188	179	6	5	5	
ロシア	RUS	63,029	65,158	66,968	5,238	4,479	5,133	71	297	291	
韓国	KOR	15,185	16,971	19,547	6,172	5,593	5,570	1,499	1,266	1,119	
オーストラリア	AUS	8,636	9,753	10,732	1,212	1,240	1,178	33	30	26	
ニュージーランド	NZL	1,695	1,804	2,022	373	327	419	13	23	22	
メキシコ	MEX	26,832	30,438	35,213	11,877	13,101	13,699	2,968	3,059	2,522	
(就業者に対する割合 / % of total employment)									(%)		
日本 <sup>1)</sup>	JPN	84.8	87.3	88.9	10.2	9.2	8.2	4.4	3.0	2.4	
アメリカ	USA	92.5	93.0	93.6	7.4	7.0	6.3	0.1	0.1	0.1	
カナダ	CAN	90.6	90.7	91.4	9.3	9.2	8.4	0.2	0.1	0.1	
イギリス	UK	86.7	85.6	84.2	12.7	13.7	15.1	0.3	0.3	0.4	
ドイツ	DEU	87.6	88.4	89.4	11.2	11.0	10.0	1.2	0.6	0.4	
フランス <sup>2)</sup>	FRA	89.1	88.5	88.2	9.9	10.9	11.4	1.0	0.6	0.4	
イタリア	ITA	73.3	74.7	76.0	24.8	23.7	22.6	1.8	1.6	1.4	
オランダ	NLD	87.6	84.9	83.1	11.8	14.4	16.4	0.5	0.6	0.4	
デンマーク	DNK	91.7	90.9	90.9	8.1	8.8	8.3	0.8	0.3	0.8	
スウェーデン	SWE	89.2	89.0	90.0	10.4	10.7	9.7	0.3	0.3	0.3	
フィンランド	FIN	87.3	86.6	86.0	12.1	12.8	13.5	0.5	0.6	0.5	
ノルウェー	NOR	92.4	92.3	93.0	7.2	7.5	6.8	0.3	0.2	0.2	
ロシア	RUS	92.2	93.2	92.5	7.7	6.4	7.1	0.1	0.4	0.4	
韓国	KOR	66.4	71.2	74.5	27.0	23.5	21.2	6.6	5.3	4.3	
オーストラリア	AUS	87.4	88.5	89.9	12.3	11.2	9.9	0.3	0.3	0.2	
ニュージーランド	NZL	81.5	83.8	82.1	17.9	15.2	17.0	0.6	1.1	0.9	
メキシコ	MEX	64.4	65.3	68.5	28.5	28.1	26.6	7.1	6.6	4.9	

資料出所 日本:総務省統計局(2017.1)「労働力調査(基本集計,長期時系列)」

その他:OECD database (<http://stats.oecd.org>) "Employment by activities and status (ALFS)" 2018年1月現在

(注) 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者の欄は,収入がある者を含む。

2) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者<sup>1)</sup>の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	18.3	20.2	20.6	20.5	21.9	22.7	22.7	22.8
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	12.8	13.5	13.4	13.4	13.1	13.0	12.7	12.9
カナダ <sup>5)</sup>	CAN	18.4	19.6	19.3	19.0	19.1	19.3	18.9	19.2
イギリス <sup>6)</sup>	UK	22.9	24.6	24.7	25.0	24.6	24.1	24.0	23.8
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	21.5	21.8	22.3	22.2	22.6	22.3	22.4	22.1
フランス <sup>6)</sup>	FRA	13.2	13.7	13.7	13.9	14.0	14.3	14.4	14.2
イタリア <sup>6)</sup>	ITA	14.7	16.4	16.7	17.8	18.5	18.8	18.7	18.6
オランダ <sup>6)</sup>	NLD	35.6	37.1	37.0	37.6	38.5	38.3	38.5	37.7
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	17.3	19.2	19.2	19.4	19.2	19.7	20.0	21.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	13.5	14.5	14.3	14.3	14.3	14.2	14.1	13.8
フィンランド <sup>7)</sup>	FIN	11.2	12.5	12.7	13.0	13.0	13.3	13.4	14.0
ノルウェー <sup>8)</sup>	NOR	20.8	20.1	20.0	19.8	19.5	18.8	19.4	19.2
ロシア	RUS	5.6	4.3	4.1	4.1	4.3	4.0	4.2	4.3
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	9.0	10.7	13.5	10.2	11.1	10.5	10.6	10.9
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	24.0	24.8	24.7	24.6	24.9	25.2	25.2	25.9
ニュージーランド <sup>10)</sup>	NZL	21.6	21.8	22.1	22.3	21.6	21.5	21.3	21.2
メキシコ <sup>5)</sup>	MEX	16.3	18.2	18.4	18.9	18.4	18.2	18.1	17.7

(男性/Male)		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	8.8	10.4	10.3	10.3	11.3	12.0	12.0	11.9
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	7.8	8.8	9.0	8.7	8.8	8.5	8.4	8.5
カナダ <sup>5)</sup>	CAN	10.9	12.1	12.3	11.9	12.2	12.3	12.1	12.6
イギリス <sup>6)</sup>	UK	9.5	11.6	11.7	12.3	12.2	11.7	11.9	11.6
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	7.3	7.8	8.4	8.6	9.0	9.1	9.3	9.1
フランス <sup>6)</sup>	FRA	5.0	5.7	5.9	6.0	6.2	6.7	6.9	7.0
イタリア <sup>6)</sup>	ITA	5.3	6.3	6.5	7.5	8.3	8.6	8.5	8.5
オランダ <sup>6)</sup>	NLD	15.3	17.2	16.9	17.8	19.2	19.4	19.5	18.7
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	11.7	13.5	13.8	14.4	14.2	14.6	15.0	17.3
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	8.5	10.1	10.1	10.3	10.6	10.5	10.6	10.1
フィンランド <sup>7)</sup>	FIN	7.9	9.2	9.6	9.7	9.6	10.0	10.6	10.6
ノルウェー <sup>8)</sup>	NOR	10.0	11.4	11.0	11.5	11.3	10.8	12.1	12.0
ロシア	RUS	3.9	3.0	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.1
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	6.5	7.2	10.0	6.8	7.5	6.8	6.9	6.8
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	12.0	13.5	13.2	13.1	13.6	14.0	14.3	15.1
ニュージーランド <sup>10)</sup>	NZL	10.0	11.3	11.1	11.0	11.0	11.4	11.2	11.6
メキシコ <sup>5)</sup>	MEX	10.1	12.2	12.5	13.0	12.8	12.4	12.3	12.0

### 3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者<sup>1)</sup>の割合(続き)

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		(%)								
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	31.7	33.9	34.8	34.5	36.2	37.2	36.9	37.1	
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	18.3	18.4	18.1	18.3	17.7	17.9	17.4	17.6	
カナダ <sup>5)</sup>	CAN	27.0	27.7	27.0	26.7	26.7	27.0	26.4	26.4	
イギリス <sup>6)</sup>	UK	38.5	39.3	39.3	39.4	38.7	38.1	37.7	37.5	
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	38.8	38.2	38.3	38.0	38.1	37.5	37.4	36.9	
フランス <sup>6)</sup>	FRA	22.6	22.5	22.3	22.6	22.5	22.5	22.3	22.0	
イタリア <sup>6)</sup>	ITA	28.8	31.0	31.2	32.2	32.8	32.9	32.8	32.6	
オランダ <sup>6)</sup>	NLD	60.7	60.6	60.6	60.9	61.1	60.6	60.7	59.8	
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	23.9	25.4	25.2	24.9	24.7	25.4	25.8	26.7	
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	19.0	19.4	19.0	18.6	18.4	18.3	18.0	17.8	
フィンランド <sup>7)</sup>	FIN	14.8	16.0	16.0	16.5	16.7	16.8	16.4	17.7	
ノルウェー <sup>8)</sup>	NOR	32.9	29.8	30.0	29.1	28.8	27.7	27.6	27.2	
ロシア	RUS	7.4	5.6	5.4	5.4	5.8	5.3	5.6	5.6	
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	12.5	15.5	18.5	15.0	16.2	15.6	15.9	16.5	
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	38.7	38.6	38.4	38.2	38.1	38.4	38.0	38.4	
ニュージーランド <sup>10)</sup>	NZL	35.1	33.7	34.4	35.0	33.5	32.7	32.7	32.1	
メキシコ <sup>5)</sup>	MEX	27.2	28.1	28.0	28.4	27.6	27.5	27.5	26.9	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of FTPT employment – common definition”2017年9月現在

- (注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。  
 2) 2011年は、岩手県・宮城県・福島県を除く。  
 3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。  
 4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。  
 5) 主たる仕事の通常の労働時間。  
 6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。  
 7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。  
 8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。  
 9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。  
 10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合<sup>1)</sup>  
Table 3-8: Women's share in part-time employment

		(%)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>2)3)</sup>	JPN	71.8	70.3	71.0	70.8	70.3	69.8	69.8	70.3
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	68.4	66.9	65.6	66.4	65.5	66.3	65.9	65.8
カナダ <sup>5)</sup>	CAN	68.5	67.6	66.6	67.3	66.7	66.6	66.4	65.6
イギリス <sup>6)</sup>	UK	77.8	75.0	74.8	73.9	73.8	74.2	73.7	74.1
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	81.4	80.9	79.7	79.2	78.6	78.1	77.9	78.1
フランス <sup>6)</sup>	FRA	79.5	78.1	77.4	77.5	77.0	75.6	75.2	74.7
イタリア <sup>6)</sup>	ITA	78.3	77.1	76.9	75.3	74.1	73.4	73.5	73.6
オランダ <sup>6)</sup>	NLD	76.3	75.0	75.4	74.5	73.3	72.6	72.7	73.3
デンマーク <sup>6)</sup>	DNK	64.0	63.2	62.1	60.9	61.1	61.0	60.3	57.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	67.1	63.0	62.7	62.0	61.2	61.1	60.7	61.8
フィンランド <sup>7)</sup>	FIN	63.6	62.2	61.0	61.7	62.2	61.4	59.5	60.8
ノルウェー <sup>8)</sup>	NOR	74.6	70.3	71.1	69.4	69.4	69.8	67.1	67.1
ロシア	RUS	65.3	64.3	65.4	64.5	65.5	65.1	64.9	62.9
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	57.9	60.3	56.6	61.0	60.5	62.2	62.6	63.6
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	72.4	70.4	70.8	71.1	70.3	69.9	69.5	68.8
ニュージーランド <sup>10)</sup>	NZL	75.1	72.5	73.4	74.0	73.2	72.0	72.3	71.3
メキシコ <sup>5)</sup>	MEX	60.9	58.1	57.6	57.5	57.4	57.5	57.8	58.1

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of FTPT employment – common definition”2017年9月現在

- (注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。  
 2) 2011年は、岩手県・宮城県・福島県を除く。  
 3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。  
 4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。  
 5) 主たる仕事の通常の労働時間。  
 6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。  
 7) 主たる仕事の通常の労働時間(通常の残業時間を含む)。  
 8) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。  
 9) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。  
 10) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		(%)									
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	12.4	14.0	13.8	13.7	13.7	8.4	7.6	7.4	7.2	
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	4.0	4.2	—	—	—	—	—	—	—	
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	12.5	13.2	13.4	13.7	13.6	13.4	13.4	13.4	13.3	
イギリス <sup>4)</sup>	UK	7.0	5.8	6.1	6.2	6.3	6.2	6.4	6.2	6.0	
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	12.7	14.2	14.5	14.5	13.7	13.3	13.0	13.1	13.1	
フランス <sup>4)</sup>	FRA	15.4	13.9	15.1	15.4	15.3	16.0	16.0	16.7	16.2	
イタリア <sup>4)</sup>	ITA	10.1	12.2	12.7	13.3	13.8	13.2	13.6	14.0	14.0	
オランダ <sup>4)</sup>	NLD	13.7	15.5	18.5	18.3	19.4	20.5	21.5	20.2	20.8	
デンマーク <sup>4)</sup>	DNK	9.7	9.8	8.4	8.8	8.5	8.8	8.5	8.6	13.6	
スウェーデン <sup>4)</sup>	SWE	15.2	15.8	16.4	17.0	16.4	16.9	17.5	17.2	16.7	
フィンランド <sup>5)</sup>	FIN	16.5	16.6	15.6	15.7	15.7	15.6	15.6	15.4	15.9	
ノルウェー <sup>6)</sup>	NOR	9.3	9.5	8.3	7.9	8.4	8.3	7.8	8.0	8.7	
ロシア <sup>7)</sup>	RUS	5.5	12.2	9.1	8.3	8.5	8.5	8.9	9.0	8.4	
韓国 <sup>8)</sup>	KOR	—	27.4	23.0	23.8	23.1	22.4	21.7	22.3	21.9	
オーストラリア <sup>9)</sup>	AUS	4.8	6.7	5.7	6.0	5.9	5.6	5.9	4.6	—	
EU-22		12.9	14.6	14.6	14.7	14.4	14.4	14.7	14.9	14.9	

資料出所 日本：総務省統計局(2017.5)「労働力調査(基本集計)」

その他：OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of permanent employment”  
2017年9月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時雇・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。2013年より調査票の変更あり。
- 2) CPS Supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事は次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Labour Force Survey: 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) Supplementary Survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2006年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2016年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2016

		(%)						
		計 All	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15~24	25~54	55~64	65~
日本	JPN	7.2	5.1	9.8	13.3	4.9	8.5	16.4
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	4.2	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
カナダ	CAN	13.3	12.6	14.0	30.7	9.9	9.2	19.2
イギリス	UK	6.0	5.5	6.6	15.2	4.3	5.1	9.7
ドイツ	DEU	13.1	13.1	13.1	53.3	9.7	3.8	7.8
フランス	FRA	16.2	15.9	16.6	58.6	12.8	8.4	27.9
イタリア	ITA	14.0	13.5	14.6	54.7	13.3	5.8	9.0
オランダ	NLD	20.8	19.7	22.1	55.6	15.2	7.1	36.7
デンマーク	DNK	13.6	12.2	15.1	33.6	10.6	5.9	16.7
スウェーデン	SWE	16.7	15.1	18.4	54.3	11.9	7.7	42.7
フィンランド	FIN	15.9	13.2	18.4	43.3	13.2	7.4	24.5
ノルウェー	NOR	8.7	7.2	10.4	27.9	6.8	1.6	8.1
ロシア	RUS	8.4	10.5	6.3	17.7	7.8	7.0	8.5
韓国	KOR	21.9	20.1	24.3	25.5	16.3	32.7	59.0
オーストラリア <sup>2)</sup>	AUS	4.6	3.7	5.5	4.3	4.7	3.9	5.6
EU-22		14.9	14.5	15.3	44.8	12.7	6.9	15.9

資料出所 日本:総務省統計局(2017.5)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of permanent employment”  
2017年9月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

1) 2005年値。

2) 2015年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)							
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	JPN	0.8	1.7	1.5	1.5	1.4	2.0	2.0	2.0
アメリカ	USA	2.3	2.2	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.2
イギリス	UK	3.7	4.2	3.0	3.6	3.8	3.9	3.9	3.8
ドイツ	DEU	0.9	1.2	2.0	2.0	2.2	2.1	—	2.4
フランス	FRA	2.5	2.3	2.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.1
イタリア	ITA	0.3	0.7	0.9	1.0	0.9	1.2	0.9	1.2
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.5	2.6	2.7	2.5	2.7	3.0
ベルギー	BEL	1.7	1.8	1.9	2.0	1.9	1.8	2.0	2.2
デンマーク	DNK	0.3	0.6	0.8	—	0.5	0.6	0.7	0.8
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4	1.6
フィンランド	FIN	0.4	0.7	0.9	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2
ノルウェー	NOR	0.5	0.6	0.9	0.9	1.0	1.2	1.1	1.1
韓国	KOR	—	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4	—	—
オーストラリア	AUS	—	—	2.7	2.8	2.9	3.0	3.7	3.7
ニュージーランド	NZL	—	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	3.5
ブラジル	BRA	—	—	1.0	1.1	0.6	0.6	0.1	0.8
メキシコ	MEX	—	—	0.1	0.3	0.3	0.3	—	—

資料出所 The World Employment Confederation (2017.3) *Annual Economic Report* 各年版

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本: 「労働力調査」を用いて算出した場合の派遣労働者の割合

		2015	2016	2017
労働者派遣事業所の派遣社員割合		(%)		
役員を除く雇用者に占める割合 (c÷b×100)		2.4	2.5	2.5
就業者に占める割合 (c÷a×100)		2.0	2.1	2.1
就業者数内訳(全産業)		(万人)		
就業者 …(a)		6,401	6,465	6,530
自営業主		546	530	528
( 従業者)				
家族従業者		162	154	151
雇用者		5,663	5,750	5,819
常雇		5,235	5,330	5,406
の地位				
一般常雇		4,887	4,980	5,057
無期の契約		3,797	3,845	3,901
有期の契約		1,090	1,136	1,157
役員		350	350	349
( 地位別)				
臨時雇		353	348	343
日雇		74	72	70
役員を除く雇用者 …(b)		5,314	5,400	5,469
( 雇用形態別)				
正規の職員・従業員		3,327	3,376	3,432
非正規の職員・従業員		1,987	2,023	2,036
パート・アルバイト		1,370	1,403	1,414
労働者派遣事業所の派遣社員 …(c)		127	133	134
契約社員		288	287	291
嘱託		118	119	120
その他		84	81	78

資料出所 総務省統計局(2018.1)「労働力調査(基本集計)」(2015年国勢調査基準)

(注) 2016年以前は新基準により補正された数値。詳細は巻末の付表(p.306)を参照。

第3-12表 従業員の勤続年数（2016年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2016

		勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service (%)						
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
		< 1 (year)	1 to < 3	3 to < 5	5 to < 10	10 to < 15	15 to < 20	20+
日本 <sup>1)</sup>	JPN	8.0	15.3	11.3	20.9	13.5	8.9	22.1
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	22.6	12.5	17.1	19.0	11.5	7.1	10.3
		1か月 未満 < 1 (month)	1か月以上 半年未満 1 to < 6	半年以上 1年未満 6 to < 12	1年以上 3年未満 1 to < 3 (year)	3年以上 5年未満 3 to < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 10+
カナダ	CAN	—	10.7	8.7	20.5	12.4	18.6	29.1
イギリス	UK	2.6	6.2	8.3		50.8		31.6
ドイツ	DEU	2.8	5.2	6.2		43.0		39.7
フランス	FRA	3.6	5.1	5.4		39.1		45.8
イタリア	ITA	2.7	4.5	4.5		38.7		49.6
オランダ	NLD	3.7	6.8	7.4		43.4		37.4
ベルギー	BEL	3.1	4.5	4.6		44.2		43.5
デンマーク	DNK	5.4	8.8	9.8		50.0		25.9
スウェーデン	SWE	6.5	7.1	7.9		46.1		31.8
フィンランド	FIN	5.9	7.6	7.1		43.0		36.2
ノルウェー	NOR	2.8	5.2	6.3		51.9		32.4
オーストリア	AUT	3.5	5.8	7.0		46.8		36.9
韓国	KOR	6.3	14.6	10.6	21.8	10.8	14.7	21.1
オーストラリア <sup>3)</sup>	AUS	3.3	7.3	9.5	20.2	15.0	20.9	23.7

性別・年齢階級別勤続年数<sup>4)</sup>/Length of service by sex and age group (年/Years)

		男女計	男	女	年齢階級(歳) Age group			
		Total	Male	Female	15~24	25~54	55~64	65~
日本 <sup>1)</sup>	JPN	11.9	13.3	9.3	2.0	11.4	19.3	15.4
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	4.2	4.3	4.0	1.1	5.1	10.1	10.3
イギリス	UK	8.0	8.2	7.9	1.7	7.8	13.8	15.9
ドイツ	DEU	10.7	11.0	10.2	1.9	9.6	19.3	12.6
フランス	FRA	11.4	11.3	11.5	1.3	10.4	21.8	17.6
イタリア	ITA	12.1	12.5	11.7	1.7	10.7	21.7	19.8
オランダ	NLD	9.8	10.4	9.1	1.7	9.3	20.0	15.3
ベルギー	BEL	11.0	11.0	11.0	1.5	9.9	22.1	16.9
デンマーク	DNK	7.2	7.3	7.0	1.4	6.4	14.3	16.9
スウェーデン	SWE	8.6	8.4	8.8	1.2	7.4	17.7	13.9
フィンランド	FIN	9.5	9.3	9.6	1.2	8.3	19.2	14.5
ノルウェー	NOR	8.9	9.1	8.7	1.9	7.5	18.1	21.2
オーストリア	AUT	9.6	10.3	8.7	2.0	9.3	19.8	13.5
韓国	KOR	5.8	6.9	4.5	0.8	6.2	7.5	3.3

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「2016年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2016.9) *Employee Tenure in 2016*その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by job tenure intervals”  
2017年8月現在

- (注) 1) 常用労働者のうち、短時間労働者を除く。民営事業所を対象。2016年6月末現在。  
2) 2016年1月現在。年齢階級別15~24歳の欄は16~24歳、65~69歳の欄は65歳以上を対象。  
3) 2015年の数値。  
4) アメリカは中位数、その他の国は平均年数。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

								(%)
		き一つ 続ら けく つて も 職 場 で 働 き づ け る べ き	い に で 同 じ る だ け の 場 場 で 働 き づ け る べ き	な れ 職 場 に 強 い も い や む 満 が あ え あ	職 場 に 不 満 が あ い ら ば	自 分 の 才 能 を 生 か す に よ い	わ か ら な い ・ 無 回 答	
	調査年 Year	a)	b)	c)	d)	e)	f)	
日本	JPN	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4
		2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1
		2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6
		1998	9.6	—	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	USA	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6
		2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2
		2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4
		1998	3.4	—	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	UK	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6
		2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7
		1998	2.5	—	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	DEU	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2
		2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1
		1998	3.0	—	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	FRA	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7
		2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5
		1998	10.8	—	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	SWE	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6
		2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5
		1998	0.3	—	6.9	40.2	50.7	1.9
ロシア	RUS	1998	3.9	—	31.4	51.1	7.6	6.0
韓国	KOR	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5
		2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8
		2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9
		1998	11.7	—	42.0	18.9	26.8	0.6
タイ	THA	1998	23.6	—	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	PHL	1998	21.9	—	28.6	27.5	21.9	0.1
ブラジル	BRA	1998	14.0	—	50.1	10.2	24.5	1.2

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know;

資料出所 内閣府(2014.6)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25年度)」

(注) 2008年は第8回, 2003年は第7回, 1998年は第6回目の世界青年意識調査結果。

第3-14表 高齢者の退職年齢 (2015年)<sup>1)2)</sup>

Table 3-14: Retirement age, 2015

		(%)					
退職した年齢 / Retirement age		回答者の年齢 / Respondents' age					
		60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85歳以上
日本	JPN						
40歳代以前	-49	12.6	9.0	8.1	5.0	8.8	10.4
50歳代	50-59	14.1	18.3	16.4	13.1	7.3	10.4
60~64歳	60-64	16.2	22.5	22.4	30.0	25.0	18.2
65~69歳	65-69	—	15.6	24.2	25.6	21.0	18.2
70歳以降	70+	—	—	8.2	11.3	24.2	37.7
まだ仕事を辞めていない <sup>a)</sup>		56.1	34.6	20.5	15.0	13.7	5.2
アメリカ	USA						
40歳代以前	-49	4.2	3.4	4.2	1.9	6.1	10.6
50歳代	50-59	20.0	13.8	12.6	17.0	11.5	5.3
60~64歳	60-64	20.5	42.4	38.9	34.0	31.3	33.7
65~69歳	65-69	—	14.3	19.2	28.9	33.6	34.7
70歳以降	70+	—	—	8.4	10.1	14.5	13.7
まだ仕事を辞めていない <sup>a)</sup>		51.6	25.2	16.8	8.2	3.1	2.1
ドイツ	DEU						
40歳代以前	-49	10.0	6.6	6.6	7.5	15.9	8.9
50歳代	50-59	22.7	17.5	24.2	20.7	17.8	16.3
60~64歳	60-64	27.9	44.3	45.4	41.5	45.8	47.5
65~69歳	65-69	—	20.8	20.3	23.0	13.1	18.8
70歳以降	70+	—	—	1.3	0.7	4.7	5.0
まだ仕事を辞めていない <sup>a)</sup>		35.8	10.8	2.2	6.7	2.8	3.8
スウェーデン	SWE						
40歳代以前	-49	1.6	0.7	0.4	0.0	1.0	1.9
50歳代	50-59	6.0	8.6	11.2	6.9	6.7	5.6
60~64歳	60-64	18.7	29.9	33.5	46.2	47.1	27.8
65~69歳	65-69	—	52.2	51.5	40.8	42.3	57.4
70歳以降	70+	—	—	2.7	3.8	1.0	7.4
まだ仕事を辞めていない <sup>a)</sup>		73.6	8.6	0.8	2.3	1.9	—

a) I haven't quit my paying job

資料出所 内閣府(2016.6)「高齢者の生活と意識 第8回国際比較調査」

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

		(%)				
	調査期間(年) Reference period (year)	雇用創出率		雇用消失率		
		Job creation rates	うち、新設 (Openings)	Job destruction rates	うち、廃止 (Closings)	
日本	JPN					
(産業計/Total)	2015	6.1	(2.2)	5.5	(1.6)	
	2014	6.3	(2.2)	6.8	(1.7)	
	2013	6.2	(2.1)	6.3	(1.7)	
	2012	5.4	(2.3)	6.1	(1.8)	
	2011	5.2	(2.3)	5.9	(1.8)	
	2010	5.7	(2.5)	6.8	(2.1)	
	2009	6.0	(2.4)	8.1	(2.5)	
	2005-2008	6.4	(2.7)	7.0	(2.3)	
(製造業/Manufacturing)	2015	3.6	(1.0)	4.7	(1.2)	
	2014	3.8	(1.1)	7.8	(1.1)	
	2013	3.6	(1.0)	6.0	(1.3)	
	2012	3.6	(1.1)	6.2	(1.4)	
	2011	3.8	(1.1)	6.3	(1.4)	
	2010	4.2	(1.3)	6.5	(1.6)	
	2009	4.2	(1.5)	10.5	(2.1)	
	2005-2008	4.9	(1.6)	6.4	(1.7)	
アメリカ	USA	2001-2004	14.6	13.7		
イギリス	UK	1997-1998	16.0	14.1		
ドイツ	DEU	1997-1998	8.1	8.5		
スウェーデン	SWE	1997-2003	8.1	7.3		
フィンランド	FIN	1997	14.3	8.8		
ブラジル	BRA	1998-2000	18.1	13.8		
メキシコ	MEX	2000	14.1	14.5		

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本(2009~2015年値): 厚生労働省(2017.8)「雇用動向調査」

日本(2005~2008年値): 労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注) 日本以外の国は原則、調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> <li>公共職業安定所の設置数は全国で544所：本所436所，出張所95所，分室13室（2017年7月現在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> </ul>
フランス	オランダ	中国	韓国
<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用局（Pôle emploi）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> <li>なお，2009年1月より，ANPEは失業給付機関（UNEDIC）と統合され，名称が雇用局（Pôle emploi）に変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オランダ労働者保険事業団（UWV）内のWerkbedrijfという部門が，全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。</li> <li>Werkbedrijfは，2009年に雇用所得センター（CWI）とUWVが統合し，設立された。Werkbedrijfは，オランダ国内の各地に拠点を持つとともに，ウェブサイトwerk.nlを運営し，オンラインによるサービス提供の強化を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007年）に基づき各省，市，自治区，県などが設置・運営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な組織網を持つ雇用支援センターが，職業紹介，就業支援，職業能力開発，職業斡旋，職業指導，雇用情報の提供，民間部門に対する監督・指導，雇用保険事業，職業訓練，その他の雇用政策を実施。</li> </ul>

資料出所 日本：厚生労働省，イギリス：Gov.uk，ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA），フランス：雇用局（Pôle emploi）等，オランダ：社会問題・雇用省，労働者保険事業団（UWV），中国：人力資源・社会保障部等，韓国：雇用労働部，各ウェブサイト

（注）欧米先進国（オーストラリアを除く）において，セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は，「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や，公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお，オーストラリアには，そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく，したがって，公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが，例外的に，生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して，公的支払いが行われる。

## 第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法:労働者派遣法(1985年制定,直近の改正は2015年)</li> <li>・労働者派遣事業とは,派遣元事業主が自己の雇用する労働者を,派遣先の指揮命令を受けて,派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。(法第2条)</li> <li>・派遣元事業主はすべて許可制。</li> <li>・業務による区別無く,すべての業務(製造業を含む)の派遣期間は上限3年。</li> <li>・港湾運送業務,建設業務,警備業務,病院等における医療関連業務(紹介予定派遣<sup>1)</sup>の場合等は可能)は原則禁止。</li> <li>・派遣先企業は,すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合,過半数労組等の意見を聴取し,異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合,別の業務(部署)において使用する必要あり。</li> <li>・派遣事業者に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し,(1)派遣先企業へ直接雇用の依頼,(2)新たな派遣先の紹介,(3)自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり。</li> <li>・日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合,雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。</li> <li>・グループ企業内派遣の8割規制。</li> <li>・離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。</li> <li>・派遣先企業が違法派遣<sup>2)</sup>を受け入れた場合,その時点で,派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数:134万人</li> <li>・若年層(34歳以下)の割合:30.6%</li> <li>・男女比:男性39.6%,女性60.4%</li> <li>・主な業種:製造業32.1%,卸売業・小売業11.9%,サービス業(他に分類されないもの)10.4% (2017年,労働力調査,総務省)</li> <li>・主な業務:事務用機器操作19.5%,物の製造18.5%,一般事務16.7%,ソフトウェア開発7.5%</li> <li>・派遣契約期間:30日以下1.9%,30日超2か月以下6.7%,2か月超3か月以下25.3%,3か月超6か月以下20.0%,6か月超1年以下15.6%,1年超3年以下10.3%,その他20.1% (2012年派遣労働者実態調査,厚生労働省)</li> <li>・派遣労働者受入企業の割合:31.3% (2016年就労条件総合調査,厚生労働省)</li> </ul>

- (注) 1) 紹介予定派遣とは,労働者派遣のうち,派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- 2) 違法派遣とは,(1)労働者派遣の禁止業務に従事させた場合,(2)無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合,(3)期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合,(4)いわゆる偽装請負の場合をいう。

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している。州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等)。</li> <li>派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会(ASA)。</li> <li>1938年公正労働基準法(Fair Labor Standard Act of 1938)下の連邦規則集(29 C.F.R. § 791.2)共同雇用(Joint Employment)に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省1968年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数:122万人</li> <li>主な業種:サービス業、製造業、卸小売業</li> <li>主な業務:生産・輸送・運搬職30.1%、事務・管理サポート職24.8%、サービス職15.6%、専門職・関連職12.7%、経営・管理・財務職7.6%、販売職2.1%</li> <li>若年層(34歳以下)の割合:49.1%</li> <li>男女比:男性47.2%、女性52.8%(2005年、労働統計局)</li> <li>人材派遣業のビジネスモデルはTemporary to Permanentと呼ばれる紹介予定人材派遣が多くなりつつある。一方で、法令違反をする人材派遣企業も少なくないが、2005年から連邦政府が派遣労働者を含めた非典型労働者の統計調査を行っていないことから、正確な状況は不明。</li> </ul>

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となった。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。</li> <li>規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。</li> <li>取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。</li> <li>業界団体の求人・雇用連盟(REC)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数: 29万人</li> <li>男女比: 男性45%、女性55% (労働力調査、2017年)</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法: 1972年労働者派遣法(AÜG)(改正法2017年4月1日施行)</li> <li>労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。</li> <li>2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金を導入。</li> <li>派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。</li> <li>改正法の主な変更点:               <ol style="list-style-type: none"> <li>派遣期間上限の設定(無制限→18か月。但し、労働協約による逸脱可能)。</li> <li>同一派遣先企業での均等待遇原則の強化(9か月以内。但し、労働協約による逸脱可能)。</li> <li>ストライキ代替労働者(スト破り)としての労働者派遣利用禁止の明確化。</li> <li>請負契約の濫用防止: 労働者概念の明確化、偽装請負・偽装自営の規制強化。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数: 約95万人</li> <li>主な業務: 非熟練、金属・電機、輸送・セキュリティ・清掃など</li> <li>男女比: 男性69%、女性31%</li> <li>派遣期間: 全体の82%が1年以内に終了。(2015年、連邦雇用エージェンシー(BA)統計)</li> </ul>

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。</li> <li>営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要。</li> <li>産業医としての派遣労働は禁止されている。</li> <li>派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。</li> <li>恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)のいずれかであるなければならない。</li> <li>派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。</li> <li>派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。</li> <li>派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>2005年1月18日可決の社会統計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。</li> <li>労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイム労働者数換算:約52.5万人(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein:全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもので、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数。)</li> <li>主な業種:製造43.7%, サービス34.5%, 建設21.3%, 農林水産0.5%</li> <li>主な業務:非熟練生産労働者35.4%, 熟練生産労働者42.2%, 事務系労働者12.2%, 幹部職・職長・技術者8.3%, 上級幹部職1.9%</li> <li>若年層(34歳以下)の割合:60.2%</li> <li>男女比:男性72.8%, 女性27.2%</li> <li>平均派遣期間:1.7週</li> <li>上記はいずれも2012年の値</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法:労働契約法(2008年制定, 2013年改正), 労働派遣暫定規定(2014年3月施行)</li> <li>派遣労働が可能な業務: 臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」, 「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」, 「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す。</li> <li>派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない。</li> <li>派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない。</li> <li>派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要。</li> <li>労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が科される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数:3,700万人</li> <li>「国民経済産業分類」(2011年公布)の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている。</li> <li>出稼ぎ労働者の割合:52.6%, 平均年齢:31.4歳, 30歳以下の割合:54.2%</li> <li>平均賃金:2,508.06元(2011年5月)</li> <li>派遣労働者の割合が比較的高い産業:建築業(36.2%), 情報通信業(17.9%), 電力・ガス・水道(15.3%)</li> <li>派遣労働者の割合が高い企業:国有企業(16.2%), 外資企業(14.0%)</li> <li>(2011年推計値, 中華全国总工会「派遣労働者の雇用に関する現状調査」(2012年6月))</li> </ul>

## 第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

韓国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の特色
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠法: 派遣労働者の保護等に関する法律(1998年制定)</li> <li>・ 許可制: 労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない。</li> <li>・ 対象業務:             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣対象業務: 製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務(現在はコンピュータ専門家の業務等32業務)。</li> <li>(2) 一時許可業務: 出産・疾病・負傷等で欠員が生じた場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合の業務。</li> </ul> </li> <li>・ 絶対禁止業務: 建設工事現場・荷役・船員等の業務。</li> <li>・ 派遣期間制限:             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣対象業務: 原則1年まで。但し、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者(55歳以上)については、2年を超えて派遣期間を延長できる。</li> <li>(2) 一時許可業務: 出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間。</li> </ul> </li> <li>・ 均等待遇: 派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる。</li> <li>・ 直接雇用業務: 次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間に関わりなく、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 派遣対象業務以外の業務(一時許可業務を除く)に派遣労働者を使用した場合。</li> <li>(2) 絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。</li> <li>(3) 派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合。</li> <li>(4) 雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合。</li> <li>(5) 出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合。</li> <li>(6) 一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合。</li> <li>(7) 不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣労働者数: 11万8,065人(派遣対象業務 10万229人、一時的・断続的事由に基づく業務 1万7,836人)</li> <li>・ 主な職種: 事務支援従事者 31.0%、顧客関連事務従事者 7.6%、自動車運転従事者 5.9%、飲食調理従事者 13.9%</li> <li>・ 派遣期間: 1~2年未満 25.8%、9か月~1年未満 14.1%、6か月~9か月未満 11.9%、3か月~6か月 16.9%、3か月未満 31.4% (2016年下半年)</li> </ul>

資料出所 日本: 厚生労働省, 総務省統計局ウェブサイト

アメリカ: 労働統計局「2005年特別調査」

イギリス: Gov.ukウェブサイト

ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA), 連邦政府(Bundesregierung)及びBAPウェブサイト

フランス: 労働省(2013) *L'intérim en 2012: fort repli du travail temporaire*

中国: 人力資源・社会保障部, 中華全国总工会等

韓国: 労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」, 雇用労働部「2016年下半年労働者派遣事業現況」及びウェブサイト

その他: European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) *Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法, 雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則(Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法 (AGG)など
施行年月	2013年4月(改正法)(60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上)  但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は、自社だけでなく、グループ内の他社も可能。	原則不可  例外として、 ・ 特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 ・ 高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	原則不可  但し、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある。	可  AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制(労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意)は、社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、離職することとなっている高年齢者が再就職を希望するときは、当該高年齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高年齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。 高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し、労働局、ハローワークが指導、勧告を行い、それでも是正されない場合は企業名を公表。	・ 雇用における年齢差別禁止法: 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	・ 雇用における年齢差別の禁止: 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	・ 解雇制限法による高齢者の解雇保護: 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	「労働者の定年・退職に関する国務院の暫定規則」 「高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則」	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	(2010年1月に改正)	1978年6月	2008年3月
定年制	可(原則として, 70歳以上)  但し, 一定の条件の下, 67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては, 65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55～65歳(但し, 延長が可能な場合もある)。	可(男性60歳, 女性50歳, 女性幹部55歳以上)  但し, 1983年に国務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」(第2条第4項)により, 「学術上の造詣が深く, 国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については, 国務院の承認により, 離職・休職・退職要件を一時的に緩和し, 研究または著述活動を継続して行うことができる。	可(60歳以上の努力義務)  2013年の法改正により, 従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より, 300人未満の事業所は2017年より, 定年年齢を60歳以上とすることが義務化される。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	・ 高齢者の解雇時の追加負担制度(ドララント拠出金)の廃止: 50歳以上の労働者を解雇する場合, 企業が失業保険の拠出金を支払う制度は, (中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため,) 2008年1月1日に廃止された。 ・ 整理解雇時における高齢者等への配慮義務: 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において, 高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき, 解雇をはじめ, 募集・採用, 賃金及び賃金以外の金品支給, 福利厚生, 教育・訓練と配置, 転勤, 昇進, 退職, 解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている。

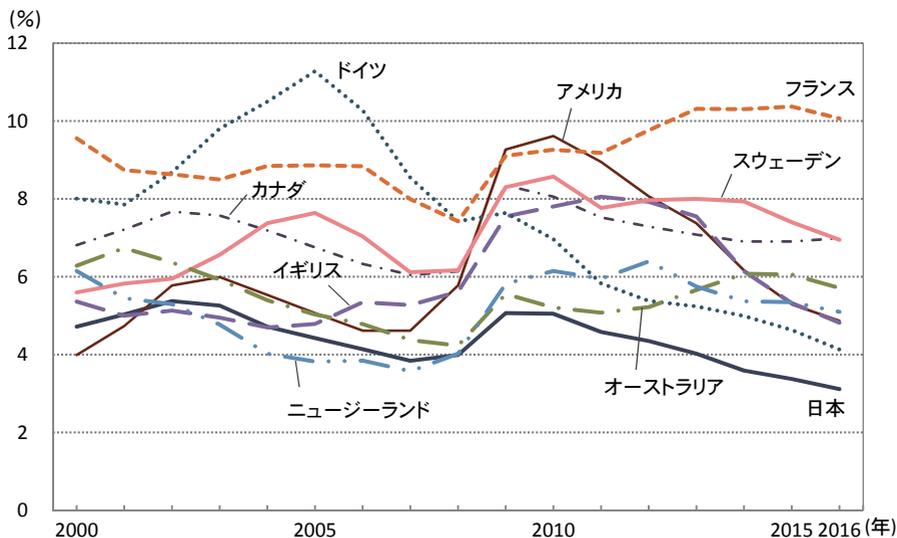
資料出所 厚生労働省, アメリカ連邦労働省, イギリス議会, ACAS, ドイツ労働社会省, フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等, 中国国務院, 韓国雇用労働部, 各ウェブサイト

## 4. 失業・失業保険・雇用調整

### **Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment**



## 4-1 ILO定義失業率



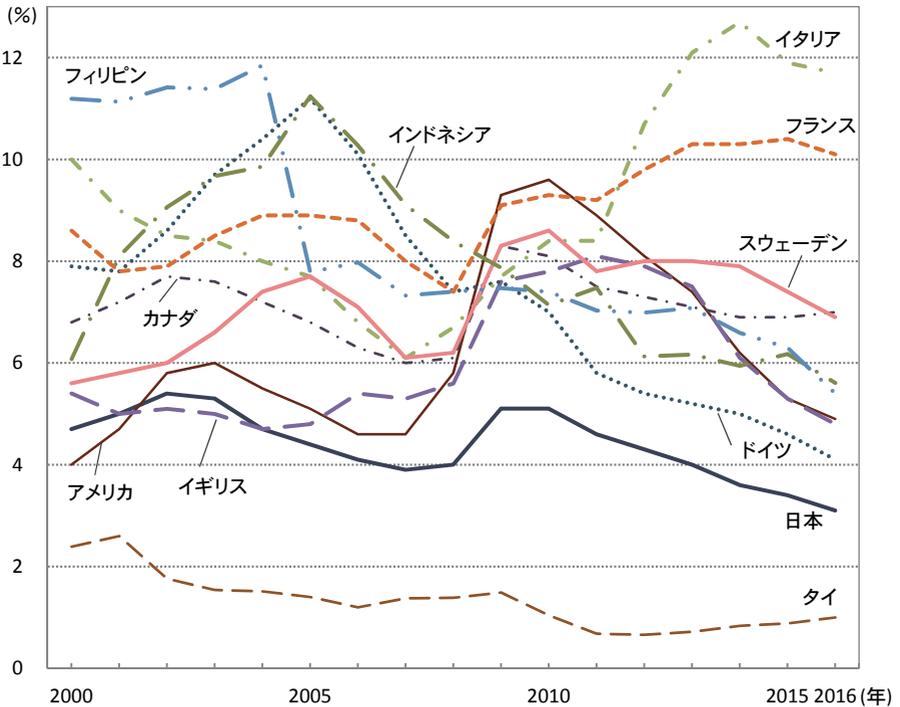
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.140)を参照。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるよう試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。調整失業率 (Harmonised unemployment rates) は、2009年1月以降、それまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2002年まで上昇傾向にあったが、2003年から2007年にかけて徐々に低下した。しかし、2008年のリーマンショックの影響で2009年と2010年は5.1%に上昇した。その後、失業率は再び低下し、2013年以降はリーマンショック前を下回る水準へと改善している。

ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらくは低下していた。しかし、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機の影響で失業率が上昇した。その後、カナダ、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの失業率は横ばい、アメリカ、イギリス、ドイツは低下傾向、フランスは上昇傾向を示している。

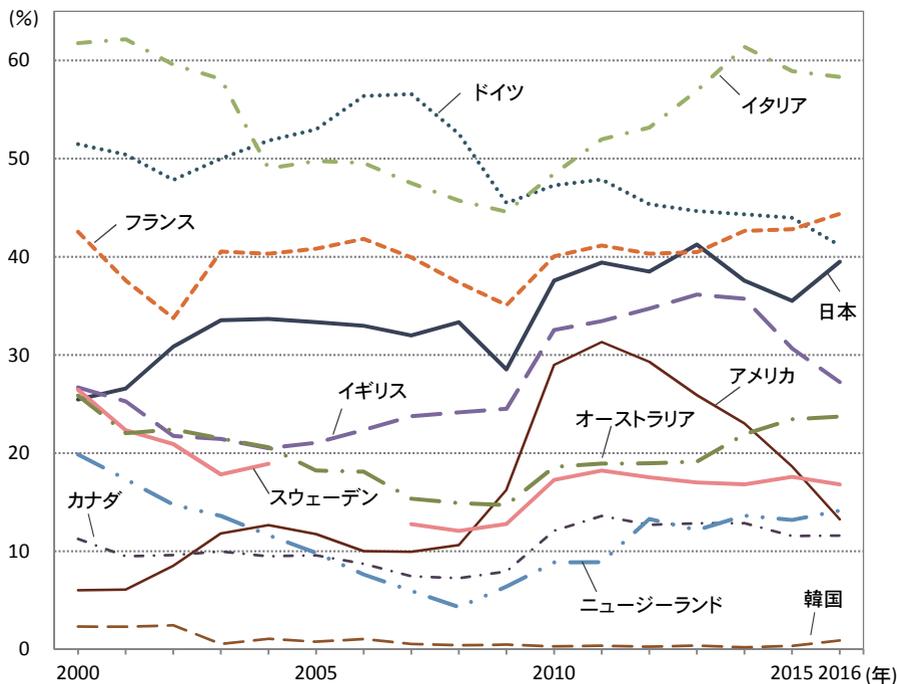
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.141)を参照。

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、失業率がわずかに上昇した。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

### 4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.146)を参照。

(注)スウェーデンの2005～2006年は該当値なし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、欧州大陸主要国で高い。2016年の1年以上の長期失業者の割合は、イタリア(58.3%)、フランス(44.4%)、ドイツ(41.2%)で4割を超えている。アメリカでは1年以上の長期失業者の割合は2008年の10.6%から2011年の31.3%へと急速に上昇した後、2016年は13.3%に低下した。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

## 4 失業・失業保険・雇用調整

第4-1表 調整失業率<sup>1)</sup>

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		(%)									
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本	JPN	4.7	4.4	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6	3.4	3.1	
アメリカ	USA	4.0	5.1	9.6	9.0	8.1	7.4	6.2	5.3	4.9	
カナダ	CAN	6.8	6.8	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	
イギリス	UK	5.4	4.8	7.8	8.1	7.9	7.6	6.1	5.3	4.8	
ドイツ	DEU	8.0	11.3	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1	
フランス	FRA	9.6	8.9	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4	10.1	
イタリア	ITA	10.1	7.7	8.4	8.4	10.6	12.1	12.7	11.9	11.7	
オランダ	NLD	3.7	5.9	5.0	5.0	5.8	7.2	7.4	6.9	6.0	
ベルギー	BEL	6.9	8.4	8.3	7.2	7.6	8.5	8.5	8.5	7.9	
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.7	4.6	4.8	5.1	5.9	6.1	6.5	6.3	
デンマーク	DNK	4.3	4.8	7.5	7.6	7.5	7.0	6.5	6.2	6.2	
スウェーデン	SWE	5.6	7.6	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4	7.0	
フィンランド	FIN	9.8	8.4	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7	9.4	8.8	
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5	4.4	4.7	
オーストリア	AUT	3.9	5.6	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6	5.7	6.0	
スイス	CHE	—	—	4.5	4.0	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	
アイルランド	IRL	4.3	4.4	13.9	14.7	14.7	13.1	11.3	9.5	7.9	
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	12.8	17.9	24.5	27.5	26.6	25.0	23.6	
スペイン	ESP	11.9	9.2	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1	19.7	
ポルトガル	PRT	5.1	8.8	12.0	12.9	15.8	16.5	14.1	12.7	11.2	
韓国	KOR	4.4	3.7	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6	3.7	
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1	5.7	
ニュージーランド	NZL	6.2	3.8	6.2	6.0	6.4	5.8	5.4	5.4	5.1	
メキシコ	MEX	2.5	3.6	5.4	5.2	5.0	4.9	4.8	4.4	3.9	

資料出所 OECD(2017.6) *Employment Outlook 2017*

(注) 1) OECDの調整失業率は、ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動を積極的に行った者と定義される。本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保するよう調整されたものである。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。EU加盟国、ノルウェーの失業率は、欧州統計局(Eurostat)が算出している。その他のOECD加盟国については、OECDがデータの収集及び失業率の算出を行っている。

## 第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

		(%)									
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>1)</sup>	JPN	4.7	4.4	5.1	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	
アメリカ	USA	4.0	5.1	9.6	8.9	8.1	7.4	6.2	5.3	4.9	
カナダ	CAN	6.8	6.8	8.1	7.5	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	
イギリス	UK	5.4	4.8	7.8	8.1	7.9	7.5	6.1	5.3	4.8	
ドイツ	DEU	7.9	11.2	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1	
フランス	FRA	8.6	8.9	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4	10.1	
イタリア	ITA	10.0	7.7	8.4	8.4	10.7	12.1	12.7	11.9	11.7	
オランダ	NLD	3.7	5.9	5.0	5.0	5.8	7.3	7.4	6.9	6.0	
ベルギー	BEL	6.9	8.5	8.3	7.2	7.6	8.4	8.5	8.5	7.8	
ルクセンブルク	LUX	2.2	4.6	4.6	4.8	5.1	5.9	6.0	6.5	6.3	
デンマーク	DNK	4.3	4.8	7.5	7.6	7.5	7.0	6.6	6.2	6.2	
スウェーデン	SWE	5.6	7.7	8.6	7.8	8.0	8.0	7.9	7.4	6.9	
フィンランド	FIN	9.8	8.4	8.4	7.8	7.7	8.2	8.7	9.4	8.8	
ノルウェー	NOR	3.2	4.5	3.6	3.3	3.2	3.5	3.5	4.4	4.7	
ロシア	RUS	10.6	7.1	7.3	6.5	5.5	5.5	5.2	5.6	5.5	
オーストリア	AUT	3.9	5.6	4.8	4.6	4.9	5.4	5.6	5.7	6.0	
アイルランド	IRL	4.5	4.7	14.5	15.3	15.4	13.8	11.9	9.9	8.4	
ギリシャ	GRC	11.2	10.0	12.7	17.9	24.5	27.5	26.5	24.9	23.6	
スペイン	ESP	11.9	9.2	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1	19.6	
ポルトガル	PRT	5.1	8.8	12.0	12.9	15.8	16.4	14.1	12.6	11.2	
中国	CHN	3.1	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	
香港	HKG	4.9	5.6	4.3	3.4	3.3	3.4	3.3	3.3	3.4	
台湾	TWN	3.0	4.1	5.2	4.4	4.2	4.2	4.0	3.8	3.9	
韓国	KOR	4.4	3.7	3.7	3.4	3.2	3.1	3.5	3.6	3.7	
シンガポール <sup>2)</sup>	SGP	3.7	4.1	3.1	2.9	2.8	2.8	2.7	2.8	3.0	
マレーシア	MYS	3.0	3.5	3.3	3.1	3.0	3.1	2.9	3.1	3.4	
タイ <sup>3)</sup>	THA	2.4	1.4	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	
インドネシア <sup>4)</sup>	IDN	6.1	11.2	7.1	7.5	6.1	6.2	5.9	6.2	5.6	
フィリピン	PHL	11.2	7.8	7.4	7.0	7.0	7.1	6.6	6.3	5.4	
オーストラリア	AUS	6.3	5.0	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1	5.7	
ニュージーランド	NZL	6.1	3.8	6.1	6.0	6.4	5.8	5.4	5.4	5.1	
ブラジル <sup>5)</sup>	BRA	—	9.8	6.7	5.9	5.5	5.4	4.8	6.8	—	

資料出所 日本：総務省統計局(2017.1)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ：労働省(2018.1) *LFS from the Current Population Survey*

カナダ：Statistics Canada(2018.1) *Table 282-0086, Labour force survey estimates*

欧州：Eurostat Database“LFS main indicators” 2018年1月現在

ロシア：連邦国家統計庁 (<http://www.gks.ru/>) 2018年1月現在

中国：人力資源社会保障部(2017.5)「2016年度人力資源・社会保障事業発展統計公報」

その他の国：各国政府統計

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.148)を参照。

1) 日本の2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 国籍保有者・永住権保有者を対象。

3) 2005年以前は第3四半期の数値。

4) 2005年以降は8月の数値。

5) 6大都市圏の10歳以上を対象。

## 4 失業・失業保険・雇用調整

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2016年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2016

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15～19	20～24	25～29	30～34
日本	JPN	40 (1.9)	240 (11.5)	260 (12.5)	230 (11.1)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	925 (11.9)	1,287 (16.6)	1,012 (13.1)	786 (10.1)
カナダ	CAN	174 (12.8)	192 (14.1)	156 (11.5)	133 (9.8)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	263 (16.3)	325 (20.1)	187 (11.6)	153 (9.5)
ドイツ	DEU	95 (5.3)	200 (11.3)	233 (13.2)	211 (11.9)
フランス	FRA	169 (6.0)	482 (17.2)	415 (14.8)	347 (12.3)
イタリア	ITA	110 (3.7)	483 (16.0)	489 (16.2)	385 (12.8)
スウェーデン	SWE	56 (15.2)	65 (17.7)	46 (12.6)	34 (9.3)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	4 (3.4)	25 (20.2)	16 (13.2)	11 (9.3)
韓国	KOR	27 (2.6)	172 (17.0)	236 (23.3)	108 (10.7)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	3 (3.3)	15 (16.6)	13 (13.9)	8 (8.2)
フィリピン	PHL	339 (14.3)	798 (33.8)	692 (29.3)	
オーストラリア	AUS	138 (19.1)	129 (17.8)	83 (11.5)	66 (9.1)
ニュージーランド	NZL	30 (22.4)	25 (19.1)	18 (13.3)	11 (8.5)
		35～39	40～44	45～49	50～54
日本	JPN	220 (10.6)	230 (11.1)	200 (9.6)	170 (8.2)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	664 (8.6)	594 (7.7)	611 (7.9)	577 (7.4)
カナダ	CAN	112 (8.2)	115 (8.4)	111 (8.2)	128 (9.4)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	111 (6.9)	125 (7.7)	134 (8.3)	117 (7.2)
ドイツ	DEU	181 (10.2)	155 (8.8)	168 (9.5)	204 (11.5)
フランス	FRA	299 (10.6)	265 (9.4)	277 (9.9)	246 (8.8)
イタリア	ITA	349 (11.6)	358 (11.9)	338 (11.2)	253 (8.4)
スウェーデン	SWE	31 (8.4)	29 (7.9)	28 (7.5)	26 (7.2)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	12 (9.6)	11 (9.0)	12 (9.6)	14 (11.1)
韓国	KOR	76 (7.5)	74 (7.3)	70 (6.9)	69 (6.8)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	9 (10.2)	8 (8.8)	9 (9.8)	8 (9.1)
フィリピン	PHL	255 (10.8)		172 (7.3)	
オーストラリア	AUS	57 (7.8)	60 (8.3)	57 (7.9)	50 (6.9)
ニュージーランド	NZL	7 (5.5)	9 (6.5)	8 (6.0)	9 (7.0)
		55～59	60～64	65～	計/Total
日本	JPN	160 (7.7)	180 (8.7)	160 (7.7)	2,080 (100)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	553 (7.1)	388 (5.0)	356 (4.6)	7,753 (100)
カナダ	CAN	117 (8.6)	87 (6.4)	36 (2.6)	1,360 (100)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	109 (6.7)	72 (4.4)	18 (1.1)	1,614 (100)
ドイツ	DEU	179 (10.1)	137 (7.7)	7 (0.4)	1,771 (100)
フランス	FRA	216 (7.7)	87 (3.1)	8 (0.3)	2,810 (100)
イタリア	ITA	164 (5.4)	74 (2.5)	9 (0.3)	3,012 (100)
スウェーデン	SWE	26 (7.0)	22 (6.0)	4 (1.1)	366 (100)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	11 (9.2)	7 (5.3)		122 (100)
韓国	KOR	75 (7.4)	56 (5.5)	50 (4.9)	1,012 (100)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	8 (9.0)	5 (5.6)	5 (5.4)	92 (100)
フィリピン	PHL	85 (3.6)		23 (1.0)	2,363 (100)
オーストラリア	AUS	43 (5.9)	35 (4.8)	7 (1.0)	724 (100)
ニュージーランド	NZL	8 (6.0)	6 (4.3)	2 (1.4)	132 (100)

(注) 労働力調査ベース。( )内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15～19歳欄は16～19歳を対象。

2) 香港は第4四半期の結果。

3) シンガポールは6月の数値。

(男性/Male)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15~19	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	20 (1.6)	130 (10.3)	150 (11.9)	140 (11.1)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	512 (12.2)	742 (17.7)	557 (13.3)	409 (9.8)
カナダ	CAN	96 (12.2)	115 (14.7)	93 (11.8)	77 (9.8)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	146 (16.6)	198 (22.6)	95 (10.9)	70 (7.9)
ドイツ	DEU	54 (5.3)	122 (12.0)	142 (13.9)	122 (11.9)
フランス	FRA	98 (6.5)	263 (17.6)	220 (14.8)	172 (11.6)
イタリア	ITA	67 (4.1)	269 (16.6)	249 (15.4)	202 (12.5)
スウェーデン	SWE	28 (13.8)	39 (19.3)	26 (12.7)	19 (9.5)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	3 (3.7)	14 (21.1)	10 (14.0)	6 (8.6)
韓国	KOR	14 (2.3)	72 (12.1)	150 (25.1)	71 (11.9)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	1 (1.7)	6 (12.8)	8 (17.4)	4 (7.6)
フィリピン	PHL	209 (14.1)	465 (31.3)	448 (30.1)	
オーストラリア	AUS	74 (19.3)	76 (19.8)	44 (11.4)	32 (8.4)
ニュージーランド	NZL	15 (23.5)	14 (21.4)	9 (13.7)	5 (7.8)
		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	130 (10.3)	130 (10.3)	110 (8.7)	100 (7.9)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	334 (8.0)	310 (7.4)	310 (7.4)	292 (7.0)
カナダ	CAN	59 (7.5)	65 (8.2)	61 (7.7)	76 (9.6)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	47 (5.3)	61 (7.0)	73 (8.3)	63 (7.2)
ドイツ	DEU	104 (10.2)	89 (8.7)	93 (9.1)	114 (11.1)
フランス	FRA	150 (10.0)	139 (9.3)	148 (9.9)	127 (8.5)
イタリア	ITA	171 (10.6)	170 (10.5)	180 (11.1)	145 (9.0)
スウェーデン	SWE	14 (6.9)	16 (7.7)	15 (7.6)	14 (7.1)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	5 (7.7)	6 (8.6)	5 (7.7)	8 (11.1)
韓国	KOR	47 (8.0)	37 (6.2)	39 (6.6)	46 (7.7)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	4 (8.7)	4 (8.7)	4 (9.1)	4 (9.5)
フィリピン	PHL	169 (11.4)		120 (8.1)	
オーストラリア	AUS	25 (6.6)	26 (6.8)	29 (7.5)	24 (6.3)
ニュージーランド	NZL	3 (4.5)	3 (4.9)	3 (4.9)	5 (6.9)
		55~59	60~64	65~	計/Total
日本	JPN	100 (7.9)	130 (10.3)	120 (9.5)	1,260 (100)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	308 (7.4)	220 (5.3)	194 (4.6)	4,188 (100)
カナダ	CAN	68 (8.6)	53 (6.7)	26 (3.3)	787 (100)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	67 (7.7)	48 (5.5)	9 (1.0)	877 (100)
ドイツ	DEU	99 (9.7)	80 (7.8)	4 (0.4)	1,023 (100)
フランス	FRA	121 (8.1)	50 (3.3)	3 (0.2)	1,491 (100)
イタリア	ITA	104 (6.4)	54 (3.3)	6 (0.4)	1,617 (100)
スウェーデン	SWE	16 (7.7)	13 (6.5)	2 (1.2)	202 (100)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	7 (10.8)	4 (6.4)		68 (100)
韓国	KOR	48 (8.0)	43 (7.1)	30 (5.1)	596 (100)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	5 (10.8)	3 (6.7)	3 (7.4)	46 (100)
フィリピン	PHL	61 (4.1)		15 (1.0)	1,486 (100)
オーストラリア	AUS	24 (6.2)	24 (6.2)	5 (1.3)	384 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (6.5)	3 (4.5)	1 (1.5)	65 (100)

## 4 失業・失業保険・雇用調整

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比(2016年)(続き)

Table 4-3: Unemployment by age group, 2016 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15~19	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	20 (2.4)	100 (12.2)	110 (13.4)	100 (12.2)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	413 (11.6)	545 (15.3)	455 (12.8)	377 (10.6)
カナダ	CAN	78 (13.7)	77 (13.3)	64 (11.1)	56 (9.8)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	117 (15.9)	127 (17.3)	92 (12.5)	83 (11.3)
ドイツ	DEU	40 (5.4)	77 (10.3)	91 (12.2)	89 (11.9)
フランス	FRA	71 (5.4)	219 (16.6)	195 (14.7)	174 (13.2)
イタリア	ITA	44 (3.1)	214 (15.4)	240 (17.2)	183 (13.1)
スウェーデン	SWE	28 (16.9)	26 (15.8)	21 (12.5)	15 (9.0)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	2 (3.1)	10 (19.1)	7 (12.2)	6 (10.2)
韓国	KOR	13 (3.2)	100 (24.0)	86 (20.7)	37 (9.0)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	2 (4.8)	9 (20.3)	5 (10.6)	4 (8.9)
フィリピン	PHL	129 (14.7)	334 (38.1)	243 (27.7)	
オーストラリア	AUS	64 (18.8)	53 (15.5)	39 (11.5)	33 (9.8)
ニュージーランド	NZL	14 (21.4)	11 (16.9)	9 (12.9)	6 (9.2)
		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	90 (11.0)	100 (12.2)	90 (11.0)	70 (8.5)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	330 (9.3)	284 (8.0)	301 (8.4)	285 (8.0)
カナダ	CAN	53 (9.2)	50 (8.8)	50 (8.8)	52 (9.1)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	65 (8.8)	63 (8.6)	61 (8.3)	53 (7.2)
ドイツ	DEU	77 (10.3)	67 (8.9)	75 (10.0)	90 (12.1)
フランス	FRA	149 (11.3)	126 (9.5)	129 (9.8)	119 (9.0)
イタリア	ITA	178 (12.7)	187 (13.4)	158 (11.3)	108 (7.8)
スウェーデン	SWE	17 (10.3)	13 (8.0)	12 (7.5)	12 (7.2)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	6 (11.9)	5 (9.4)	6 (11.9)	6 (11.1)
韓国	KOR	28 (6.8)	37 (9.0)	31 (7.5)	23 (5.6)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	5 (11.7)	4 (9.1)	5 (10.4)	4 (8.7)
フィリピン	PHL		86 (9.8)		52 (5.9)
オーストラリア	AUS	32 (9.3)	34 (9.9)	28 (8.2)	26 (7.5)
ニュージーランド	NZL	4 (6.5)	5 (8.0)	5 (7.1)	5 (7.1)
		55~59	60~64	65~	計/Total
日本	JPN	60 (7.3)	50 (6.1)	40 (4.9)	820 (100)
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	245 (6.9)	168 (4.7)	162 (4.5)	3,565 (100)
カナダ	CAN	49 (8.6)	34 (6.0)	10 (1.7)	574 (100)
イギリス <sup>1)</sup>	UK	41 (5.6)	24 (3.2)	10 (1.3)	737 (100)
ドイツ	DEU	79 (10.6)	58 (7.7)	3 (0.4)	747 (100)
フランス	FRA	95 (7.2)	37 (2.8)	5 (0.4)	1,319 (100)
イタリア	ITA	60 (4.3)	20 (1.4)	3 (0.2)	1,395 (100)
スウェーデン	SWE	10 (6.1)	9 (5.5)	2 (1.1)	164 (100)
香港 <sup>2)</sup>	HKG	4 (7.2)		2 (3.9)	54 (100)
韓国	KOR	27 (6.5)	13 (3.2)	19 (4.6)	416 (100)
シンガポール <sup>3)</sup>	SGP	3 (7.4)	2 (4.8)	2 (3.7)	46 (100)
フィリピン	PHL		25 (2.9)	8 (0.9)	877 (100)
オーストラリア	AUS	19 (5.7)	11 (3.2)	2 (0.6)	340 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (5.5)	3 (4.2)	1 (1.2)	67 (100)

資料出所 日本:総務省統計局(2017.1)「労働力調査(基本集計)」

日本を除くOECD諸国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在

その他の国:各国政府統計資料

#### 第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

(%)

年齢階級/age group		2005年			2010			2016		
		15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64
日本	JPN	8.7	4.2	4.1	9.4	4.8	5.0	5.1	3.2	2.9
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1	10.4	4.2	3.6
カナダ	CAN	12.4	5.8	5.4	14.9	6.9	6.6	13.1	6.0	6.4
イギリス <sup>1)</sup>	UK	12.2	3.4	2.6	19.5	6.1	4.8	13.2	3.7	3.6
ドイツ	DEU	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7	7.0	3.9	3.9
フランス	FRA	20.3	7.5	4.6	22.6	7.6	5.8	24.1	8.6	7.1
イタリア <sup>2)</sup>	ITA	24.1	6.7	3.5	27.9	7.5	3.6	37.8	11.1	5.7
オランダ	NLD	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0	10.8	4.6	7.2
ベルギー	BEL	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6	20.1	7.1	5.7
ルクセンブルク	LUX	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3	10.0	5.3	0.0
デンマーク	DNK	8.6	4.1	5.2	14.0	6.6	5.5	12.0	5.5	4.0
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	22.0	6.2	4.5	24.8	6.4	5.8	18.9	5.5	5.3
フィンランド	FIN	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5	19.1	7.4	7.5
ノルウェー <sup>1)</sup>	NOR	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4	11.0	4.4	2.0
ロシア	RUS	15.5	6.1	4.0	16.9	6.3	4.9	16.3	4.8	3.7
オーストリア	AUT	11.0	4.8	4.0	9.5	4.4	2.5	11.2	5.4	5.0
スイス	CHE	8.8	3.8	3.7	8.2	4.5	3.5	8.6	4.7	3.8
アイルランド	IRL	9.8	4.0	3.0	28.3	12.6	8.3	19.0	7.9	6.5
スペイン <sup>1)</sup>	ESP	19.6	8.0	6.3	41.5	18.4	14.2	44.4	18.2	17.0
ポルトガル	PRT	16.2	7.2	6.1	22.8	10.7	8.9	28.0	10.0	11.0
チェコ	CZE	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5	10.5	3.5	3.8
ポーランド	POL	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1	17.7	5.4	4.4
EU-28		18.5	8.0	6.4	20.8	8.6	6.8	18.6	7.8	6.4
韓国	KOR	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9	10.7	3.4	2.8
オーストラリア	AUS	10.6	3.9	3.4	11.6	4.0	3.2	12.7	4.5	4.3
ニュージーランド	NZL	9.8	2.8	1.9	17.4	4.9	3.5	13.2	3.9	3.1
ブラジル <sup>3)</sup>	BRA	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0	23.1	7.3	3.6
メキシコ	MEX	6.9	2.8	1.9	9.8	4.5	3.1	7.7	3.4	2.1

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age” 2017年7月現在

日本:総務省統計局(2017.1)「労働力調査(長期時系列)」

- (注) 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値(スウェーデン・ノルウェーは2005年のみ)。  
 2) 15~24歳欄は2005年は15~24歳, 2010年以降は16~24歳の数値。  
 3) 2010年欄は2009年の数値, 2016年欄は2015年の数値。

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

		6か月以上1年未満					1年以上				
失業期間		6 to 12 months					1 year and over				
duration of unemployment	年	2005	2010	2014	2015	2016	2005	2010	2014	2015	2016
日本	JPN	15.8	18.0	14.4	15.0	12.5	33.3	37.6	37.6	35.5	39.5
アメリカ <sup>1)</sup>	USA	7.9	14.3	10.5	9.4	6.8	11.8	29.0	23.0	18.7	13.3
カナダ	CAN	7.5	11.1	9.3	9.4	9.8	9.6	12.1	12.9	11.6	11.6
イギリス <sup>1)</sup>	UK	15.9	20.0	16.3	15.8	15.2	21.1	32.6	35.7	30.7	27.2
ドイツ	DEU	16.3	16.1	15.3	15.4	14.7	53.0	47.3	44.3	44.0	41.2
フランス	FRA	19.1	20.0	19.1	19.7	18.0	40.8	40.1	42.7	42.8	44.4
イタリア <sup>1)</sup>	ITA	14.3	16.1	12.4	13.3	12.7	49.8	48.5	61.4	58.9	58.3
オランダ	NLD	19.6	20.9	19.4	16.3	15.5	40.2	27.6	39.9	43.6	42.7
ベルギー	BEL	15.1	17.3	16.2	14.3	14.0	51.7	48.8	49.9	51.7	52.0
デンマーク	DNK	16.6	18.5	15.6	15.7	16.1	23.4	20.2	25.2	26.9	22.5
スウェーデン <sup>1)2)</sup>	SWE	18.4	17.6	15.1	14.9	15.4	18.9	17.3	16.8	17.6	16.8
フィンランド	FIN	16.9	15.9	14.6	14.5	13.7	24.9	23.6	23.1	25.1	26.6
ノルウェー <sup>1)</sup>	NOR	15.8	21.9	20.2	20.3	25.5	9.5	9.5	11.8	11.7	12.5
ロシア	RUS	19.3	17.4	20.7	20.6	21.1	39.0	30.0	28.1	27.3	29.6
オーストリア	AUT	18.1	17.9	19.3	20.0	17.7	25.5	25.4	27.2	29.2	32.3
スイス	CHE	20.1	21.7	19.4	16.5	18.4	39.0	35.5	38.6	39.6	39.4
アイルランド	IRL	16.9	21.0	14.5	14.4	14.5	33.4	49.1	59.2	57.6	55.3
ギリシャ	GRC	17.8	17.9	10.3	10.9	11.1	51.9	44.6	73.5	73.1	72.0
スペイン <sup>1)</sup>	ESP	15.1	21.1	15.0	14.4	14.5	24.4	36.6	52.8	51.6	48.4
ポルトガル	PRT	18.7	18.2	14.2	13.0	13.0	48.3	52.2	59.6	57.4	55.4
チェコ	CZE	19.1	22.9	19.5	18.1	18.2	53.6	43.3	44.5	48.3	43.2
ポーランド	POL	19.5	21.0	19.5	18.5	17.9	52.2	25.5	36.2	39.3	35.0
EU-28		16.8	19.4	15.8	15.5	15.0	45.3	39.5	49.1	48.4	46.8
韓国	KOR	10.8	6.6	7.3	9.6	12.3	0.8	0.3	0.2	0.4	0.9
オーストラリア	AUS	12.4	14.7	16.2	15.5	15.8	18.2	18.6	21.9	23.5	23.7
ニュージーランド	NZL	12.6	19.3	18.8	19.3	18.6	9.8	8.9	13.6	13.2	14.1
メキシコ	MEX	4.7	5.1	4.5	4.0	3.9	1.8	1.9	1.6	1.7	2.0

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration”2017年7月現在

(注) 1) 調査対象の最低年齢は15歳ではなく16歳(イタリアは2010年以降、ノルウェー、スウェーデンは2005年迄)。

2) 2005年の欄は、2004年の数値。

第4-6表 失業期間別構成比（2016年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2016

		(%)				
		1か月未満 Less than 1 month	1～3か月 1 to 3 months	3～6か月 3 to 6 months	6～12か月 6 to 12 months	1年以上 1 year and more
日本	JPN	13.0	22.0	13.0	12.5	39.5
アメリカ	USA	45.9	22.3	11.6	6.8	13.3
カナダ	CAN	24.1	38.1	16.5	9.8	11.6
イギリス	UK	15.3	24.3	17.9	15.2	27.2
ドイツ	DEU	11.9	17.6	14.7	14.7	41.2
フランス	FRA	4.7	16.4	16.4	18.0	44.4
イタリア	ITA	6.3	10.8	11.9	12.7	58.3
オランダ	NLD	6.8	19.8	15.2	15.5	42.7
ベルギー	BEL	3.9	16.2	13.9	14.0	52.0
デンマーク	DNK	18.2	24.6	18.5	16.1	22.5
スウェーデン <sup>1)</sup>	SWE	28.4	22.6	16.8	15.4	16.8
フィンランド	FIN	12.5	28.5	18.7	13.7	26.6
ノルウェー	NOR	21.2	22.5	18.3	25.5	12.5
ロシア	RUS	10.3	21.1	18.0	21.1	29.6
オーストリア	AUT	8.9	22.5	18.6	17.7	32.3
スイス	CHE	8.7	17.6	15.8	18.4	39.4
アイルランド	IRL	5.7	11.9	12.6	14.5	55.3
ギリシャ	GRC	2.8	6.1	8.0	11.1	72.0
スペイン	ESP	7.5	15.7	13.9	14.5	48.4
ポルトガル	PRT	4.9	14.2	12.4	13.0	55.4
チェコ	CZE	8.5	13.5	16.6	18.2	43.2
ポーランド	POL	13.0	13.3	20.8	17.9	35.0
EU-28		8.3	15.5	14.5	15.0	46.8
韓国 <sup>2)</sup>	KOR	—	56.0	30.8	12.3	0.9
オーストラリア	AUS	19.8	23.9	16.8	15.8	23.7
ニュージーランド	NZL	26.9	23.3	17.0	18.6	14.1
メキシコ	MEX	47.5	36.0	10.7	3.9	2.0

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration”2017年7月現在

(注) 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。

2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

## 第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100  登録失業者数/労働力人口×100
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去30日以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があっても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部登録失業者。農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時(男性60歳、女性50歳(幹部は55歳))までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者。	都市部登録失業者数/労働力人口(都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

	失業者の定義	失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であって求職活動を行っているか待機中の者。レイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事が得られたらすぐに就業が可能となる者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	調査期間中に就業していない15歳以上の者で、就業が可能であり、調査期間中に求職活動をした者。自営業を始める準備のために就業しなかった者、調査期間後に新たな職に就く予定だが調査期間中には就業していない者を含む。(調査期間とは、面接調査日の前1週間を意味する)	失業者数/労働力人口×100
マレーシア	労働力調査。15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者、を意味する。	失業者数/労働力人口×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であって、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める;仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口×100
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等  
 アメリカ:労働統計局, EU:欧州統計局, イギリス:統計局, フランス:国立統計経済研究所,  
 中国:国家統計局, 韓国:統計庁, シンガポール:シンガポール統計局(DOS), マレーシア:  
 首相府統計局, タイ:国家統計局(NSO), インドネシア:中央統計局(BPS), フィリピン:国家  
 統計局(NSO)

## 第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者手当 (JSA)
根拠法	雇用保険法(1974年)	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外(被保険者数4,195万人, 2017年3月末) <sup>1)</sup>	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上, 又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者(但し, 16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 但し, 倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者), 期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他のやむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については, 離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し, 求職の申込みを行い, 就職しようとする積極的な意思があり, いつでも就職できる能力があるにもかかわらず, 本人や公共職業安定所の努力によっても, 職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが, 一般的には事業主都合で解雇され, 求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ, 本人の病気, 配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 ・ 離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること。 ・ 求職, 再就職の能力, 意思があること。 ・ 解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと。	・ 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと。 ・ 就労を行う能力を有し, 求職活動を積極的に行い, かつ直ちに就職し得ること。 ・ 過去2年度の間, ①いずれか1年について国民保険加入下限額以上の収入を得る仕事に26週以上従事し, ②両年度について被用者として国民保険 <sup>2)</sup> 料を50週分納付した(または免除を受けた)こと。 ・ ワーク・コーチ <sup>3)</sup> との間で受給者誓約を締結し, 2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること。 ・ フルタイムの教育を受けていないこと。
給付水準	離職前賃金の50~80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45~80%)。	州毎に異なるが, 概ね課税前所得(平均週給)の50%。	・ 16~24歳: 週57.90ポンド ・ 25歳以上: 週73.10ポンド (2017年)

- (注) 1) 2017年1月より, 65歳以上の者も適用対象。  
2) 国民保険(National Insurance)は, 失業者や就労困難者向けの抛出制手当, 公的年金等を含む単一の社会保険制度である。  
3) 求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」)。</li> <li>・ 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること。</li> <li>・ 離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること。</li> <li>・ 公共職業安定所に失業登録をしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失業保険制度に一定期間加入</li> <li>50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上</li> <li>50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上</li> <li>・ 正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと。</li> <li>・ 就労活動に必要な身体能力があること。</li> <li>・ 雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること。</li> <li>・ 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う)。</li> <li>・ 原則として、60歳未満であること。</li> </ul>
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	<p>給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,154ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75%</li> <li>・ 1,154～1,264ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.86ユーロの定額</li> <li>・ 1,264～2,140ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.84ユーロ</li> <li>・ 2,140～13,076ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57%</li> </ul> <p style="text-align: right;">(2017年11月現在)</p>

## 第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※ 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長26週
財源	給付総額の2.5%を国庫負担（2017年度から3年間の限定措置）、残りが保険料。  一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の9（2017年4月から）。 ・労働者負担分： 1000分の3 ・事業主負担分： 1000分の6 （このうち失業給付分は1000分の3、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。  連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2017年)> 賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8%  <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	・中央： 厚生労働省 ・地方： 都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2016年)> 賃金の3.0%(労使折半)	<保険料(2017年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の拠出金である。(2007年)
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業給付II制度がある(p.280 第9-11表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者は、失業手当へのアクセスが緩和される(2015年12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項に基づく基準支給額未満であること。 <給付期間> ・その他すべての条件を満たす場合、6か月に短縮された以下の受給資格期間が適用される(2016年12月31日までの時限措置)。 被保険期間が 6か月以上：給付3か月 8か月以上：給付4か月 10か月以上：給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある(p.282 第9-11表参照)。

資料出所 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト  
アメリカ：連邦労働省ウェブサイト (<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)  
イギリス：Gov.uk, Institute for Fiscal Studiesウェブサイト  
ドイツ：連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2014.7)「資料シリーズNo.143, 失業保険制度の国際比較」  
フランス：雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等ウェブサイト

## 第4-9表 失業給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

		(千人/thousands)							
	年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	628	654	625	576	527	467	436	401
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	2,709	9,732	7,630	6,048	4,605	2,657	2,272	2,127
UI (州)		2,661	4,487	3,679	3,297	2,947	2,574	2,237	2,099
初回申請者数 (州)		328	454	406	374	342	304	275	259
イギリス <sup>3)</sup>	UK	870	1,415	1,515	1,507	1,273	885	717	684
抛出制JSA (a)		165	234	212	178	145	111	72	62
所得調査制JSA (b)		632	1,069	1,208	1,242	1,045	710	587	561
(a) (b)とも受給		15	22	19	18	15	11	9	9
不支給		58	91	77	69	68	53	49	53
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU	6,710	5,918	5,445	5,252	5,305	5,242	5,161	5,099
失業給付I		1,728	1,024	829	849	915	888	834	787
失業扶助/失業給付II		4,982	4,894	4,616	4,403	4,390	4,354	4,327	4,312
フランス <sup>5)</sup>	FRA								
雇用復帰支援手当等		2,130	2,212	2,190	2,289	2,375	2,418	2,586	2,647
連帯特別手当等		444	415	410	425	462	488	481	466

資料出所 日本:厚生労働省(2017.12)「平成28年度雇用保険事業年報」

アメリカ:連邦政府印刷局ウェブサイト(<https://www.gpo.gov/>) 2018年2月現在

イギリス:労働・年金省(2017.1) *Benefit expenditure and caseload tables 2017*

ドイツ:連邦統計局(2017.10) *Statistisches Jahrbuch 2017*

フランス:Polé emploiウェブサイト(<http://www.pole-emploi.org/>) 2018年2月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当(短時間労働被保険者分を含む)。
- 2) 各週受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給)、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)が含まれる。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには、抛出制JSAと所得調査制JSAとがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年は推計値で、内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II。
- 5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の雇用復帰支援手当受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯特別手当等)の受給者計。

## 第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均 Annual average	1991-2010年平均 Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	UK	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

(注) 1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。

2) 雇用調整速度は、部分調整モデルに基づき、下式により推計した前期労働投入( $E_{-1}$ )の計数( $\gamma$ )を1から引いた値( $1-\gamma$ )として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇業者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

## 第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies

	日本	
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。
運営主体	厚生労働省(実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。
支給対象	事業主:雇用保険適用事業所 労働者:雇用保険被保険者	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被災者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。
支給要件	1. 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。 2. 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。(大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上) 3. 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。 4. 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていないこと。	
支給額	1. 休業等の場合 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業1/2、中小企業2/3の助成率を乗じて得た額。 2. 教育訓練を実施した時の加算 1人1日当たり1,200円を加算した額。	
支給限度	1. 休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額(2016年8月より7,775円)を上限額とする。 2. 教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない。 3. 支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日。	
備考	1. 中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合。 2. 2016年熊本地震の発生に伴う特例を実施。	

資料出所 日本:厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2015年8月1日)、厚生労働省ウェブサイト

	ドイツ	
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
	景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld:KUG)	職業紹介支援 (Vermittlungsbudget:VB)
設立年	1969年	1997年(社会法典第3編44条)
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
対象者	支払った賃金及び社会保険料については事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者
適用要件	事業主は、景気変動を理由として、労働報酬支払を伴う顕著な労働停止(労働停止1暦月ごとに事業所の3分の1以上の労働者について、月当たりの総労働報酬の10%以上を削減)が生じ、かつ操業短縮の合意を従業員から得ている場合、公共職業安定所(AA)へ操業短縮の申請を行う。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。
給付期間	2016年1月から、恒久的に受給期間を12か月とする法的措置がなされた。	失業者個人の需要や状態による。
財源	基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。
支援内容	事業主は、操業短縮により削減された分の従業員の手取り賃金額(Nettoarbeitsentgelts)の60%(扶養義務のある子供がいる場合は67%)である「操業短縮労働者助成金(KUG)」の額を従業員に支払う。その後、事業主は、公共職業安定所(AA)に申請することにより支払賃金と同額の支給を受けることができる。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。

資料出所 ドイツ:連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2016年海外情勢報告」

## 第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies (cont.)

制度名	韓国		アメリカ
	雇用維持支援制度	再就職支援	再就職支援
根拠法	雇用保険法(2010年6月改正)	雇用保険被保険者であった失業者を対象に、就業及び起業の目的に適合する訓練課程を受講する際、訓練費及び各種訓練手当を支給する。	労働力革新・機会法(2014)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、求職、訓練、配置転換などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。	労働力革新・機会法(2014)は、労働力投資法(1998)が改正されたもので、2015年7月から施行されている。労働力投資法下で実施されていたプログラムの再承認が基本であり、地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施の委任が行われることが継承されている。委員会は、州、市、郡、もしくはその連合を単位として、雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない。
支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業：事業主が支給した休業手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給</li> <li>休職：事業主が支給した休職手当の2/3(大企業の場合1/2)を支給</li> <li>訓練：事業主が支給した賃金の3/4(大企業の場合2/3)を支給</li> </ul>		連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織もしくは民間企業に委託される。
支援期間	休業、休職、訓練については合わせて年間180日以内。		
適用除外	<p>主な適用除外は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者</li> <li>雇用維持措置の期間中、新規採用するなど、3年以上連続して雇用維持措置を実施する場合</li> <li>季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない</li> </ul>		

資料出所 韓国:脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1) 雇用保険法・雇用保険制度」,「龍谷法学(44巻1号)」,労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書 No.29 アジア諸国における職業訓練政策」,雇用労働部ウェブサイト  
アメリカ:連邦労働社会省

フランス	
制度名	部分的就業 <sup>1)</sup> (雇用調整助成金)
根拠法	労働法典(L5122-1条 a, L5122-3条, R5122-1条 a, D5122-51条, D6321-5条)
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不景気(受注の減少など)</li> <li>・ 原材料またはエネルギー調達での問題</li> <li>・ 災害(または悪天候)またはその他, 例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で, 業務の一時停止または縮小に陥った場合</li> <li>・ 企業の業態変化, 再編または近代化</li> </ul>
支給額	<p>従業員規模 250人以下=7.74ユーロ/時間, 251人以上=7.23ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% 手当支払い期間:6週間を超えてはならない</p> <p>※ 部分的な失業給付は, 社会保障負担を免除されるが, CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。</p>
給付期間	<p>最大6週間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合, 雇用者は, 長期的な部分的な活動の状態で契約締結することができる(APLD)。</li> <li>・ 業務が一時停止した場合: 最大6週連続(42日)。42日を超える場合, 雇用局に申請した上で3か月間失業手当を受給できる。</li> </ul>
補償時間	<p>支給対象の時間は, 法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合, 労働協約によって定められた時間)と, 実際に働いた時間数の差。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ, 非就業時間に対する補償が行われ得る。</li> <li>・ 部分的就業の場合, 法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合, その分については原則として補償対象にならないが, 報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。</li> <li>・ 年間割当量は, 従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合, 最大28時間の補償となる。</li> <li>・ 会社の建物や施設の改造の場合は, 国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。</li> </ul>
適用除外	<p>以下の場合, 支払い対象の従業員から除外される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分的失業が, 集団的労働紛争によるものの場合</li> <li>・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合</li> <li>・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合</li> <li>・ 労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く)</li> <li>・ 事業所の一時的な閉鎖の場合, 一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。</li> </ul>

資料出所 フランス:政府公共サービスウェブサイト

(注) 1) 制度を直訳すると, 完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが, 政府が失業を促進させる訳にはいかないため, 「部分的就業(Activite professionnelle)」の促進と表現する。

## 第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
日本	<p>[地域高齢者支援(高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大)]</p> <p>高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用により、会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター事業の推進、拡充(育児支援、家事支援など現役世代の支援となるような分野や人材不足分野を中心にシルバー人材センターの活動範囲を拡充)</li> <li>・生涯現役社会実現事業(生涯現役社会実現環境整備事業)の実施(高齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催)</li> </ul> <p>[高齢者(65歳以上の者を含む)の再就職支援の充実・強化]</p> <p>高齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、身近な地域において技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者就労総合支援事業の実施(全国の主要なハローワークに高齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施)</li> <li>・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会等を一体的に実施)</li> <li>・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給(高齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成。65歳以上の高齢者にも活用可)</li> </ul>	<p>[高齢者雇用確保措置の実施義務(65歳までの雇用機会の確保)]</p> <p>高齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施</p> <p>[企業支援(年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進)]</p> <p>年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役社会実現事業(業界別生涯現役システム構築事業)の実施、拡充(業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成等を通じた地域の機運醸成を図る)</li> <li>・高齢者雇用安定助成金の支給、拡充(高齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成。建設業等人手不足分野の事業主について、1人当たりの支給額を拡充)</li> <li>・年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助(高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施)</li> <li>・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行(定年後引き続き雇用される高齢者について、労働契約法の無期転換ルールの特例を創設)</li> </ul>

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法・開始年: 1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に, 2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム(Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始</li> <li>適用範囲: 失業中で就業見込みの低い55歳以上, 世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下</li> <li>具体的内容: 全額政府出資の助成金により, 非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後, 30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。</li> <li>利用実績等: 登録参加者 3万396人(2016年)</li> </ul>	なし
イギリス	<p>ワーク・プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開始年月: 2011年6月</li> <li>適用範囲: 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者, 健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者等(高齢者向けの特別な条件はない)。</li> <li>具体的内容: 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任, 実績に応じて委託費を支払う。</li> </ul>	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開始年月: 1999年12月</li> <li>具体的内容: 雇用年金省による年齢差別是正キャンペーン。ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。</li> </ul>

資料出所 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト  
イギリス:Gov.ukウェブサイト

## 第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
ドイツ	<p>職業教育訓練助成金 (Berufsausbildungsbeihilfe: BAB)のうち、中高年齢者に対する職業訓練規則を規定した連邦法「高齢者保護法 (Altenpflegegesetz)」に基づき行われる職業教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法: 「社会法典第3編 (SGB III)」56～72条</li> <li>具体的内容: 認定職業訓練職種における企業内あるいは企業外職業訓練を受講する際に、生活費、交通費やその他の費用の需要を満たすために必要な資金が他で用意できない者は、職業教育訓練助成金 (BAB) の法的請求権を有する。対象は、職業訓練受講者 (失業給付IIの請求権を有する者を含む)。</li> </ul>	<p>統合助成金 (EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法: 社会法典第3編 (SGBIII) 88～92条</li> <li>開始年月: 2012年4月から統一的制度として新たに運用開始</li> <li>管理主体: 連邦雇用エージェンシー (BA)</li> <li>財源: 社会保険料 (労使折半)</li> <li>具体的内容: 統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所 (AA) 若しくはジョブセンター (JobCenter) により必要性に応じて個別に決定される。賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12か月であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24か月にわたる支給が可能。50歳以上の者については、2019年12月31日までに措置を開始した場合に限り、最長36か月まで支給される。支給開始から12か月経過すると、1年につき10%ずつ支給額が減額されるが、支給額が賃金の30%を下回ることはない。深刻な障害を持つ者を雇用した場合、減額の開始は支給が始まってから24か月経過した後となる。</li> </ul>
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開始年月: 2004年5月</li> <li>適用範囲: 全ての企業の全被用者が対象</li> <li>具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</li> </ul>	<p>統一参入契約 CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約 CIEなどが統合された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開始年月: 2008年12月</li> <li>具体的内容 雇用局 (Pôle emploi) と CUI 協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者を CUI に基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金 (SMIC) の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。</li> </ul>

資料出所 ドイツ: 連邦労働社会省, 連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト, 厚生労働省「2016年海外情勢報告」  
フランス: 雇用局, 政府公共サービスウェブサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

	個別的解雇	集団的解雇
日本	<p>・民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。</p> <p>・労働基準法により、以下のとおり定められている。</p> <p>(1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。(4)労働契約法(2008年施行)は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする」と定めている(労働基準法から移行)。(5)合理的理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反(懲戒解雇)、やむを得ない経営上の理由(整理解雇)、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。</p> <p>・2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め法理」の内容が法律(第19条)に規定された(「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること)。これにより(1)過去に反復更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合に、使用者が当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められなくなった。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになる。</p>	<p>整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。</p> <p>(1)人員削減の必要性 (2)人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性(解雇回避措置の余地のないこと) (3)解雇対象の選定の妥当性(選定基準が客観的・合理的であること) (4)解雇手続の妥当性(労使協議等を実施していること)</p> <p>裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。(「4要素説」とは、4要件を総合的に考慮した結果、相当と認められれば解雇を有効とする、すなわち4つの「要件」ではなく、「要素」と捉えることをいう)</p>
アメリカ	<p>連邦法が規制している解雇は以下の5つ。</p> <p>(1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇(公民権法第7条)、(2)年齢を理由とする解雇(年齢差別禁止法)、(3)障害を理由とする解雇(障害を持つアメリカ人法)、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。</p> <p>州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例</p> <p>(1)性的志向(ホモセクシュアルやレズビアン等)を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。</p> <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている(「パブリック・ポリシー法理」)。</p> <p>(1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「契約法理」)。契約当事者間の「誠実・公正義務」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求めうる(「誠実・公正義務法理」)。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。</p> <p>労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることができることがある。</p>	<p>労使交渉でセニオリティ・ルール(先任権制度)を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。</p> <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <p>・事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者(100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する旨を通知する)は、交渉代表労働組合かそれがいない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に見てできない場合は予告義務を課されない。</p> <p>・使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。</p>

4 失業・失業者  
保険・雇用調整

## 第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権利法は、次のような解雇規制を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間</li> <li>解雇事由の開示(勤続年数2年以上(2012年4月6日以前に雇用関係が開始された場合は1年)の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合)</li> </ul> <p>また、被用者は使用者に不公正に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公正解雇とされる。</p> <p>(1)妊娠・出産、(2)産前産後休業・育児休業・家族休業の取得、(3)短時間または有期労働者であること、(4)商店等における日曜労働の拒否、労働時間規則の制限を超えて働くことの拒絶、年次有給休暇の取得等、フレキシブル労働時間の適用の請求、(5)最低賃金の適用、(6)教育訓練プログラムへの参加を求め、(7)労働組合への加入の有無、労働組合の活動、(8)従業員代表の活動、(9)安全衛生活動、職域年金基金の活動等、(10)内部通報、(11)制定法上の権利に関する主張、(12)人員整理の際、他の労働者と異なる基準を適用された場合</p> <p>不公正解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公正解雇と認められる場合、職場復帰、再雇用、補償金の支払といった救済を与える。但し、上記(1)～(12)や差別を理由とする場合を除き、不公正解雇申立の権利は原則として勤続年数2年未満の者には適用されない。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係(統合)法及び1996年雇用権利法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合や従業員代表との協議、国務大臣への届出といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる(通常の週給額の5分の2が支払われる)。</li> <li>被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剰員整理手当が支払われる。</li> </ul>
ドイツ	<p>民法典(BGB)により、解雇予告期間、法の一般原則による解雇無効の可能性を規定するほか、社会的弱者に対する解雇無効の可能性が個別法により規定されている。BGBでは、労使のいずれも暦日の15日又は末日の4週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が2年以上勤務する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数ごとに解雇予告期間が定められている。</p> <p>解雇制限法(KSchG)は、以下の解雇を、社会的に正当な事由のない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)事業所委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(3)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(4)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇(職場保護法)、(5)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇については別途規定があり、制限されている。</p>	<p>左記の民法典(BGB)のほか、解雇制限法(KSchG)による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行うおうする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。</li> </ul> <p>労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。</p>

	個別的解雇	集団的解雇
フランス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇</li> <li>・ 争議権の通常の行使を理由とする解雇</li> <li>・ 職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇</li> <li>・ セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇</li> <li>・ 妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇</li> <li>・ 労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇</li> </ul> <p>また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは、(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への召還、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p>&lt;個人(1人)解雇の場合&gt; (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解雇される予定の労働者に対する呼出と面談</li> <li>・ 労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。)</li> <li>・ 労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与</li> <li>・ 行政官庁への解雇実施計画の届出・通知</li> </ul> <p>&lt;2人以上10人未満の解雇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議</li> </ul> <p>&lt;10人以上の解雇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。</li> <li>・ 50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。</li> <li>・ 企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。</li> </ul> <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、日本労働研究機構(2002.3)「労働政策レポートVol.2 解雇法制—日本における議論と諸外国の法制—」、同(2003.3)「資料シリーズNo.129 諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構[編](2006.7)「諸外国の労働契約法制」、JILPT(2015.6.a)「解雇及び個別労働関係の紛争処理についての国際比較」

日本:厚生労働省「改正労働基準法の概要」「改正労働契約法のポイント」及び厚生労働省ウェブサイト、荒木尚志/菅野和夫/山川隆一[著](2014.5)「詳説 労働契約法<第2版>」、イギリス:前掲JILPT(2015.6.a)、Gov.ukウェブサイト、ドイツ:連邦労働社会省、厚生労働省(2015.3)「2014年海外情勢報告」等、フランス:前掲JILPT(2015.6.a)、JILPT(2015.6.b)「労働政策研究報告書No.173 フランスにおける解雇にかかる法システムの現状」等により労働政策研究・研修機構作成

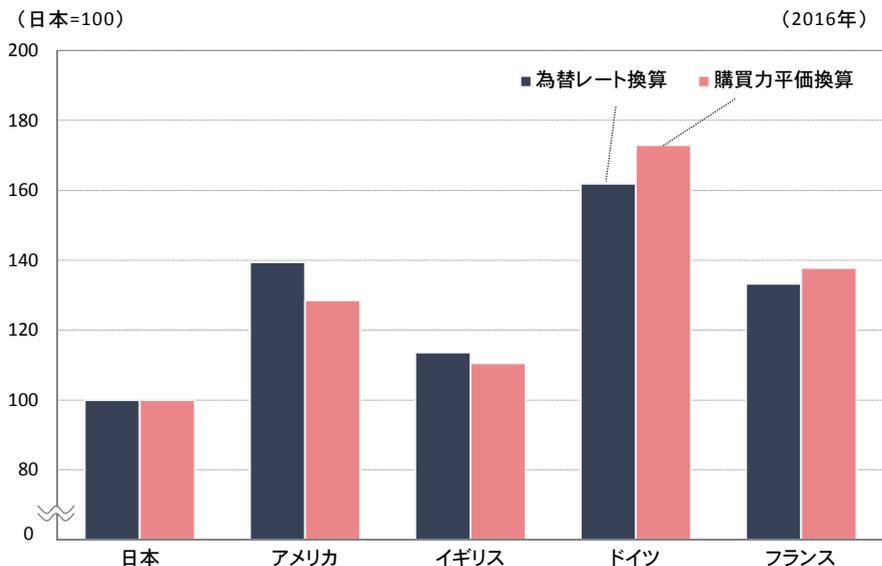


## 5. 賃金・労働費用

### **Wages and Labour Costs**



## 5-1 時間当たり賃金（製造業）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.173)を参照。

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

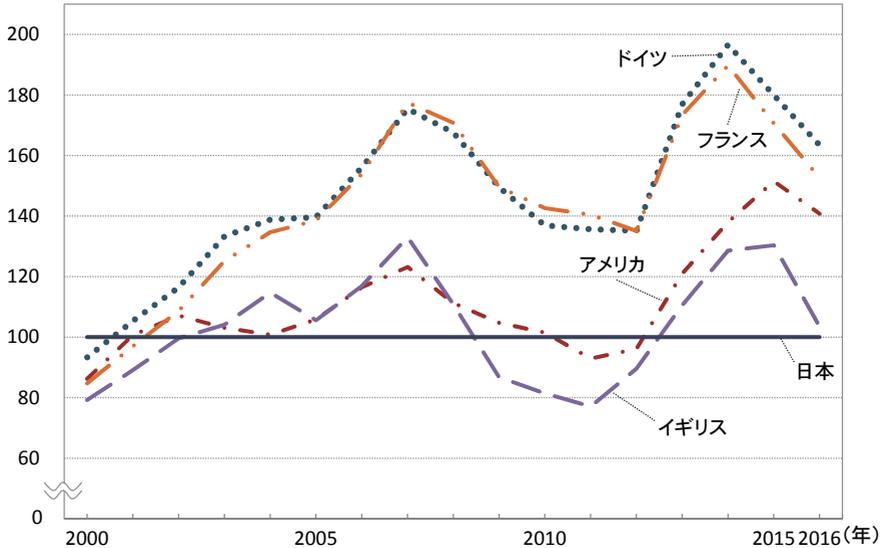
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2016年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが129、イギリスが111、ドイツが173、フランスが138となっており、日本は各国の水準を下回っている。

## 5 賃金・労働費用

### 5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

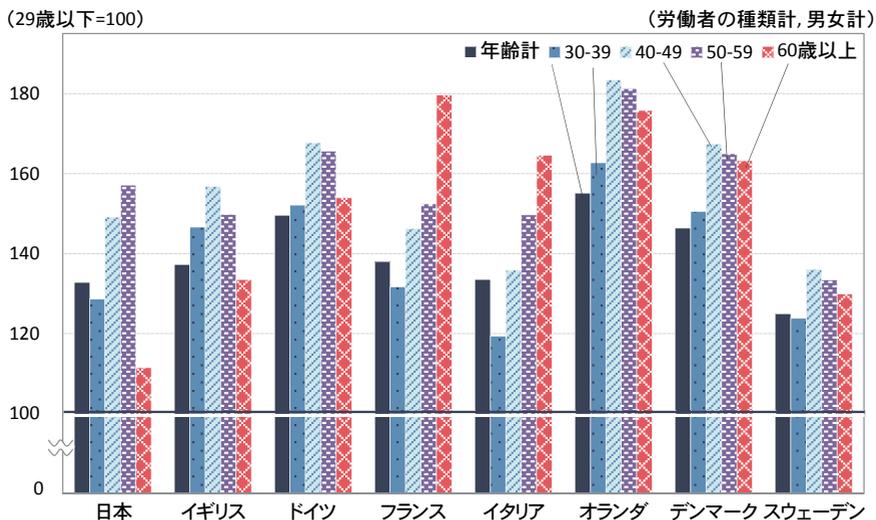
（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-8表 労働費用(製造業)」(p.180)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高い水準であった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移した。2009～2012年はイギリス、2011～2012年はアメリカよりも高い水準となったが、近年は再び低い水準で推移している。

### 5-3 年齢階級別賃金格差



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-13表 年齢階級別賃金格差」(p.184)を参照。  
 (注) 日本は2016年、欧州は2014年の数値。

上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数(格差)を示したものである。

日本では29歳以下との賃金の格差は、30～39歳層で1.3倍、40～49歳層で1.5倍、50～59歳層で1.6倍へと拡大していき、60歳以上層になると1.1倍に縮小する。

欧州諸国を見ると、フランス、イタリアは年齢階層とともに賃金が上昇している。その他の国は40～49歳層をピークに賃金が下がっている。

年齢階層間の賃金格差は、職種別に見ると「管理・事務・技術労働者」で大きい。例えば上のグラフでは、フランスは60歳以上層でも格差拡大が続き、29歳以下の1.8倍に達しているが、同年齢階層間の賃金格差を職種別に見ると、「生産労働者」の格差は1.3倍程度だが、「管理・事務・技術労働者」では2倍近くになっている。

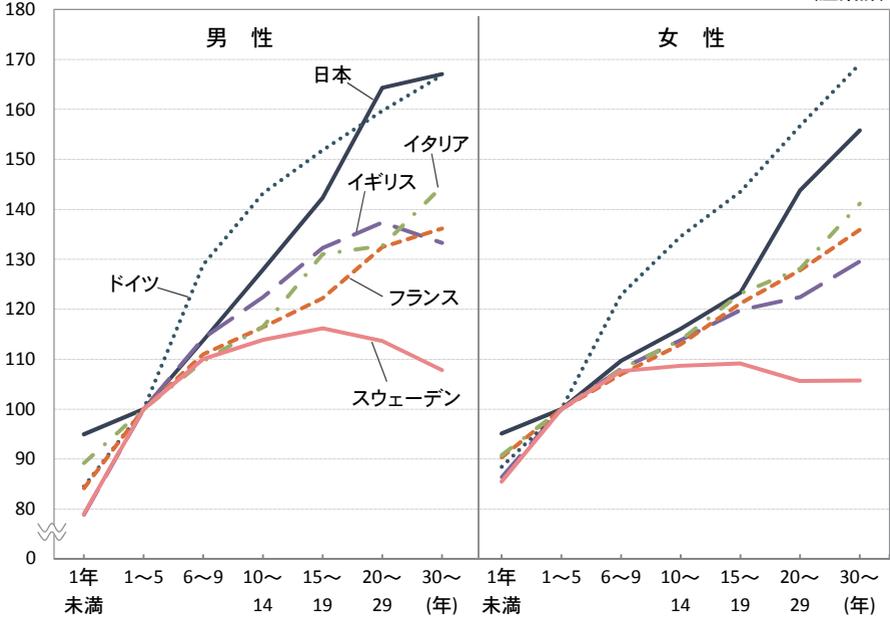
なお、これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p. 67) もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差

(勤続年数1～5年=100)

(産業計)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-14表 勤続年数別賃金格差」(p.186)を参照。  
 (注) 日本は2016年，欧州は2014年。日本の勤続年数は，1～5年が1～4年，6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，スウェーデンについて，勤続年数1～5年(日本については1～4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると，日本とドイツは勤続年数が長くなるにつれ，勤続年数別賃金指数が上昇し，特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.7倍に達する。その他の国々については，勤続年数30年以上でイタリアとフランスが約1.4倍，イギリスが約1.3倍，スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方，女性の場合は，男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい。ドイツの勤続年数1～5年と30年以上の賃金格差は，女性の方が男性より大きい。女性の勤続年数1～5年を100とした場合，30年以上の賃金格差は，ドイツが約1.7倍，日本が約1.6倍，イタリア，フランスが約1.4倍，イギリスが約1.3倍，スウェーデンが約1.1倍となっている。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）  
Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス UK	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	14.40	26.72	23.59
2012	2,276	25.60	16.60	28.20	23.81
2013	2,293	26.19	16.78	28.82	24.43
2014	2,342	27.39	17.15	29.55	24.86
2015	2,306	28.37	17.66	30.54	25.33
2016	2,325	29.79	17.98	31.27	25.74
為替レート換算/Exchange rate conversion					(日本/JPN=100)
2000	100	89	83	92	73
2005	100	103	112	139	119
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	80	130	114
2012	100	90	92	127	107
2013	100	111	112	163	138
2014	100	124	128	177	149
2015	100	149	142	178	147
2016	100	139	114	162	133
購買力平価換算/PPP Conversion					(日本/JPN=100)
2000	100	128	111	153	122
2005	100	121	102	150	122
2010	100	124	101	158	133
2011	100	118	96	159	132
2012	100	117	108	164	129
2013	100	116	107	164	133
2014	100	121	108	169	135
2015	100	126	113	175	139
2016	100	129	111	173	138
換算用為替レート/Exchange rates for conversion					(各国通貨/円)(National currency per Yen)
2015	1	121.04	184.93	134.25	134.25
2016	1	108.79	146.89	120.34	120.34
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2015	1	102.76	147.34	131.86	126.27
2016	1	100.28	142.91	128.55	124.43

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(各年年報)」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2017.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2018年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2018年1月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」における事業所規模5人以上の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州: 製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”の時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により、それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-14表 為替レート(p.39)」を参照。

## 5 賃金・労働費用

## 第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)			2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	<sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup>	(円/月) Yen/month	JPN	380,885	362,340	368,340	372,072	372,459	382,193	376,331	378,447	E
	(円/日) Yen/day		19,140	18,487	18,889	18,887	19,100	19,600	19,299	19,408	E
	(円/時間) Yen/hour		2,303	2,244	2,288	2,276	2,293	2,342	2,306	2,325	E
アメリカ <sup>3)</sup>	US\$/h	USA	16.56	18.61	18.93	19.08	19.30	19.56	19.91	20.44	E
カナダ	CA\$/h	CAN	19.87	23.01	22.95	23.59	24.10	24.66	25.02	25.29	R
イギリス <sup>4)</sup>	Pound/h	UK	11.01	12.64	13.16	13.36	13.57	13.50	13.79	14.40	E
ドイツ <sup>5) 6)</sup>	Euro/m	DEU	2,969	3,708	3,888	4,028	4,120	4,236	4,375	4,462	E
フランス <sup>6)</sup>	Euro/h	FRA	15.87	16.63	—	—	—	17.81	—	—	B
イタリア <sup>6)</sup>	Euro/h	ITA	11.36	12.96	—	—	—	14.22	—	—	B
スウェーデン <sup>7)</sup>	Krona/h	SWE	126.4	145.8	150.2	156.6	159.4	162.9	166.4	169.6	B
ロシア	Ruble/m	RUS	8,421	19,078	21,781	24,512	27,045	29,511	31,910	34,592	E
中国 <sup>8)</sup>	Yuan/year	CHN	15,934	30,916	36,665	41,650	46,431	51,369	55,324	59,470	E
香港 <sup>9)</sup>	HK\$/m	HKG	10,000	12,000	13,000	12,000	13,000	14,500	15,000	15,000	E
韓国 <sup>10)</sup>	1,000 Won/m	KOR	1,825	2,774	2,928	3,056	3,246	3,515	3,569	3,613	E
シンガポール <sup>11)</sup>	SG\$/m	SGP	3,495	4,263	4,484	3,300	3,638	3,727	3,792	3,996	E
タイ <sup>12)</sup>	Baht/m	THA	6,556	8,303	8,593	10,261	11,159	12,359	12,215	12,492	E
フィリピン	Peso/d	PHL	247	311	316	330	344	347	359	384	B
オーストラリア <sup>13)</sup>	AU\$/w	AUS	1,030	1,211	1,269	1,283	1,351	1,399	1,440	1,447	E
ニュージーランド <sup>14)</sup>	NZ\$/h	NZL	19.93	24.04	25.10	25.99	26.43	27.50	28.21	28.67	E
ブラジル <sup>15)</sup>	Real/m	BRA	—	—	1,267	1,449	1,568	1,686	1,932	2,164	E

(男性/Male)			2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	<sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup>	(円/月) Yen/month	JPN	456,775	429,156	435,641	435,357	437,240	448,487	443,213	445,081	E
	(円/日) Yen/day		22,725	21,675	22,114	21,877	22,195	22,651	22,384	22,479	E
	(円/時間) Yen/hour		2,637	2,541	2,590	2,555	2,578	2,624	2,590	2,604	E
アメリカ <sup>3)</sup>	US\$/h	USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ	CA\$/h	CAN	21.27	24.42	24.28	24.96	25.37	26.16	26.42	26.79	R
イギリス <sup>4)</sup>	Pound/h	UK	11.43	13.07	13.66	13.84	14.03	13.96	14.57	15.07	E
ドイツ <sup>5) 6)</sup>	Euro/m	DEU	3,214	3,898	4,095	4,227	4,318	4,443	4,579	4,662	E
フランス <sup>6)</sup>	Euro/h	FRA	16.66	17.45	—	—	—	18.55	—	—	B
イタリア <sup>6)</sup>	Euro/h	ITA	12.02	13.56	—	—	—	14.92	—	—	B
スウェーデン <sup>7)</sup>	Krona/h	SWE	—	147.6	152.2	158.6	161.5	164.9	168.4	171.6	B
ロシア	Ruble/m	RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 <sup>8)</sup>	Yuan/year	CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 <sup>9)</sup>	HK\$/m	HKG	—	13,000	15,000	14,500	15,000	16,000	17,000	17,900	E
韓国 <sup>10)</sup>	1,000 Won/m	KOR	2,044	3,066	3,238	3,371	3,582	3,830	3,909	3,944	E
シンガポール <sup>11)</sup>	SG\$/m	SGP	4,111	4,869	5,117	3,683	4,117	4,038	4,236	4,333	E
タイ <sup>12)</sup>	Baht/m	THA	7,630	8,994	9,690	11,575	12,281	13,725	13,297	13,403	E
フィリピン	Peso/d	PHL	254	320	327	339	358	363	374	395	B
オーストラリア <sup>13)</sup>	AU\$/w	AUS	1,081	1,260	1,330	1,338	1,399	1,459	1,506	1,505	E
ニュージーランド <sup>14)</sup>	NZ\$/h	NZL	20.97	25.02	26.17	27.21	27.52	28.43	29.24	29.84	E
ブラジル <sup>15)</sup>	Real/m	BRA	—	—	1,398	1,596	1,714	1,852	2,104	2,324	E

(女性/Female)

	2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	<sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup> (円/月) Yen/month JPN	201,799	203,132	206,130	211,882	211,574	216,898	213,538	217,018	E
(円/日) Yen/day	10,402	10,635	10,849	11,036	11,135	11,476	11,298	11,544	E
(円/時間) Yen/hour	1,373	1,414	1,437	1,451	1,467	1,506	1,484	1,513	E
アメリカ <sup>3)</sup> US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E
カナダ CA\$/h CAN	16.35	19.35	19.69	20.10	20.83	20.66	21.37	21.45	R
イギリス <sup>4)</sup> Pound/h UK	9.72	11.27	11.71	11.89	11.93	12.04	11.72	12.42	E
ドイツ <sup>5) 6)</sup> Euro/m DEU	2,281	2,906	3,018	3,158	3,253	3,356	3,498	3,589	E
フランス <sup>6)</sup> Euro/h FRA	13.83	14.62	—	—	—	15.87	—	—	B
イタリア <sup>6)</sup> Euro/h ITA	9.81	11.39	—	—	—	12.28	—	—	B
スウェーデン <sup>7)</sup> Krona/h SWE	—	137.3	140.8	146.5	149.1	152.6	156.6	160.1	B
ロシア Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E
中国 <sup>8)</sup> Yuan/year CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E
香港 <sup>9)</sup> HK\$/m HKG	—	9,000	9,000	8,300	9,000	10,000	10,000	11,200	E
韓国 <sup>10)</sup> 1,000 Won/m KOR	1,253	1,888	1,988	2,104	2,233	2,586	2,510	2,593	E
シンガポール <sup>11)</sup> SG\$/m SGP	2,563	3,253	3,433	2,708	2,925	3,000	3,033	3,250	E
タイ <sup>12)</sup> Baht/m THA	5,590	7,643	7,496	8,975	9,974	10,860	11,051	11,494	E
フィリピン Peso/d PHL	236	296	302	317	324	323	337	366	B
オーストラリア <sup>13)</sup> AU\$/w AUS	825	1,022	1,039	1,048	1,125	1,146	1,176	1,219	E
ニュージーランド <sup>14)</sup> NZ\$/h NZL	16.73	20.50	21.36	21.80	22.77	24.25	24.66	24.80	E
ブラジル <sup>15)</sup> Real/m BRA	—	—	980	1,120	1,235	1,309	1,549	1,801	E

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年毎月勤労統計調査」  
 ドイツ(2005年)・フランス・イタリア: Eurostat Database“Structure of earnings survey”2017年12月現在  
 中国: 国家統計局(2017.9)「中国統計年鑑2017」  
 韓国: 雇用労働省ウェブサイト (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年12月現在  
 香港: 国家統計局(2017.8) *Quarterly Report on General Household Survey*  
 タイ: 国家統計局(2016) *Labour Force Survey Whole Kingdom Quarter 1*  
 インド: 統計計画履行省(各年版) *NSS Report, Employment and Unemployment in India*  
 その他: 各国政府ウェブサイト, ILO Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年12月現在

- (注) 1) 原則、雇用者が対象。E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、B=通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。  
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。  
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。  
 4) 16歳以上の全雇用者を対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。  
 5) フルタイム雇用者が対象。  
 6) 2005年欄は2006年の数値。  
 7) 2005年は9月の値。民間部門の生産労働者を対象。  
 8) 都市部のみ対象。  
 9) 第2四半期の数値。  
 10) 正規従業員5人以上の事業所。  
 11) 2011年以前はフルタイム及びパートタイム雇用者の平均月収。2012年以降はフルタイム雇用者(国籍保有者及び永住権保有者を対象)の中心総月収(6月の数値)。  
 12) 各年第3四半期の数値。民間部門。  
 13) 成人のフルタイム非管理職、各年5月の数値。  
 14) 各年第3四半期の数値。  
 15) 2011年は9月の数値で主に就いている仕事を対象。

第5-3表 産業別賃金（2016年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2016

			非農林漁業 部門 All sectors excl. agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufactur- ing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construc- tion	情報 通信業 Information and communica- tion	1)
日本 <sup>2)</sup>	Yen/month	JPN	315,590	378,447	322,133	386,049	487,441	E
アメリカ <sup>3)</sup>	US\$/hour	USA	21.54	20.44	26.97	25.97	30.05	E
カナダ <sup>4)</sup>	CA\$/h	CAN	25.72	25.29	37.00	28.49	24.14	R
イギリス <sup>5) 6)</sup>	Pound/h	UK	13.80	14.40	17.79	14.03	20.83	E
ドイツ <sup>7)</sup>	Euro/m	DEU	4,078	4,462	4,469	3,331	5,391	E
フランス <sup>8)</sup>	Euro/h	FRA	17.16	17.81	18.35	16.42	22.97	B
イタリア <sup>8)</sup>	Euro/h	ITA	15.56	14.22	20.60	13.78	17.49	B
スウェーデン <sup>9)</sup>	Krona/h	SWE	159.9	169.6	222.2	175.5	171.5	B
ロシア <sup>6)</sup>	Ruble/m	RUS	36,709	34,592	69,936	32,332	37,984	E
中国 <sup>10)</sup>	Yuan/year	CHN	67,569	59,470	60,544	52,082	122,478	E
香港 <sup>11)</sup>	HK\$/m	HKG	15,000	15,000	—	16,300	15,500	E
韓国 <sup>6) 12)</sup>	1,000 Won/m	KOR	3,351	3,613	3,836	3,290	3,951	E
シンガポール <sup>13)</sup>	SG\$/m	SGP	3,500	3,996	—	3,319	4,658	E
タイ <sup>6) 14)</sup>	Baht/m	THA	12,136	12,492	20,692	9,825	28,696	E
フィリピン	Peso/d	PHL	430.21	383.65	356.11	360.22	661.83	B
オーストラリア <sup>15)</sup>	AU\$/week	AUS	1,573	1,447	2,706	1,662	1,837	E
ニュージーランド <sup>6) 14)</sup>	NZ\$/h	NZL	29.84	28.67	31.92	27.79	39.47	E
ブラジル <sup>16)</sup>	Real/m	BRA	2,057	2,164	3,837	1,712	3,476	E

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年毎月勤労統計調査」

その他:各国政府ウェブサイト, ILO Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年12月現在

- (注) 1) 原則, 雇用者が対象。E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む), R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む), B=通常の労働時間に対して支払われる基本賃金(諸手当・ボーナス・時間外労働手当を除く)。  
2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。  
3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。  
4) 鉱業及び採石業は林業, 漁業, 石油, ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。  
5) フルタイム労働者。時間外手当を含む。時給100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。  
6) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。  
7) フルタイム労働者。  
8) 2014年値。  
9) 民間部門の非生産労働者。諸手当を含む。  
10) 都市部のみを対象。  
11) 中央値。第2四半期の値。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。  
12) 5人以上規模企業の常用雇用者。  
13) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者を対象。2016年6月の中央値。  
14) 2016年第3四半期の数値。  
15) 成人のフルタイム非管理職。2016年5月の数値。  
16) 鉱業及び採石業は, 林業を含む。

第5-4表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

		(2010年=100)								
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	99.3	103.0	100.0	102.2	101.4	101.3	103.1	103.4	104.0
アメリカ	USA	77.0	89.0	100.0	101.7	102.5	103.7	105.1	107.0	109.8
カナダ	CAN	83.5	93.9	100.0	103.2	106.1	106.1	107.0	111.8	113.3
イギリス	UK	70.4	85.2	100.0	101.4	103.1	105.5	107.6	109.3	111.8
ドイツ	DEU	83.3	90.8	100.0	102.5	105.6	107.9	111.1	114.1	116.3
フランス	FRA	75.4	88.2	100.0	102.4	105.0	107.1	108.8	110.2	111.6
イタリア	ITA	75.6	85.8	100.0	102.4	104.9	107.1	109.7	112.5	113.0
オランダ	NLD	78.9	89.4	100.0	101.3	103.2	104.9	106.6	108.2	110.0
デンマーク	DNK	70.2	84.8	100.0	102.3	104.1	105.8	107.2	109.1	111.5
スウェーデン	SWE	73.9	85.6	100.0	102.8	106.5	108.7	111.2	114.1	116.3
ノルウェー	NOR	63.4	79.1	100.0	104.5	109.1	113.1	116.1	119.1	121.2
スペイン	ESP	66.7	82.5	100.0	102.7	104.6	106.1	106.8	107.1	107.4
台湾	TWN	87.5	99.1	100.0	104.6	106.1	106.5	109.3	115.0	120.6
韓国	KOR	52.5	80.6	100.0	101.7	108.0	113.3	118.0	121.5	126.6
オーストラリア	AUS	65.5	84.8	100.0	103.9	—	—	—	—	—
ニュージーランド	NZL	70.4	82.5	100.0	103.8	107.4	110.2	113.4	116.6	119.0

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings”2017年10月現在台湾: 国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2017年10月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため, 比較の際は注意を要する。

第5-5表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

		Full-time=100	定義・対象・算出方法等
日本	JPN	59.4 (2017年)	産業計, 常用労働者10人以上の民営事業所, 一般労働者に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(平均), 残業を除く
		58.0 (2016)	
		57.1 (2015)	
		56.6 (2014)	
イギリス	UK	71.8 (2017p)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査, フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金, 残業を除く, pは暫定値, rは改訂値
		71.7 (2016r)	
		69.8 (2015r)	
		71.0 (2014r)	
ドイツ	DEU	72.1 (2014)	産業計(行政, 防衛, 義務的社会保障分野は選択制), 企業規模10人以上, フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金, 残業を含む
フランス	FRA	86.6 (2014)	
イタリア	ITA	66.4 (2014)	
オランダ	NLD	74.3 (2014)	
デンマーク	DNK	79.0 (2014)	
スウェーデン	SWE	82.2 (2014)	

資料出所 日本: 厚生労働省(2018.2)「平成29年賃金構造基本統計調査」

イギリス: ONS(2017.10) 2017 Annual Survey of Hours and Earnings — Provisional Results

欧州: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2014” 2017年11月現在

(注) パートタイム(短時間)労働者の定義, 調査対象, 賃金水準の算出方法等は国によって異なるので, 比較の際は注意を要する。

アメリカは, 通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム, 1~34時間の者をパートタイムと定義するBLS(2018.1) Labor Force Statistics from the Current Population Surveyによる「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため, 他国と比較することはできない。参考として, 「週当たり賃金」は, フルタイム100に対し, パートタイム30.2(2017年, 産業計, 16歳以上, 中央値)。

## 5 賃金・労働費用

## 第5-6表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

		(各国の2010年=100) (Index: 2010=100)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	119.1	105.5	100.0	98.5	97.2	98.3	97.8	—
アメリカ	USA	87.6	93.4	100.0	103.8	104.6	106.6	108.8	110.2
カナダ	CAN	80.8	88.0	100.0	104.3	106.1	106.8	108.7	108.8
イギリス	UK	75.6	85.1	100.0	101.1	103.0	102.8	103.1	106.0
ドイツ	DEU	95.2	95.8	100.0	103.5	105.3	106.7	108.6	110.3
フランス	FRA	81.9	90.2	100.0	103.3	104.5	105.3	105.3	105.6
イタリア	ITA	74.6	88.2	100.0	101.9	102.6	102.7	103.2	104.2
オランダ	NLD	82.1	89.8	100.0	104.1	105.2	105.4	103.8	104.3
ベルギー	BEL	83.5	89.2	100.0	106.3	108.5	108.5	107.5	107.4
デンマーク	DNK	76.8	86.1	100.0	100.8	101.5	102.3	103.8	104.6
スウェーデン	SWE	83.4	89.1	100.0	106.8	108.4	109.7	109.3	110.5
フィンランド	FIN	83.2	87.7	100.0	107.0	108.1	109.3	110.8	110.0
ノルウェー	NOR	66.1	75.0	100.0	109.2	114.0	116.7	118.1	118.7
ロシア	RUS	21.2	49.4	100.0	128.0	141.1	155.2	162.6	—
スペイン	ESP	75.5	87.8	100.0	96.7	96.4	96.1	97.3	96.6
韓国	KOR	84.2	97.9	100.0	105.0	106.2	107.1	109.0	—
オーストラリア	AUS	72.6	82.9	100.0	102.2	103.4	104.0	104.1	—
ニュージーランド	NZL	75.2	86.9	100.0	102.1	102.5	104.7	—	—
対前年比率 Average annual rates of change		(%)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	-3.4	-0.6	-4.4	-1.9	-1.3	1.1	-0.5	—
アメリカ	USA	3.7	1.7	-0.4	1.8	0.8	1.9	2.0	1.2
カナダ	CAN	2.6	2.1	-0.2	2.5	1.7	0.7	1.8	0.2
イギリス	UK	3.1	1.4	1.8	1.1	1.9	-0.2	0.3	2.8
ドイツ	DEU	0.7	-0.4	-1.5	3.0	1.7	1.4	1.8	1.6
フランス	FRA	1.4	2.0	0.9	2.3	1.1	0.8	-0.1	0.3
イタリア	ITA	-0.4	2.7	0.1	1.4	0.7	0.1	0.5	0.9
オランダ	NLD	3.3	0.0	-1.4	3.1	1.1	0.2	-1.5	0.5
ベルギー	BEL	0.3	1.0	-0.8	3.3	2.0	0.0	-0.9	-0.1
デンマーク	DNK	0.7	2.1	-1.1	0.8	0.7	0.8	1.5	0.8
スウェーデン	SWE	4.3	0.8	-2.8	4.1	1.5	1.1	-0.3	1.1
フィンランド	FIN	0.1	2.1	-1.6	5.1	1.1	1.1	1.4	-0.7
ノルウェー	NOR	2.1	3.2	2.1	3.9	4.4	2.4	1.2	0.5
ロシア	RUS	36.8	13.5	7.2	10.3	10.2	10.0	4.8	—
スペイン	ESP	2.4	3.4	-1.6	-2.4	-0.3	-0.3	1.2	-0.7
韓国	KOR	-0.6	2.9	-1.3	2.5	1.1	0.9	1.7	—
オーストラリア	AUS	4.4	3.6	6.1	0.6	1.2	0.5	0.1	—
ニュージーランド	NZL	2.5	3.9	2.3	0.3	0.4	2.2	—	—

資料出所 OECD Database ([http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB\\_GR](http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_GR)) 2018年2月現在  
 単位労働費用 = 人時間当たり労働費用 / 人時間当たり産出額

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

		(2010年/base year=100)							
		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本	JPN	99.4	100.0	100.0	79.5	74.8	70.2	80.4	76.5
アメリカ	USA	113.6	100.0	97.0	97.4	100.8	114.3	118.8	117.5
カナダ	CAN	85.1	100.0	102.7	100.4	94.2	86.4	84.4	85.1
イギリス	UK	122.3	100.0	99.1	97.5	102.5	109.7	99.5	94.1
ドイツ	DEU	109.0	100.0	96.4	99.6	102.1	100.0	102.3	102.5
フランス	FRA	101.3	100.0	96.4	97.8	98.6	94.5	95.3	95.3
イタリア	ITA	99.4	100.0	95.4	97.0	97.7	95.0	96.9	96.5
オランダ	NLD	102.4	100.0	96.5	97.7	97.5	92.3	93.4	92.7
ベルギー	BEL	100.4	100.0	99.6	102.3	102.5	97.6	97.7	97.7
デンマーク	DNK	95.7	100.0	93.1	93.9	95.3	93.3	94.9	95.1
スウェーデン	SWE	103.6	100.0	109.2	112.4	108.4	102.3	103.4	102.0
フィンランド	FIN	103.3	100.0	97.2	98.7	101.0	101.0	101.0	96.7
ノルウェー	NOR	81.6	100.0	109.0	109.9	105.3	95.7	93.1	93.3
スペイン	ESP	96.4	100.0	90.3	89.8	90.0	88.0	88.1	87.1
ロシア	RUS	64.1	100.0	120.0	126.1	115.9	85.1	83.4	99.3
中国	CHN	79.2	100.0	110.4	118.8	123.8	137.5	133.3	130.7
韓国	KOR	127.9	100.0	99.4	105.4	113.0	116.7	117.1	119.5
インドネシア	IDN	98.3	100.0	88.9	81.5	72.5	69.5	70.3	69.2
オーストラリア	AUS	81.5	100.0	112.1	106.6	100.4	89.7	89.0	91.1
ニュージーランド	NZL	103.6	100.0	104.3	108.8	115.0	108.0	112.5	116.5
ブラジル	BRA	70.1	100.0	101.3	95.8	95.1	77.3	80.6	91.3
メキシコ	MEX	105.1	100.0	98.1	103.3	101.3	89.7	79.3	80.6

資料出所 OECD(2017.12) *Economic Outlook, volume 2017 issue 2*

## 5 賃金・労働費用

## 第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス UK	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,925	23.41	14.22	27.50	24.98
2005	2,964	28.48	15.62	30.20	29.96
2010	2,785	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	16.92	34.30	35.52
2012	2,740	33.02	19.48	36.13	36.10
2013	2,724	33.79	19.75	37.21	36.46
2014	2,732	35.60	20.16	38.23	36.89
2015	2,945	36.87	20.77	39.49	37.44
2016	2,997	38.79	21.12	40.72	38.01
為替レート換算/Exchange rate conversion					(日本/JPN=100)
2000	100	86	79	93	85
2005	100	106	106	140	139
2010	100	102	81	137	143
2011	100	93	77	136	140
2012	100	96	90	135	135
2013	100	121	111	177	173
2014	100	138	129	197	190
2015	100	152	130	180	171
2016	100	141	103	163	153
購買力平価換算/PPP Conversion					(日本/JPN=100)
2000	100	124	107	154	142
2005	100	124	96	151	143
2010	100	129	96	163	160
2011	100	125	92	167	162
2012	100	126	106	175	163
2013	100	126	106	179	167
2014	100	134	109	187	172
2015	100	129	104	177	160
2016	100	130	101	175	158

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(各年年報)」, 厚生労働省(2017.2)「平成28年就労条件総合調査」, 内閣府(2017.12)「2016年国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics(2017.6) *Employer Costs for Employee Compensation*  
Eurostat Database “Labour cost surveys”, “Labour costs annual data” 2018年1月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2018年1月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模, 欧州諸国は10人以上規模, 日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに, 実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州: 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年以降は産業分類の変更により, それより前の数値と接続しない。ドイツは新分類で適及改訂されている。

※ 換算用為替レート, 購買力平価については第5-1表(p.173)を参照。

第5-9表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

	(%)							
(年)	日本 JPN (2015)	アメリカ USA (2017)	イギリス UK (2012)	ドイツ DEU (2012)	フランス FRA (2012)	オランダ NLD (2012)	スウェー デン SWE (2012)	韓国 KOR (2016)
労働費用計 <sup>a)</sup>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 <sup>b)</sup>	79.9	76.7	82.3	76.9	62.8	75.1	66.6	77.6
現金給与以外 <sup>c)</sup>	20.1	23.3	17.7	23.1	37.2	24.9	33.4	22.4
法定福利費 <sup>d)</sup>	(12.0)	(7.5)	(8.1)	(14.1)	(26.3)	(10.3)	(20.8)	(6.7)
法定外福利費 <sup>e) 1)</sup>	(2.2)	(10.0)	(6.2)	(7.2)	(4.7)	(12.1)	(8.0)	(4.9)
現物給付 <sup>f)</sup>	(0.1)	—	(1.2)	(1.0)	(0.2)	(1.0)	(1.2)	—
退職金等の費用 <sup>g)</sup>	(5.3)	(5.8)	(0.7)	(0.2)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(10.3)
教育訓練費 <sup>h)</sup>	(0.3)	—	(1.5)	(0.5)	(1.9)	(0.7)	(0.6)	(0.4)
その他 <sup>i) 2)</sup>	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.0)	(0.8)	(2.8)	(0.1)

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits;

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年就労条件総合調査」  
アメリカ: Bureau of Labor Statistics (2017.12) *Employer Costs for Employee Compensation — September 2017*

欧州: Eurostat Database “Labour Costs Survey 2012 — NACE Rev.2” 2017年11月現在

韓国: 雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年11月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。( )内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費。

## 5 賃金・労働費用

第5-10表 生産労働者の時間当たり労働費用<sup>1)</sup>（製造業）

Table 5-10: Indices of hourly compensation costs in manufacturing

		(Index, U.S. = 100)									
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
日本	JPN	100	84	79	74	84	88	91	101	99	
アメリカ	USA	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
カナダ	CAN	73	87	94	97	98	86	99	102	103	
イギリス	UK	83	99	102	110	104	86	84	87	88	
ドイツ	DEU	102	126	129	136	145	134	126	134	128	
フランス	FRA	86	108	111	118	127	118	112	119	112	
イタリア	ITA	67	92	94	99	107	100	96	102	96	
オランダ	NLD	84	110	113	119	131	121	114	119	111	
ベルギー	BEL	105	136	139	148	164	153	146	154	146	
デンマーク	DNK	89	123	125	139	152	142	138	145	136	
スウェーデン	SWE	94	117	120	133	136	120	125	139	140	
フィンランド	FIN	80	112	115	122	134	129	119	127	119	
ノルウェー	NOR	98	140	146	163	175	156	166	182	178	
オーストリア	AUT	88	107	110	119	131	125	115	122	116	
スイス	CHE	108	133	134	136	150	148	147	170	162	
アイルランド	IRL	63	95	100	110	124	121	111	112	107	
スペイン	ESP	50	69	72	77	85	81	77	80	75	
台湾	TWN	29	26	26	26	26	23	24	26	27	
韓国	KOR	39	49	57	61	51	44	51	54	58	
シンガポール	SGP	47	44	45	49	58	51	56	65	68	
フィリピン	PHL	4	4	4	5	5	5	5	6	6	
オーストラリア	AUS	66	95	96	104	110	98	114	131	134	
ニュージーランド	NZL	36	54	52	59	58	51	59	66	69	
ブラジル	BRA	17	17	20	22	26	24	29	33	31	
メキシコ	MEX	19	19	19	19	20	17	18	18	18	

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2013.8) *International Labor Comparisons*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したもの。

第5-11表 男女間賃金・勤続年数格差（2016年）  
Table 5-11: Gender wage and job tenure gap in 2016

		賃金格差 <sup>1)</sup> Wage Gap (男/male=100)	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male (年/Year)	女 Female (年/Year)	格差 Gap (男/male=100)
日本	JPN	73.0	13.3	9.3	69.9
アメリカ	USA	81.9	4.3	4.0	93.0
イギリス	UK	85.9	8.2	7.9	95.7
ドイツ	DEU	84.3	11.0	10.2	92.9
フランス <sup>2)</sup>	FRA	84.2	11.3	11.5	101.8
スウェーデン	SWE	88.0	8.4	8.8	104.7
韓国	KOR	68.6	7.3	4.8	65.8

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年賃金構造基本統計調査」  
アメリカ:U.S.Department of Labor(2017.2) *Labor Force Statistics from the CPS*,  
同(2016.9) *Employee Tenure in 2016*  
イギリス(賃金):ONS(2017.10) *Annual Survey of Hours and Earnings 2016, revised*  
ドイツ(賃金):連邦統計局(2017.8) *Statistisches Jahrbuch 2017*  
フランス(賃金):Eurostat(2017.3) *Gender pay gap in unadjusted form*  
スウェーデン(賃金):統計局(2017.5) *Women's salary as a percentage of men's salary*  
欧州(勤続年数):OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年12月現在  
韓国:雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年12月現在

- (注) 1) 原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は民営企業における一般労働者の1か月当たり所定内給与額。  
2) フランスの賃金格差は2015年の速報値。

第5-12表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差  
Table 5-12: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

		(%)									
		2000年	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	33.9	32.8	28.3	28.7	27.4	26.5	26.6	25.9	25.7	—
アメリカ	USA	23.1	19.0	19.8	18.8	17.8	19.1	17.9	17.5	18.9	18.1
カナダ	CAN	23.9	21.3	20.1	19.0	19.2	19.5	19.3	19.2	18.6	—
イギリス <sup>2)</sup>	UK	26.3	22.1	20.7	19.2	18.2	17.8	17.5	17.4	17.1	16.8
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	20.5	17.3	17.0	16.8	16.7	15.3	13.9	17.1	—	—
フランス <sup>4)</sup>	FRA	14.6	14.4	14.0	9.1	14.0	13.7	—	9.9	—	—
ベルギー	BEL	13.6	11.5	7.5	7.0	5.8	6.4	5.9	3.3	—	—
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	—	10.2	10.2	8.9	7.9	7.0	6.8	6.3	5.8	—
スウェーデン	SWE	15.5	14.4	14.9	14.3	15.9	15.1	13.4	—	—	—
フィンランド	FIN	20.4	18.9	19.7	18.9	18.6	18.7	20.2	19.6	18.1	—
韓国 <sup>6)</sup>	KOR	41.7	39.6	38.6	39.6	36.6	36.3	36.6	36.7	37.2	36.7
オーストラリア <sup>7)</sup>	AUS	17.2	15.8	16.4	14.0	16.0	13.8	18.0	15.4	13.0	14.3
ニュージーランド	NZL	7.2	9.6	8.8	7.0	4.5	5.9	6.6	6.1	—	—

資料出所 OECD Database (<http://www.oecd.org/gender/data/employment/>) 2017年10月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 調査期間週に30支払労働時間以上働いた者が対象。
- 3) 見習いを除く。
- 4) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 5) 最低賃金の80%に満たない賃金労働者を除く。
- 6) 非正規従業員を除く。
- 7) 企業経営者、自営業者を除く。

## 5 賃金・労働費用

第5-13表 年齢階級別賃金格差

Table 5-13: Wage gap by age group

(労働者の種類計)				(29歳以下=100)				
年齢階級/Age group		計/Total	～29	30～39	40～49	50～59	60～	
(2016年)		産業計 <sup>1)</sup> /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)						
日本	JPN	計 T	133	100	129	149	157	112
		男 M	139	100	132	157	168	113
		女 F	114	100	116	123	121	97
(以下, 2014年)								
日本	JPN	計 T	135	100	130	153	160	113
		男 M	141	100	132	160	171	114
		女 F	114	100	116	124	121	100
イギリス	UK	計 T	137	100	147	157	150	134
		男 M	149	100	154	177	172	148
		女 F	124	100	137	136	128	114
ドイツ	DEU	計 T	150	100	152	168	166	154
		男 M	161	100	158	186	186	167
		女 F	135	100	143	146	143	137
フランス	FRA	計 T	138	100	132	146	152	180
		男 M	147	100	137	158	166	203
		女 F	127	100	126	133	135	152
イタリア	ITA	計 T	134	100	119	136	150	165
		男 M	139	100	121	143	160	181
		女 F	128	100	118	129	139	144
オランダ	NLD	計 T	155	100	163	183	181	176
		男 M	172	100	172	208	209	194
		女 F	138	100	153	157	151	146
ベルギー	BEL	計 T	133	100	127	142	150	164
		男 M	136	100	128	146	157	176
		女 F	128	100	125	136	141	144
デンマーク	DNK	計 T	146	100	151	167	165	163
		男 M	154	100	158	180	178	169
		女 F	139	100	143	156	154	153
スウェーデン	SWE	計 T	125	100	124	136	133	130
		男 M	129	100	126	143	141	136
		女 F	121	100	121	129	127	125
フィンランド	FIN	計 T	128	100	127	139	136	133
		男 M	136	100	132	150	148	150
		女 F	121	100	121	129	126	123
ノルウェー	NOR	計 T	134	100	134	148	149	143
		男 M	139	100	137	155	159	152
		女 F	127	100	130	139	138	132

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「賃金構造基本統計調査」

その他:Eurostat(2017.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計(公務, 防衛, 義務的社会保障を除く非農林漁業計)を対象。

(労働者の種類別) (29歳以下=100)

労働者の種類 / Type of workers		生産労働者/Production workers					管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers						
年齢階級/Age group		計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～	計 /Total	～29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～
(2016年)		製造業 <sup>2)</sup> /Manufacturing											
日本	JPN 計 T	120	100	122	135	133	90	146	100	132	158	178	113
	男 M	125	100	124	141	146	96	150	100	134	163	181	113
	女 F	99	100	104	103	99	81	118	100	114	129	128	90
(以下, 2014年)													
日本	JPN 計 T	122	100	124	138	136	90	148	100	132	161	182	119
	男 M	127	100	125	144	150	95	151	100	133	164	184	118
	女 F	100	100	104	105	100	84	117	100	116	126	129	98
		産業計 <sup>1)</sup> /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)											
イギリス	UK 計 T	116	100	120	125	123	113	142	100	151	163	156	142
	男 M	122	100	126	135	134	120	159	100	160	190	188	165
	女 F	97	100	98	96	97	91	127	100	139	140	131	119
ドイツ	DEU 計 T	125	100	131	135	134	117	160	100	158	180	180	177
	男 M	131	100	136	145	146	124	179	100	166	205	209	196
	女 F	113	100	115	117	116	110	141	100	146	154	153	153
フランス	FRA 計 T	117	100	119	121	121	125	144	100	134	154	164	196
	男 M	121	100	121	127	128	134	157	100	140	170	180	221
	女 F	108	100	109	109	109	115	131	100	127	138	144	164
イタリア	ITA 計 T	113	100	110	115	117	109	142	100	123	144	162	183
	男 M	116	100	112	120	124	117	152	100	127	156	177	202
	女 F	110	100	112	112	111	106	132	100	119	134	147	156
オランダ	NLD 計 T	138	100	152	158	160	153	158	100	161	186	185	184
	男 M	142	100	155	167	169	155	180	100	169	215	219	209
	女 F	128	100	140	141	139	143	138	100	152	158	153	149
ベルギー	BEL 計 T	116	100	113	120	123	120	141	100	132	155	166	182
	男 M	118	100	116	123	127	127	148	100	134	163	178	195
	女 F	111	100	108	113	115	111	134	100	129	146	152	158
デンマーク	DNK 計 T	124	100	134	136	133	128	153	100	155	176	175	174
	男 M	124	100	132	137	133	126	171	100	170	202	204	193
	女 F	118	100	125	129	127	126	140	100	143	157	156	155
スウェーデン	SWE 計 T	108	100	110	112	110	107	130	100	128	143	141	137
	男 M	108	100	109	113	111	107	141	100	134	158	158	153
	女 F	105	100	107	108	107	105	122	100	122	131	129	127
フィンランド	FIN 計 T	110	100	114	116	112	107	134	100	132	146	144	143
	男 M	114	100	115	120	119	116	150	100	141	167	167	168
	女 F	105	100	108	108	104	103	123	100	122	131	130	128
ノルウェー	NOR 計 T	112	100	114	118	119	113	140	100	140	156	157	151
	男 M	113	100	114	119	121	115	153	100	149	173	178	167
	女 F	110	100	109	115	116	113	129	100	131	141	139	134

2) 日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業を対象。比較の際は注意を要する。

## 5 賃金・労働費用

第5-14表 勤続年数別賃金格差

Table 5-14: Wage gap by length of service

産業計 <sup>1)</sup> /All industries(NACE Rev.2, B-S excluding O)				(勤続1~5年 <sup>2)</sup> =100)							
勤続年数/ length of service (years)			計 Total	1年未満 Less than 1 year	1~5 <sup>2)</sup>	6~9 <sup>2)</sup>	10~14	15~19	20~29	30~	
(2016年)											
日本	JPN	計	T	124.5	94.7	100	113.2	126.2	140.2	165.4	173.3
		男	M	127.6	95.0	100	113.7	127.9	142.3	164.3	167.1
		女	F	112.0	95.1	100	109.7	116.1	123.3	143.8	155.8
(以下, 2014年)											
日本	JPN	計	T	127.2	94.2	100	114.4	127.9	142.8	170.0	179.5
		男	M	130.4	94.0	100	114.7	130.1	143.7	168.6	173.0
		女	F	113.0	95.5	100	110.2	117.4	126.0	145.8	159.4
イギリス	UK	計	T	105.3	82.1	100	111.2	118.0	126.8	132.2	138.0
		男	M	106.6	78.9	100	114.2	122.5	132.3	137.4	133.3
		女	F	103.5	86.4	100	108.1	113.9	119.8	122.4	129.6
ドイツ	DEU	計	T	123.0	86.5	100	126.8	140.1	148.8	159.6	169.1
		男	M	124.1	84.5	100	129.0	143.3	151.9	159.7	166.8
		女	F	120.6	88.5	100	122.9	134.6	143.5	156.7	169.1
フランス	FRA	計	T	111.3	86.7	100	109.5	114.9	122.3	130.8	136.8
		男	M	112.0	84.2	100	111.0	116.4	122.2	132.5	136.2
		女	F	110.1	90.4	100	107.0	113.0	121.2	127.8	135.9
イタリア	ITA	計	T	109.8	90.3	100	108.9	115.0	128.1	132.8	146.0
		男	M	110.5	89.2	100	109.6	116.5	131.0	132.7	144.6
		女	F	108.1	90.8	100	108.1	113.9	123.2	128.1	141.2
オランダ	NLD	計	T	120.0	83.6	100	126.8	133.5	141.6	148.5	152.3
		男	M	123.5	83.4	100	130.2	140.7	149.8	155.7	150.8
		女	F	115.3	83.4	100	123.2	128.4	132.4	134.6	142.3
ベルギー	BEL	計	T	110.6	88.1	100	110.9	118.5	123.9	133.4	131.9
		男	M	111.1	86.9	100	111.3	118.7	124.4	134.5	133.0
		女	F	109.8	90.0	100	110.0	117.3	122.3	131.3	130.4
デンマーク	DNK	計	T	99.8	82.2	100	113.2	118.9	119.7	122.3	122.6
		男	M	101.1	81.4	100	117.0	124.0	127.5	130.6	128.0
		女	F	99.4	84.1	100	110.9	115.4	114.9	116.7	118.5
スウェーデン	SWE	計	T	103.9	81.3	100	109.1	110.9	111.8	106.8	103.4
		男	M	105.4	79.0	100	110.0	113.9	116.2	113.7	107.8
		女	F	103.3	85.5	100	107.6	108.7	109.2	105.6	105.7
フィンランド	FIN	計	T	104.1	86.9	100	107.4	111.9	116.9	113.3	108.0
		男	M	105.3	85.1	100	108.5	114.1	117.3	118.6	110.3
		女	F	103.0	89.6	100	106.0	110.4	114.3	108.6	104.7
ノルウェー	NOR	計	T	104.6	93.9	100	98.4	114.3	116.4	118.9	111.2
		男	M	105.0	89.3	100	97.0	115.3	117.8	120.8	110.5
		女	F	103.3	101.1	100	98.9	110.2	112.5	113.8	107.8

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「賃金構造基本統計調査」

その他: Eurostat(2017.10) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 規模10人以上の民営事業所を対象。日本は所定内給与額, 欧州は月間平均収入額(=monthly earnings)をもとに算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計を対象。

2) 日本の勤続1~5年欄は1年以上5年未満, 勤続6~9年欄は5年以上10年未満。

## 製造業/Manufacturing

(勤続1～5年<sup>2)</sup>=100)

勤続年数/ length of service (years)			計 Total	1年未満 Less than 1 year	1～5 <sup>2)</sup>	6～9 <sup>2)</sup>	10～14	15～19	20～29	30～
(2016年)										
日本	JPN	計 T	131.7	93.5	100	113.7	127.1	140.0	167.0	178.0
		男 M	133.7	93.0	100	114.0	129.3	143.3	167.1	174.5
		女 F	114.5	95.9	100	109.1	110.3	117.6	143.8	147.4
(以下, 2014年)										
日本	JPN	計 T	134.9	92.6	100	117.1	126.6	142.7	173.3	186.0
		男 M	137.2	91.8	100	117.2	130.1	145.8	173.7	181.5
		女 F	115.2	95.6	100	110.6	112.1	120.0	141.7	151.3
イギリス	UK	計 T	109.0	84.1	100	110.9	114.9	121.9	130.5	132.2
		男 M	109.7	82.8	100	111.9	115.2	122.4	131.9	131.1
		女 F	104.0	89.9	100	107.0	111.4	111.3	115.1	107.8
ドイツ	DEU	計 T	122.8	87.1	100	120.3	130.2	136.7	146.4	154.6
		男 M	122.4	88.4	100	119.5	129.2	136.3	143.2	148.5
		女 F	119.0	87.4	100	120.2	128.5	131.3	144.3	158.2
フランス	FRA	計 T	110.5	84.9	100	107.2	111.9	114.3	124.1	124.8
		男 M	112.2	84.9	100	108.3	114.5	114.8	125.8	127.1
		女 F	105.3	87.0	100	103.7	105.2	110.3	116.4	113.6
イタリア	ITA	計 T	107.6	90.1	100	103.4	110.8	117.7	124.0	128.3
		男 M	107.9	88.1	100	104.1	109.7	118.1	124.6	135.1
		女 F	106.1	97.7	100	102.6	112.3	111.5	116.0	121.6
オランダ	NLD	計 T	115.8	98.0	100	115.3	115.4	122.7	128.8	129.4
		男 M	115.1	98.6	100	113.3	117.5	121.7	126.3	124.8
		女 F	112.2	92.3	100	119.6	109.2	123.9	123.3	118.7
ベルギー	BEL	計 T	108.2	92.4	100	106.4	109.9	112.8	121.7	119.7
		男 M	109.3	92.3	100	106.8	111.0	114.1	124.1	122.4
		女 F	103.9	92.9	100	104.8	105.9	108.0	110.9	108.5
デンマーク	DNK	計 T	100.3	84.4	100	105.8	111.2	111.4	112.5	110.5
		男 M	100.7	84.8	100	106.5	111.6	113.1	114.6	112.8
		女 F	100.0	83.5	100	105.3	112.8	109.4	109.1	105.1
スウェーデン	SWE	計 T	103.1	77.3	100	103.2	108.3	106.7	103.8	100.2
		男 M	103.3	81.6	100	103.0	108.8	107.2	103.8	100.1
		女 F	102.0	71.8	100	103.8	106.3	104.9	101.3	98.5
フィンランド	FIN	計 T	104.9	84.6	100	104.4	109.1	112.6	113.1	107.2
		男 M	105.9	83.9	100	104.8	110.2	113.7	115.9	109.6
		女 F	101.7	86.8	100	103.3	106.4	108.4	103.9	96.5
ノルウェー	NOR	計 T	103.6	51.7	100	103.1	105.7	110.5	109.1	101.6
		男 M	103.8	52.0	100	103.0	105.9	111.3	109.8	101.9
		女 F	102.4	55.2	100	103.4	104.4	106.7	104.9	97.0

第5-15表 規模間賃金格差

Table 5-15: Wage gap by establishment size

		(1,000人以上=100)					
事業所・企業規模		規模計	5~29	30~99	100~499	500~999	1,000人以上
日本 <sup>1)</sup>	JPN	68.3	57.7	66.9	77.9	86.3	100
(製造業/manufacturing)		(73.8)	(60.5)	(65.1)	(75.2)	(86.1)	(100)
establishment size(employees)		Total	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000 or more
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	62.6	50.1	60.0	71.3	85.5	100
(製造業/manufacturing)		(64.5)	(48.0)	(56.5)	(65.6)	(70.5)	(100)
イギリス <sup>3)</sup>	UK	104.2	89.7	100.2	90.5	104.4	100
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU	68.7	65.7	68.4	78.6	85.6	100
イタリア <sup>3)</sup>	ITA	88.5	90.2	85.2	90.5	—	100
オランダ <sup>3)</sup>	NLD	96.2	94.0	98.9	119.7	117.2	100
デンマーク <sup>3)</sup>	DNK	100.4	122.6	139.2	111.4	111.3	100
フィンランド <sup>3)</sup>	FIN	100.3	—	121.8	109.2	—	100
ノルウェー <sup>3)</sup>	NOR	60.7	98.5	60.6	101.7	101.4	100

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年毎月勤労統計調査確報」  
 アメリカ:BLS(2017.1) *Quarterly Census of Employment and Wages*  
 欧州:Eurostat(2017.8) *Structure of Earnings Survey 2014*

(注) 原則、全産業を対象。

- 1) 2016年値。事業所規模別。規模計は5人以上、産業計は非農林漁業の常用労働者を対象。月間のきまって支給する給与(contractual cash earnings)より算出。
- 2) 2016年第1四半期の値。事業所規模別。規模計は1人以上、産業計は民営の非農林産業を対象。週当たり平均賃金(average weekly wage)より算出。
- 3) 2014年値。企業規模別。規模計は10人以上、産業計は行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業を対象。月間平均賃金総額(mean monthly earnings)より算出。

第5-16表 所得のジニ係数

Table 5-16: Gini coefficients of income inequality

		1990年頃	1995年頃	2000年頃	2005年頃	2010年頃	最新値(年)
		around 1990	around 1995	around 2000	around 2005	around 2010	latest (year)
日本	JPN	—	0.323	0.337	0.329	0.336	0.330 ('12)
アメリカ	USA	—	0.361	0.357	0.380	0.380	0.390 ('15)
カナダ	CAN	0.287	0.289	0.315	0.317	0.316	0.313 ('14)
イギリス	UK	0.355	0.337	0.352	0.335	0.351	0.360 ('15)
ドイツ	DEU	0.256	0.266	0.264	0.297	0.291	0.289 ('14)
フランス	FRA	—	0.277	0.287	0.288	0.303	0.297 ('14)
イタリア	ITA	0.279	0.327	0.323	0.324	0.327	0.326 ('14)
オランダ	NLD	0.292	0.297	0.292	0.284	0.283	0.303 ('15)
デンマーク	DNK	0.226	0.215	0.227	0.232	0.252	0.256 ('14)
スウェーデン	SWE	0.209	0.211	0.243	0.234	0.269	0.274 ('14)
フィンランド	FIN	0.215	0.220	0.254	0.265	0.264	0.260 ('15)
韓国	KOR	—	—	—	0.306	0.310	0.295 ('15)
オーストラリア	AUS	—	0.309	0.317	0.315	0.334	0.337 ('14)

資料出所 OECD Database“Income Distribution and Poverty” 2017年8月現在

(参考)

		2002年	2005	2008	2011	2014
日本	JPN	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759

資料出所 厚生労働省(2016.9)「平成26年所得再分配調査」

(注) ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島を3県を除く。

第5-17表 五分位階級所得割合<sup>1)</sup>

Table 5-17: Income share by quintiles

(年)		第1 十分位 Lowest 10%	第1 五分位 Lowest 20%	第2 五分位 Second 20%	第3 五分位 Third 20%	第4 五分位 Fourth 20%	第5 五分位 Highest 20%	第10 十分位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
									(%)
日本 <sup>2)</sup>	JPN (2014)	1.9	5.4	10.7	16.3	24.1	43.5	27.0	0.376
	(2011)	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379
	(2008a)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
日本	(2008b)	2.7	7.4	12.9	17.3	22.7	39.7	24.8	0.321
アメリカ	USA (2013)	1.7	5.1	10.3	15.4	22.7	46.4	30.2	0.410
カナダ	CAN (2010)	2.4	6.6	12.4	17.0	23.3	40.8	25.3	0.340
イギリス	UK (2012)	2.9	7.3	12.0	16.6	22.9	41.3	26.2	0.341
ドイツ	DEU (2011)	3.3	8.1	12.9	16.9	22.4	39.8	24.9	0.314
フランス	FRA (2012)	3.2	8.0	12.7	16.8	22.0	40.5	26.0	0.323
イタリア	ITA (2012)	2.0	6.2	12.3	17.2	23.3	41.0	25.5	0.347
スウェーデン	SWE (2012)	3.5	9.0	14.1	17.7	22.9	36.3	21.5	0.272
ロシア	RUS (2012)	2.8	6.9	11.1	15.2	21.5	45.3	29.7	0.377
中国	CHN (2012)	2.0	5.2	9.8	14.9	22.3	47.9	31.4	0.422
オーストラリア	AUS (2010)	2.8	7.3	11.8	16.1	22.7	42.0	26.5	0.347

資料出所 日本(2008a, 2011, 2014年):厚生労働省(2016.9)「平成26年所得再分配調査」

日本(2008b), その他の国:World dataBank (<http://databank.worldbank.org/>) “Poverty and Inequality Database” 2018年2月現在

- (注) 1) 五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。
- 2) 2011年は岩手、宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数2008年値は0.377。

5 賃金・労働費用

第5-18表 相対的貧困率<sup>1)</sup>

Table 5-18: Percentage of people with an income below 50% of median income

		(%)										
		年	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本 <sup>2)</sup>	JPN		—	13.7	15.3	15.7	16.0	—	16.1	—	—	—
アメリカ	USA		—	16.7	16.9	17.0	17.4	17.1	17.4	17.2	17.5	16.8
カナダ	CAN		11.9	11.8	12.0	12.3	13.1	13.1	13.3	13.3	12.6	—
イギリス <sup>4)</sup>	UK		13.7	10.5	11.0	12.0	11.0	10.4	10.5	10.4	10.5	10.9
ドイツ	DEU		5.5	7.2	7.6	9.1	8.8	8.7	8.4	9.1	9.5	—
フランス <sup>5)</sup>	FRA		—	7.6	7.2	7.2	7.9	8.0	8.5	8.0	8.2	—
イタリア <sup>6)</sup>	ITA		11.0	14.6	12.2	12.6	13.4	12.8	13.0	13.3	13.7	—
オランダ	NLD		5.7	6.9	6.6	7.8	7.2	—	7.8	7.8	7.7	7.9
ベルギー	BEL		—	—	—	9.2	9.9	9.7	10.0	9.8	9.1	—
デンマーク	DNK		6.2	4.7	5.1	5.3	6.0	5.8	5.4	5.4	5.5	—
スウェーデン <sup>6) 7)</sup>	SWE		3.6	3.7	5.3	5.3	9.1	9.7	—	8.6	9.0	—
フィンランド	FIN		5.6	4.2	5.3	6.6	7.2	7.5	6.5	7.1	6.8	6.3
韓国 <sup>2)</sup>	KOR		—	—	—	14.3	14.9	15.2	14.6	14.6	14.4	13.8
オーストラリア <sup>7)</sup>	AUS		—	11.4	12.2	13.2	14.4	—	14.0	—	12.8	—
ニュージーランド <sup>3) 8)</sup>	NZL		9.0	8.4	9.8	10.8	11.9	9.8	9.9	—	10.9	—
メキシコ <sup>5) 7) 9)</sup>	MEX		20.2	20.5	21.5	21.1	20.4	—	18.9	—	16.7	—

資料出所 OECD Database “Income distribution—Poverty”2017年8月現在

(注) 1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合である。

2) 2005年の欄は2006年の値。

3) 2010年の欄は2009年の値。

4) 1995年の欄は1994年の値。

5) 1995年の欄は1996年の値。

6) 1990年の欄は1991年の値。

7) 2005年の欄は2004年の値。

8) 2005年の欄は2003年の値。

9) 1990年の欄は1992年の値。

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates\*

		(%)										
		1985年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
全体	All	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子ども	Children	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9

\* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2017.6)「平成28年国民生活基礎調査の概況」

(注) OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。1994年は兵庫県、2015年は熊本県を除く。

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

第5-19表 最低賃金制度

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。</li> <li>地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で233件設定、適用使用者11万人、適用労働者319万人。2017年4月1日現在)。</li> </ul>	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別(都道府県別)</li> <li>特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別)</li> </ul>	全国一律	州内一律(一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	<地域別> 848円/時間 (全国加重平均、2017年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (ジョージア、ワイオミング) ～12.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。 (2018年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠法	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	審議会方式	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂)</li> <li>最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する。</li> </ul>	(定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律 (但し、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(25歳以上): 7.50ポンド/時間 (2017年4月～)	8.84ユーロ/時間 (2017年1月1日～)	9.88ユーロ/時間 (2018年1月1日～)  2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

	日本 <sup>1)</sup>	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。</p> <p>(1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者</p>	<p>[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・ 20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生</p> <p>20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)</p>	州により異なる。
影響率等	影響率11.0%(2016年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)(日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	被用者の2.7%(2009年)	—
罰則等	<p>(1) 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)</p>	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自営業者</li> <li>・ 学生の一部</li> <li>・ 軍人、漁師の一部等</li> </ul> <p>[減額措置]</p> <p>16～24歳</p> <p>21～24歳: 7.05ポンド/時,</p> <p>18～20歳: 5.60ポンド/時,</p> <p>16～17歳: 4.05ポンド/時,</p> <p>アプレントイスシップ (養成訓練)参加者 で、19歳未満、または 19歳以上で参加から1 年未満の者は3.50ポ ンド/時</p>	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者(18歳未満), 職業訓練実習生の一 部、長期失業者の就職 時(開始から6か月)等</li> </ul>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することが できない労働者(訪問販売 員などの一部)</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満</li> <li>・ 見習訓練生、研修生等</li> </ul> <p>17歳:10%減, 17歳未満:20%減, (但し、6か月以上勤務で 減額措置なし)</p> <p>職業訓練生、若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者:22～75%減</p>	—
影響率等	—	—	全被用者の10.6%(165万 人) (2017年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の 200%(労働者一人につ き2万ポンド以下)の罰 金、違反雇用主名の公 表	最高50万ユーロの罰金、公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一 人につ き、罰金 750ユー ロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト  
ドイツ: 連邦政府広報, 連邦労働社会省ウェブサイト  
フランス: 労働省ウェブサイト等

	カナダ	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン
最低賃金額	10.85 ～ 14.00 カナダドル/時 (2018年1月1日) 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額。	1,578,00/月 364,15/週 72,83/日 (通貨:ユーロ) (2018年1月～, 上記金額は22歳以上の者)	1,562.59 ユーロ/月 (2017年6月)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月以降据え置き)	858.55 ユーロ/月 (2018年1月～) (14か月分の賃金支払いを前提に設定される額(735.90ユーロ/月)を, 12か月換算したもの)
改定	毎年4月1日に改定(ノバスコシア州, ヌナブト準州, ユーコン準州)。毎年10月1日に改定(アルバータ州, オンタリオ州, プリンスエドワードアイランド州, サスカチュワン州)。毎年9月15日に改定(ブリティッシュ・コロンビア州)。	年2回(1月1日及び7月1日)改定。最賃額改定は原則, 協約賃金の平均上昇率を反映させている。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。だが経済情勢の悪化によって2012年7月にそれまでの876.62ユーロから683.76ユーロに引き下げられ, 以降据え置かれている。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向, 経済状況を勘案し政令によって改定。
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦, 住み込み介護労働者, 農業労働者, テレワーカー, 酒類給仕係, 管理職等, 訓練・就業体験期間中のもの, 障がい者, 若者, 学生など。	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16歳:65.5%減 15歳:70%減	公共部門の雇用者, 見習労働者, 訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減	民間企業雇用者のみに適用。公共部門は政府によって別途賃金水準が決められる。減額措置はなし。	若年者に対する減額措置はなし。
労働協約拡張適用制度	ケベック州のみあり	あり	あり	あり	あり

資料出所 カナダ:各州労働省, オランダ:政府, ベルギー:社会対話省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:雇用社会省, 各ウェブサイト

## 第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ポルトガル	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	676.67ユーロ/月 (2018年1月～)	7,530ウォン/時間 (2018年1月～)  影響率は全雇用者の 23.6 % (463万人, 2018年)	2,000元/月 (北京市・2017年9月 ～)	1,000リンギ/月 (半島部11州), 920リンギ/月 (サバ, サラワク州) (2016年7月～) <sup>2)</sup>
改定	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価動向、経済状況に応じて政府が法令により改定。	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	全国統一のものではなく、具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。	政府と有識者で構成される全国賃金審議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則。
適用除外・減額措置	軍人は適用除外。18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習使用期間中は最賃額の90%適用の減額措置あり(1年未満の契約労働者除く)。	学生アルバイトは適用除外。	家事労働者は適用除外。(公務員、法定機関職員は制度の対象としていない)
労働協約拡張適用制度	あり	なし	なし	なし

資料出所 ポルトガル: EU財団, 韓国: 雇用労働部, 最低賃金委員会, 中国: 人力資源・社会保障部, マレーシア: 首相府, 人的資源省, 各ウェブサイト

(注) 2) 2016年6月までは, 半島部11州900リンギ, サバ, サラワク州800リンギ。

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	310バーツ／日 (バンコクなど7県, 2017年1月～)	3,648,035ルピア／月 (ジャカルタ特別州・ 2018年1月～)	非農業: 512ペソ／日, 農業: 475ペソ／日 (マニラ首都圏・2017 年10月～) <sup>3)</sup>	513.00ルピー／日(デ リー・未熟練労働者, 2017年3月～)
改定	政労使からなる全国 賃金委員会(委員長: 労働次官)が日額最 低賃金額を審議して 政府に答申、閣議の 承認を経て決定。職 種別最賃もあり。	「最低生活水準」 (KHL, 単身の労働者 が1か月間に適正な生 活を送るのに必要な 費用)を踏まえ、州知 事令で決定。KHLは5 年に1回、政労使三者 構成の審議会で見直 す。最賃の前年から の上昇幅は、インフレ 率と経済成長率を基 にした計算式を用い て自動的に算出。必 要に応じ県、市単位 の最賃額を決めるこ ともできる。各地域ご とに業種別最賃の併 用も可能。	17の地域ごとに設置さ れた政労使からなる 地域三者賃金生産性 委員会(PTWPB)がそ れぞれ当該地域の最 賃を改定。不服のある 関係団体は、政労使 からなる国家賃金生 産性委員会に不服申 立が可能。	全国一律(中央政府: 52職種)と地域別(28 州・7中央直轄領等: 1,754職種)の最賃あ り(2013年)。審議会 方式と公示方式のい ずれかにより決定。審 議会方式では中央政 府又は州政府に政労 使三者構成の公正賃 金委員会が設置され、 審問が行われた後に 答申、この答申に基 づき政府が決定する。 5年を超えない期間ご とに見直し。
適用除外・減額 措置	中央・地方の行政機 関、農業、国営企業等 は適用除外。	企業規模10人未満、 土地と建物を除外し た純資産額2億ルピア 未満等の企業につい ては、25%を限度とし て減額。経営不振で 最賃支給が不可能な 企業は、最賃が発効 する10日前までに当 該地域の労働移住局 を通じて知事に免除 を申請することが可 能。	家事労働者、個人用 運転手、共和国法 9178号に基づく資格 を有する村落零細企 業に正式に登録され た労働者は適用除 外。ベッド数100以 下の民間病院、従業員 15人以下の小売・ サービス業の事業所、 常用従業員10人未満 の製造業事業所は、 農業と同じ475ペソ／ 日。最低賃金労働者 の所得税は免除。	全ての施設に適用さ れるものではなく、最 低賃金法別紙におい て特定された産業施 設およびその後に通 達によって追加され た産業施設における 労働者が対象となる。
労働協約 拡張適用 制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 タイ:労働省、インドネシア:労働省、フィリピン:労働雇用省、インド:労働・雇用省、デリー政府直轄地、各ウェブサイト

(注) 3) 緊急生活手当(COLA)を含む。

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	3,980,000ドン/月 (第1地域:ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域, 2018年1月~)	3,600チャット/日 (全国一律, 2015年9月~)	900,000キープ/月 (全国一律, 2015年4月~)	170ドル/月 (全国一律, 衣料・はき物製造業の工場労働者が対象, 2018年1月~)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。	政府(閣僚級)や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定に関わる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、15年6月に初めて最賃額が決定した。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定期間は不定期だが従来は3~4年に1度。	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定。
適用除外・減額措置	規定なし	15人未満の零細企業。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者。経済特区(SEZ)内について特例条項あり。	国際機関や大使館で就労する労働者。	衣料・はき物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外。
労働協約拡張適用制度	なし	なし	なし	なし

資料出所 ベトナム:労働傷病兵社会省, ミャンマー:労働・雇用・社会保障省, ラオス:労働社会福祉省, カンボジア:労働職業訓練省, 各ウェブサイト

第5-20表 最低賃金額の推移

Table 5-20: Changes in the minimum wage

(単位:各国通貨/local currency)

	基準	2010年	2014	2015	2016	2017	2018 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup>	JPN 時, h	730	780	798	823	848	848
アメリカ	USA 時, h	7.25 <sup>3)</sup>	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ <sup>4)</sup>	CAN 時, h	8.25～ 10.00	10.00～ 11.00	10.20～ 11.00	10.50～ 13.00	10.50～ 13.00	10.85～ 14.00
イギリス <sup>5)</sup>	UK 時, h						
一般(25～歳/age)		5.93	6.50	6.70	7.20	7.50	7.83
一般(21～24)		5.93	6.50	6.70	6.95	7.05	7.38
若年者(18～20)		4.92	5.13	5.30	5.55	5.60	5.90
若年者(16～17)		3.64	3.79	3.87	4.00	4.05	4.20
ドイツ	DEU 時, h	—	—	8.5	8.5	8.84	8.84
フランス <sup>6)</sup>	FRA 時, h	8.86	9.53	9.61	9.67	9.76	9.88
スペイン	ESP 月, m	738.85	752.85	756.70	764.40	825.65	858.55
ポルトガル	PRT 月, m	554.17	565.83	589.17	618.33	649.83	676.67
中国 <sup>7)</sup>	CHN 月, m						
深圳市/Shenzhen		1,100	1,808	2,030	2,030	2,130	2,130
上海市/Shanghai		1,120	1,820	2,020	2,190	2,300	2,300
北京市/Peking		960	1,560	1,720	1,890	2,000	2,000
韓国	KOR 時, h	4,110	5,210	5,580	6,030	6,470	7,530
マレーシア <sup>8)</sup>	MYS 月, m	—	900	900	1,000	1,000	1,000
タイ <sup>9)</sup>	THA 日, d	206	300	300	300	310	310
インドネシア <sup>10)</sup>	IDN 月, m	1,118,009	2,441,000	2,700,000	3,100,000	3,355,750	3,648,035
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL 日, d						
非農業/Non-agriculture		404	466	481	491	491	512
農業/Agriculture		367	429	444	454	454	475
インド <sup>12)</sup>	IND 日, d	203	329	348	353	374	513
ベトナム <sup>13)</sup>	VNM 月, m	1,340,000	2,750,000	3,100,000	3,500,000	3,750,000	3,980,000
ミャンマー	MMR 日, d	—	—	3,600	3,600	3,600	3,600
ラオス	LAO 月, m	569,000	626,000	900,000	900,000	900,000	900,000
カンボジア <sup>14)</sup>	KHM 月, m	61	100	128	140	153	170

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 2018年は1月時点の最低賃金額。

2) 各年改定後の地域別最低賃金額の全国加重平均値。

3) 2009年7月24日から。

4) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages), 適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

5) 2017年以降, 毎年4月に改定(従来は毎年10月)。なお, 2016年4月からの25歳以上向けの新設に伴い, 21～24歳が別区分となった。また, 2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。

6) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。

7) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

8) サバ, サラワク州を除く半島マレーシア11州。

9) バンコクなど7県。2013～2016年は全国一律。

10) ジャカルタ特別州。

11) マニラ首都圏。緊急生活手当(COLA)を含む。

12) デリー政府直轄地における, 未熟練労働者対象。

13) 第1地域(ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)。

14) 衣料・はき物製造業の最低賃金であり, 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

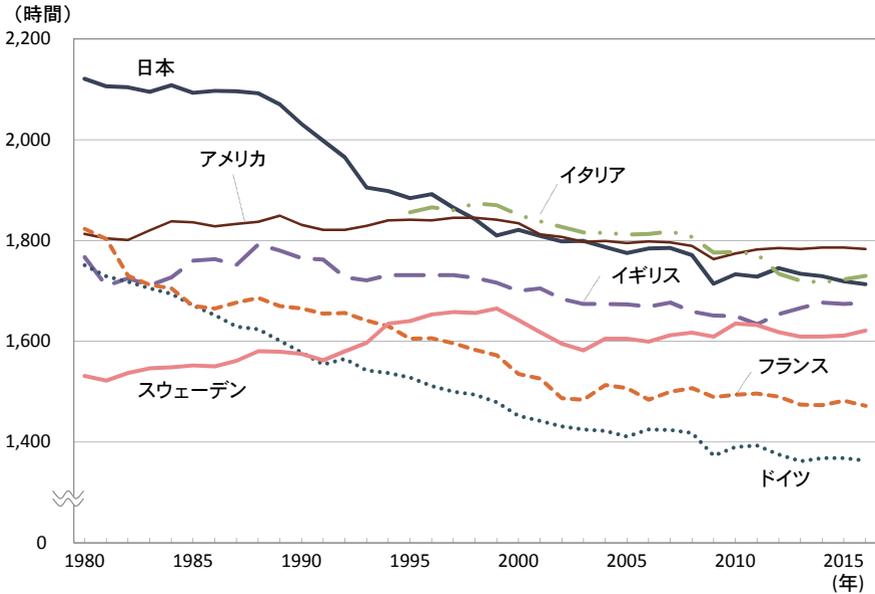


## 6. 労働時間・労働時間制度

### **Hours of Work and Working-time Arrangements**



## 6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



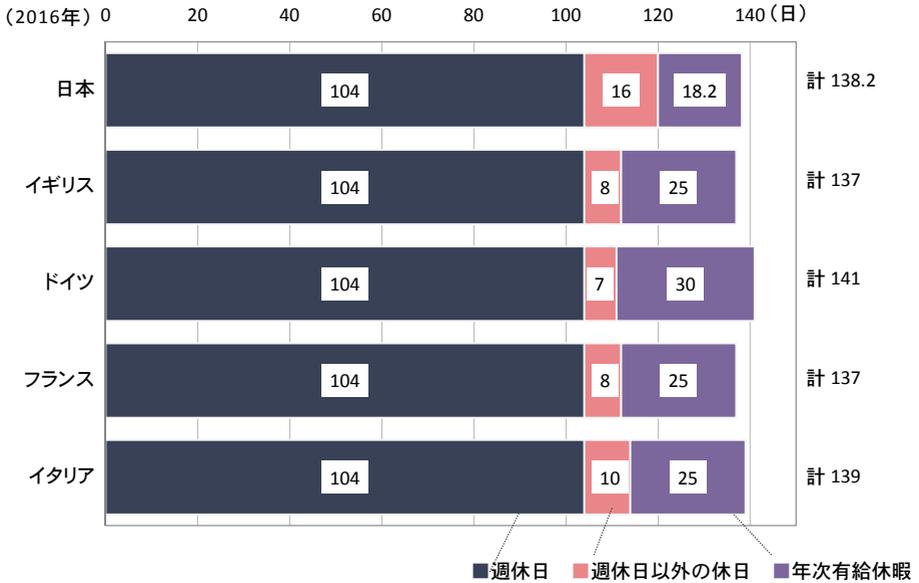
▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」(p.205)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、2009年には1,714時間を記録した。その後、若干増加したが、2016年は1,713時間となっている。主要諸外国についても減少、横ばい傾向を示しており、2016年はアメリカ1,783時間、イタリア1,730時間、イギリス1,676時間、スウェーデン1,621時間、フランス1,472時間、ドイツ1,363時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.210)を参照。

2016年の日本の年間休日数は138.2日で、イタリア（139日）、イギリス（137日）、フランス（同）、とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツの141日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、イギリス、フランス、イタリアが25日となっており、日本は平均付与日数でみて18.2日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>		(時間/Hours)						
年	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス UK	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス <sup>2)</sup> FRA	イタリア ITA	オランダ NLD
1990	2,031	1,831	1,797	1,765	1,578	1,665	—	1,451
1995	1,884	1,841	1,775	1,731	1,528	1,605	1,856	1,479
2000	1,821	1,834	1,779	1,700	1,452	1,535	1,851	1,462
2001	1,809	1,812	1,771	1,705	1,442	1,526	1,838	1,452
2002	1,798	1,807	1,754	1,684	1,431	1,487	1,827	1,435
2003	1,799	1,797	1,746	1,674	1,425	1,484	1,816	1,427
2004	1,787	1,799	1,759	1,674	1,422	1,513	1,815	1,448
2005	1,775	1,795	1,747	1,673	1,411	1,507	1,812	1,434
2006	1,784	1,798	1,745	1,669	1,425	1,484	1,813	1,430
2007	1,785	1,796	1,741	1,677	1,424	1,500	1,818	1,430
2008	1,771	1,789	1,735	1,659	1,418	1,507	1,807	1,430
2009	1,714	1,763	1,701	1,651	1,373	1,489	1,776	1,422
2010	1,733	1,774	1,703	1,650	1,390	1,494	1,777	1,421
2011	1,728	1,782	1,700	1,634	1,393	1,496	1,773	1,422
2012	1,745	1,785	1,713	1,654	1,375	1,490	1,734	1,413
2013	1,734	1,783	1,707	1,666	1,362	1,474	1,720	1,418
2014	1,729	1,786	1,704	1,677	1,368	1,473	1,717	1,429
2015	1,719	1,786	1,707	1,674	1,368	1,482	1,723	1,422
2016	1,713	1,783	1,703	1,676	1,363	1,472	1,730	1,430
年	ベルギー <sup>2)</sup> BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト リア AUS	ニュージ ーランド NZL
1990	1,663	1,441	1,575	1,769	1,503	2,677	1,780	1,809
1995	1,585	1,419	1,640	1,776	1,488	2,648	1,794	1,841
2000	1,595	1,466	1,642	1,742	1,455	2,512	1,779	1,836
2001	1,588	1,469	1,618	1,723	1,429	2,499	1,737	1,825
2002	1,583	1,463	1,595	1,714	1,414	2,464	1,732	1,826
2003	1,578	1,458	1,582	1,705	1,401	2,424	1,736	1,823
2004	1,573	1,458	1,605	1,707	1,421	2,392	1,734	1,830
2005	1,565	1,451	1,605	1,697	1,423	2,351	1,729	1,815
2006	1,572	1,456	1,599	1,693	1,420	2,346	1,721	1,795
2007	1,577	1,433	1,612	1,691	1,426	2,306	1,712	1,774
2008	1,570	1,430	1,617	1,685	1,430	2,219	1,717	1,761
2009	1,548	1,417	1,609	1,661	1,407	2,174	1,690	1,740
2010	1,546	1,422	1,635	1,668	1,415	2,163	1,692	1,755
2011	1,560	1,437	1,632	1,662	1,421	2,133	1,698	1,746
2012	1,560	1,423	1,618	1,650	1,420	2,109	1,689	1,734
2013	1,558	1,426	1,609	1,640	1,408	2,100	1,685	1,752
2014	1,556	1,414	1,609	1,636	1,427	2,075	1,681	1,762
2015	1,551	1,412	1,611	1,641	1,424	2,082	1,682	1,757
2016	—	1,410	1,621	1,653	1,424	2,069	1,669	1,752

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=ANHRS>) “Average annual hours actually worked per worker” 2018年1月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

- 1) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。
- 2) 2015年は推計値。

## 6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

＜雇用户/Dependent employment＞								(時間/Hours)	
年	日本 <sup>3)</sup> JPN	アメリカ USA	カナダ CAN	イギリス UK	ドイツ <sup>1)</sup> DEU	フランス <sup>2)</sup> FRA	イタリア ITA	オランダ NLD	
1990	—	1,832	1,782	1,700	1,490	1,536	—	1,434	
1995	1,910	1,845	1,768	1,695	1,442	1,489	1,680	1,424	
2000	1,853	1,833	1,772	1,680	1,360	1,428	1,696	1,394	
2001	1,836	1,812	1,764	1,683	1,353	1,423	1,685	1,390	
2002	1,825	1,807	1,752	1,668	1,345	1,389	1,672	1,378	
2003	1,828	1,797	1,737	1,648	1,339	1,388	1,653	1,372	
2004	1,816	1,800	1,754	1,642	1,335	1,415	1,657	1,390	
2005	1,802	1,796	1,746	1,650	1,324	1,411	1,646	1,371	
2006	1,811	1,799	1,743	1,644	1,344	1,390	1,652	1,363	
2007	1,808	1,797	1,740	1,658	1,346	1,407	1,652	1,359	
2008	1,792	1,794	1,736	1,642	1,340	1,416	1,653	1,363	
2009	1,733	1,771	1,703	1,638	1,289	1,399	1,616	1,354	
2010	1,754	1,782	1,707	1,632	1,310	1,404	1,616	1,350	
2011	1,747	1,791	1,706	1,621	1,315	1,407	1,615	1,351	
2012	1,765	1,792	1,720	1,638	1,301	1,403	1,580	1,341	
2013	1,746	1,790	1,714	1,656	1,291	1,389	1,567	1,346	
2014	1,741	1,792	1,712	1,667	1,300	1,387	1,566	1,355	
2015	1,734	1,791	1,713	1,663	1,301	1,399	1,578	1,347	
2016	1,724	1,789	—	1,694	1,298	1,383	1,586	1,359	
年	ベルギー BEL	デン マーク <sup>4)</sup> DNK	フィンラ ンド FIN	韓国 <sup>3)</sup> KOR	ニュー ーランド NZL				
1990	—	1,381	1,666	—	1,734				
1995	1,447	1,366	1,672	—	1,766				
2000	1,459	1,407	1,638	—	1,777				
2001	1,455	1,414	1,616	—	1,770				
2002	1,447	1,403	1,609	—	1,769				
2003	1,448	1,400	1,596	—	1,771				
2004	1,449	1,402	1,622	—	1,796				
2005	1,444	1,402	1,605	—	1,785				
2006	1,445	1,410	1,600	—	1,767				
2007	1,448	1,390	1,594	—	1,754				
2008	1,443	1,389	1,610	2,120	1,739				
2009	1,421	1,392	1,555	2,113	1,721				
2010	1,420	1,375	1,584	2,120	1,741				
2011	1,430	1,388	1,578	2,116	1,735				
2012	1,431	1,387	1,575	2,092	1,723				
2013	1,429	1,370	1,568	2,071	1,747				
2014	1,426	1,411	1,572	2,057	1,760				
2015	1,423	1,407	1,574	2,071	1,754				
2016	1,426	1,416	1,602	2,052	1,740				

3) 常用労働者5人以上の事業所が対象。

4) 2014～2015年は推計値。

第6-2表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

産業計/all activities		(週当たり時間)(Hours per week)									
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	備考 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup> (労調)	JPN	42.9	41.7	40.4	40.2	40.2	39.6	39.2	39.1	38.9	a, t
(毎勤)	JPN	35.6	34.7	33.7	33.6	33.9	33.6	33.5	33.3	33.2	a, e
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	34.3	33.8	33.4	33.6	33.7	33.7	33.7	33.7	33.6	a, e
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	31.0	30.8	30.3	30.5	30.6	30.4	30.5	30.5	30.2	b, e
イギリス <sup>5)</sup>	UK	41.8	41.3	41.1	41.1	41.3	41.3	41.3	41.3	41.4	a, e
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	42.8	42.7	41.7	41.8	41.6	41.4	41.4	41.2	41.2	a, e
フランス <sup>5)</sup>	FRA	41.4	39.6	39.8	39.8	39.6	38.9	38.8	38.8	39.1	a, e
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	40.5	39.8	39.9	39.7	39.6	39.4	39.2	39.1	39.4	a, e
中国 <sup>6)</sup>	CHN	44.9	47.8	47.0	46.2	46.3	46.6	46.6	45.5	—	a, e
香港 <sup>7)</sup>	HKG	48.0	48.0	48.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	44.0	a, t
韓国 <sup>8)</sup>	KOR	47.6	45.2	41.1	40.8	40.4	40.0	39.8	40.1	39.7	a, e
シンガポール <sup>9)</sup>	SGP	47.0	46.5	46.2	46.2	46.2	46.2	46.0	45.6	45.5	b, e
タイ <sup>10)</sup>	THA	—	—	45.0	46.0	46.0	44.0	44.0	43.0	44.0	a, e
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL	42.0	41.0	41.0	41.0	41.0	41.0	40.0	41.0	42.0	a, e
オーストラリア <sup>12)</sup>	AUS	35.4	34.6	34.2	33.8	34.1	33.8	34.0	33.9	33.3	a, e
ニュージーランド <sup>13)</sup>	NZL	32.2	32.7	32.3	32.8	32.7	33.0	33.2	33.3	33.1	b, e

資料出所 日本:総務省(2017.1)「労働力調査」,厚生労働省(2017.2)「平成28年毎月勤労統計調査」

アメリカ:BLS(2017.1) *Current Employment Statistics*

カナダ:カナダ統計局ウェブサイト (<http://www.statcan.gc.ca/>) 2017年11月現在

欧州:Eurostat Database (<http://ec.europa.eu/eurostat/data/>) 2017年11月現在

中国:国家統計局(2017.2)「労働統計年鑑」

香港:香港統計局ウェブサイト (<http://www.censtatd.gov.hk/>) 2017年11月現在

韓国:雇用労働部ウェブサイト (<http://www.moel.go.kr/>) 2017年11月現在

シンガポール:労働省ウェブサイト (<http://www.mom.gov.sg/>) 2017年11月現在

タイ:フィリピン:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年11月現在

オーストラリア:オーストラリア統計局 (<http://www.abs.gov.au/>) 2017年11月現在

ニュージーランド:統計局 (<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>) 2017年11月現在

(注) 1) 備考欄は、最新年次における調査対象区分。a:実労働時間(次頁参照), b:支払労働時間(次頁参照), e:雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t:就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。

2) 上段:非農林業。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段:事業所規模5人以上。

3) 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。産業計は時間外勤務を除き、製造業は時間外勤務を含む。

4) 時間外勤務を含む。

5) 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。

6) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2012年まで各年11月, 2013~2014年は9月, 2015年は年平均値。2000年の欄は2001年10月値。

7) 中位数。

8) 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。

9) 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所を対象。

10) 2010, 2013~2015年は、主にする仕事を対象。2016年は第3四半期。

11) 時間外勤務を含む。

12) 各年5月の数値。

13) 各年第1四半期の数値。時間外勤務を含む。

## 6 労働時間・労働時間制度

## 第6-2表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

製造業/Manufacturing		(週当たり時間) (Hours per week)									備考 <sup>1)</sup>
		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>2)</sup> (労調)	JPN	43.7	43.4	42.0	42.1	42.2	41.7	41.4	41.4	41.6	a, t
(毎勤)	JPN	37.8	38.2	37.3	37.2	37.7	37.5	37.7	37.7	37.6	a, e
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	46.0	45.3	44.9	45.5	45.9	46.1	46.5	46.1	46.2	a, e
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	38.4	38.0	36.7	37.2	37.5	37.1	37.1	37.5	37.5	b, e
イギリス <sup>5)</sup>	UK	41.3	41.4	41.3	41.3	41.3	41.5	41.4	41.5	41.5	a, e
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	40.8	41.2	40.1	40.4	40.2	40.1	40.0	40.0	40.0	a, e
フランス <sup>5)</sup>	FRA	39.9	38.4	38.5	38.7	38.5	38.1	37.8	37.9	38.2	a, e
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	39.4	38.9	39.0	38.9	38.7	38.6	38.4	38.4	38.7	a, e
中国 <sup>6)</sup>	CHN	44.7	51.1	49.0	48.1	48.2	48.9	48.7	47.1	—	a, e
香港 <sup>7)</sup>	HKG	48.0	48.0	48.0	45.0	45.0	45.0	44.0	44.0	44.0	a, t
韓国 <sup>8)</sup>	KOR	49.5	47.0	44.5	44.2	43.3	43.0	43.1	43.3	42.9	a, e
シンガポール <sup>9)</sup>	SGP	50.0	50.2	50.5	50.2	50.2	50.1	49.7	49.3	48.9	b, e
タイ <sup>10)</sup>	THA	—	—	49.0	51.0	50.0	48.0	48.0	47.0	49.0	a, e
フィリピン <sup>11)</sup>	PHL	—	44.0	44.0	43.0	43.0	44.0	43.0	43.0	45.0	a, e
オーストラリア <sup>12)</sup>	AUS	38.7	38.4	37.6	37.8	38.2	37.4	36.5	37.6	36.5	a, e
ニュージーランド <sup>13)</sup>	NZL	38.8	39.7	37.9	38.5	38.4	39.3	39.5	40.2	38.8	b, e

## 【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあつて実際に労働した時間数の中で、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

## 【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数の中で実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

第6-3表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

			(%)						
			2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	計 Total	28.1	23.1	22.7	21.6	21.3	20.8	20.1
		男 Male	38.1	32.0	31.6	30.5	30.0	29.5	28.6
		女 Female	13.8	11.1	10.6	9.8	9.7	9.5	9.1
アメリカ	USA	計 T	—	15.4	16.4	16.4	16.6	16.4	16.4
		男 M	—	20.7	21.8	—	—	—	—
		女 F	—	9.4	10.2	—	—	—	—
カナダ	CAN	計 T	12.4	10.8	11.2	10.9	10.3	10.4	10.2
		男 M	17.9	15.8	16.2	15.7	14.9	15.0	14.5
		女 F	6.2	5.4	5.6	5.5	5.1	5.3	5.4
イギリス	UK	計 T	12.5	11.6	11.9	12.3	12.5	12.3	12.2
		男 M	18.6	16.9	17.3	17.7	18.1	17.8	17.5
		女 F	5.4	5.4	5.7	6.1	6.1	6.0	6.2
ドイツ	DEU	計 T	13.9	11.7	11.2	10.5	10.1	9.6	9.3
		男 M	20.2	17.2	16.5	15.6	15.0	14.1	13.7
		女 F	6.3	5.2	5.0	4.7	4.6	4.4	4.1
フランス	FRA	計 T	11.6	11.7	11.5	10.7	10.3	10.1	10.5
		男 M	16.4	16.4	16.1	15.1	14.4	14.1	14.6
		女 F	6.1	6.5	6.5	6.0	5.9	5.8	6.1
イタリア	ITA	計 T	12.1	11.1	9.3	9.6	9.7	9.8	9.9
		男 M	16.4	15.1	12.7	13.0	13.1	13.2	13.3
		女 F	5.6	5.2	4.6	4.9	5.0	5.2	5.2
オランダ	NLD	計 T	7.9	8.4	8.2	8.6	8.9	8.7	8.7
		男 M	12.5	13.3	12.9	13.3	13.8	13.5	13.5
		女 F	2.1	2.6	2.8	3.1	3.2	3.2	3.2
デンマーク	DNK	計 T	8.9	8.5	8.6	8.7	8.3	8.4	7.5
		男 M	13.7	12.9	12.8	12.7	12.3	12.0	11.1
		女 F	3.4	3.6	4.0	4.3	3.8	4.3	3.5
スウェーデン	SWE	計 T	8.3	8.0	7.6	7.5	7.3	7.3	7.1
		男 M	12.3	11.4	10.6	10.5	10.1	10.1	9.9
		女 F	3.8	4.2	4.2	4.2	4.1	4.2	4.1
フィンランド	FIN	計 T	9.6	8.7	8.5	8.1	7.9	8.2	8.4
		男 M	13.6	12.4	12.7	12.1	11.5	11.9	12.2
		女 F	5.3	4.6	4.1	3.8	4.1	4.2	4.4
香港	HKG	計 T	—	37.7	33.9	32.2	30.8	30.1	—
		男 M	—	37.9	33.2	31.6	30.5	29.5	—
		女 F	—	37.4	34.6	32.7	31.1	30.6	—
韓国	KOR	計 T	—	37.9	35.4	30.7	32.4	32.0	—
		男 M	—	43.4	41.0	35.6	38.0	37.6	—
		女 F	—	30.1	27.6	24.0	24.7	24.5	—
オーストラリア	AUS	計 T	17.2	15.2	14.3	14.5	14.6	14.3	—
		男 M	24.6	21.8	20.6	20.7	21.1	20.4	—
		女 F	8.1	7.4	6.9	7.1	6.9	7.1	—
ニュージーランド	NZL	計 T	—	14.8	14.0	14.9	14.6	13.7	14.8
		男 M	—	21.7	20.5	21.5	21.3	20.2	21.3
		女 F	—	6.9	6.8	7.4	7.0	6.5	7.7

資料出所 日本：総務省(2017.1)「労働力調査」、アメリカ(2013年以降)：BLS(2017.2) *LFS from the CPS*、その他：ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2017年10月現在

(注) ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、上記掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者(パートタイムを含む)を対象。

6 労働時間・労働時間制度

第6-4表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

		(日/Days)			
	年度 FY	週休日 <sup>1)</sup> Holidays	週休日以外の休日 <sup>2)</sup> Public holidays	年次有給休暇 <sup>3)</sup> Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN (2016)	104	16	18.2	138.2
	(2015)	104	14	18.1	136.1
イギリス	UK (2016)	104	8	25	137
ドイツ	DEU (2016)	104	7	30	141
フランス	FRA (2016)	104	8	25	137
イタリア	ITA (2016)	104	10	25	139

資料出所 厚生労働省(2017.12)「平成29年就労条件総合調査」, Eurofound(2017.8) *Developments in working time 2015-2016*

- (注) 1) 週休日とは「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」を指し、ここでは完全週休2日制と仮定した。
- 2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。欧州は日曜日の祝日を除く。
- 3) 繰越日数を含まない。  
日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営法人を対象。平成29年調査による2016年の平均取得日数は9.0日、取得率は49.4%。  
欧州は、労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。
- ※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2016年における民間部門及び州・地方政府部門の平均付与日数は8日間(出所: U.S. Bureau of Labor Statistics (2017.9) *Employee Benefits in the United States, March 2017*)。

第6-5表 法定祝日<sup>1)</sup>

Table 6-5: Legal holidays

日本		アメリカ		カナダ <sup>2)</sup>	
1.1	元日	1.1	新年	1.1	新年
1.8	成人の日(1月第2月曜)	1.15	キング牧師誕生日	3.30	聖金曜日
2.11	建国記念の日	2.19	大統領記念日	4.2	復活祭翌日の月曜 (イースターマンデー, 以降略)
3.21	春分の日	5.28	戦没者追悼日	5.21	ビクトリア女王誕生日
4.29	昭和の日	7.4	独立記念日	7.1	建国記念日
5.3	憲法記念日	9.3	勤労感謝の日	7.2	建国記念日(振替休日)
5.4	みどりの日	10.8	コロンブス記念日	8.6	市民の日
5.5	こどもの日	11.11	退役軍人の日	9.3	勤労感謝の日
7.16	海の日(7月第3月曜)	11.22	感謝祭	10.8	感謝祭
8.11	山の日	12.25	クリスマス	11.11	戦没者追悼日
9.17	敬老の日(9月第3月曜)			11.12	戦没者追悼日(振替休日)
9.23	秋分の日			12.25	クリスマス
10.8	体育の日(10月第2月曜)			12.26	ボクシングデー
11.3	文化の日				
11.23	勤労感謝の日				
12.23	天皇誕生日				

イギリス <sup>2)3)</sup>		ドイツ <sup>4)</sup>		フランス <sup>5)</sup>		イタリア <sup>6)</sup>	
1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年	1.1	新年
3.30	聖金曜日	3.30	聖金曜日	4.2	復活祭翌日の月曜	1.6	主顕節
4.2	復活祭翌日の月曜	4.2	復活祭翌日の月曜	5.1	メーデー	4.1	復活祭
5.7	アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1	メーデー	5.8	第二次大戦戦勝記念日	4.2	復活祭翌日の月曜
5.28	スプリング・バンク・ホリデー	5.10	キリスト昇天祭	5.10	キリスト昇天祭	4.25	解放記念日
8.27	サマー・バンク・ホリデー	5.21	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.21	聖霊降臨祭(翌日の月曜)	5.1	メーデー
12.25	クリスマス	10.3	ドイツ統一記念日	7.14	革命記念日	6.2	共和国記念日
12.26	ボクシングデー	12.25	クリスマス ～26	8.15	聖母昇天祭	6.29	聖ペテロとパウロの日
				11.1	万聖節	8.15	聖母昇天祭
				11.11	第一次大戦休戦記念日	11.1	万聖節
				12.25	クリスマス	12.8	聖母受胎祭
						12.25	クリスマス
						12.26	クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2017.12)「世界のビジネスニュース(通商弘報)―世界の祝祭日」

- (注) 1) 日付は2018年の状況。祝日が日曜日の場合、翌月曜日は振替休日となる(2018年は2/12, 4/30, 9/24, 12/24)。原則、全国一律の祝祭日を記載。
- 2) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
- 3) 4/2はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
- 4) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。
- 5) 聖霊降臨祭(LUNDI DE PENTECÔTE)は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。
- 6) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが、国の法律に定められているため記載。そのほかロンバルディア祭(8/16)、聖アンブロージョの日(12/7)など、地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(1947年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業、伐採業、畜産業、水産業(林業を除く)</li> <li>・管理監督または機密の事務を取扱う者</li> <li>・監視または断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者</li> </ul> (他の法律の適用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・船員</li> <li>・公務員</li> </ul>	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンプション)</li> <li>・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者</li> <li>・水産業の被用者</li> <li>・一定の条件の下で雇用された農業労働者</li> <li>・小規模地方新聞社の被用者</li> <li>・小規模な独立公共電話会社の交換手</li> <li>・アメリカ船以外の船員</li> <li>・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者</li> <li>・犯罪捜査官</li> <li>・コンピュータ関連職</li> </ul>	[適用除外] <ul style="list-style-type: none"> <li>・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等</li> <li>・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者</li> <li>・家事使用人</li> <li>・労働者により署名された書面による個別のオプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる。</li> </ul>

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法、 連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10条 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合は、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。) (労働法典L3121-18条)	
適用関係	[適用除外] ・ 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・ 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・ 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・ 聖職者(他の法律の適用) ・ その他別の法律の適用がある者として、(1)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(2)船員(船員法による)等  ※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者	[法定労働時間の適用除外] ・ 国有企業(ガス、電気、国鉄等) ・ 商業代理人(判例、学説) ・ 家事使用人(判例、学説) ・ 住込み不動産管理人 ・ 守衛(判例、学説) ・ 取締役 ・ 上級幹部職員(幹部職カードル) ・ 家内労働者	[適用除外] ・ 空路、鉄道、道路、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 [加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)] ・ 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・ 家族労働者 ・ 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者  [労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休息を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)] ・ 保安、監視の業務等

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制</li> </ul>	<p>特定の業種、企業に関して特例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等）。</li> <li>小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。</li> <li>タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間（年間14週を限度）等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。</li> <li>警備産業の場合。</li> <li>役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる。</li> <li>労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。</li> </ul>
弾力的労働時間制度	<p>労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。</p> <p>[1か月単位] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。</p> <p>[1年単位] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。</p> <p>[1週間単位] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。</p> <p>上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間（1か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。</p>	<p>[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。</p> <p>[52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される）、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。</p> <p>1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。 これを怠った場合又は2,240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。</p>	<p>基準期間には17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。</p> <p>週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52時間まで労使協定により延長可）。</p>

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	<p>・定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている(例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降)。 (労働法典L3121-9条)</p>	<p>使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる。</p>
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内(労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる(但し、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内)。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。 (労働法典L3121-34条～L3121-36条)</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル(数週単位の期間)ごとに同様の形で繰り返される労働について、 (1)継続的に操業される企業において、 (2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは異義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制(1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下)の適用は除外されない。</p>	<p>週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。</p>

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>[上限規制]</p> <p>36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示)</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法定8時間以上時間外労働:25%以上</p> <p>(1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。</p> <p>(2) 1か月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を25%から50%以上に引上げ(中小企業は当分の間、適用猶予)(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)</p> <p>(3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)</p> <p>深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上)</p> <p>休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:深夜労働との重複は60%以上)</p>	<p>[上限規制]</p> <p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>50%</p>	<p>[上限規制]</p> <p>週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない。</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>[割増賃金率]</p> <p>法令上の規定なし</p>

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>[上限規制] 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的な長時間の手待時間がある場合(労働協約又は事業所協定の定めが必要)、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を越えてはならない(7条)。</p> <p>緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい(14条)。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる(15条)。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p> <p>一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止。</p>	<p>[上限規制] 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引上げられた。 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常は残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間(同じ週で、48時間、12週平均で週44時間)を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。 (労働法典D3121-14-1条) (労働法典L3121-22条)</p> <p>[割増賃金率] 25%(労働法典L3121-22条)</p> <p>従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決(2007年8月1日)により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した(企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり)。 (労働法典L3121-22条)</p>	<p>[上限規制] 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(算定基準期間は4か月以内)。</p> <p>24時間につき最低連続11時間の休憩時間(裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間)。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。</p> <p>[割増賃金率] 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。</li> <li>(2) 週休は少なくとも継続する24時間。</li> <li>(3) 日曜日に与えなければならない。</li> </ol> <p>但し、一定の場合に適用除外あり。</p> <p>[割増賃金率] 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。(2009年の法改正以降) (労働法典 L3132-27条)</p>	

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)  ・ 2016年の労働者1人平均付与日数は18.2日、うち取得日数は9.0日、取得率は49.4% (厚生労働省2017年就労条件総合調査)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次有給休暇は、分割して取得することができる。</li> <li>・ 年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能。</li> <li>・ 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。</li> <li>・ 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。</li> </ul>
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日)、週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)(労働法典L3141-3条)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。(労働法典L3141-4条)	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。(労働法典L3141-13条)	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。但し、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があったが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となった。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」、「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、日本:労務行政研究所「平成26年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk、ドイツ:連邦労働社会省及び法務省、フランス:労働省及び政府公共サービスサイト、EU:欧州委員会及び各国ウェブサイト等

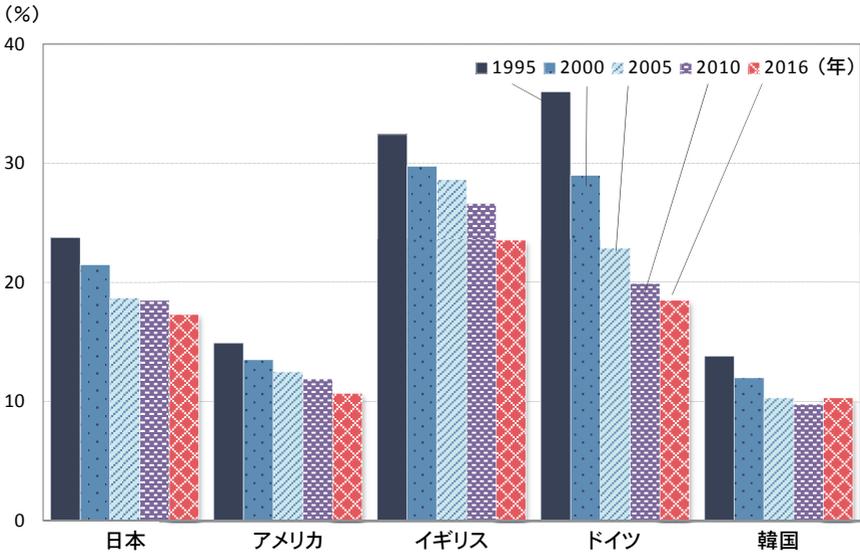


# 7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations  
and Occupational Accidents**



## 7-1 労働組合組織率の推移



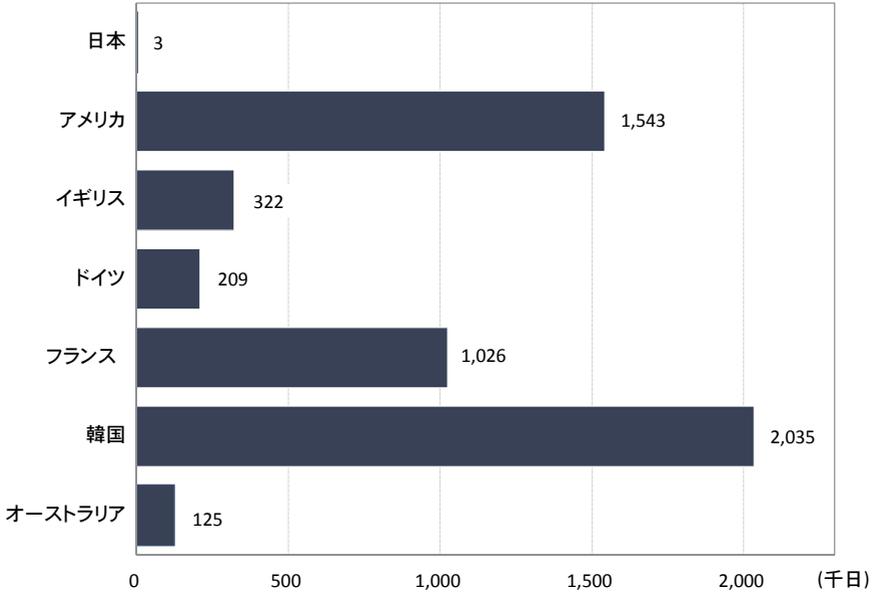
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表 労働組合員数・組織率(各国公式統計) (p.225)を参照。

2016年の主要国の労働組合組織率は、イギリスが23.5%で最も高く、次いでドイツ18.4%、日本17.3%、アメリカ10.7%、韓国10.3%となっている。

また、1995年から2016年までの時系列変化をみると、ほとんどの国で組織率は低下傾向にある。同期間に、日本は6.5ポイント、ドイツは17.6ポイント組織率が低下した。

## 7 労働組合・労使関係・労働災害

### 7-2 労働争議による労働損失日数



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.227)を参照。

(注) フランスは2014年、その他の国は2016年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較ができないことに留意が必要である。2016年の労働損失日数はアメリカが154万日、韓国204万日、イギリス32万日、ドイツ21万日、オーストラリア13万日となっている。なお、フランスは2014年の統計で103万日であった。一方、日本は労働損失日数が3千日と少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
		1995年	2000	2005	2010	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN								
組合員数/Membership		12,614	11,539	10,138	10,054	9,875	9,849	9,882	9,940
組織率/Density rates		23.8	21.5	18.7	18.5	17.7	17.5	17.4	17.3
アメリカ <sup>2)</sup>	USA								
組合員数/Membership		16,360	16,258	15,685	14,715	14,528	14,576	14,795	14,555
組織率/Density rates		14.9	13.5	12.5	11.9	11.3	11.1	11.1	10.7
イギリス	UK								
組合員数/Membership		7,113	7,119	7,083	6,589	6,490	6,458	6,491	6,216
組織率/Density rates		32.4	29.8	28.6	26.6	25.6	25.0	24.7	23.5
ドイツ <sup>3)</sup>	DEU								
組合員数/Membership		11,242	9,740	8,344	7,737	7,693	7,665	7,661	7,624
組織率/Density rates		36.0	29.0	22.8	19.9	19.4	19.2	19.0	18.4
フランス	FRA								
組合員数/Membership		1,780	1,781	1,779	1,823	1,842	1,848	—	—
組織率/Density rates		8.7	8.0	8.0	8.0	8.1	7.9	—	—
韓国	KOR								
組合員数/Membership		1,615	1,527	1,506	1,643	1,848	1,905	1,938	1,966
組織率/Density rates		13.8	12.0	10.3	9.8	10.3	10.3	10.2	10.3
シンガポール <sup>4)</sup>	SGP								
組合員数/Membership		235	314	450	550	655	687	719	741
組織率/Density rates		13.8	14.5	19.4	17.7	18.8	18.9	19.7	20.2
マレーシア <sup>4)</sup>	MYS								
組合員数/Membership		707	734	761	803	915	931	913	928
組織率/Density rates		9.2	7.9	7.6	6.8	6.8	6.7	6.5	6.6
フィリピン	PHL								
組合員数/Membership		3,587	3,788	1,910	1,714	1,884	1,945	—	—
組織率/Density rates		30.2	27.2	11.7	8.7	8.5	8.7	—	—
オーストラリア	AUS								
組合員数/Membership		2,252	1,902	1,912	1,788	1,748	1,570	—	—
組織率/Density rates		32.7	24.7	22.4	18.3	17.0	15.1	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2017.12)「労働組合基礎調査(平成29年,時系列表)」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2018.1) *Union Members in 2017*イギリス:ビジネス・イノベーション・技術省(2017.5) *Trade Union Membership 2016*ドイツ:ハンス・ベックラー財団(<http://www.boeckler.de/>) 2017年12月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>) 2017年12月現在

韓国:雇用労働部(2017.12)「2016年全国労働組合組織の現状」

シンガポール:労働省(2017.6) *Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2017*

マレーシア:統計局,人的資源省ウェブサイト 2018年1月現在

フィリピン:統計機構(2015.10) *Yearbook of Labor Statistics 2015*オーストラリア:統計局(<http://www.abs.gov.au>) 2018年1月現在

(注) 1) 2017年6月末の組合員数は約998万人,組織率は17.1%。

2) 2017年の組合員数は1,481万7千人,組織率は10.7%。

3) 組合員数はDGB(独労働総同盟), DBB(独官吏連盟), CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。

4) 組織率は政府公表の組合員数を,政府公表の雇用者数で除した値。

第7-2表 労働組合組織率（ILOデータベース）

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		(%)							
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
日本	JPN	21.5	18.7	18.3	17.9	17.7	17.5	17.4	17.3
アメリカ	USA	12.9	12.0	11.9	10.8	10.8	10.7	10.6	10.3
カナダ	CAN	30.1	29.8	29.3	29.3	29.2	28.4	28.6	28.4
イギリス	UK	29.8	28.6	26.6	26.1	25.6	25.0	24.7	23.5
ドイツ	DEU	24.6	21.5	18.9	18.3	18.0	17.7	17.6	17.0
フランス	FRA	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.0	7.9	—
イタリア	ITA	34.4	33.3	35.5	36.3	36.8	36.4	35.7	34.4
オランダ	NLD	22.6	21.0	19.3	18.8	18.2	18.1	17.7	17.3
ベルギー	BEL	56.2	53.7	53.8	55.0	55.1	53.8	54.2	—
デンマーク	DNK	73.6	70.9	69.2	69.8	69.3	69.3	68.6	67.2
スウェーデン	SWE	79.0	75.7	68.2	67.5	67.7	67.3	67.0	—
フィンランド	FIN	74.6	70.4	68.3	67.3	66.3	66.7	66.5	64.6
ノルウェー	NOR	54.1	54.7	53.6	53.1	51.8	52.5	52.5	—
ロシア <sup>1)</sup>	RUS	—	43.7	37.1	32.7	31.9	31.2	30.5	—
オーストリア	AUT	36.9	33.8	28.9	28.0	27.8	27.7	27.4	26.9
スイス	CHE	20.2	19.3	17.6	16.6	16.6	16.1	15.7	—
アイルランド	IRL	38.0	33.8	32.5	31.1	29.5	27.3	26.5	24.4
ギリシャ <sup>2)</sup>	GRC	24.9	24.1	22.2	—	23.0	—	—	18.6
スペイン	ESP	16.5	14.5	17.2	17.0	16.8	15.6	13.9	—
ポルトガル	PRT	21.6	21.6	19.8	18.9	—	17.1	16.3	—
香港	HKG	—	22.4	24.6	24.8	24.8	24.3	25.3	26.1
韓国	KOR	11.4	9.9	9.7	10.1	10.2	10.2	10.1	—
シンガポール	SGP	16.1	19.4	18.0	19.4	20.4	20.8	21.2	—
マレーシア	MYS	10.7	10.0	9.1	9.3	9.4	9.2	8.8	8.8
フィリピン	PHL	27.1	11.7	8.7	8.5	8.5	8.7	—	—
インド <sup>3)</sup>	IND	—	13.8	12.9	12.8	—	—	—	—
オーストラリア	AUS	24.7	22.4	18.3	18.2	17.0	15.1	15.0	14.5
ニュージーランド	NZL	22.4	22.3	21.4	20.3	19.4	18.5	17.9	—
ブラジル <sup>4)</sup>	BRA	—	18.9	17.5	16.9	16.2	16.9	19.5	18.9
メキシコ	MEX	—	—	14.2	13.5	13.6	13.5	12.9	12.5

資料出所 ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2018年3月現在

(注) 原則、雇用者を対象。国によってデータ収集手法、定義、計算法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2005年の欄は2006年の数値。

2) 2000年の欄は2001年、2005年の欄は2004年の数値。

3) 2005年の欄は2004年、2010年の欄は2009年、2012年の欄は2011年の数値。

4) 2010年の欄は2011年の数値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes		(件/cases)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	50	38	28	38	31	27	39	31
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	22	11	19	19	15	11	12	15
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	260	174	149	282	165	153	237	179
イギリス <sup>4)</sup>	UK	116	92	149	131	114	155	106	101
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	270	131	158	367	1,384	637	1,618	718
フランス <sup>6)</sup>	FRA	699	—	—	—	—	—	—	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	654	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	14	5	2	8	11	—	—	—
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	2,575	—	2	6	3	2	5	—
香港 <sup>10)</sup>	HKG	1	3	2	1	7	3	2	3
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	287	86	65	105	72	111	105	120
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	3	2	0	0	0	0	—	—
タイ	THA	9	3	14	12	11	8	6	6
インドネシア	IDN	96	82	196	51	239	233	10	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	26	8	2	3	1	2	5	15
インド <sup>14)</sup>	IND	456	371	370	318	258	317	184	—
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	462	215	186	197	215	187	224	254
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	60	18	12	10	6	13	—	—
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	299	446	554	877	2,050	—	—	2,093

労働争議参加人員/Number of workers involved		(千人/thousand people)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	4	2	2	1	2	15	13	2
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	100	45	113	148	55	34	47	99
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	199	58	91	137	206	80	434	49
イギリス <sup>4)</sup>	UK	93	133	1,530	237	395	733	81	154
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	17	12	11	22	67	58	230	215
フランス <sup>6)</sup>	FRA	60	—	—	—	—	—	—	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	961	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	1	3	7	6	3	—	—	—
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	85	—	1	1	0	1	1	—
香港 <sup>10)</sup>	HKG	0	0	0	0	1	0	0	0
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	118	40	33	134	113	133	77	225
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	1	0	0	0	0	0	—	—
タイ	THA	3	2	7	4	8	4	2	3
インドネシア	IDN	57	2	55	14	32	16	4	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	8	3	4	0	0	0	1	3
インド <sup>14)</sup>	IND	2,914	1,074	735	1,307	1,838	1,156	627	—
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	241	55	134	143	132	56	73	106
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	18	—	2	5	0	2	—	—
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	2,027	1,583	2,050	1,772	2,017	—	—	—

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand days)							
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 <sup>1)</sup>	JPN	6	23	4	4	7	20	15	3
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	1,736	302	1,020	1,131	290	200	740	1,543
カナダ <sup>3)</sup>	CAN	4,148	1,202	1,351	904	1,499	1,711	1,807	500
イギリス <sup>4)</sup>	UK	224	365	1,390	249	444	788	170	322
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	19	25	70	86	150	155	1,092	209
フランス <sup>6)</sup>	FRA	1,997	3,850	983	780	—	1,026	—	—
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	907	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	1	29	0	37	7	—	—	—
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	86	—	0	2	0	5	10	—
香港 <sup>10)</sup>	HKG	0	0	1	0	13	0	0	0
韓国 <sup>11)</sup>	KOR	848	511	429	933	638	651	447	2,035
マレーシア <sup>12)</sup>	MYS	5	0	0	0	0	0	—	—
タイ	THA	46	50	212	39	93	175	88	33
インドネシア	IDN	766	11	234	29	131	149	37	—
フィリピン <sup>13)</sup>	PHL	123	34	4	1	1	1	4	116
インド <sup>14)</sup>	IND	29,665	23,131	14,458	12,937	12,645	11,088	2,921	—
オーストラリア <sup>15)</sup>	AUS	228	127	242	273	131	71	83	125
ニュージーランド <sup>16)</sup>	NZL	30	—	5	79	0	1	—	—
ブラジル <sup>17)</sup>	BRA	28,911	33,116	42,720	47,707	26,746	—	—	—

資料出所 日本:厚生労働省(2017.11)「労働争議統計調査(時系列表)」

その他:ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2017年12月現在, 厚生労働省「海外情勢報告」, 各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上のス(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1,000人未満の争議, 1日に満たない争議を除き, 件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し, かつ, 労働損失日数が10労働日以上争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 1日に満たない争議, 10人未満の争議を除く(但し, 労働損失日数が100労働日を超える場合は含まれる)。件数は政治的スを除く。
- 5) 参加人員10人以上, 全日以上の争議。
- 6) 争議件数は事業所単位。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は従業員10人以上の全ての事業所が対象。
- 7) 労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 半日に満たない争議を除く。
- 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 政治的なス及び10人未満の争議を除く。2014年及び2015年は暫定値。
- 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の公表値。
- 16) 件数は, 労働損失日数が5日に満たない争議を除く。部分ス及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) DIEESE *Balanço das Greves*(各年版)による。ストライキのみ。件数は, 参加人員が不明のものを含む。損失日数は, 1日8時間を基準として計算。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(負傷者数・死亡者数:千人/thousand people)					(労働損失日数:千日/thousand days)			
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
日本 <sup>1)</sup>	JPN									
	負傷者数 <sup>a)</sup>	118.8	106.6	116.9	118.5	117.1	118.5	115.3	117.0	
	死亡者数 <sup>b)</sup>	1.5	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9	
アメリカ <sup>2)</sup>	USA									
	負傷者数	1,235	1,191	1,181	1,154	1,162	1,157	1,154	1,123	
	死亡者数	5.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.8	4.8	5.2	
カナダ	CAN									
	傷病者数	337.9	249.9	249.5	245.4	241.9	239.6	232.6	236.7	
	死亡者数	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	
イギリス <sup>3)</sup>	UK									
	負傷者数	148.0	116.7	111.3	80.4	78.7	77.3	73.4	70.1	
	死亡者数	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	労働損失日数 <sup>c)</sup>	6,411	4,503	4,533	5,186	4,436	4,073	4,489	5,532	
ドイツ <sup>4)</sup>	DEU									
	負傷者数	1,030	1,045	1,007	—	959	955	944	—	
	死亡者数	0.9	0.7	0.7	—	0.6	0.6	0.6	—	
フランス <sup>5)</sup>	FRA									
	負傷者数	699.2	658.8	669.9	640.9	618.3	621.1	624.5	626.2	
	死亡者数	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
	労働損失日数	33,252	37,195	38,322	37,823	37,496	38,561	39,617	40,609	
イタリア <sup>6)</sup>	ITA									
	負傷者数	555.5	—	402.9	357.8	326.5	311.3	296.2	291.1	
	死亡者数	0.9	—	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
	労働損失日数	13,109	—	9,748	11,577	11,005	10,578	10,004	9,024	
スウェーデン	SWE									
	負傷者数	31.7	28.3	28.7	29.9	30.5	30.3	31.8	33.6	
	死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ロシア	RUS									
	負傷者数	—	—	—	—	33.9	29.9	27.0	—	
	死亡者数	3.1	2.0	1.8	1.8	1.7	1.5	1.3	—	
	労働損失日数	2,499	2,188	2,111	1,841	1,687	1,525	1,374	—	
中国 <sup>7)</sup>	CHN									
	負傷者数	—	1,135	1,195	1,167	1,176	1,139	1,067	—	
	死亡者数	—	5.2	5.8	6.3	7.2	7.3	8.2	—	
香港	HKG									
	負傷者数	44.1	41.7	40.4	39.7	37.8	37.3	35.7	—	
	死亡者数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	
	労働損失日数	408	333	311	306	299	301	314	—	
韓国	KOR									
	負傷者数	85.4	98.6	93.3	92.3	91.8	90.9	90.1	—	
	死亡者数	2.5	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	—	
シンガポール	SGP									
	負傷者数	3.4	10.3	10.1	11.1	11.8	13.5	12.3	12.9	
	死亡者数	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	労働損失日数	51	533	565	583	725	679	685	697	

a) number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury;

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(負傷者数・死亡者数: 千人/thousand people)				(労働損失日数: 千日/thousand days)			
		2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
マレーシア <sup>8)</sup>	MYS								
負傷者数		61.2	57.6	43.1	41.3	41.5	—	39.0	—
死亡者数		—	1.1	0.5	0.3	0.3	—	0.3	—
労働損失日数		—	—	2,756	2,922	3,141	—	1,477	—
タイ	THA								
負傷者数		212.8	145.9	129.0	131.1	111.3	99.6	95.1	—
死亡者数		1.4	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	—
インドネシア <sup>9)</sup>	IDN								
負傷者数		—	98.7	99.5	103.1	103.3	105.2	—	—
死亡者数		—	2.2	2.2	2.4	2.4	2.4	—	—
フィリピン <sup>10)</sup>	PHL								
負傷者数		—	—	20.5	—	20.4	—	17.7	—
死亡者数		—	—	0.2	—	0.3	—	0.2	—
労働損失日数		—	—	169	—	110	—	—	—
インド <sup>11)</sup>	IND								
負傷者数		14.2	30.0	28.4	28.4	—	—	—	—
死亡者数		0.6	1.5	1.4	1.4	—	—	—	—
オーストラリア <sup>12)</sup>	AUS								
負傷者数		105.4	92.3	94.7	105.5	107.2	99.0	110.3	104.8
死亡者数		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—
ニュージーランド <sup>13)</sup>	NZL								
負傷者数		26.6	20.2	—	15.4	—	—	25.0	—
死亡者数		0.1	0.1	—	0.0	—	—	0.0	—
労働損失日数		1,935	1,385	—	1,054	—	—	1,821	—
ブラジル <sup>14)</sup>	BRA								
負傷者数		—	—	636.1	—	—	—	—	—
死亡者数		—	—	2.9	—	—	—	—	—

資料出所 日本: 厚生労働省(2017.5)「平成28年労働災害発生状況」

その他: 厚生労働省「海外情勢報告」, ILOSTAT Database(2017年12月現在), 各国政府資料

- (注) 1) 負傷者数は4日以上以上の休業を伴うもの。2011年の数値は、東日本大震災を直接の原因とするものを除く。
- 2) 死傷者数は2005年は民間企業のみ。2010年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。
- 3) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。3日以上以上の休業を伴うもの。
- 4) 2005年の労災は4日以上、2011年以降は2日以上以上の休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、労災後1か月以内の死亡者数。
- 5) 2010年以降は1日以上以上の休業を伴うもの。
- 6) 2005年は4日以上、2011年は2日以上以上の休業を伴うもの。
- 7) 「中国労働統計年鑑」による件数。
- 8) 2010年以前は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
- 9) 負傷者数は給付件数。
- 10) 20人以上の事業所を対象。民間企業を対象とし、1日以上以上の休業を伴うもの。
- 11) 2010年以降は工場における負傷者・死亡者数。
- 12) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。2016年は暫定値。
- 13) 2010年の負傷者数は4日以上、2012年は1週間以上の休業を伴うもの。2010年の死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。
- 14) 2011年の負傷者数は1日以上以上の休業を伴うもの、死亡者数は当該年に発生した件数。

## 第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
度数率 <sup>1)</sup>	Incidence rates								
調査産業計 <sup>2)</sup>	Total industries surveyed								
事業所規模(常用雇用者数)	Establishment size=number of regular employees (persons)								
100+		1.82	1.95	1.61	1.59	1.58	1.66	1.61	1.63
30-99		3.52	3.34	2.57	2.74	2.87	3.01	2.90	2.91
総合工事業 <sup>3)</sup>	Contractors								
		1.10	0.97	1.56	0.83	1.25	0.91	0.92	0.64

資料出所 厚生労働省(2017.10)「労働災害動向調査(時系列表)」

(注) 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。但し、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

2) 調査産業計は建設業(総合工事業)を除く。2008年より医療・福祉(一部の業種に限る)を含み、複合サービス事業(郵便局に限る)を除く。また、国営の事業所を除く。2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上(2016年は1億8,000万円以上)の工事現場である。事業所規模100人以上。

## アメリカ USA

アメリカ USA		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015	2016
度数率 <sup>1)</sup>	Incidence rates								
産業計 <sup>2)</sup>	Total private industries surveyed	6.1	4.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.0	2.9

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics(2017.11) *Workplace Injuries and Illness 2016*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40時間×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

2) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(但し、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

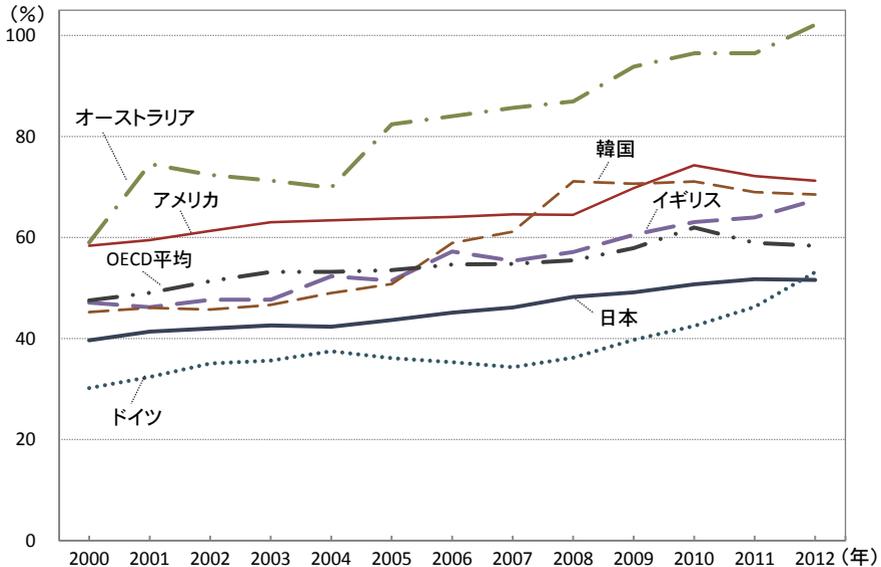


## 8. 教育・職業能力開発

### **Education and Human Resources Development**



## 8-1 高等教育への進学率（大学型高等教育機関）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1表 高等教育への進学率」(p.236)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない（「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDは、毎年発行する『Education at a Glance』において、各国の高等教育機関への進学率を掲載している。

上のグラフは、各国の大学型高等教育機関（日本では大学学部に対応）への進学率を示している。OECD平均の大学型高等教育機関への進学率は、2000年の47.6%から2010年には62.0%まで上昇したが、その後は経済危機の影響により低下傾向にある。2012年は58.3%となり、2000年の47.6%から10.7ポイント、1995年の38.6%から約19.7ポイント上昇している。

非大学型教育機関（日本では短期大学及び高等専門学校、専修学校専門課程に対応）への進学率は比較的低く、OECD平均で2000年が15.6%、2012年が18.1%である。2012年の各国の進学率は、日本が28.4%、韓国が36.0%、ドイツが21.8%、イギリスが19.7%などとなっている。

なお、国際標準教育分類の改訂により、「大学型」と「非大学型」という高等教育の区分は見直され、「学士課程相当」「修士課程相当」「短期高等教育」に再編された。このため、2012年以前と接続しないが、日本では大学学部に対応する「学士課程相当」への2015年の進学率は、日本49.7%、イギリス62.7%、ドイツ51.4%などとなっている。

第8-1表 高等教育への進学率<sup>1)2)</sup>

Table 8-1: Entry rates into tertiary education

		大学型高等教育 <sup>3)4)</sup> Tertiary-type A education (ISCED1997 5A)			高等教育 (ISCED2011 level.5~7)					
		2000年	2010	2012	2013		2014		2015	
					(学士)	(学士)	(学士)	(学士)		
日本 <sup>5)</sup>	JPN	39.6	50.7	51.6	78.1	(48.4)	79.6	(49.1)	80.2	(49.7)
アメリカ	USA	58.4	74.3	71.2	52.4	—	52.2	—	52.0	—
イギリス	UK	47.1	63.1	67.4	58.2	(57.7)	61.2	(63.7)	68.8	(62.7)
ドイツ	DEU	30.2	42.5	53.2	58.8	(48.1)	63.7	(51.9)	63.1	(51.4)
イタリア	ITA	39.2	49.1	47.2	41.6	(36.8)	44.1	(37.2)	46.3	(39.0)
オランダ	NLD	53.3	65.5	65.3	64.8	(60.5)	70.1	(65.4)	68.0	(63.1)
ベルギー	BEL	—	32.7	33.6	66.7	(69.4)	66.8	(69.4)	68.7	(70.6)
デンマーク	DNK	52.2	65.4	74.2	87.4	(71.4)	88.7	(71.1)	83.9	(70.6)
スウェーデン	SWE	67.2	75.9	60.3	56.5	(46.9)	61.9	(45.1)	61.7	(44.2)
フィンランド	FIN	71.2	68.1	66.0	54.9	(54.8)	53.1	(53.0)	55.7	(55.2)
ノルウェー	NOR	67.4	76.2	76.7	—	—	81.0	(67.9)	72.9	(65.7)
ロシア	RUS	—	76.8	69.3	—	(71.8)	—	(70.8)	82.2	(65.0)
オーストリア	AUT	33.6	53.5	52.7	73.6	(44.7)	69.8	(40.7)	70.6	(43.1)
スイス	CHE	29.2	43.7	44.4	76.0	(59.7)	80.1	(60.2)	82.8	(60.1)
アイルランド	IRL	32.0	55.9	53.9	—	(59.0)	—	(81.0)	—	(80.3)
アイスランド	ISL	65.6	93.2	79.7	85.8	(79.7)	85.8	(79.7)	75.8	(68.6)
ギリシャ	GRC	29.8	—	39.9	—	(66.1)	—	(64.5)	—	—
スペイン	ESP	46.9	51.5	52.0	69.6	(46.3)	72.4	(47.5)	72.6	(47.7)
チェコ	CZE	24.7	60.3	59.8	67.3	(64.0)	68.6	(63.4)	65.7	(59.6)
スロバキア	SVK	36.7	65.2	61.5	59.7	(56.2)	59.2	(56.6)	56.2	(54.7)
ポーランド	POL	64.6	84.2	79.4	79.4	(72.6)	74.0	(67.9)	75.3	(69.2)
ハンガリー	HUN	54.7	53.8	53.6	—	(40.8)	41.9	(32.0)	41.2	(30.5)
トルコ	TUR	21.1	40.1	40.7	70.4	(33.6)	94.4	(51.8)	—	(54.7)
中国	CHN	—	17.2	18.3	—	(25.4)	—	(29.7)	—	(32.9)
韓国	KOR	45.2	71.1	68.5	—	(55.2)	—	(56.0)	—	(55.6)
インドネシア	IDN	—	22.3	27.0	—	(28.7)	—	(29.0)	—	(6.7)
オーストラリア	AUS	59.0	96.5	102.2	—	(90.6)	—	(93.6)	—	(94.9)
ニュージーランド	NZL	95.1	79.3	78.4	92.2	(74.0)	95.9	(76.8)	96.8	(77.1)
メキシコ	MEX	24.3	32.6	34.1	38.4	(35.0)	38.4	(34.6)	39.2	(35.2)
OECD平均(Ave.)		47.6	62.0	58.3	66.6	(57.0)	—	(57.0)	65.5	(57.3)

\*ISCED: International Standard Classification of Education

資料出所 OECD (2017.9) *Education at a Glance 2017*及び各年版

(注) 1) 本表における進学率は、各年齢人口のうち高等教育機関に進学する者の割合(年齢別の純進学率)をすべての年齢にわたって合計した値をあらわす。「年齢別の純進学率」とは、各年齢人口のうち、当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

2) 「大学型高等教育(First stage of tertiary education 5A)」「非大学型高等教育(同5B)」の区分は旧ISCED(国際標準教育分類)1997に基づく。ISCED2011への改訂により両者は「修士課程相当(Master's or equivalent level) = Level 7」「学士課程相当(Bachelor's or equivalent level) = Level 6」「短期高等教育(Short tertiary(2-3 year)) = Level 5」に再編されたため、2013年以降の値はそれ以前と接続しない。2013年以降の「高等教育」はISCED2011のLevel 5~7に相当する“First-time tertiary”の進学率を示したものである。

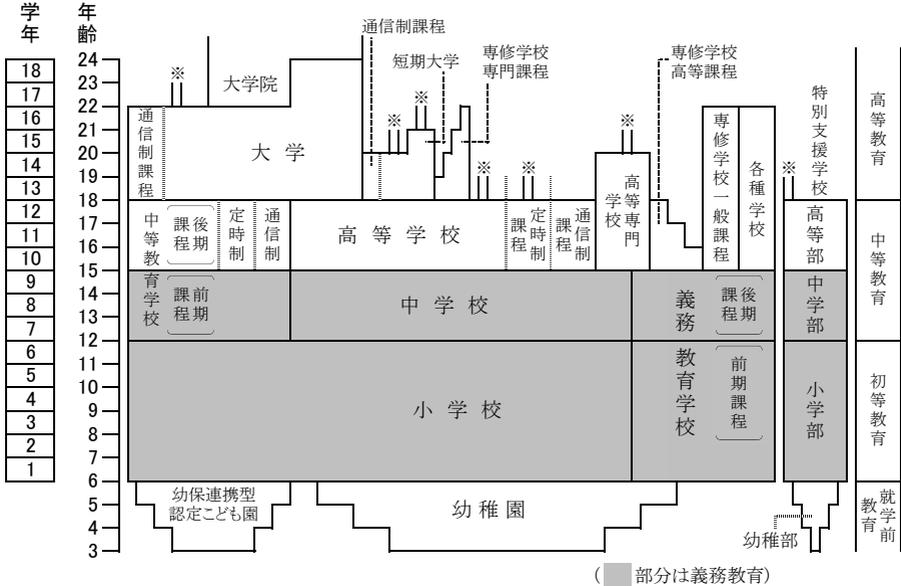
(%)

		非大学型高等教育 <sup>6)</sup>				高等教育(うち、短期)		
		Tertiary-type B education (ISCED 5B)				(ISCED2011 level.5)		
		2000年	2005	2010	2012	2013	2014	2015
日本 <sup>7)</sup>	JPN	31.6	31.3	27.0	28.4	27.8	28.6	28.6
アメリカ	USA	—	—	—	—	38.8	38.4	38.2
イギリス	UK	28.8	27.8	26.2	19.7	8.5	22.1	13.8
ドイツ	DEU	14.6	13.7	20.6	21.8	0.0	0.0	0.0
イタリア	ITA	0.7	—	—	—	0.2	0.4	0.5
オランダ	NLD	—	—	—	—	0.7	1.5	1.6
ベルギー	BEL	—	33.7	38.4	39.4	—	—	0.8
デンマーク	DNK	28.1	22.6	25.5	27.6	31.9	31.9	26.2
スウェーデン	SWE	6.5	7.2	11.7	10.4	9.3	9.7	8.8
ノルウェー	NOR	4.9	—	—	—	—	5.4	5.9
ロシア	RUS	—	32.7	28.8	34.0	37.8	38.5	41.6
オーストリア	AUT	—	8.6	15.6	16.6	35.1	35.3	35.9
スイス	CHE	13.8	16.2	23.3	23.1	4.7	4.5	4.7
アイルランド	IRL	26.1	13.7	28.3	19.9	20.4	9.1	13.8
アイスランド	ISL	9.8	7.4	3.7	2.8	6.2	6.2	6.4
ギリシャ	GRC	21.5	12.6	—	22.8	—	—	—
スペイン	ESP	14.9	21.9	25.7	31.5	25.7	26.4	25.6
チェコ	CZE	8.9	8.5	8.7	8.9	0.4	0.4	0.4
スロバキア	SVK	2.9	—	1.0	1.4	1.3	1.4	1.4
ポーランド	POL	1.0	1.3	1.1	0.8	0.6	0.1	0.0
ハンガリー	HUN	1.5	10.5	15.9	16.4	13.0	3.8	4.3
トルコ	TUR	9.0	18.8	27.5	30.3	35.2	41.2	46.2
中国	CHN	—	—	18.7	19.1	25.2	35.5	36.9
韓国	KOR	51.1	47.6	36.3	36.0	33.5	33.1	32.1
インドネシア	IDN	—	—	4.7	3.6	—	—	0.4
ニュージーランド	NZL	52.0	49.9	46.8	40.1	37.6	38.7	39.9
メキシコ	MEX	0.9	2.0	2.7	3.1	3.5	3.7	4.0
OECD平均(Ave.)		15.6	18.4	18.6	18.1	17.6	17.1	16.1

- 3) 大学型高等教育プログラムは、主として理論中心・研究準備型プログラムで、上級研究学位プログラムへ進学したり、医学や歯学、建築学といった高い技能を要求される専門的職業に従事するのに十分な資格・技能を習得できるようになっている。大学型高等教育プログラムの通算教育年数は、高等教育段階の理論上の期間では、フルタイム換算で3年間となっているが一般的には4年以上であることが多い。これらのプログラムを提供しているのは大学だけではない。逆に 各国で大学教育と認められているプログラムがすべて大学型教育というカテゴリーに分類されるための基準を満たしているとは限らない。
- 4) 大学型高等教育の2000年の数値は、上級研究プログラムを含む(ベルギー及びドイツを除く)。
- 5) 日本の大学型高等教育は、大学学部が相当する。
- 6) 非大学型高等教育プログラムは、通常、大学型高等教育プログラムよりも修業年限が短く、就業に直接結びつく、実践的、技術的及び職業技能に焦点を絞ったプログラムである。それぞれのプログラムの中で、基礎理論を教える場合もある。プログラムの通算教育年数は、高等教育段階のフルタイム換算で最低2年間である。
- 7) 日本の非大学型高等教育は、短期大学及び高等専門学校(4～5年)、専修学校専門課程が相当する。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



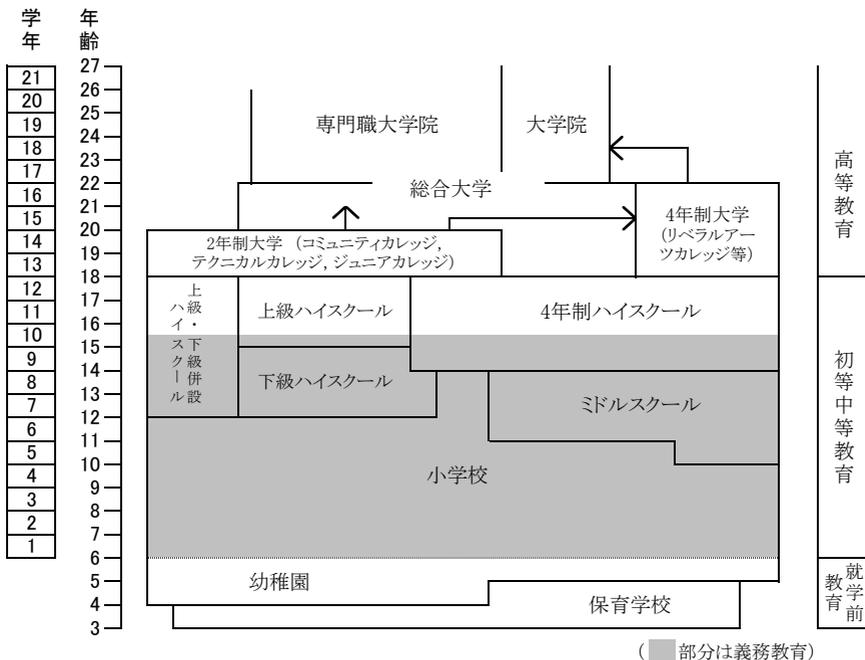
資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

(注)

- 1) ※印は専攻科を示す。
- 2) 高等学校, 中等教育学校後期課程, 大学, 短期大学, 特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
- 3) 幼保連携型認定こども園は, 学校かつ児童福祉施設であり0~2歳児も入園することができる。
- 4) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



(■ 部分は義務教育)

資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

初等中等教育: 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、現在は5-3-4年制が一般的である。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

2013年の公立初等学校における形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.9%、5年制小学校34.1%、6年制小学校13.8%、8年制小学校8.8%、ミドルスクール17.9%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.4%、その他10.0%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)8.7%、上級ハイスクール(3年制)1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)9.6%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.9%、その他7.6%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校及びその他の中に含まれる学年構成が不明な学校は初等学校、中等学校それぞれの合計に含め、比率を算出している。

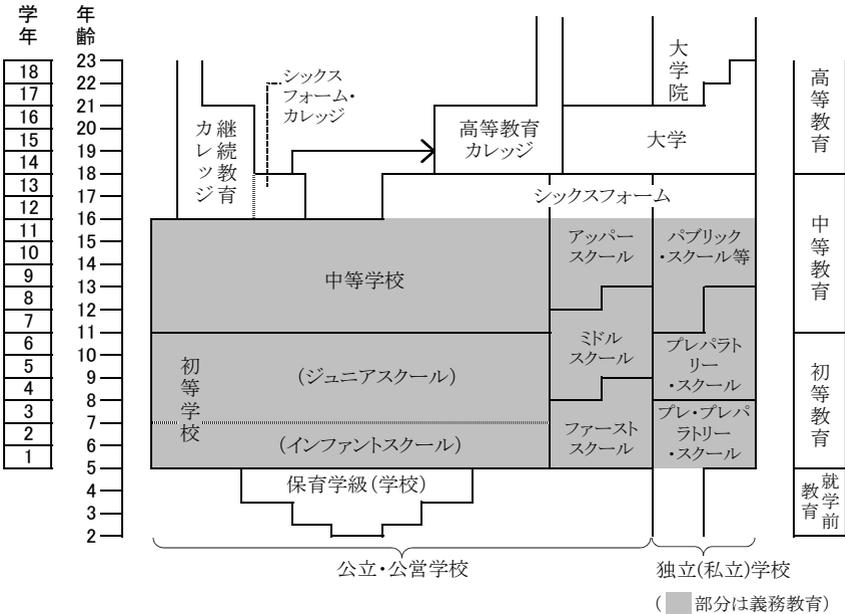
高等教育: 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、教養学部、専門職大学院(学部レベルのプログラムを提供している場合もある)及び大学院により構成される。専門職大学院(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合(専門大学、専門職大学院大学)もある。

専門職大学院(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。

8 教育・職業能力開発

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育:保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育:5~16歳までの11年間。

初等教育:通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5~7歳を対象とする前期2年(インファント)と7~11歳のための後期4年(ジュニア)とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント(スクール)・ジュニア(スクール)に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。

中等教育:通常11歳から始まり、7年間続く。最後の2年間は義務教育後となるが、就職者もパートタイムの教育・訓練の継続が義務づけられている。公費により維持される中等学校は原則無選抜(コンプリヘンシブ・スクールと呼ばれる)だが、選抜制の学校(グラマー・スクール)とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミー(公営独立学校)が増えている。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11又は13~18歳)やブレバトリー・スクールなどが含まれる。

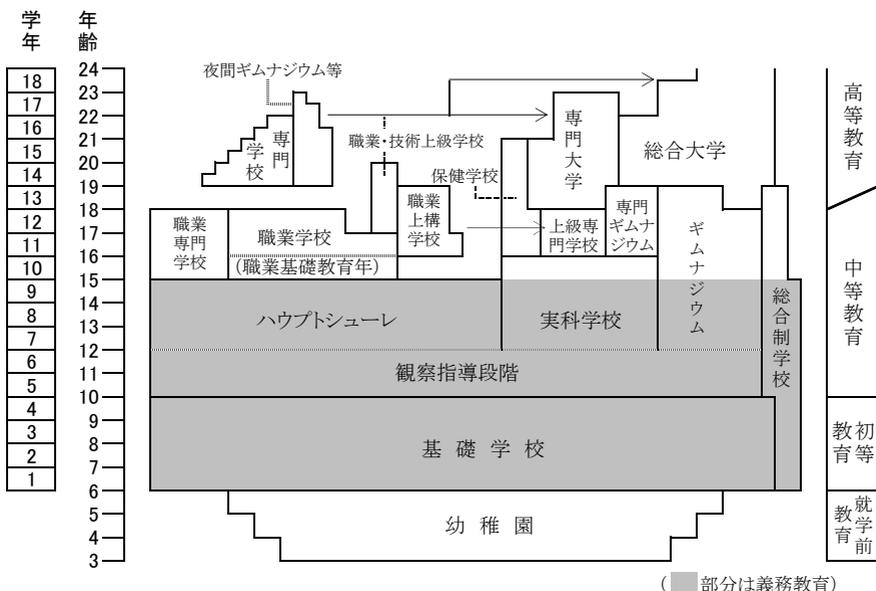
高等教育:機関としては、大学がある(ユニバーシティ・カレッジやスクールを名称に用いる機関もある)。これらの機関には、第一学位(学士)課程(通常修業年限3年間)や上級学位の課程のほか、応用準学位などの短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。

継続教育:義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

(注)上記学校系統図はイングランドとウェールズについてのものであり、スコットランド及び北アイルランドにおいては共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 期間は9年(一部の州は10年)間。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、 Hauptshule (卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上構学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

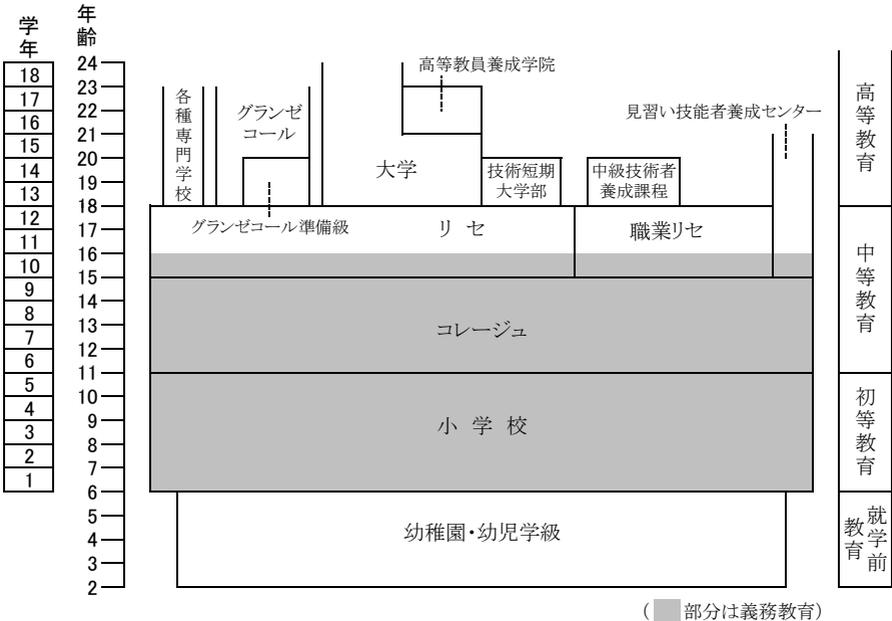
なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、 Hauptshule と実科学校を合わせた学校種(5年で Hauptshule 修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 総合大学(教育大学、神学大学、芸術大学を含む)と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3年と2年となっている。

8 教育・職業能力開発

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育: 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

義務教育: 6～16歳までの10年間である。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。

初等教育: 小学校で5年間行われる。

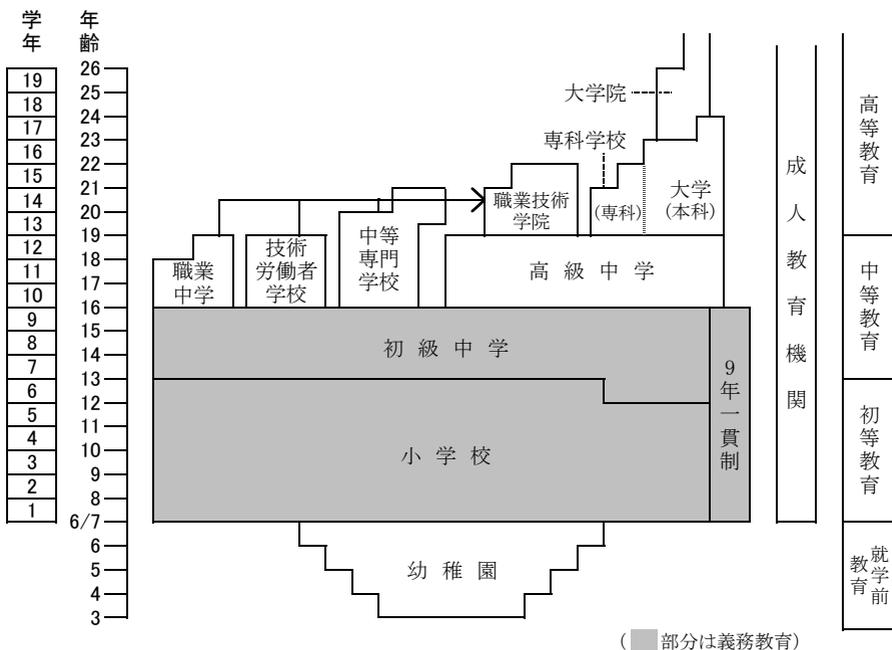
中等教育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育: 国立大学(学士課程3年, 2年制の技術短期大学部等を付置)、私立大学(学位授与権がない)、グランゼコール(3～5年制)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。教員養成機関として高等教員養成学院がある(2013年までは教員教育大学センター)。

## 第8-2-6表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育:幼稚園(幼児園)又は小学校付設の幼児学級で、通常3~6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立(2006年改正)し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育:小学校(小学)は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によっては7歳までの入学の遅延が許されている。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。

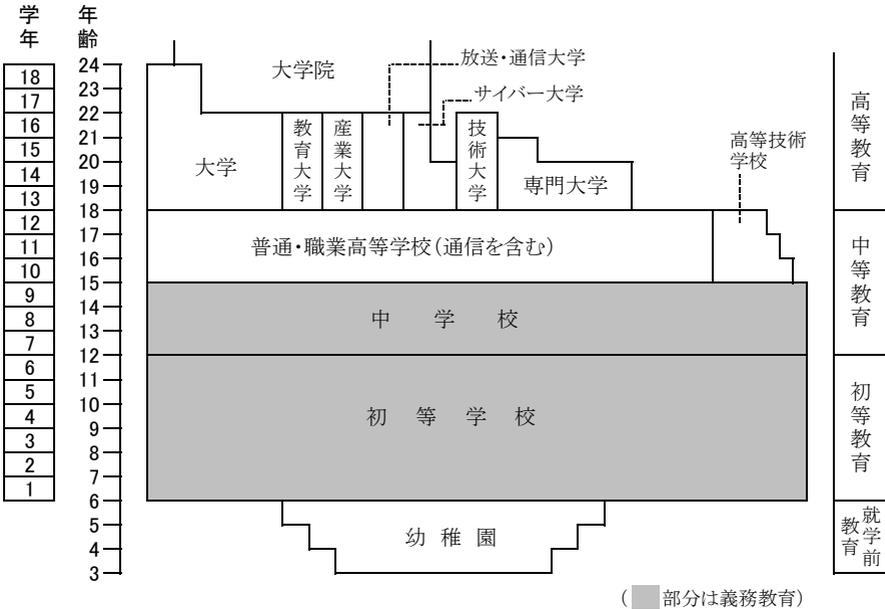
中等教育:初級中学(3~4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等专业学校,3~5年)、技術労働者学校(技工学校,一般に3年)、職業中学(2~3年)などがある。なお、職業中学は、前期中等段階(3年)と後期中等段階(2~3年)に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育:大学(大学・学院)には、学部レベル(4~5年)の本科と短期(2~3年)の専科とがあり、専科には専門学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程(2~3年)、博士課程(3~4年)があり、大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育:上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-7表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2017.9)「平成29年版諸外国の教育統計」

就学前教育:3~5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育:6~15歳の9年間。

初等教育:6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育:前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の才能がある者を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校, 国際高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育:4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成)及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学の卒業者を対象に, 2~2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

成人教育:成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, サイバー大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練<sup>1)</sup>の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

		(%)			
		(調査年/Year)	受講率 Participation rates		
			計 Total	男 Male	女 Female
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1
イギリス	UK	(2006)	30.6	31.4	29.9
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9
ニュージーランド <sup>2)</sup>	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2

## (参考)

日本 <sup>3)</sup>	JPN	(正社員/regular employees)	(2015)	46.3	50.9	36.9
		(正社員以外 <sup>4)</sup> /non-regular)		21.8	29.6	19.0

資料出所 日本:厚生労働省(2017.3)「平成28年度能力開発基本調査報告書」  
 その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

- (注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。  
 OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。
- 2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。
- 3) 日本の数値は、2015年度におけるOFF-JT受講率。常用労働者30人以上の民営事業所のうち、一定の方法で抽出した個人を対象。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)する教育訓練がこれに含まれる。
- 4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

## 第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

		日本
種別	若年者の就職支援	
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール(若者雇用優良企業認定制度)
管理運営主体	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国57か所(2018年1月時点)に設け、無料でサービスを提供。</li> <li>・ 新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化。</li> <li>・ 卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施。</li> <li>・ 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等で新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなど、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う。</li> <li>・ 未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。</li> </ul>	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が300人以下の事業所。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワーク等で重点的PRの実施</li> <li>・ 認定企業限定の就職面接会等への参加</li> <li>・ 企業の商品、広告などに認定マークを使用</li> <li>・ 若者の採用・育成を支援する次の関係助成金を加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>[a]キャリアアップ助成金</li> <li>[b]人材開発支援助成金 (旧キャリア形成促進助成金)</li> <li>[c]トライアル雇用助成金</li> <li>[d]特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)</li> </ul> </li> <li>・ 日本政策金融公庫による低利融資</li> <li>・ 公共調達における加算評価など</li> </ul>



日本(続き)	
種別	若年者の就職支援(続き)
名称	わかものハローワーク・サポステ
管理運営主体	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
対象者	フリーター, 無業者等
主な内容	<p>(1) フリーター等の正規雇用化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援        おおむね45歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国28か所(他にわかもの支援コーナー等を全国に220か所, 2017年9月時点)に設け, 通常の職業相談・職業紹介, 求人開拓等に加え, 担当者制によるきめ細かな個別支援, 模擬面接, 履歴書・職務経歴書の作成指導, 継続的な求人情報の提供, 来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。</li> <li>・トライアル雇用制度の活用による就職支援        ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により, 企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人当たり月額最大5万円, 最長3か月, 2015年10月から)の活用により, 常用雇用への移行を促進する。</li> </ul> <p>(2) 若年無業者等の職業的自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域若者サポートステーション(サポステ)を全国173か所(2018年1月時点)に設置し, 働くことに困難を抱える15~39歳までの若者を対象に, キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談, 職業体験などの各種支援プログラム, 他の若者支援機関への誘導など, 職業的自立に向けた支援を無料(合宿形式の支援など一部有料)で実施。</li> <li>・2018年度より175か所に拡充するとともに, 就職氷河期世代の40代前半の無業者に対する就職支援をモデル的に実施する予定。</li> </ul>

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

日本（続き）	
種別	若年者の就職支援（続き）
名称	新ジョブ・カード制度
管理運営主体	厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク
対象者	学生，在職者，求職者等
主な内容	<p>キャリアアップ助成金制度（非正規雇用労働者のキャリアアップ支援）</p> <p>厚生労働省，都道府県労働局，ハローワーク</p> <p>非正規雇用労働者</p> <p>「新ジョブ・カード」は、2008年に活用を開始した「ジョブ・カード」の様式、活用方法等を見直し、2015年10月から再スタートした。「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じたキャリア・プランニング キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能。</li> <li>職業能力証明 免許・資格、教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」としての機能。</li> </ul> <p>・ 企業内での非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する。</p> <p>・ 正社員化、賃金規定等改定、諸手当制度共通化、などのコースがあり、そのうちの正社員化コースについて、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を正社員に転換等した場合、以下[a]又は[b]の助成額に、一定額を加算する。</p> <p>[a] 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり57万円、大企業に1人当たり42.75万円</p> <p>[b] 有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり21.375万円</p>

アメリカ			
種別 名称	学校における職業教育・職業体験 <sup>1)</sup> テックプレップ (Tech-Prep)	コーポラティブ教育 (Cooperative Education)	養成・訓練制度等 登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
開始年月	1990年代	20世紀初頭	1937年
管理運営 主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep consortium)	各学校及び対象となる事業 主	事業主団体・労働組合団体 の共同、個々の事業主、 個々の事業主と事業主団体 との共同など
対象者	高校生。11学年(日本にお ける高校2年生)から開始し、 14学年(日本における大学2 年生)まで。	主に12年生(日本における 高校3年生)	16歳以上で各実習プログラ ムの必要条件を満たす者。 但し、危険な業務について は18歳以上。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした、有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習プログラム (Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される。参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する。プログラムの期間は平均すると3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。</li> </ul>

1) このほか、「キャリア・アカデミー (Career Academy)」がある。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

アメリカ(続き)			
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援	
名称	O'NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア(Job Corps: 宿泊型若年者集団教育訓練)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
開始年月	1998年10月	1964年	2014年
管理運営主体	国立O'NET協会 (O'NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施
対象者		16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上で公表されている職業に関する総合的なデータベース。 (<a href="https://www.onetonline.org">https://www.onetonline.org</a>)</li> <li>求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。</li> <li>参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。</li> <li>参加期間は、原則として最長2年間。</li> <li>研修中に高校卒業あるいはGED (高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書) の資格を取得可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業紹介、職業訓練などのサービスを総合的に提供をするワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を運営するWIOAアメリカ・ジョブセンター及び地域コミュニティの職業訓練を担う地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦労働省が助成金を提供するプログラム。</li> </ul>

イギリス

種別 名称	学校における職業教育・職業体験		
	仕事関連学習	継続教育	UTC (University Technical College)による技術教育
管理運営 主体	教育省	教育省	教育省が所管, 非営利団体が運営
対象者	主に14～16歳(中等教育機関の在学者)	主に16歳以上	14～19歳
主な内容	・中等教育機関による, キャリア教育, 就業体験や学習支援などの提供。従来は, カリキュラムに組み込まれていたが, 2012年以降, 実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている。	・職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う。	・アカデミー(フリースクール)。大学との連携による高度な技術教育の提供が目指されている。

種別 名称	養成・訓練制度等		情報提供支援
	アプレンティスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
開始年月	2004年	2013年	2012年
管理運営 主体	教育省	教育省	教育省
対象者	16歳以上	16～24歳	13歳～(主に19歳以上)
主な内容	<p>・事業主の下で働きながら訓練を受け, 資格取得や技術の習得などを目指す。</p> <p>①アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得</p> <p>②上級アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得</p> <p>③高度アプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル4～7(準学士レベル以上)の資格取得</p> <p>④学位レベルのアプレンティスシップ 職務能力・技術的知識に関するレベル6～7(学士, 修士相当)の資格取得</p>	<p>・6週～6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練(履歴書の書き方など), 就業体験(100～240時間), また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。</p>	<p>・就学, 就業や訓練の受講などに関して, ガイダンスやアドバイスを提供。なお, 面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで, 13～19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。</p> <p>なお, 就学中の児童(13～18歳)に対しては教育機関が同種のサービス提供の責任を担う。</p>

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ				
種別	学校における職業教育・職業体験			情報提供支援
名称	普通教育における職業指導	フレッシュマン支援	各種職業学校	職業情報センター(BIZ)
開始年月		2008年8月30日		
管理運営主体	各学校	連邦労働社会省、学校		連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主	主に若年者	主に若年者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務。レアールシューレ（実科学校）、ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている。</li> <li>※ ハウプトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育機関。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエンテーリング、職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</li> </ul>

ドイツ(続き)		
種別 名称	養成・訓練制度等 職業養成訓練生制度(養成訓練制度 (Ausbildung))=「デュアルシステム」 (Deualensystem)	就職困難者等への支援 <sup>2)</sup> 初期職業資格付与(Einstiegsqualifizierung: EQ)
開始年月	19世紀初頭	
管理運営 主体	企業及び職業学校(Berufsschulen)	連邦雇用エージェンシー
対象者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の 事業主
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。</li> <li>職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</li> </ul>

2) そのほか、労働機会提供(1ユーロジョブ)については第9-11表(p.280)を参照。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

フランス				
種別	学校における職業教育・職業体験		養成・訓練制度等	
名称	交互教育	大学付設職業教育センター (IUP)	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)
開始年月	1989年	1991年	1986年法律改正	2004年10月
管理運営主体	学校と企業の産学連携	大学	契約締結可能な雇用主: 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。	契約締結可能な雇用主: 全ての企業 (国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。
対象者	中・高等教育の学生	大学生	義務教育を終了した16～25歳の若年者, 26歳以上の若年障害者等 (2006年の法律改正で, 14歳以上16歳未満でも, 養成訓練を受けることが可能となった)	16～25歳, 26歳以上の求職者, 積帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の能力向上と就職促進のため, 学校での教育と職場での訓練を交互に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の要求に即した人材育成のため, 工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CAP (職業適格証) に加えて, 高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため, 理論教育を年間400時間以上受講しつつ, 企業で賃金の支払いを受けながら, 実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて, SMIC (最低賃金) の25～78%以上の賃金を支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間の定めのない契約又は6か月から12か月, 最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となつた者は, 就業しながら, 職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け, 社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。</li> </ul>

フランス(続き)		
種別 名称	就職困難者等への支援 社会生活参入契約(CIVIS)	情報提供支援 <sup>3)</sup> 地域ミッションセンター及び受入・情報・指 導常設センター(PAIO)
開始年月	2005年4月	1989年
管理運営 主体	国が管理を行うが、具体的には支援機関 である地域ミッションセンター、受け入れ・ 情報・指導常設センターが運営を行う。	国、地方公共団体
対象者	16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「 バカロレア+2年、すなわち一般教養課程 修了」の学位以下のもの)しか持たない若 年者	16～25歳の若年者
主な内容	・ 対象となる若年者と国の間で契約を交 わし、就職計画の実現に向けた行動の 内容を規定し、個人指導も含めた就業 支援を行う。	・ 社会的生活・職業訓練への参入に向 けて個別指導を行うため、専門のカウ ンセラーを配置し、適職発見支援、求 人情報の提供、求人企業との個別面接 の機会提供、求職活動指導等さまざ まな支援を行う。

- 3) ほかに、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所 日本:厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連ウェブサイト

その他:労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等

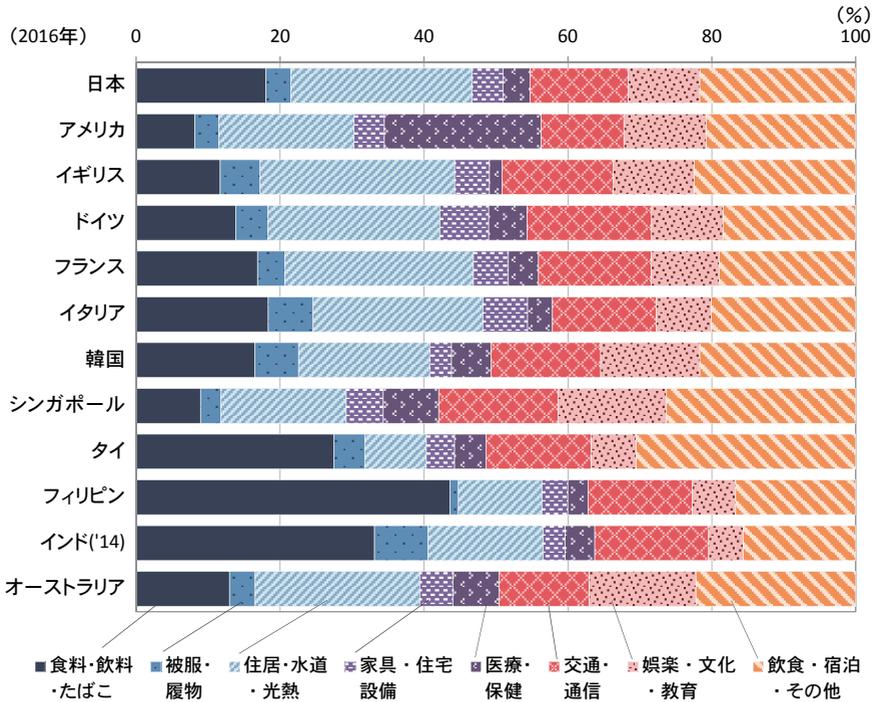


## 9. 勤勞者生活・福祉

### **Worklife and Welfare**



## 9-1 家計消費支出の構成



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.262)を参照。

家計消費支出は、国内総支出の7割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2016年には18.0%に低下した。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、10~20%前後と低いが、フィリピン(43.6%)、インド(33.1%)、タイ(27.5%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2016年)  
Table 9-1: Composition of households and NPISH\*, resources side/uses side, 2016

		(%)								
		受取側計 Resources side	雇用者報酬 <sup>a)</sup>	営業余剰 <sup>b)</sup>	混合所得 <sup>c)</sup>	財産所得 <sup>d)</sup>	社会負担及び社会保障 <sup>e)</sup>	その他の経常移転 <sup>f)</sup>	年金基金準備金の変動 <sup>g)</sup>	
日本	JPN	100.0	58.7	9.7	3.4	5.9	17.0	5.5	-0.1	
アメリカ	USA	100.0	53.5	8.5	9.6	13.5	14.5	0.3	—	
カナダ	CAN	100.0	56.4	0.1	13.1	10.8	10.9	6.6	2.3	
イギリス	UK	100.0	50.1	8.9	6.9	9.5	18.5	3.3	2.7	
ドイツ	DEU	100.0	51.7	4.2	8.3	12.4	17.6	4.2	1.6	
フランス <sup>1)</sup>	FRA	100.0	53.5	8.3	5.5	5.5	22.0	5.2	—	
イタリア	ITA	100.0	40.5	10.3	13.8	10.3	22.2	2.6	0.3	
オランダ <sup>1)</sup>	NLD	100.0	53.9	1.0	9.7	7.9	20.3	3.9	3.3	
ベルギー	BEL	100.0	54.8	5.9	6.8	7.3	21.4	3.0	0.7	
デンマーク	DNK	100.0	56.2	4.0	5.0	5.1	21.5	4.1	4.1	
スウェーデン	SWE	100.0	56.4	2.9	3.4	8.8	19.1	4.7	4.8	
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	100.0	61.8	0.0	15.6	4.5	15.0	1.8	1.3	
韓国 <sup>2/3)</sup>	KOR	100.0	55.7	14.0	—	11.3	9.8	8.5	0.7	
オーストラリア	AUS	100.0	54.7	8.9	10.4	11.2	9.2	5.6	—	
メキシコ <sup>2)</sup>	MEX	100.0	31.7	9.6	22.8	21.8	3.9	8.5	1.7	
		支払側計 Uses side	最終消費支出 <sup>h)</sup>	財産所得 <sup>d)</sup>	社会負担及び社会保障 <sup>e)</sup>	所得・富等に課される経常税 <sup>i)</sup>	その他の経常移転 <sup>f)</sup>	貯蓄(総) <sup>j)</sup>	年金基金準備金の変動 <sup>g)</sup>	
日本	JPN	100.0	65.4	0.6	17.2	6.2	4.2	6.5	—	
アメリカ	USA	100.0	68.7	4.8	6.7	10.5	1.2	8.1	—	
カナダ	CAN	100.0	64.1	3.1	5.3	13.1	9.0	5.5	—	
イギリス	UK	100.0	65.8	1.4	15.6	11.3	2.4	3.6	—	
ドイツ	DEU	100.0	54.1	0.9	20.9	9.8	3.2	11.2	—	
フランス <sup>1)</sup>	FRA	100.0	55.9	0.7	21.4	9.9	3.3	8.7	—	
イタリア	ITA	100.0	61.4	0.4	15.4	12.6	3.0	7.2	0.0	
オランダ <sup>1)</sup>	NLD	100.0	50.0	0.7	28.2	9.4	4.1	7.5	—	
ベルギー	BEL	100.0	55.2	0.6	21.2	13.5	2.5	6.9	—	
デンマーク	DNK	100.0	51.5	2.0	8.2	28.9	3.0	6.5	—	
スウェーデン	SWE	100.0	52.9	0.7	12.1	19.1	2.8	12.3	—	
ロシア <sup>2)</sup>	RUS	100.0	71.2	1.6	10.6	5.3	2.1	9.2	—	
韓国 <sup>2/3)</sup>	KOR	100.0	61.6	3.1	14.0	5.8	5.0	10.5	—	
オーストラリア	AUS	100.0	66.1	5.0	0.6	13.9	3.8	10.6	—	
メキシコ <sup>2)</sup>	MEX	100.0	79.4	0.2	4.3	4.5	1.9	9.6	—	

\* Non-profit institutions saving households; a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross;

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics”2018年2月現在  
日本:内閣府(2017.12)「2016年度国民経済計算年次推計(フロー編)」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

- 1) 暫定値
- 2) 2015年の数値。
- 3) (受取側の)営業余剰は混合所得を含む。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2016年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2016

		(各国通貨/in national currency)								
		家計最終消費支出 <sup>T)</sup>	食料・飲料・たばこ <sup>a)</sup>	被服・履物 <sup>b)</sup>	住居・水道・光熱 <sup>c)</sup>	家具・住宅設備 <sup>d)</sup>	医療・保健 <sup>e)</sup>	交通・通信 <sup>f)</sup>	娯楽・文化・教育 <sup>g)</sup>	飲食・宿泊・その他 <sup>h)</sup>
(原則1,000単位)		(thousands)								
日本	JPN	2,310	416	81	582	99	87	315	229	501
アメリカ	USA	38.7	3.2	1.3	7.3	1.7	8.4	4.4	4.4	8.0
カナダ	CAN	31.5	4.0	1.3	7.7	1.7	1.4	5.6	3.1	6.7
イギリス	UK	18.6	2.2	1.0	5.0	0.9	0.3	2.9	2.1	4.2
ドイツ	DEU	19.1	2.6	0.9	4.6	1.3	1.0	3.3	1.9	3.5
フランス	FRA	18.4	3.1	0.7	4.8	0.9	0.8	2.9	1.7	3.5
イタリア	ITA	17.0	3.1	1.1	4.0	1.1	0.6	2.5	1.3	3.4
オランダ	NLD	17.9	2.7	0.9	4.2	1.0	0.6	2.8	2.1	3.6
ベルギー	BEL	18.2	3.2	0.8	4.5	1.1	1.1	2.4	1.6	3.5
デンマーク	DNK	167.8	25.1	7.0	48.8	8.4	4.9	23.5	19.7	30.5
スウェーデン	SWE	190.1	30.2	9.2	49.5	10.2	6.7	29.9	21.4	33.0
ロシア <sup>1)</sup>	RUS	290.3	103.9	15.6	49.5	18.7	11.4	43.1	17.5	30.5
香港	HKG	227.1	36.1	32.8	38.8	18.3	10.6	19.0	21.3	50.1
韓国										
(万/10 thousands)	KOR	1,459	240	89	266	44	80	222	201	316
シンガポール	SGP	27.0	2.4	0.8	4.7	1.4	2.1	4.5	4.1	7.1
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	21.0	4.8	0.6	3.1	1.1	0.5	4.3	1.8	4.7
タイ	THA	124.6	34.2	5.4	10.7	4.9	5.5	18.1	7.8	35.9
フィリピン	PHL	10.2	4.5	0.1	1.2	0.4	0.3	1.5	0.6	1.7
インド <sup>2)</sup>	IND	57.1	18.9	4.2	9.1	1.8	2.3	9.0	2.7	8.9
オーストラリア	AUS	40.9	5.3	1.5	9.4	1.9	2.6	5.1	6.1	9.1
ニュージーランド <sup>1)</sup>	NZL	30.4	5.7	1.2	8.1	1.6	0.7	4.8	3.1	5.0
メキシコ <sup>1)</sup>	MEX	103.8	27.3	3.3	19.5	5.8	4.0	24.0	6.5	13.4

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services;

資料出所 日本:内閣府(2017.12)「2016年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在

その他の国及び人口:UN Database (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

1) 2015年の数値。

2) 2014年度の数値。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2016年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2016

		(%)								
		家計最終消費支出 <sup>T)</sup>	食料・飲料・たばこ <sup>a)</sup>	被服・履物 <sup>b)</sup>	住居・水道・光熱 <sup>c)</sup>	家具・住宅設備 <sup>d)</sup>	医療・保健 <sup>e)</sup>	交通・通信 <sup>f)</sup>	娯楽・文化・教育 <sup>g)</sup>	飲食・宿泊・その他 <sup>h)</sup>
日本	JPN	100	18.0	3.5	25.2	4.3	3.8	13.6	9.9	21.7
アメリカ	USA	100	8.2	3.3	18.8	4.3	21.8	11.5	11.4	20.8
カナダ	CAN	100	12.6	4.2	24.4	5.4	4.3	17.8	9.9	21.4
イギリス	UK	100	11.7	5.6	27.1	4.8	1.8	15.4	11.3	22.4
ドイツ	DEU	100	13.8	4.5	23.9	6.8	5.3	17.3	10.0	18.4
フランス	FRA	100	16.9	3.8	26.2	4.9	4.2	15.7	9.4	19.0
イタリア	ITA	100	18.4	6.2	23.6	6.2	3.5	14.5	7.6	20.1
オランダ	NLD	100	14.9	5.1	23.5	5.4	3.6	15.7	11.6	20.3
ベルギー	BEL	100	17.7	4.3	24.5	6.2	6.3	13.2	8.8	19.0
デンマーク	DNK	100	14.9	4.2	29.1	5.0	2.9	14.0	11.7	18.2
スウェーデン	SWE	100	15.9	4.8	26.0	5.4	3.5	15.7	11.3	17.4
ロシア <sup>1)</sup>	RUS	100	35.8	5.4	17.1	6.5	3.9	14.8	6.0	10.5
香港	HKG	100	15.9	14.4	17.1	8.1	4.7	8.4	9.4	22.1
韓国	KOR	100	16.5	6.1	18.2	3.0	5.5	15.2	13.8	21.7
シンガポール	SGP	100	8.9	2.8	17.4	5.1	7.7	16.6	15.0	26.3
マレーシア <sup>1)</sup>	MYS	100	22.9	2.9	15.0	5.2	2.6	20.6	8.5	22.3
タイ	THA	100	27.5	4.3	8.5	3.9	4.4	14.6	6.3	28.8
フィリピン	PHL	100	43.6	1.2	11.6	3.6	2.8	14.5	6.0	16.7
インド <sup>2)</sup>	IND	100	33.1	7.4	16.0	3.1	4.1	15.8	4.8	15.6
オーストラリア	AUS	100	13.0	3.6	22.9	4.6	6.4	12.5	14.8	22.2
ニュージーランド <sup>1)</sup>	NZL	100	18.7	3.9	26.7	5.4	2.3	15.7	10.1	16.3
メキシコ <sup>1)</sup>	MEX	100	26.3	3.2	18.8	5.6	3.9	23.1	6.2	12.9

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services;

資料出所 日本：内閣府(2017.12)「2016年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア：OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2018年1月現在

その他の国及び人口：UN Database (<http://data.un.org/>) 2018年1月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。

1) 2015年の数値。

2) 2014年度の数値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2016年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2016)

年齢階級 age group	計 age total	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
<b>総世帯 / All households</b>							
1.世帯人員(人/persons)	2.35	1.45	2.93	3.18	2.61	2.27	1.85
2.有業人員	1.08	1.10	1.34	1.52	1.66	1.13	0.45
3.消費支出(円/Yen)	242,425	160,422	243,215	290,532	296,283	247,525	202,563
3a.食料	62,248	42,452	59,715	71,514	69,101	66,166	55,820
3b.住居	17,804	28,582	28,533	19,195	17,249	16,307	13,227
3c.光熱・水道	17,905	8,463	15,599	19,109	19,511	19,377	17,838
3d.家具・家事用品	8,720	4,306	9,156	10,121	9,598	9,392	7,780
3e.被服・履物	9,160	8,409	11,004	12,753	12,092	8,532	5,943
3f.保健医療	10,899	4,711	8,009	9,613	10,376	13,078	12,265
3g.交通・通信	32,469	23,673	40,226	43,862	45,604	31,912	19,931
3h.教育	7,667	850	8,985	23,565	17,558	1,101	332
3i.教養娯楽	25,280	20,127	25,316	32,110	27,405	25,289	21,808
3j.その他の消費支出	50,272	18,849	36,672	48,690	67,792	56,372	47,619
<b>勤労者世帯 / Households with earners</b>							
1.世帯人員(人/persons)	2.68	1.44	2.94	3.21	2.68	2.43	1.83
2.有業人員	1.52	1.10	1.37	1.54	1.74	1.68	1.32
4.経常収入(円/Yen)	454,752	293,535	450,004	521,189	539,369	348,855	300,637
5a.勤め先収入	428,955	289,076	433,654	505,968	525,834	272,284	171,819
5b.事業・内職収入	2,937	68	1,303	3,514	3,242	5,510	2,894
5c.他の経常収入	22,857	4,390	15,047	11,707	10,283	71,061	125,924
3.消費支出	268,289	160,538	247,467	295,902	308,942	264,751	223,805
3a.食料	65,523	42,530	60,875	72,324	70,734	68,307	60,313
3b.住居	21,783	28,581	28,746	19,368	18,108	19,925	12,781
3c.光熱・水道	17,233	8,366	15,616	19,051	19,269	19,264	16,989
3d.家具・家事用品	8,916	4,299	9,336	9,384	9,699	10,024	7,722
3e.被服・履物	11,175	8,509	10,959	13,081	11,934	9,313	7,312
3f.保健医療	9,505	4,467	8,214	9,792	10,548	12,536	10,894
3g.交通・通信	41,672	23,688	40,803	45,993	49,826	37,929	24,873
3h.教育	13,749	853	9,172	23,603	20,422	1,711	21
3i.教養娯楽	27,497	20,296	25,643	32,937	28,137	24,571	24,094
3j.その他の消費支出	51,237	18,949	38,102	50,368	70,266	61,171	58,808
6.非消費支出	85,001	43,517	78,628	99,888	112,949	59,504	35,541
6a.直接税	35,579	14,013	30,995	41,869	50,098	24,944	18,897
6b.社会保険料	49,287	29,461	47,583	57,959	62,508	34,451	16,579
6c.他の非消費支出	135	43	50	60	343	109	66

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items);

資料出所 総務省(2017.2)「平成28年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

## 9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世界、2016年）  
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2016)

	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
	(人/persons)							
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.7	3.4	2.8	2.2	1.8	1.6
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.0	1.4	0.7	0.2	0.1	1) <sup>1)</sup>
有業人員 Earners	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.4	0.7	0.3
	(ドル/dollars)							
税引き前所得 Income before taxes	74,664	58,141	66,470	92,576	99,423	80,474	57,229	35,178
税引き後所得 Income after taxes	64,175	46,633	58,862	79,271	83,084	67,814	51,358	33,747
消費支出 Average annual expenditures	57,311	34,438	52,838	66,444	71,166	61,346	50,873	38,691
食料 Food	7,203	4,551	6,914	8,700	8,790	7,273	6,600	4,729
アルコール飲料 Alcoholic beverages	484	230	539	538	563	541	412	315
住居 Housing	18,886	11,391	18,587	22,908	22,034	18,647	16,858	14,542
被服 Apparel and services	1,803	1,216	1,942	2,508	2,332	1,661	1,265	807
交通 Transportation	9,049	6,042	9,124	10,352	10,992	9,727	8,420	4,583
保健医療 Healthcare	4,612	1,162	2,887	4,076	4,931	5,513	6,014	5,967
娯楽 Entertainment	2,913	1,454	2,564	3,509	3,654	3,114	2,850	1,697
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	707	387	603	807	873	741	700	544
読書 Reading	118	43	69	94	136	121	172	175
教育 Education	1,329	3,106	1,197	1,286	2,456	1,090	503	138
煙草 Tobacco products and smoking supplies	337	308	305	370	441	420	247	130
雑費 Miscellaneous	959	311	586	1,052	1,403	1,127	894	734
寄付 Cash contributions	2,081	820	1,070	1,596	2,369	3,010	2,082	2,915
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	6,831	3,417	6,450	8,647	10,191	8,360	3,858	1,416

資料出所 U.S. Bureau of Labor Statistics (2017.8) *Consumer Expenditures in 2016*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2014年）  
Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2014)

	計 age total	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household	2.4	2.6	3.0	2.3	1.8	1.5
					(人/persons)	
粗所得 Gross weekly household income	780.0	754.0	937.0	854.0	597.0	433.0
賃金・俸給 Wages and salaries	507.0	573.0	759.0	597.8	95.5	21.7
事業所得 Self-employment	54.6	30.2	65.6	76.9	47.8	8.7
財産所得 Investments	31.2	7.5	28.1	34.2	41.8	21.7
年金 Annuities and pensions	70.2	(0.0)	0.0	76.9	197.0	164.5
社会保障給付 Social security benefits	109.2	52.8	65.6	59.8	209.0	212.2
その他 Other sources	15.6	90.5	9.4	8.5	6.0	(0.0)
消費支出 Total expenditure	531.3	554.5	612.4	571.7	457.6	298.4
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	58.8	47.3	64.3	63.9	56.7	44.1
酒類・たばこ・麻酔薬 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	12.3	9.5	12.7	15.4	11.9	7.1
被服・履物 Clothing and footwear	23.7	27.0	30.1	26.0	16.1	8.2
住居 <sup>1)</sup> ・燃料・動力 Housing, fuel and power	72.7	126.2	82.7	62.0	54.5	48.6
家財・家事サービス Household goods and services	35.4	32.3	39.7	39.1	32.5	22.1
健康 Health	7.1	3.4	5.0	7.9	11.2	8.9
交通 Transportation	74.8	66.9	88.7	88.5	62.5	29.3
通信 Communication	15.5	18.0	17.6	16.9	11.5	9.4
娯楽・文化 Recreation and culture	68.8	44.8	71.9	81.5	81.9	38.5
教育 Education	9.8	41.4	8.1	9.1	(2.2)	(1.1)
外食・外泊 Restaurants and hotels	42.5	53.0	48.6	46.0	35.7	18.8
雑費 Miscellaneous goods and services	40.0	32.4	51.0	40.8	30.4	24.5
その他 Other expenditure items	70.1	52.4	91.8	74.4	50.3	37.7
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	221.8	216.6	203.4	247.1	259.8	201.4

資料出所 National Statistics of UK (2015.12) *Family Spending, 2015 edition*

(注) 週平均世帯収入及び支出。括弧内の数値は20世帯未満の報告であるため、注意を要する。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド地方税を除く。

## 9 勤労者生活・福祉

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2013年)  
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2013)

	(ユーロ/Euro)								
	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～
総収入 Gross income	4,086	2,115	3,900	5,138	5,156	4,412	3,056	2,913	2,736
勤め先収入 Wages and salaries	2,316	1,451	3,095	3,694	3,585	2,690	380	63	27
事業所得 Self-employment	264	( 17 )	129	361	454	435	197	50	( 16 )
財産所得 Investments	415	42	149	422	488	526	501	502	412
公的移転収入 Public transfer income	893	308	346	493	465	600	1,723	2,045	2,030
その他 Other sources	196	291	181	168	163	160	253	251	249
消費支出 Total expenditure	2,448	1,513	2,148	2,780	2,793	2,572	2,285	2,263	2,036
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	337	207	283	389	401	359	312	300	263
被服・履物 Clothing and footwear	119	93	123	157	149	120	90	79	61
住居・光熱 Housing, fuel and power	845	511	700	906	923	900	848	852	818
家庭用品 Interiors, goods and items	124	55	111	149	142	138	116	100	105
保健 Health	102	26	50	84	90	108	123	164	179
交通 Transportation	342	246	342	421	424	364	279	246	152
通信 Posts and Communications	66	66	76	79	76	65	53	48	41
教養・娯楽 Recreation and culture	261	140	211	293	302	275	251	260	209
教育 Education	22	37	36	41	25	13	6	3	( 2 )
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	130	76	126	145	154	133	118	114	93
その他 Others	100	57	90	116	108	98	89	96	113

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2015.9) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2013 Heft 4, Heft 5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

### 第9-4表 家計・対家計非営利団体 (NPISH) の金融資産総額

Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs\*

	2005年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本 (1兆円) JPN (billion yen)	1,689	1,605	1,610	1,666	1,769	1,832	1,868	1,879
アメリカ (100億ドル) USA (billion dollars)	4,544	5,276	5,344	5,766	6,516	6,904	7,057	7,474
イギリス (10億ポンド) UK (billion pounds)	4,022	4,671	5,045	5,160	5,232	5,815	5,917	6,450
ドイツ (10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,548	4,590	4,818	5,015	5,250	5,505	5,757
フランス (10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,286	4,112	4,144	4,306	4,486	4,617	4,828	5,111

\* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2018.1)「2016年度国民経済計算確報」

アメリカ: The Federal Reserve Board (2017.12) *Financial Accounts of the United States*

イギリス: The Office for National Statistics (2017.10) *National Accounts - The Blue Book 2017-*

ドイツ: Deutsche Bundesbank (2017.5) *Financial Accounts for Germany*

フランス: Banque de Franceウェブサイト (<https://www.banque-france.fr/>) 2018年2月現在

### 第9-5表 国民負担率 (対国民所得比)

Table 9-5: Tax and social security burden as a percentage of national income

		(%)			
	年	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	
日本	JPN	2017	25.1	17.4	42.5
		2014	25.0	17.2	42.2
アメリカ	USA	2014	24.4	8.3	32.7
イギリス	UK	2014	35.5	10.4	45.9
ドイツ	DEU	2014	30.3	22.1	52.5
フランス	FRA	2014	40.9	27.3	68.2
スウェーデン	SWE	2014	50.2	5.7	56.0

資料出所 財務省(2017.4)「財政関係基礎データ」

(注) 日本:2014年度は実績,2017年度は見通し。

その他の国:2014年実績。

## 第9-6表 公的社会支出（対GDP比）及びその内訳

Table 9-6: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE
	2013年	2013	2013	2013	2013	2013
分野別社会支出額 (括弧内は対GDP比)	各国通貨(10億単位)/At current prices in national currency, in billions in percentage of GDP (%)					
老齢給付	51,478	1,038	115	232	266	360
Old-age	(10.7)	(6.3)	(6.5)	(8.2)	(12.6)	(9.6)
遺族	6,752	114	1	54	36	15
Survivors	(1.4)	(0.7)	(0.1)	(1.9)	(1.7)	(0.4)
障害・業務災害・傷病等	5,010	235	35	58	36	160
Incapacity-related	(1.0)	(1.4)	(2.0)	(2.1)	(1.7)	(4.3)
保健	37,719	1,327	125	224	182	247
Health	(7.8)	(8.0)	(7.1)	(7.9)	(8.6)	(6.6)
家族	6,065	114	67	61	62	137
Family	(1.3)	(0.7)	(3.8)	(2.2)	(2.9)	(3.6)
積極的労働市場政策	887	20	4	19	18	51
Active labour market programmes	(0.2)	(0.1)	(0.2)	(0.7)	(0.9)	(1.4)
失業	1,073	70	6	29	34	17
Unemployment	(0.2)	(0.4)	(0.3)	(1.0)	(1.6)	(0.5)
住宅	588	46	25	17	18	17
Housing	(0.1)	(0.3)	(1.4)	(0.6)	(0.8)	(0.5)
その他の社会政策分野	1,357	147	7	5	14	27
Other social policy areas	(0.3)	(0.9)	(0.4)	(0.2)	(0.7)	(0.7)
合計	110,929	3,111	384	698	667	1,032
Total	(23.1)	(18.8)	(21.9)	(24.8)	(31.5)	(27.4)
分野別構成比	(%)					
老齢給付	46.4	33.4	29.9	33.2	39.9	34.9
遺族	6.1	3.7	0.3	7.7	5.4	1.4
障害・業務災害・疾病等	4.5	7.6	9.0	8.3	5.4	15.5
保健	34.0	42.6	32.7	32.1	27.3	23.9
家族	5.5	3.7	17.4	8.8	9.3	13.3
積極的労働市場政策	0.8	0.6	1.0	2.7	2.7	4.9
失業	1.0	2.3	1.4	4.2	5.2	1.7
住宅	0.5	1.5	6.6	2.4	2.6	1.7
その他の社会政策分野	1.2	4.7	1.7	0.7	2.1	2.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2018年2月現在

(注) OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金, 早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金, 業務災害・疾病年金, 業務災害・疾病休業手当その他の手当金),

(2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス, リハビリサービスその他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア, 医薬品, 予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当, 出産休暇, 両親育児休暇その他の現金給付), (2)現物給付(デイケア・在宅サービスその他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政, 職業能力開発, 若年施策, 雇用助成, 障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当, 労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援その他の給付)

その他の社会政策分野(生活保護等):

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援その他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等, その他の現物給付)

第9-7表 GDPに占める労働市場政策への公的支出(2015年)

Table 9-7: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2015

		(%)										
		積極的措置 Active measures								消極的措置 Passive measures		
合計 Total		公共 職業 サービス	職業 訓練	雇用 インセン ティブ	リハ ビリティ シヨ ン	保護 及び 援助 雇用 と	直 接 的 雇 用 創 出	創 業 イ ン セ ン テ イ ブ	所得 補 助 ・ 無 業 援	早 期 退 職		
		a)	b)	c)	d)	e)	f)	g)	h)			
日本 <sup>1)</sup>	JPN	0.32	0.14	0.07	0.01	0.06	0.00	0.01	0.00	0.17	0.17	0.00
アメリカ <sup>2)</sup>	USA	0.28	0.10	0.02	0.03	0.01	0.03	0.00	0.00	0.18	0.18	0.00
カナダ	CAN	0.86	0.24	0.12	0.07	0.01	0.01	0.01	0.00	0.62	0.62	0.00
イギリス <sup>3)</sup>	UK	0.54	0.23	0.20	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00	0.31	0.31	0.00
ドイツ	DEU	1.51	0.63	0.36	0.20	0.02	0.03	0.01	0.01	0.88	0.86	0.02
フランス	FRA	2.98	1.01	0.25	0.37	0.05	0.09	0.22	0.03	1.98	1.97	0.00
イタリア	ITA	1.80	0.51	0.10	0.17	0.23	0.00	0.00	0.02	1.29	1.28	0.01
オランダ	NLD	2.60	0.77	0.25	0.07	0.05	0.39	0.02	0.00	1.82	1.82	0.00
ベルギー	BEL	2.43	0.72	0.20	0.16	0.16	0.14	0.06	0.00	1.71	1.20	0.51
ルクセンブルク	LUX	1.34	0.66	0.06	0.05	0.39	0.00	0.15	0.00	0.68	0.53	0.15
デンマーク	DNK	3.33	2.05	0.39	0.60	0.28	0.78	0.00	0.00	1.28	1.08	0.20
スウェーデン	SWE	1.82	1.27	0.26	0.15	0.60	0.26	0.00	0.01	0.55	0.55	0.00
フィンランド	FIN	2.94	1.00	0.15	0.48	0.12	0.12	0.13	0.01	1.93	1.93	0.00
ノルウェー	NOR	0.97	0.52	0.13	0.10	0.10	0.18	0.00	0.00	0.46	0.46	0.00
韓国	KOR	0.67	0.36	0.04	0.04	0.04	0.02	0.20	0.02	0.32	0.32	0.00
オーストラリア <sup>4)</sup>	AUS	0.91	0.23	0.14	0.01	0.01	0.06	0.01	0.00	0.68	0.68	0.00
ニュージーランド <sup>5)</sup>	NZL	0.72	0.33	0.16	0.10	0.01	0.04	0.00	0.00	0.39	0.39	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement;

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP”2017年8月現在

- (注) 1) 4月からの年度の数値。  
 2) 10月からの年度の数値。  
 3) 4月からの年度(2011年度)の数値。北アイルランドのデータは不完全である。  
 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。  
 5) 7月からの年度(2014年度)の数値。

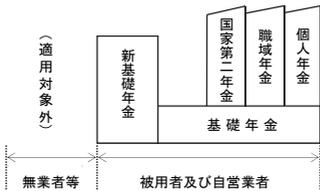
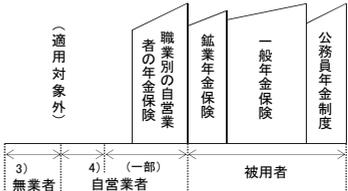
## 第9-8表 公的年金等制度

Table 9-8: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て
	<p>厚生年金保険<sup>2)</sup> (民間企業従業員、公務員等)</p> <p>国民年金(基礎年金)</p> <p>20歳以上60歳未満の全居住者</p>	<p>(適用対象外)</p> <p>OASDI 老齢・遺族・傷害保険</p> <p>無業者</p> <p>被用者及び自営業者</p>
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている) 公的年金加入者数:6,731万人(2017年3月現在)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	厚生年金の一般被用者:18.300% (2017.9～:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額 (2018.4～:月当たり1万6,340円)	被用者:6.2% 事業主:6.2% 自営業者:12.4%
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせると年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳)。	66歳(2011年～) ※ 2003～2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中。62歳から年金を受給することは可能だが、誕生日に応じて減額される。1967年生まれから満額支給が67歳になり、62歳で受給する場合は年間支給額が30%減額される。
加入期間 <sup>1)</sup>	10年以上	10年以上
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	なし
繰り上げ(早期)支給制度	あり。 国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60～64歳で受給可能。但し、繰上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。 繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月減額(62歳まで繰上げた場合は約23.3%減額)。
年金受給中の就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上65歳未満の者: 年金額と賃金が28万円以下の場合、年金の支給停止はない。28万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。</li> <li>65歳以上の者: 年金額と賃金が47万円以下の場合、年金の支給停止はない。47万円を超えると、金額に応じて一部または全額支給停止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満額支給開始年齢後: 在職していても年金額の減額はなし。</li> <li>満額支給開始年齢前(繰上げ支給時): 在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。</li> </ul>

(注) 1) 最低限必要となる被保険者期間。

2) 被用者年金制度の一元化に伴い、2015年10月から共済年金に入っていた公務員、私学教職員も厚生年金に加入。

	イギリス	ドイツ
制度体系	2階建て／1階建て 	1階建て 
対象者	国民保険への加入条件による。 (1) 旧制度：2016年4月6日以前に支給開始年齢に達した者に適用。 ・基礎年金(1階部分)：一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入，それ以外(無業者含む)は任意加入。 ・国家第二年金(2階部分)：基礎年金に加入する被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。 (2) 新制度：2016年4月6日以降に支給開始年齢に達した者に適用。 ・国家年金(1階建て)：2016年4月に導入。一定所得以上の被用者及び自営業者は強制加入，それ以外(無業者等)は任意加入。	(1) 一般賃金労働者，ホワイトカラーを対象とする制度 (2) 鉱山労働者を対象とする制度 (3) 自営業者(職種ごとに分かれる)を対象とする制度 (4) 公務員を対象とする制度
保険料率	被用者：賃金の25.8%(被用者：12.0% 事業主：13.8%)，自営業者：2.85ポンド／週	18.7%(労使折半，2015年1月1日～)
支給開始年齢	男性：65歳 女性：64歳 ※ 女性を2018年までに65歳に引上げ後，男女とも2020年までに66歳，2028年までに67歳への引上げを予定。	65歳 (2012年から2029年にかけて，65歳から67歳へ段階的に引上げ) ※ 2014年7月1日より，1952年以前生まれで，かつ45年以上保険料を支払ったことを証明できる者は63歳から満額受給が可能。なお，1953年生まれから，年ごとに支給開始年齢が2か月ずつ遅くなるため，1964年生まれの人より67歳から支給開始となる。
加入期間 <sup>1)</sup> 国庫負担	国家年金：10年以上 原則なし ※ 最低所得保障制度はある	5年以上 保険料引上げ率に応じて自動的に改定。水準は2015年で総支出の23.0%(一般的な税財源から14.8%、消費税及び環境税による税財源から8.2%)。
繰上げ(早期)支給制度	なし	繰上げ請求は62歳から可能。1か月につき0.3%の減額。35年以上の拠出期間を有する長期被保険者については63歳にするなど特例はあるが，将来的に65歳まで引き上げられる。
年金受給中の就労	在職していても年金額の減額はなし。	2017年1月1日からフレキシ年金が新たに導入され，法定年金受給年齢を超えて働く就業継続者(主に63～67歳)のパートタイム労働と部分年金の関係が改善。これまでは月450(年5,400)ユーロの収入を得ると，年金受給額の3分の2がカットされていたが，新制度では年6,300ユーロまで年金を満額受け取ることができる。

3) 学生・主婦等。16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可。  
 4) 自営業者。一般年金保険に任意加入可。

## 第9-8表 公的年金等制度（続き）

Table 9-8: Public pension schemes (cont.)

制度体系	<p style="text-align: center;">フランス (強制加入部分は原則として)2階建て</p>
対象者	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無拠出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2018年1月1日より) 被用者は、39,732ユーロ/年までの給与に対して6.90%，全給与に対して0.40%。 使用者は、39,732ユーロ/年までの給与に対して8.55%，全給与に対して1.90%。
支給開始年齢	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとすることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、年齢により異なるが、40～43年間。
加入期間 <sup>1)</sup>	3か月以上
国庫負担	※財源の64.2%(2011年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%)、不動産収入などに賦課される租税(同10.1%)、高齢連帯基金による拠出(同18.8%)、同基金の財源の大部分は一般福祉税など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)
年金受給中の就労	65歳以上の労働者と完全年金(フルペンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に関係なく、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構ウェブサイト, アメリカ:社会保障庁ウェブサイト, イギリス: Gov.uk等ウェブサイト, ドイツ:企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」, 連邦労働社会省(BMAS), 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.131 No.1」, ドイツ年金保険庁ウェブサイト, 厚生労働省「2016年海外情勢報告」, フランス:CNAV 年次報告書, URSSAF, 政府公共サービス, 国立統計経済研究所(INSEE), 年金改革に関する政府ウェブサイト

## 第9-9表 企業年金制度

Table 9-9: Corporate pension schemes

	日 本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付企業年金	
設 立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員, 総合設立:5,000人以上 の加入員 (3)加入員の 同意 (4)設立母体の財 政基盤の安定性 (5)代 行給付の水準を上回る 給付内容等の確保 (厚生年金基金は、厚生 年金法等の一部を改正 する法律により、同法が 施行された2014年4月以 降は新設できなくなった)	年金の規約について、 厚生労働大臣の承認が 必要。企業型(労使合意 のもと掛金は企業が拠 出)と個人型(掛金は個 人が拠出)とがある。	企業が法人格のある 企業年金基金を 厚生労働大臣の認 可を受けて設立する 「基金型」と、労使合 意の年金規約を制 定し、厚生労働大臣 の承認を受ける「規 約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満 たすべき最低条件を規 定)
加 入 資 格	厚生年金の適用事業所 に使用される被保険者。 加入者数:65万人 (2018年2月現在)	企業型:実施企業に勤 務する従業員(国民年 金第2号被保険者) 個人型:自営業者等 (国民年金第1号被保 険者) 加入者数:641.4万人 (2017年11月現在)	厚生年金保険の被 保険者等。年金規 約において加入者 資格を定めることが できる。 加入者数:818万人 (2017年3月現在)	21歳から1年以上の勤務 を法定。
支 給 開 始	厚生年金と同じ(代行部 分)。加算型の加算部分 は自由。	最初の拠出からの経過 年数に応じ60～65歳。	原則として60～65歳 の範囲で年金規約 に定める年齢(老齢 給付)。	65歳を超えない範囲で繰 上げ、繰下げ(法定)あり。
給 付 水 準	代行部分(老齢厚生年 金の報酬比例部分)及 び上乗せ(プラスアル ファ)部分。プラスアル ファ部分は、代行部分 の1割を上回る水準(代行 部分は、老齢厚生年金 の報酬比例部分に同 じ)。	拠出した掛金が個人毎 に区分され、加入者そ れぞれが自己責任のも とに運用商品を選び、 掛金と運用収益の結果 をもとに給付額が決ま る。	基準に従い規約で 定めるところにより算 定した額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが、公 的年金と合わせ、従前賃 金の60～70%を保障。
公 的 年 金 制 度 と の 調 整	公的年金に上乗せされ る(プラスアルファ部 分)。	公的年金に上乗せされ る。	公的年金に上乗せ される。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式:全体の給付 水準から公的年金給付相 当額部分を差し引いた残 りを支給。 (2)超過方式:公的年金と 企業年金を合わせた給付 額が所得の一定水準にな るよう、公的年金の上限以 上の報酬に高い給付乗率 を適用。

(注) 日本:「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

## 第9-9表 企業年金制度（続き）

Table 9-9: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス
設立	企業の任意	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collectif (PERCO)  各企業(制度導入は任意)
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	20歳(あるいは25歳)に達してから5年(あるいは10年)以上の拠出期間	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上)  (任意)
支給開始	大部分が65歳	通常は男性65歳、女性60歳(あるいは65歳)。早期退職は公的年金制度に準じる。	年金受給開始時
給付水準	一般的には、 最終給与×乗率×勤続年数	[年金月額＝最終給与×勤続年数×乗率]が大半を占める。 最終給与：退職前3年間の平均所得(ボーナス・歩合給を除く)。 勤続期間の算入制度：30～40年 ※小企業・低賃金の企業を中心に、勤続年数による算定方法や一律定額による支給を用いる企業もある。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。  労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。  雇用主による拠出は、最高で年間6,357.12ユーロ(2018年)
公的年金制度との調整		公的年金に上乗せされる。  公的年金の拠出対象報酬の上限を超える高所得者には、調整制度・インテグレーション制度を用いる企業もある。 [年金額＝{(最終給与のうち、公的年金の拠出対象報酬上限まで)×0.5%＋上限を超える額×1.5%}×勤続年数]などの式を用いる。	特になし

資料出所 企業年金連合会(2018.1)「企業年金に関する基礎資料(平成29年度版)」

日本:厚生労働省ウェブサイト

フランス:政府公共サービスサイト,保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等

第9-10表 社会保障負担料率（2017年）

Table 9-10: Employer-employee social security rates, 2017

		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others			
日本	JPN	18.300 <sup>1)</sup>	10.0 <sup>2)</sup>	1.57 <sup>3)</sup>	1.10 <sup>4)</sup>	なし			
	労 / employee	労使折半				0.40			
	使 / employer					0.70			
アメリカ	USA	12.4 <sup>5)</sup>	2.9 <sup>6)</sup>	なし	2.27 <sup>7)</sup>	なし			
	労 / employee	6.2	1.45		使) 全額負担				
	使 / employer	6.2	1.45		2.27 <sup>7)</sup>				
イギリス	UK	25.8		なし		国民保険制度に統合			
	労 / employee	12.0 <sup>8)</sup>	主に税財源						
	使 / employer	13.8							
ドイツ	DEU	18.7	14.6	2.35	3.0	なし			
	労 / employee	9.35	7.3	1.275	1.5				
	使 / employer	9.35	7.3	1.275	1.5				
フランス	FRA	老齢保険				家族手当 <sup>12)</sup>	住宅支援基金への拠出 <sup>13)</sup>		
	(民間部門の場合)	17.75	13.94	主に税財源	6.40				
	労 / employee	6.90 <sup>9)</sup>	0.40 <sup>10)</sup>	0.75 <sup>11)</sup>	2.40 <sup>11)</sup>				
	使 / employer	8.55 <sup>9)</sup>	1.90 <sup>10)</sup>	13.19 <sup>11)</sup>	4.00 <sup>11)</sup>	3.45	0.1	0.5	
スウェーデン	SWE	17.21		なし	2.64	その他 <sup>14)</sup> 15.97			
	労 / employee	7.00	主に税財源		使) 全額負担	使) 全額負担			
	使 / employer	10.21			2.64	15.97			

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:Gov.ukウェブサイト

ドイツ:ドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)

フランス:国立統計経済研究所, 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

スウェーデン:厚生労働省「2016年海外情勢報告」, スウェーデン国税庁

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2017年9月分から適用)。  
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(2018年3月分から適用される料率は9.63~10.61%)。  
 3) 40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2018年4月分から適用。  
 4) 「一般の事業」における負担率。日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。  
 5) 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。  
 6) メディケアパートAを指す。  
 7) 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率はなく, 「2.27%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちのどれだけ占めるかという数字をあらわしている。なお, 数字は2017年の推計値。  
 8) 週157~866ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。  
 9) 39,732ユーロ/年までの給与に対する割合(2018年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。  
 10) 対全給与。  
 11) 158,928ユーロ/年までの給与に対する割合(2018年)。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われている。  
 12) フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。  
 13) 従業員規模20人未満は0.1%, 20人以上は0.5%。  
 14) 遺族年金保険, 疾病保険, 労災保険, 両親保険, 労働市場保険及び一般賃金税を含む。

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-11: Public assistance systems

		日本
制度名	生活保護制度	求職者支援制度 <sup>1)</sup>
根拠法	生活保護法(1950年制定, 最終改正2014年)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)
管理運営主体	厚生労働省(実施は地方自治体)	厚生労働省, ハローワーク, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構, 訓練実施機関
財源	国(3/4)及び自治体(1/4)	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し, 最低限度の生活を保障するとともに, 自立を助長する。	雇用保険に加入できなかった者, 雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者, 雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者, 自営廃業者, 学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給, 2つ以上を併給という)。医療扶助, 介護扶助は現物給付で, それ以外は金銭給付が原則。 ・扶助の種類: 生活扶助, 教育扶助, 住宅扶助, 医療扶助, 介護扶助, 出産扶助, 生業扶助, 葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる。 ・雇用保険被保険者ではない, また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) ・訓練期間中から訓練終了後, 定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 ・既にこの給付金を受給したことがある場合は, 前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	基準額(月額) 生活扶助(2017年度)(冬季加算, 児童養育加算, 母子加算を含む) ・1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳, 29歳, 4歳):158,380円 ・1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳):79,790円	・職業訓練受講手当:月額10万円 ・通所手当:通所経路に応じた所定の額 ・給付期間:原則として最長1年(ハローワーク所長が特に必要と認めた場合は2年まで)
現状・実績	・生活保護費:3.8兆円(2017年度当初予算) ・被保護世帯数:1,642,971世帯(2017年11月) ・被保護者数:2,125千人(実人員, 2017年11月)	・求職者支援訓練受講者数累計:37万2,253人(2011年10月~2017年12月) ・訓練修了者等の就職状況:基礎コース58.9%, 実践コース63.8%(2016年度)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト,「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成23年10月)

(注) 1) 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く), ハローワークの就職支援を拒否すると, 給付金が不支給となるばかりではなく, これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は, 労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。訓練の受講料は無料, テキスト代等は自己負担。

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得(SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム(SNAP, 旧フードスタンプ)	一般扶助(勤労所得税額控除 Earned Income Tax Credit:EITC)
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法・Affordable Care Act	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営主体	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子どもの数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。(州により上乗せ給付あり)	所得・家族構成等により、州ごとに異なる。	所得・家族構成等により異なる。	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付)
給付水準	州ごとに決定	・1人当たり: 750ドル ・夫婦当たり: 1,125ドル(月額, 2018年)	—	・1人当たり: 125.99ドル(月額, 2017年)	・平均還付額 約2,455ドル
現状・実績	・被保護者数: 417万人(2015年度平均) ・被保護世帯数: 163万世帯(2015年度月間平均) ・総支給額: 317億ドル(2015年度)	・被保護者数: 825万1千人(2017年) ・総支給額: 589億ドル(2016年)	・被保護者数: 7,090万人(2016年月平均) ・総支給額: 5,523億ドル(2015年度)	・被保護者数: 4,213万8千人(2017年) ・総支給額: 679億ドル(2017年) *諸経費込み	・2,700万人が総額で650億ドルの還付(2017年)

資料出所 アメリカ:保健社会福祉省(DHHS), 農務省, 内国歳入庁各ウェブサイト

第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

イギリス				
制度名	所得補助	雇用・生活補助手当 (所得連動)	住宅給付	税額控除
根拠法	1992年社会保障拋出・給付法	2007年福祉改革法	1992年社会保障拋出・給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	財務省
財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源	国の一般財源
対象	一人親等	健康上の理由により就労困難な低所得者。健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子供の有無により税を還付
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16歳～年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 無所得または低所得</li> <li>・ 資産が16,000ポンド以下</li> <li>・ 週の就労が16時間未満(配偶者は24時間未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金支給開始年齢前の者</li> <li>・ 法定の傷病手当、法休手当を受給しておらず、復職もしていない</li> <li>・ 求職者手当を受給していない</li> <li>・ 資産が16,000ポンド以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居の賃貸料を支払っている</li> <li>・ 低所得または給付を受給している</li> <li>・ 資産が16,000ポンド以下</li> </ul>	(就労税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25歳以上(子供がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象)</li> <li>・ 週労働時間: 25～59歳で30時間以上, その他16時間以上, 等)</li> </ul> (児童税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-13表 (p.286) 参照</li> </ul>
給付水準	家族構成等を勘案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18～24歳の単身者: 57.90ポンド</li> <li>・ 25歳以上の単身者: 73.10ポンド</li> <li>・ 18歳以上のカップル: 114.85ポンド(週当たり, 2017年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労関連活動: 73.10ポンド</li> <li>・ 要支援: 109.65ポンド(週当たり, 2017年)</li> </ul> ※ このほか、家族構成等で加算。資産額に応じた減額措置あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸料の全額または一部(公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる)</li> <li>・ 資産額等により減額</li> <li>・ 35歳未満の単身者には、より低い額を設定</li> </ul>	(就労税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本部分: 1,960ポンド/年</li> </ul> ※ 労働時間や障害の有無、子供の有無などで加算あり           (児童税額控除) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9-13表 (p.286) 参照</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護者数: 63.6万人</li> <li>・ 総支給額: 22.3億ポンド(グレートブリテン, 2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護者数: 189.7万人</li> <li>・ 総支給額: 101.4億ポンド(グレートブリテン, 2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護者数: 459.4万人</li> <li>・ 総支給額: 234.4億ポンド(グレートブリテン, 2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護世帯数: 428.4万世帯</li> <li>・ 総支給額: 283.7億ポンド(グレートブリテン, 2015年度)</li> </ul>

イギリス(続き)		
制度名	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)	ワーク・プログラム
根拠法	1995年求職者法	
管理運営主体	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。	雇用年金省が所管、民間の雇用サービス事業者に実施を委託(ジョブセンタープラスを通じて失業者を紹介)。
財源	一般財源(全額国庫負担)	
対象	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性62歳)未満の失業者であるイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外あり)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者手当を受給している者。</li> <li>非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。</li> <li>また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。</li> </ul>
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと</li> <li>就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること</li> <li>ワーク・コーチとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること</li> <li>現在フルタイムの教育を受けていないこと</li> <li>拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること</li> <li>資産が16,000ポンド以下であること</li> <li>収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと</li> </ul>	
給付水準	<p>世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。</p> <p>個人手当(単位:ポンド、週当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単身者: 16～24歳 57.90, 25歳以上 73.10</li> <li>両者とも18歳以上のカップル: 114.85</li> <li>一人親: 18歳未満 57.90, 18歳以上 73.10 (2017年度)</li> <li>給付期間: 条件を満たす限り、年金支給開始年齢まで無制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援内容</li> <li>対象者の就職及び就職後の定着支援(具体的な手法は委託先の民間事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う)。</li> <li>ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。</li> </ul>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付者数: 62万人 (拠出制給付の併給者8,000人を含む)</li> <li>総支給額: 16.1億ポンド (グレートブリテン, 2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年6月までに参加した195万人のうち、継続的な就労(6か月、困難を抱える若者は3か月)に結びついた者は55万人。</li> <li>※新規受け入れは2017年3月で終了、後継プログラムは障害者等に対象を拡大予定。</li> </ul>

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

		ドイツ
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	失業給付II (Arbeitslosengeld II) <sup>2) 3)</sup>
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障」
管理運営主体	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体
財源	自治体の一般財源 (高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については2014年以降は連邦政府が100%負担)。	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。但し、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)
対象	就労能力のない生活困窮者 (資力調査による)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常給付は失業給付IIの基準月額と同額。他に住居費・暖房費等別途支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15歳以上65歳未満 (2012年から上限は67歳未満に段階的に引き上げ)</li> <li>1日3時間以上は就労できる者</li> <li>適当な仕事に就き、資産や収入を利用して自身の生計を十分に確保できない状態にあること。</li> <li>資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ (最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ) 認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ (最高16,250ユーロ) 認められる。</li> </ul>
給付水準	<p>中心的な給付は生計扶助。高齢期及び稼働能力減少・喪失の場合は特定給付。このほか、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付 (特別扶助) がある。</p> <p>給付基準月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単身者: 409ユーロ</li> <li>成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき368ユーロ (基準月額の90%)</li> <li>25歳未満で、需要共同体 (BG) において生活する者: 327ユーロ (基準月額の80%)</li> <li>15～18歳未満: 311ユーロ</li> <li>7～14歳: 291ユーロ</li> <li>0～6歳: 237ユーロ (2017年1月1日以降)</li> </ul>	<p>給付基準月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単身者: 409ユーロ</li> <li>成人同士 (満18歳以上) のカップル: 1人につき368ユーロ (基準月額の90%)</li> <li>25歳未満で、需要共同体 (BG) において生活する者: 327ユーロ (基準月額の80%)</li> <li>15～18歳未満: 311ユーロ</li> <li>7～14歳: 291ユーロ</li> <li>0～6歳: 237ユーロ (2017年1月1日以降)</li> </ul> <p>給付期間 上限は、老齢年金受給開始年齢に対応</p>
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者数</li> <li>生活扶助受給者数: 約39.8万人 (2015年末)</li> <li>高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障の受給者数: 約104万人 (2015年末)</li> <li>特別扶助受給者数: 約142万人 (2015年末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者数</li> <li>失業給付II (Alg II): 432.7万人 (2015年)</li> <li>社会手当 (SG): 172.2万人 (2015年)</li> <li>支給総額: 146.6億ユーロ (失業給付IIと社会手当を含む。宿泊・暖房費除く) (2015年)</li> </ul>

- 2) 適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。
- 3) なお、失業給付II受給者の早期就職への第一歩として、就労する習慣を身につけさせることを目的とした1ユーロジョブ (Arbeitsgelegenheiten Mehraufwandsentschädigung) が頻りに利用されている。失業給付II受給者は、福祉団体、地方自治体等が提供する公共的な仕事に従事し、失業給付IIIに加え、1時間当たり1～2ユーロの賃金を得ることができる。

ドイツ(続き)		
制度名	統合助成金(Eingliederungszuschüsse:EGZ)	パートタイム就労失業給付 (Teilarbeitslosengeld)
根拠法	「社会法典第3編(SGB III)」88～92条	「社会法典第3編(SGB III)」162条
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
財源	社会保険料(労使折半)	社会保険料(労使折半)
対象	長期失業、障害、能力の不足や高齢であること等を理由に職業紹介が困難である者を雇用了事業主。	失業する前の直近2年以内に、少なくとも12か月間以上、2つの社会保険加入義務のある雇用に従事したことがあり、これらの雇用のうち1つ以上の職を失ったものの、引き続き従事している職のある者で、社会保険加入義務のある職を求めている者。
受給要件、内容	長期失業、障害、能力の不足や高齢等により職業紹介が困難である労働者を雇用手続きに対して支給される。統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所(AA)若しくはジョブセンター(JobCenter)により必要性に応じて個別に決定される。	上述の対象条件を満たすこと。
給付水準	賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12か月(50歳以上の労働者:36か月)であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24か月にわたる支給が可能。特に職業紹介が困難である者については別途、特例あり。	離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から算定される準報酬額(Nettoentgelt)に応じ、子供がいる場合は純報酬額の67%、それ以外の場合は60%。保険加入期間にかかわらず一律で180日間、給付される。
現状・実績	統合助成金利用は計149,545件。重度障害者の利用は9,034件(2015年)。	

資料出所 ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト、厚生労働省「2016年海外情勢報告」

## 第9-11表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-11: Public assistance systems (cont.)

		フランス
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)	連帯特別手当 <sup>5)</sup> (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法	社会福祉・家庭法典	労働法典第L5423条など
管理運営主体	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)
財源	国の一般財源	政府の一般財源(全額国庫負担)
対象	25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者
受給要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる)。</li> <li>・ なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。</li> <li>・ 実際に求職活動を行っていること(但し、55歳以上の者については免除される)。</li> <li>・ 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額(2015年11月12日現在、単身者1,137.5ユーロ、夫婦1,787.5ユーロ)に満たない。</li> </ul>
給付水準	RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 <sup>4)</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身者 子なし: 545.48ユーロ 子1人: 818.22ユーロ 子2人: 981.86ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに218.19ユーロが加算</li> <li>・ カップル・夫婦 子なし: 818.22ユーロ 子1人: 981.86ユーロ 子2人: 1,145.50ユーロ 子2人目以降: 1人増えるごとに218.19ユーロが加算 (2018年1月現在)</li> </ul>	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合(月額)、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月収652.80ユーロ未満: 489.60ユーロ</li> <li>・ 月収652.80～1,142.41ユーロ未満: 1,142.41ユーロと収入の差額</li> <li>・ 月収1,142.41ユーロ以上: 給付ゼロ</li> </ul> 夫婦・カップルの場合(月額1人当たり)、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月収1,305.60ユーロ未満: 489.60ユーロ</li> <li>・ 月収1,305.60～1,795.20ユーロ未満: 1,795.20ユーロと収入の差額</li> <li>・ 月収1,795.20ユーロ以上: 給付ゼロ (2018年1月1日現在)</li> </ul> 給付期間: 原則6か月(更新可能)
現状・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護世帯数: 222万9千世帯(2013年6月末現在)</li> <li>・ 被保護者数: 470万人(2013年6月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者: 45万9,300人(2016年11月30日、本土)</li> <li>・ 支給総額: 18.32億ユーロ(2009年実績)</li> </ul>

資料出所 フランス: 政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト、労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*等

- 4) 給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される。
- 5) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

## 第9-12表 育児休業制度

Table 9-12: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定, 最終改正2016年)	家族・医療 休暇法 (1993年)	雇用権利法 (1996年)	両親手当, 両親休暇に 関する法	労働法典 L1225-47条, L1225-48条, L1225-50条
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者(日々雇用者を除く)。一定の範囲の有期契約労働者は対象	男女労働者(実親, 養親, 監護者)	男女被用者(実親, 養親を問わない)	子を自ら自宅で監護又は養育する者	男女労働者。実親, 養親, 継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	(1)当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること, (2)子が1歳6か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	・出産(養子)休暇雇用されていること(期間要件なし) ・父親休暇 出産予定週の15週間前までに勤続26週以上 ・共有両親休暇 出産予定週の15週間前までに勤続26週以上, パートナーの就労・収入状況に条件あり	両親の一方でも双方共同してもよい	子の出生又は3歳未満の養子を取り取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	子が1歳まで。原則1回。父母がともに取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能。保育所に入所できないなどの場合には1歳6か月まで取得可能。 3歳までの子を養育する労働者について, (1)短時間勤務制度(1日6時間)を設けること, (2)労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること, を事業主の措置義務とする。 3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して, 育児休業制度または勤務時間短縮等の措置に準じて, 必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。	生後, 養子縁組後又は監護斡旋後12か月の間に12週間。但し, 夫婦が同一事業所に雇用されている場合は, 夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割, 時間単位での取得が可能。	・出産(養子)休暇 産前産後で最長52週間, うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり。 ・父親休暇 産後8週目までに1週間または2週間。 ・共有両親休暇 出産休暇52週のうち, 産後に取得する部分について(最長で, 産後2週間を除く50週), 両親間で分割して取得が可能。  なお, 別途「両親休暇」として, 子が18歳に達するまで18週間(年4週までの)無給の休暇取得を認める制度がある。	子が3歳になるまで最長3年間。3歳から8歳までは, 上記の両親休暇期間のうち, 2年間を限度に事業主の同意なく繰延べ可能。また, 育児休業は計3回に分けての取得が可能。	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき, その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし, 子が重度の病氣・事故・障害を負った場合は, 休業期間を延長できる。休業中, 「乳幼児迎え入れ手当(Paje)」のCLCA(活動自由選択補完措置)から, 第1子は6か月間, 第2子以降は3歳までの間, 賃金補助の受給が可能(2014年12月31日以前に生まれた子の場合)。「育児分担手当(PreParE)」により, 第1子の場合は1歳になるまでの間, 親それぞれ6か月間まで(ひとり親の場合は1歳まで), 第2子以降は末子が3歳になるまでの間, 親それぞれ24か月間まで(ひとり親の場合は3歳まで), 三つ子以上の場合は6歳になるまでの間, 親それぞれが48か月間まで(ひとり親の場合6歳まで), 賃金補助を受給できる。

## 第9-12表 育児休業制度(続き)

Table 9-12: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	・出産(養子)休暇規定なし(通常は全日休暇) ・父親休暇1週間または2週間を1回で取得 ・共有両親休暇両親とも、3期間まで分割して取得が可能	時短勤務との併用受給が可能。要件を満たす労働者は両親休暇中、週30時間までの短時間勤務が可能。	子が3歳になるまで、(1)1～3年休職する、(2)パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	・出産(養子)休暇事前予告は15週間前、休暇開始予告は開始日の28日前まで ・父親休暇事前予告は15週間前まで ・共有両親休暇休暇開始日の8週間前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前。その他の場合、休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務づけ。	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱いの禁止。	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止。	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。但し、特別の場合には、雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	・出産(養子)休暇52週のうち最初の26週の間は復職する場合は現職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、現職または同等の職に復帰することができる。なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同等の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
育休取得状況	育休取得率 <sup>1)</sup> : 男性3.16%、女性81.8%(2016年、厚生労働省「雇用均等基本調査」)	—	—	2014年に生まれた子に対する母親の両親手当受給割合: 95.9%、同父親の受給割合: 34.2%。	—

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対して請求できる。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995年1月より)
有給・無給	規定なし	無給	一定期間の法定手当制度あり	両親手当を支給	無給
休業期間中の社会保険の取扱、その他規定	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額(2014年度から)が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は半日単位で取得可。	医療給付は休業中も継続。介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	・出産休暇 出産予定週の15週前までに勤続26週以上で、週平均の給与額が国民保険の加入下限額以上の場合、雇用主により休業中に法定手当が支給される(うち92%を雇用主に還付する制度あり)。支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週140.98ポンドといずれか低い額。手当の支給方法等は給与に順じ、保険料の拠出は継続。  ・父親休暇、共有両親休暇に関する法定手当の資格要件(勤続期間・給与額等)、金額等は出産休暇と同等。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給(従前手取賃金の67% <sup>2)</sup> )。上限1800ユーロ、下限300ユーロ <sup>3)</sup> 。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで(単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月)。「両親手当」の半額を上限として、支給期間を最長28か月に延長することも可能。	年金について算定基礎となる。休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本:厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、アメリカ:連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著(1995)「アメリカ労働法」、イギリス:Gov.ukウェブサイト、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省及び統計局ウェブサイト、フランス:労働省ウェブサイト

- (注) 1) 2013年10月1日～2014年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2015年10月1日までに育児休業を開始した者(開始の予定を申し出ている者を含む。)の割合。  
2) 支給率の67%は、平均月間所得が1,200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1,000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。  
3) 支給額は母性手当や所得代替給付等が併給される場合は減額されるが、最低保障の月額300ユーロは減額調整の対象とはならない。多胎、きょうだい加算もあり、子が1人増えるごとに月額300ユーロが加算される。例えば双子であれば300ユーロ、三つ子であれば600ユーロが毎月加算される。3歳未満の子が2人、もしくは6歳未満の子が3人以上いる場合は、当該期間中、支給率が10%加算(最低額75ユーロ)される。

## 第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

	日本 <sup>1)</sup>		イギリス	
種別	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市区町村), 事業主拠出金で構成(国 55.4%, 地方 27.7%, 事業主 8.3%, 公務員 8.6%, 2017年度予算ベース)		一般財源	
受給(適用)要件	(支給対象) 中学校修了までの国内に住所を有する児童(受給資格者) 監護生計要件を満たす父母等	(控除対象) 扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 課税対象となる。	
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円, 第3子以降は月額1万5000円, 中学生は月額1万円  (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円  ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯の場合)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.70ポンド/週 (2017年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2017年)  障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市区町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 2016年4月から, 子供を保育園に通わせている場合, 年収約360万円未満の世帯に限り, 第2子の保育料は半額, 第3子以降は無料。

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ 手当(Paje) の基礎手当
根拠法	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3条	社会保障法 典 L531-1条
管理運 営主体	家族金庫(連邦雇用エージェ ンシー内に付設), 監督指揮 権は, 連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:100%)			企業の拠出金:43.8%, 一般福祉 税など租税:22.1%, 諸手当に対す る国及び県の負担金:21.9%(全 国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(教育期間中の子供)については25歳未満,失業中 の子供については21歳未満,25歳到達前に障害を負ったこ とにより就労困難になった子供については無期限)の子を 扶養している者。			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	所得に応じて 制限がある。 2014年3月ま でに生まれた 子を持つ親と 2014年4月1 日以降に生ま れた子を持つ 親では異なる。
		・低所得の親に 対して児童手当 に加算して支 給。 ・両親及び1人親 の子が未婚で25 歳以下かつ同居 しており,その子 の児童手当を受 給している場合。			
給付(控 除)内容	第1子・第2 子は月192 ユーロ,第3 子は月198 ユーロ,第4 子以降は1 人につき 223ユーロ (2017年)。	児童1人につき 170ユーロが上限 (2017年)。	・夫婦合計で年額7,356 ユーロ(2017年) ・このほか,養育にかか った費用については,2012 年以降,親子の境遇にか かわらず課税対象から控 除される。	子の年齢や数に応 じて決まる。11歳未 満の子2人の場合, 月額129.86ユーロ (2017年7月以降)	原則,月額 184.62ユーロ (2017年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうに適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。 また,2歳以下の子を持つ非就業,不完全就業(週30時間 以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか,税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本:厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス:Gov.uk  
ウェブサイト等, ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス:家族手当金庫  
(CAF), 政府公共サービスウェブサイト

第9-14表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-14: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

	日本	ドイツ	フランス
種別	保育所	託児所 <sup>1)</sup>	集団託児所
設置運営主体	市区町村, 社会福祉法人, 株式会社, NPO, 学校法人等(認可方式)	地方自治体, 教会, 福祉団体等	市町村, 民間, 非営利団体
財源	国, 都道府県, 市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は, 州が50%, 自治体が25%, 設置主体が25%を負担	市町村に対しては, 家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は, 市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢, 世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合, 1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。因みに, パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	2013年8月1日以後, 満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで, 政府は毎年, その実施状況を報告。	0～3歳児。市町村立の保育所の場合, 当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は, 255万人, 待機児童は2万6,081人(2017年9月1日現在)	3歳未満の児童に係る保育所の利用者率は, 全独で32.7%(2016年)。	3歳未満を対象とした集団託児所(Crèches collectives)の受入人数は89,630人(2015年暫定)。2007年に政府が実施した調査では, 3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち, 認可された保育サービスを利用する者の割合	35.1% (2017年9月1日現在)	[3歳未満] ・ 32.7% (2016年3月1日現在) ・ 旧西独地域で28.1%, 旧東独地域で51.8%と地域差が大きい。  [3歳～就学前] ・ 93.6% (2016年3月1日現在) ・ 旧西独地域で93.2%, 旧東独地域で95.2%と地域差は小さい。	[3歳未満] ・ 集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実, 3歳未満児の約半数が利用 ・ 認定保育ママの利用に対する保育費用補助など, 家族給付制度が財源的にも保育を支えている。  [3歳未満児に対する保育の定員割合] 18%(2015年)  [3歳～就学前] ・ 3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障

資料出所 日本:厚生労働省(2017.9)「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」ほか  
ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFsFJ, Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe(2017)  
フランス:Guillaume BAILLEAU(DREES)(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, Nathalie BLANPAIN(DREES)(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, Nadia Amrous, Françoise Borderies(DREES)(2017) *En 2015, les enfants de moins de 3 ans sont en majorité accueillis chez les assistant·es maternel·les*, Etudes et Resultats, numéro 1030, Drees, octobre 2017.

(注) 1) 託児所のほか, 複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは, (1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe), (2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten), (3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。

## 第9-15表 障害者雇用対策

Table 9-15: Employment measures for the disabled

	日本	アメリカ
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年制定)。最終改正は2013年で、2016年4月施行 <sup>1)</sup> 。	「障害を持つアメリカ人法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。
対象者	身体障害、知的障害または精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。)
雇用主への規制	[法定雇用率の義務づけ] 常用雇用労働者数が45.5人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.2%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%) <sup>2)</sup> 。	[雇用における差別禁止] 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。
手続き等	[負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者100人超) <sup>3)</sup> 。  [助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。 常時雇用労働者数が100人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。 常用雇用労働者数が100人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数または72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。	[申立の仕組み] 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うことも可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。

資料出所 日本:厚生労働省(2016年10月)「平成28年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト  
アメリカ:連邦労働省ウェブサイト

## 第9-15表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-15: Employment measures for the disabled (cont.)

イギリス <sup>4)</sup>	
根拠法	「2010年平等法」及び「1995年障害者差別禁止法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申立に対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言・斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。

資料出所 イギリス・ドイツ・フランス：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター(2012年4月)「調査研究報告書No.110 欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

- (注) 1) 同改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、従来の身体障害者、知的障害者に加え精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等を定めている。
- 2) 短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。
- 3) 2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となった。
- 4) 障害者の就業支援施策として、以下のプログラムがある。
- ・ワーク・チョイス:任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。
  - ・アクセス・トゥ・ワーク:就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。
- このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

	ドイツ	フランス
根拠法	社会法典第9編(SGB IX)	労働法典L5212-1条～, L5213-1条～
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者(障害の程度50以上の者)</li> <li>・ 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合)</li> <li>・ 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点)</li> </ul>	<p>身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。</p>
雇用主への規制	<p>法定雇用率は、民間部門・公的部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。</p>	<p>賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受入れの利用には上限がある。</p>
手続き等	<p>[負担金の徴収方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。</li> <li>・ 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。</li> </ul> <p>[助成方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。</li> <li>・ 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。</li> </ul>	<p>[負担金の徴収方法]</p> <p>使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍、従業員数により20名以上、200名以上、750名以上と区分)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付する。3年以上にわたり障害者を1人も雇用していない場合には、制裁的納付金(法定最低賃金(SMIC)の1500倍)が科される。</p> <p>[助成方法]</p> <p>AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>

資料出所 フランス:永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号, 労働省ウェブサイト

第9-16表 一日当たり生活時間配分

Table 9-16: Main structure of daily average time use

	(時間、分/Hours, minutes per day)						
	日本	アメリカ <sup>1)</sup>	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	韓国 <sup>2)</sup>
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	KOR
(男 Male)							
個人的ケア <sup>a)</sup>	10.56	10.31	10.38	10.53	11.56	10.16	10.52
睡眠 <sup>b)</sup>	8.05	8.37	8.33	8.23	8.56	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 <sup>c)</sup>	2.51	1.54	2.05	2.30	3.00	2.14	3.02
仕事と仕事中の移動 <sup>d)</sup>	4.57	4.14	3.26	2.51	3.16	3.57	4.04
学習 <sup>e)</sup>	0.52	0.29	0.35	0.34	0.31	0.13	1.29
家事と家族のケア <sup>f)</sup>	1.08	2.19	2.08	2.10	2.16	2.33	0.39
自由時間 <sup>g)</sup>	4.47	6.09	5.37	6.02	4.58	5.28	4.46
ボランティア活動 <sup>h)</sup>	0.05	0.20	0.09	0.16	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 <sup>i)</sup>	4.42	5.49	5.28	5.46	4.42	5.15	4.46
うちテレビ <sup>j)</sup>	2.29	2.59	2.40	2.02	2.12	2.02	1.51
移動 <sup>k)</sup>	1.17	—	1.27	1.26	1.00	1.27	1.53
うち通勤 <sup>l)</sup>	0.33	—	0.25	0.21	0.20	0.21	0.40
その他 <sup>m)</sup>	0.04	0.17	0.09	0.05	0.03	0.06	0.16
(女 Female)							
個人的ケア <sup>a)</sup>	11.06	10.56	10.57	11.11	12.11	10.42	10.53
睡眠 <sup>b)</sup>	7.54	8.48	8.40	8.30	9.10	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 <sup>c)</sup>	3.12	2.08	2.18	2.41	3.01	2.30	3.02
仕事と仕事中の移動 <sup>d)</sup>	2.27	2.57	1.56	1.34	1.55	2.40	2.22
学習 <sup>e)</sup>	0.50	0.27	0.35	0.32	0.30	0.18	1.21
家事と家族のケア <sup>f)</sup>	4.02	3.39	3.47	3.50	4.12	3.44	3.09
自由時間 <sup>g)</sup>	4.20	5.43	5.12	5.31	4.18	5.09	4.24
ボランティア活動 <sup>h)</sup>	0.04	0.23	0.12	0.14	0.12	0.12	0.02
他の自由時間 <sup>i)</sup>	4.16	5.20	5.00	5.17	4.06	4.58	4.22
うちテレビ <sup>j)</sup>	2.20	2.32	2.17	1.46	2.02	1.45	1.53
移動 <sup>k)</sup>	1.09	—	1.21	1.17	0.51	1.20	1.34
うち通勤 <sup>l)</sup>	0.18	—	0.14	0.11	0.13	0.16	0.23
その他 <sup>m)</sup>	0.07	0.18	0.10	0.05	0.03	0.07	0.18
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1～ 2011.12	2000.6～ 2001.9	2001.4～ 2002.4	1998.2～ 1999.2	2000.10～ 2001.9	2009.9
対象年齢 Reference age	10歳～	15～	10～	10～	15～	20～84	10～

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.12)「平成23年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

- 1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。
- 2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

(参考)一人当たり生活時間配分(日本・2016年10月現在)

(時間、分/Hours, minutes per day)

	有償労働	無償労働	(家事)	(育児)	学業等	個人的ケア	自由時間
(男 Male)	5.39	1.19	0.41	0.07	0.40	11.03	4.44
(女 Female)	2.52	4.22	3.05	0.26	0.37	11.15	4.17

資料出所 総務省統計局(2017.12)「平成28年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 9-16表の日本の数値とは分類項目の内容が一部異なるので接続しない。

第9-17表 生活・社会・文化水準

Table 9-17: Indicators of national power and social infrastructure

	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス UK	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 <sup>1)</sup> Imports of commercial energy	1000 PJ	(2013年) (石油換算/oil equivalent)							12
研究・開発費(政府の財源割合) <sup>2)</sup> % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2014) 16.0	(2013) *27.7	(2014) *28.8	(2014) 28.8	(2013) 35.2	(2014) 69.2	(2014) 20.3	(2014) 23.0
インターネット利用率 <sup>3)</sup> Internet users	%	(2015) (100人当たり/per 100 persons)							
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2013)							
千人当たり自動車保有台数 <sup>4)</sup> Vehicles in use (per 1,000 persons)	台	594	783	517	603	579	337	93	386
医療費支出(対GDP比率) <sup>5)</sup> Total health expenditure (% of GDP)	%	(2014)							
公的医療費支出の割合 <sup>6)</sup> Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	83.6	48.3	83.1	77.0	78.2	52.2	55.8	54.1
医師数 <sup>7)</sup> Physicians	人	(2008-2014) (人口千人当たり/per 1,000 population)							
病床数 <sup>7)</sup> Hospital beds	台	(2007-2012) (人口千人当たり/per 1,000 population)							
交通事故件数 <sup>8)</sup> Road accidents	件	(2013) (人口10万人当たり/per 100,000 population)							
公的財政支出教育費(対GDP比) <sup>9)</sup> Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2013)							
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008) (2005) (2006) (2009) (2009) (2010) (2013)							
二酸化炭素排出量 <sup>10)</sup> CO2 emissions from fuel combustion	100 万t	(2014)							

資料出所 総務省統計局(2017.3)「世界の統計2017」 \*…暫定値又は推計値

- (注) 1) 商用一次及び二次エネルギー。フランスはモナコを含む。  
 2) 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。中央・地方政府を対象(政府系非営利団体を含む)。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。  
 3) 原則として、各国の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「通信利用動向調査」による。  
 4) 日本は総務省統計局「人口推計」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」による。  
 5) 医療費支出:公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水・衛生対策を除く。  
 6) 公的医療費支出:政府(中央及び地方)支出、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む)。  
 7) 医師数:2008~2014年、病床数:2007~2012年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院(公的・民間・総合・専門)及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。  
 8) 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。中国は2011年の数値。  
 9) 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する奨学金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金及び授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。韓国は国際財源からの支出を除く。  
 10) 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-18-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-18-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons) < 出勤日 / Working day >		335	138	329	264	355	305	309	190
起床時刻 <sup>a)</sup>	(hm)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(hm)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出勤時刻 <sup>c)</sup>	(hm)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 <sup>d)</sup>	(hm)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 <sup>e)</sup>	(hm)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 <sup>f)</sup>	(hm)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(hm)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 <sup>h)</sup>	(hm)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 <sup>k)</sup> (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 <sup>m)</sup>	(分)	27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 <sup>n)</sup>	(分)	101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup>	(分)	5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
家事にあてる時間 <sup>p)</sup>									
自動車の洗淨・家屋修理など	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
にあてる時間 <sup>q)</sup>									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>									
家族の看護・介護にあてる	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	—	—	18.0	31.5
時間 <sup>s)</sup>									
< 休日 / Day off >									
起床時刻 <sup>a)</sup>		8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 <sup>h)</sup>		23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup>	(分)	14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
家事にあてる時間 <sup>p)</sup>									
自動車の洗淨・家屋修理など	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
にあてる時間 <sup>q)</sup>									
子どもに関わる時間(世話、	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup>									
家族の看護・介護にあてる	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	—	—	58.6	66.9
時間 <sup>s)</sup>									

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-18-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees\*)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
<出勤日/Working day>									
起床時刻 <sup>a)</sup>	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 <sup>c)</sup>	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 <sup>d)</sup>	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 <sup>e)</sup>	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 <sup>f)</sup>	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 <sup>h)</sup>	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
(在社中の)食事時間 <sup>k)</sup> (分/minutes)		52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
(在社中の)休憩・休息時間 <sup>m)</sup> (分)		30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
(在社中の)残業時間 <sup>n)</sup> (分)		48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup> (分)		8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup> (分)		24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
自動車の洗淨・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup> (分)		0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup> (分)		37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup> (分)		0.0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
<休日/Day off>									
起床時刻 <sup>a)</sup>		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 <sup>h)</sup>		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 <sup>p)</sup> (分)		33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など 家事にあてる時間 <sup>p)</sup> (分)		63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
自動車の洗淨・家屋修理など にあてる時間 <sup>q)</sup> (分)		29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
子どもに関わる時間(世話、 しつけ・教育、遊ぶなど) <sup>r)</sup> (分)		148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
家族の看護・介護にあてる 時間 <sup>s)</sup> (分)		4.0	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2

\*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-18-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-18-3: Workday/Holiday time use (employees)

		(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
	単位 Unit	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		402	314	359	324	385	368	365	272
< 出勤日/Working day >									
自宅をでる時間 <sup>b)</sup>	(h.m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 <sup>c)</sup>	(h.m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 <sup>d)</sup>	(h.m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 <sup>e)</sup>	(h.m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 <sup>f)</sup>	(h.m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 <sup>g)</sup>	(h.m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 <sup>k)</sup>	(分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 <sup>m)</sup>	(分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 <sup>n)</sup>	(分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup>	(分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
< 休日 >									
家で仕事をする時間 <sup>o)</sup>	(分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19表 ジェンダー不平等指標 (GII) <sup>1)</sup>

Table 9-19: Gender Inequality Index

		2000年	2005	2010	2014	2015	(順位/Rank)
スイス	CHE	0.094	0.073	0.062	0.045	0.040	(1)
デンマーク	DNK	0.076		0.056	0.043	0.041	(2)
オランダ	NLD	0.096	0.082	0.054	0.044	0.044	(3)
スウェーデン	SWE	0.062	0.053	0.051	0.047	0.048	(4)
アイスランド	ISL	0.149	0.125	0.099	0.065	0.051	(5)
ノルウェー	NOR	0.109	0.085	0.075	0.057	0.053	(6)
スロベニア	SVN	—	0.139	0.124	0.057	0.053	(6)
フィンランド	FIN	0.085	0.088	0.077	0.060	0.056	(8)
ドイツ	DEU	0.130	0.117	0.097	0.073	0.066	(9)
韓国	KOR	0.191	0.107	0.099	0.071	0.067	(10)
シンガポール	SGP	0.272	0.167	0.099	0.069	0.068	(11)
ベルギー	BEL	0.122	0.104	0.093	0.076	0.073	(12)
オーストリア	AUT	0.151	0.118	0.111	0.083	0.078	(14)
スペイン	ESP	0.119	0.118	0.113	0.087	0.081	(15)
イタリア	ITA	0.178	0.175	0.124	0.085	0.085	(16)
ポルトガル	PRT	0.208	0.182	0.141	0.103	0.091	(17)
カナダ	CAN	—	0.132	0.127	0.102	0.098	(18)
フランス	FRA	0.192	0.156	0.125	0.103	0.102	(19)
日本	JPN	0.135	0.148	0.120	0.124	0.116	(22)
ギリシャ	GRC	0.221	0.179	0.159	0.121	0.119	(23)
オーストラリア	AUS	0.160	0.139	0.138	0.123	0.120	(24)
アイルランド	IRL	0.201	0.192	0.171	0.135	0.127	(26)
チェコ	CZE	—	0.153	0.135	0.134	0.129	(27)
イギリス	UK	0.215	0.206	0.184	0.149	0.131	(29)
ポーランド	POL	0.205	0.164	0.170	0.146	0.137	(30)
ニュージーランド	NZL	0.190	0.188	0.186	0.165	0.158	(35)
中国	CHN	0.254	0.228	0.197	0.168	0.164	(37)
アメリカ	USA	—	0.264	0.254	0.214	0.203	(43)
ロシア	RUS	0.423	0.359	0.315	0.286	0.271	(52)
マレーシア	MYS	0.340	0.324	0.308	0.287	0.291	(60)
メキシコ	MEX	0.493	0.431	0.401	0.355	0.345	(73)
タイ	THA	0.397	0.348	0.319	0.369	0.366	(78)
ブラジル	BRA	0.503	0.469	0.454	0.420	0.414	(91)
フィリピン	PHL	0.479	0.467	0.449	0.436	0.436	(95)
インドネシア	IDN	0.564	0.533	0.486	0.472	0.467	(104)
インド	IND	—	0.619	0.591	0.544	0.530	(124)

資料出所 United Nations Development Programme (2017.3) *Human Development Data 2016*

(注) 1) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index) とは、リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。

2000年は84、2005年は135、2010年は137、2014年は188、2015年は160か国を対象。



# 参 考



## 労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

### ----- 国際機関等 -----

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://ec.europa.eu/eurostat/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —The World Bank

<http://www.worldbank.org/>

### ----- 各国・地域の統計機関 -----

#### [日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<https://www.ons.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<https://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —Italian National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

国立統計経済研究所 —The National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)  
<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark  
<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)  
<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland  
<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland  
<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office  
<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute  
<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service  
<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

行政院主計総処 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Department of Statistics Singapore

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計庁 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン統計局 —Philippine Statistics Authority

<https://psa.gov.ph/>

[インド]

インド統計局 —Census of India

<http://www.censusindia.net/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

付表 ベンチマーク人口基準の切替による労働力調査結果の変更について

日本の労働力調査は2017年1月末以降の公表結果について、2015年国勢調査結果を反映したベンチマーク人口(「新基準」)に基づく数値に変更され、これに伴う2016年以前の遡及・補正值が公表されている。参考として、旧基準及び新基準による両数値を掲載する。

	旧基準(既公表値)			新基準(2015年国勢調査基準)		
	計	男	女	計	男	女
(万人)						
15歳以上人口						
2010	** 11,049	** 5,337	** 5,712	11,111	5,365	5,746
2011	** 11,042	** 5,332	** 5,710	11,117	5,367	5,750
2012	* 11,098	* 5,355	* 5,742	11,110	5,363	5,747
2013	* 11,088	* 5,349	* 5,738	11,107	5,362	5,746
2014	* 11,082	* 5,346	* 5,736	11,109	5,363	5,746
2015	* 11,077	* 5,344	* 5,733	11,110	5,365	5,746
2016	* 11,078	* 5,346	* 5,732	11,111	5,366	5,745
2017	—	—	—	11,108	5,365	5,743
労働力人口						
2010	** 6,590	** 3,822	** 2,768	6,632	3,850	2,783
2011	** (6,545)	** (3,792)	** (2,753)	(6,596)	(3,825)	(2,770)
2012	* 6,555	* 3,789	* 2,766	6,565	3,796	2,769
2013	* 6,577	* 3,773	* 2,804	6,593	3,783	2,809
2014	* 6,587	* 3,763	* 2,824	6,609	3,776	2,832
2015	* 6,598	* 3,756	* 2,842	6,625	3,773	2,852
2016	* 6,648	* 3,765	* 2,883	6,673	3,781	2,892
2017	—	—	—	6,720	3,784	2,937
就業者						
2010	** 6,257	** 3,615	** 2,642	6,298	3,643	2,656
2011	** (6,244)	** (3,607)	** (2,638)	(6,293)	(3,639)	(2,654)
2012	* 6,270	* 3,616	* 2,654	6,280	3,622	2,658
2013	* 6,311	* 3,610	* 2,701	6,326	3,620	2,707
2014	* 6,351	* 3,621	* 2,729	6,371	3,635	2,737
2015	* 6,376	* 3,622	* 2,754	6,401	3,639	2,764
2016	* 6,440	* 3,639	* 2,801	6,465	3,655	2,810
2017	—	—	—	6,530	3,672	2,859
雇用者						
2010	** 5,463	** 3,133	** 2,329	5,500	3,159	2,342
2011	** (5,471)	** (3,136)	** (2,335)	(5,512)	(3,164)	(2,349)
2012	* 5,504	* 3,148	* 2,357	5,513	3,153	2,360
2013	* 5,553	* 3,147	* 2,406	5,567	3,156	2,411
2014	* 5,595	* 3,159	* 2,436	5,613	3,170	2,443
2015	* 5,640	* 3,166	* 2,474	5,663	3,180	2,482
2016	* 5,729	* 3,197	* 2,531	5,750	3,211	2,539
2017	—	—	—	5,819	3,229	2,590
完全失業者						
2010	** 334	** 207	** 127	334	207	128
2011	** (300)	** (185)	** (115)	(302)	(187)	(115)
2012	* 285	* 173	* 112	285	174	112
2013	* 265	* 162	* 103	265	163	103
2014	* 236	* 141	* 95	236	142	96
2015	* 222	* 134	* 88	222	135	89
2016	* 208	* 126	* 82	208	126	82
2017	—	—	—	190	112	78

(注) 無印…2015年国勢調査基準、\*…2010年国勢調査基準、\*\*…2005年国勢調査基準  
( )内の数値は、東日本大震災による欠損値を補完推計したものである。

詳細:総務省統計局ウェブサイト (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/170131/>)

## データブック 国際労働比較 (2018年版)

---

2018年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 調査部 海外情報担当

TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113

(販売) 研究調整部 成果普及課

TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

---

©2018 JILPT

ISBN978-4-538-49052-6

ISBN978-4-538-49052-6  
C3033 ¥1500E



9784538490526

定価(本体1,500円+税)



1923033015003